



町田市緑の基本計画 2020

一部改訂

「町田の環境文化を育む多摩丘陵・里山回廊の保全・再生・活用」に向けて



町 市

町田市緑の基本計画の一部改訂にあたって

町田市は、関東山地から三浦半島にかけて連なる緑の回廊を形成する多摩丘陵の北端に位置しています。市内の各所には「谷戸」と呼ばれる独特の起伏のある地形がそのまま残り、雑木林や水田等とあいまって、「里山」の風景を形づくっています。また、都心に近い立地にも関わらず、「里山」の風景が残る豊かな緑と、住宅地や商業地が調和する様は、町田市の魅力の一つであると言えます。



近年、緑への関心と期待はますます高まり、生物多様性の保全、地球温暖化対策、レクリエーションの場の提供、景観の保全等、町田市の緑についてもその多様な機能の発揮を求められています。

町田市では、2011年6月に緑の基本計画の見直しを行い、今後10年間の「緑地の適正な保全」や「緑化の推進」そして「公園緑地の整備」に関して、新たな将来像や目標を定め、これらを実現する具体的な取り組みとあわせて「町田市緑の基本計画2020」としてまとめました。

2015年は、本計画策定から5カ年を迎えたことや町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」の策定に伴い、新たな公園計画を策定したことなどから一部改訂を実施しました。

「緑の基本計画2020一部改訂」では、「緑の基本計画2020」の基本的な方針を変えずに、新たな公園計画の位置付け、具体的事業の実施状況の反映、主な事業や取り組みについて、時点修正を行いました。

引き続き「町田市緑の基本計画2020一部改訂」が、町田市の貴重な緑を次世代に引き継いでいくために係わる人々の思いや、取り組みに応え、役立ち、幅広く活用していただけることを願っています。

2016年（平成28年）3月

町田市長 石 阪 丈 一

目 次

序 章 緑の基本計画とは 1

1. 特徴	2
2. 計画改定の趣旨	2
3. 計画一部改訂の趣旨	2
4. 一部改訂点	2

第1章 計画の改定にあたって 3

1. 改定のポイント(視点)	4
2. 改定の流れ	4
3. 緑の基本計画の構成	5
4. 計画の位置づけ	6
5. 計画の目標年次	7
6. 対象とする「緑」とその役割	8

第2章 町田市の緑の現況と課題 9

1. 町田市の緑の現況	10
2. 町田市の緑の課題	19

第3章 町田市の緑の将来像と目標 21

1. 町田市の緑の将来像	22
2. 計画のフレーム	34
3. 緑の確保目標水準	35
4. 緑の確保の考え方	37
5. 緑の基本方針	42
6. 都市公園及び地域制緑地の配置方針	60

第4章 町田市の緑のまちづくりに向けた施策の展開 67

1. 施策の体系	68
2. 具体的事業の展開	72
3. 計画の推進にあたって	92

資料編

資料1 町田市の緑を取り巻く現状	96
資料2 (旧) 町田市緑の基本計画の取組み実績	109
資料3 町田市の緑の課題	119
資料4 緑に対する市民の意識	149
用語解説	155
町田市緑の基本計画改定検討委員会について	159
町田市緑の基本計画改定庁内連絡会について	163

表紙写真

左上 恩田川の桜並木 右上 早春の忠生公園
左下 緑に囲まれた住宅地 右下 大賀ハス
 (薬師ヶ丘住宅) (薬師池公園)

序 章 緑の基本計画とは

1 特徴（P2）

2 計画改定の趣旨（P2）

序 章 緑の基本計画とは

1 特徴

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことです。これは、1994年にできた制度で、「緑地の適正な保全」や「緑化の推進」さらには「公園緑地の整備」に関して、その将来像、目標などの緑のあるべき姿とそれを実現するための施策などを定める、緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。

2 計画改定の趣旨

町田市ではこれまで、多摩丘陵をはじめとした歴史的・文化的風土を今に残す、緑を基調にした良好な都市環境の保全育成に努めてきました。1999年9月には、「町田市緑の基本計画(以下、旧計画)」が策定され、都市公園等の緑地の配置や緑化の推進をはじめとした、緑のまちづくりを進めてきました。

その後、10年が経過し、町田市の緑の現状や、緑を取り巻く社会情勢、関連法令などの変化を受け、2011年6月に、「町田市 緑の基本計画 2020」として新たに策定しました。

3 計画一部改訂の趣旨

2015年に目標年次である2020年の中間年次である5年を迎えたこと、上位計画である町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」(2011年12月)の策定に伴い、新たな公園計画を策定したことなどを受け、時点修正を行いました。

この時点修正では、基本的な方針は変更せず、これら上位計画や関連計画との整合を図り、「町田市 緑の基本計画 2020」策定後の事業などを反映し、次回の全面改定までの期間における町田市の緑とオープンスペースに関する総合的な計画として、引き続き位置づけ、緑のまちづくりを進めています。

4 一部改訂点

- ①町田薬師池公園 四季彩の杜、野津田公園 スポーツの森、芹ヶ谷公園 芸術の杜の再整備の位置付け
- ②「第4章 町田市の緑のまちづくりに向けた施策の展開」に位置づけた具体的事業の実施状況の反映
- ③緑の将来像の「水と緑の拠点」について、まとまりのある公園緑地等を含む一定の広がりを持った範囲という本来の主旨にあわせ、名称を「まとまった緑のあるエリア(以下「エリア」という。)」に修正
- ④エリア内の主な事業や取り組みの追記

第1章 計画の改定にあたって

- 1 改定のポイント(視点) (P4)
- 2 改定の流れ (P4)
- 3 緑の基本計画の構成 (P5)
- 4 計画の位置づけ (P6)
- 5 計画の目標年次 (P7)
- 6 対象とする「緑」とその役割 (P8)

第1章 計画の改定にあたって

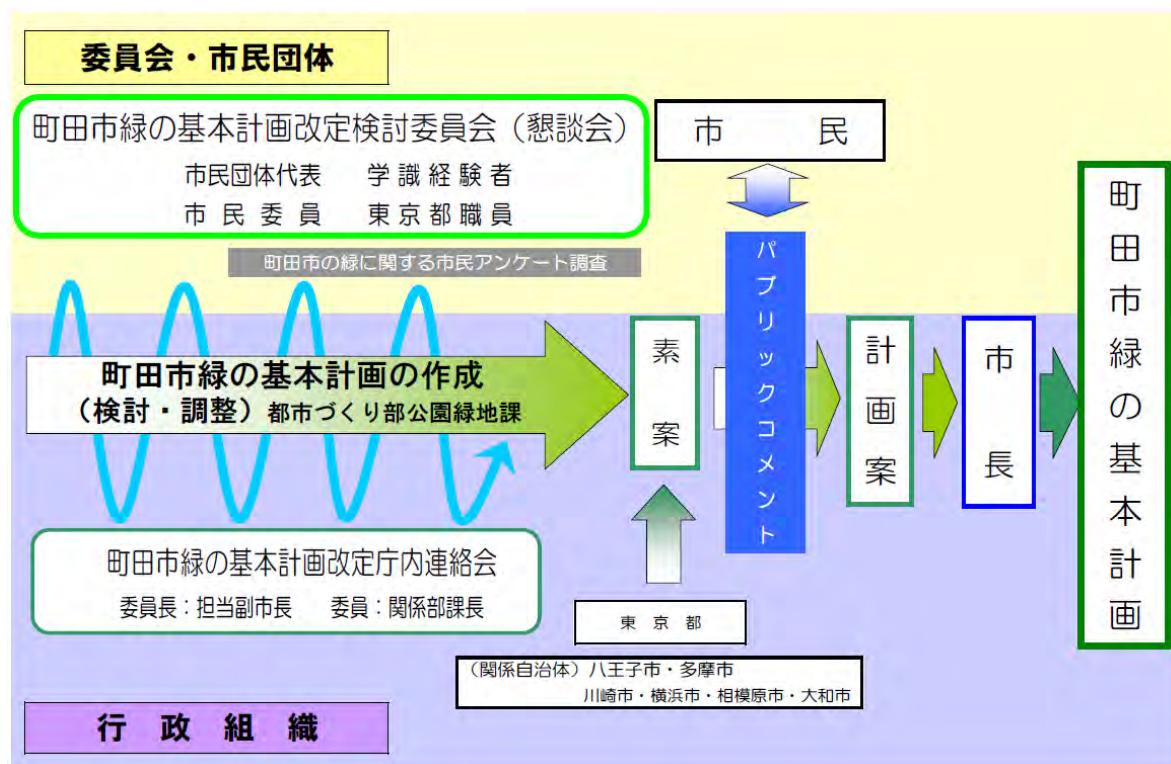
1 改定のポイント(視点)

- ①新たな緑の確保目標や目標水準の決定
- ②目標を実現する具体的な取組みとそのスケジュールの提示
- ③身近な公園が不足している地域への計画的な公園づくり
- ④観光を視点に置いた、公園や歴史環境等の活用・整備
- ⑤公園の管理や運営の適正化の推進

2 改定の流れ

町田市「緑の基本計画」の改定にあたっては、学識経験者、市民団体代表、市民委員、関係行政機関代表からなる検討委員会を設置するとともに、行政内部に関係部課長からなる庁内連絡会を設置し、内外から計画立案に向けた審議を行いました。

また、市民アンケート、パブリックコメントなど市民参加の機会も設け、市民意見を把握し、その反映に努めました。



【委員会の様子】

第8回町田市緑の基本計画改定検討委員会
(2011年2月18日)

3 緑の基本計画の構成

緑の基本計画の基本的な構成は、以下のとおりです。

「緑の基本計画」とその改定の内容

序章 緑の基本計画とは

1. 特徴
2. 計画改定の趣旨

《資料編》

- 資料1 町田市の緑を取り巻く現状
資料2 緑確保のための取組み実績
資料4 緑に対する市民の意識

第1章 計画の改定にあたって

1. 改定のポイント（視点）
2. 改定の流れ
3. 緑の基本計画の構成
4. 計画の位置づけ
5. 計画の目標年次
6. 対象とする「緑」とその役割

緑の現況と課題

第2章 町田市の緑の現況と課題

1. 町田市の緑の現況
2. 町田市の緑の課題

《資料編》

- 資料3 町田市の緑の課題

将来像と目標

第3章 町田市の緑の将来像と目標

1. 町田市の緑の将来像
2. 計画のフレーム
3. 緑の確保目標水準
4. 緑の確保の考え方
5. 緑の基本方針
6. 都市公園及び地域制緑地の配置方針

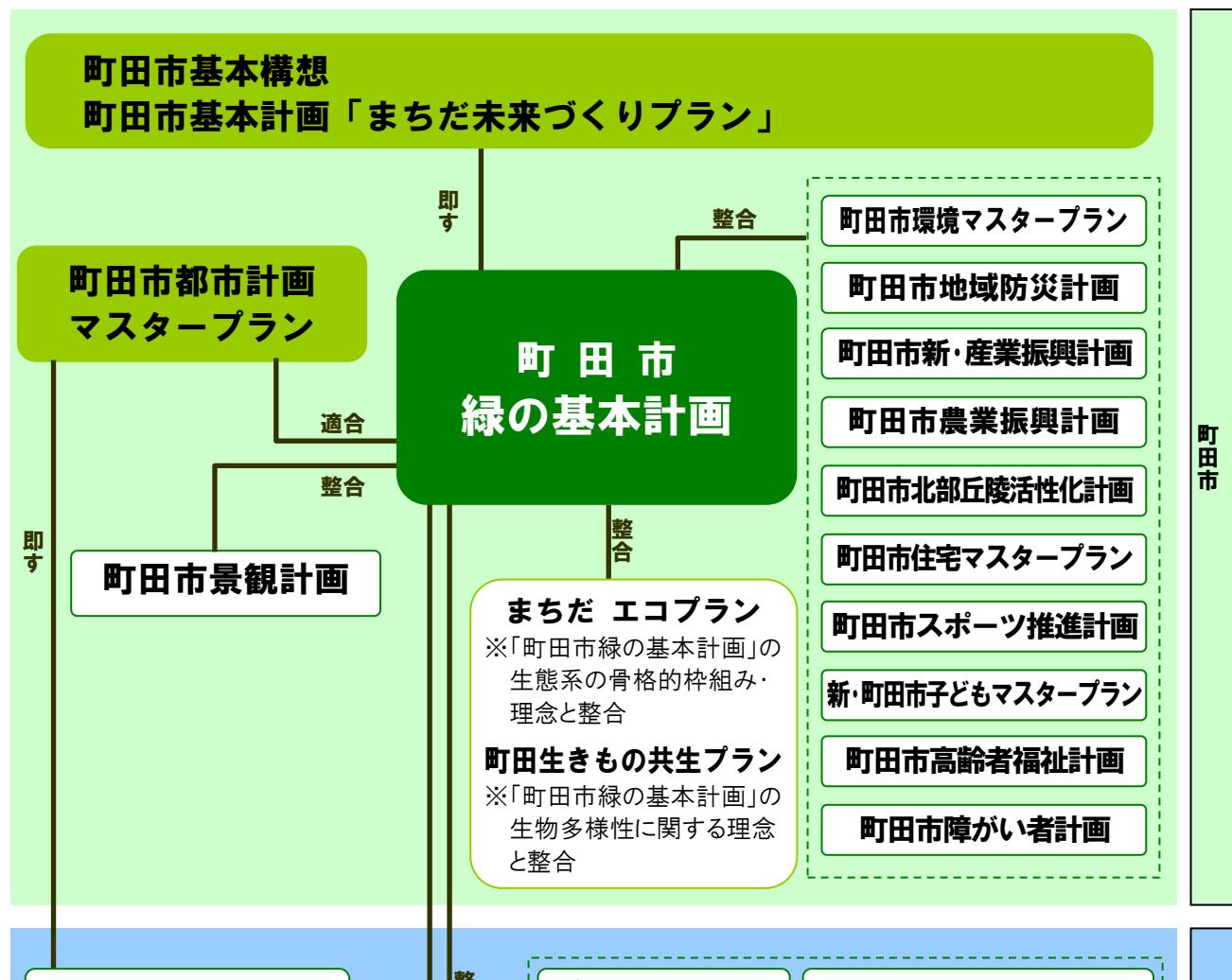
具体的な取組み

第4章 町田市の緑のまちづくりに向けた施策の展開

1. 施策の体系
2. 具体的事業の展開
3. 計画の推進にあたって

4 計画の位置づけ

本計画は、町田市基本構想に即して、また、都市計画法第18条の2の「市町村の都市計画に関する基本的な方針(町田市都市計画マスターplan)」に適合させ、東京都の各種上位計画や町田市の各種関連計画とも整合のとれた内容とすることが求められています。

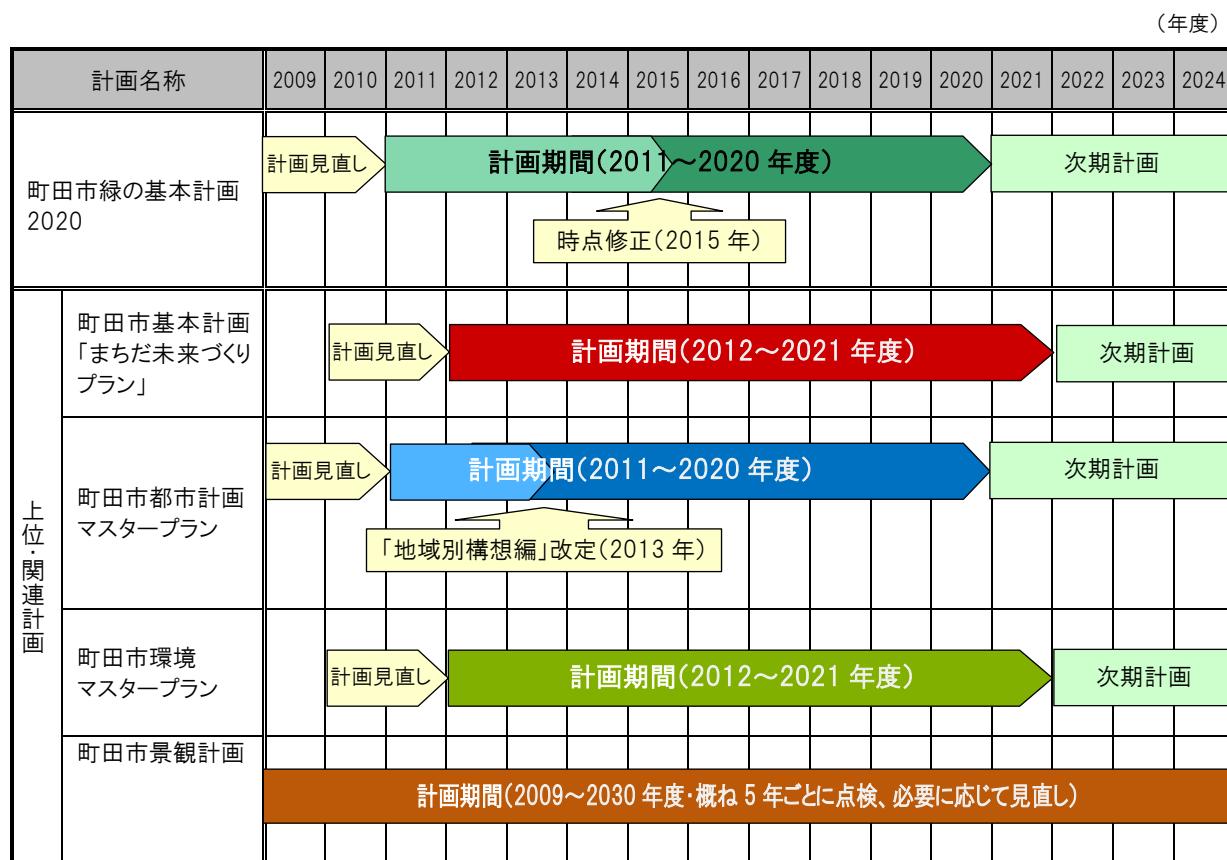


上位計画:
関連計画:
即す: ぴったりとつく。即応する。
適合: うまくあてはまること。
よくかなうこと。
整合: 整い一致すること。
理論の内容に矛盾がないこと。

5 計画の目標年次

本計画の計画年次は、2011 年度から 2020 年度の 10 年間とし、2020 年度を目標年次とします。

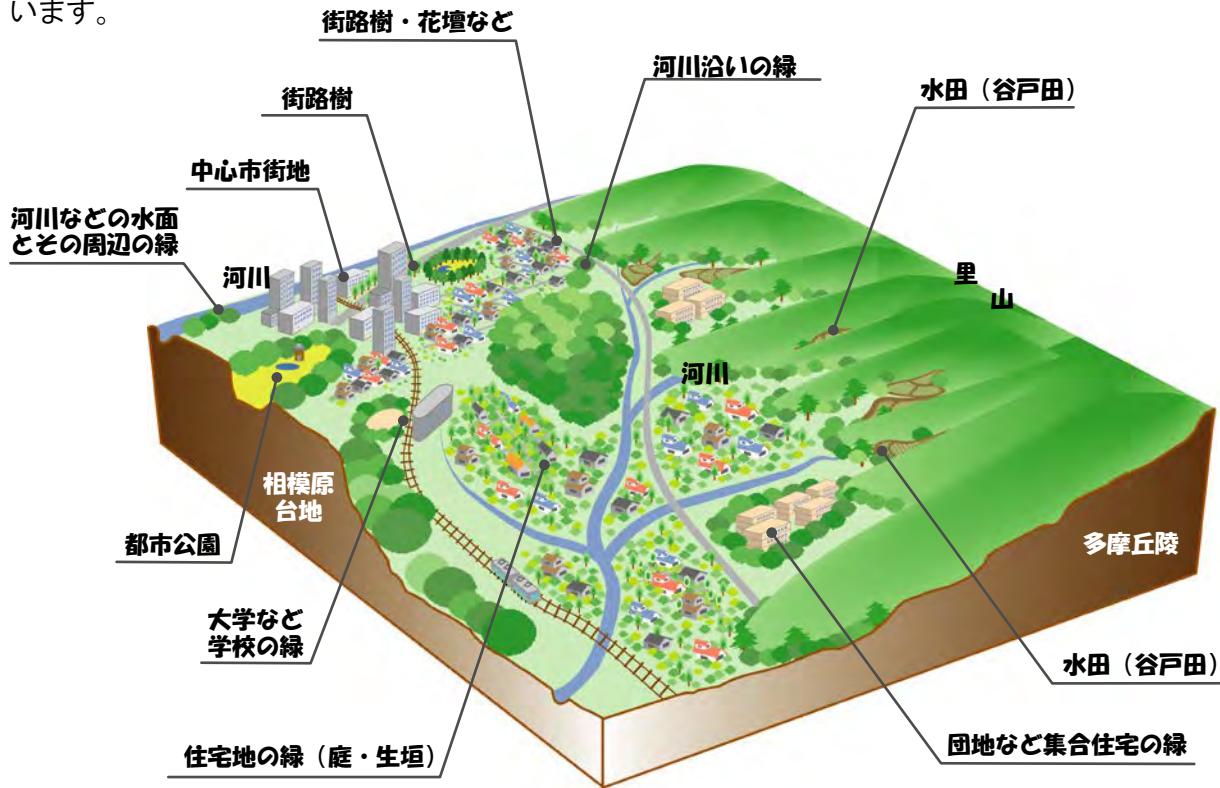
しかし、緑の保全や再生には、長期的な取り組みが必要であり、町田の緑の将来像を見据えた計画とします。



なお、本計画の内容は、上位計画の改定、社会経済情勢の変化に対応して、必要に応じて適宜、時点修正及び見直しを行うものとします。

6 対象とする「緑」とその役割

本計画で対象とする「緑」は、樹林地や農地、草地、裸地、公園、水面などはもちろんのこと、計画的に保全・創出を図っていこうとする個人の家の庭や生垣、道路の街路樹なども含んでいます。



本計画では、町田市における緑の役割を、以下の 7 つの視点で捉えています。

【生態系保全】

- 多様な生物の生息空間
- 生物の移動経路 など

【都市環境改善】

- CO₂の吸収や大気浄化
- ヒートアイランド現象の緩和
- 水辺環境の保全・形成 など

【レクリエーション・文化】

- 身近な休養・遊び場の提供
- 自然や農とのふれあい
- 歴史的・文化的資産の保全
- 観光拠点 など

【安全・安心】

- 水害・土砂崩落抑制
- 避難拠点・経路の確保、延焼防止
- 安心して利用できる場の形成 など

【景観形成】

- 自然景観の形成
- まち並み景観の形成
- 風景・風土・景趣の保全・形成 など

【市民生活】

- 生活の豊かさの実感
- 市民参加機会の創出 など

【地域の経済振興】

- 農産物の生産基盤 など

第2章 町田市の緑の現況と課題

1. 町田市の緑の現況（P10～18）

2. 町田市の緑の課題（P19～20）

第2章 町田市の緑の現況と課題

1 町田市の緑の現況

町田市は、多摩丘陵*の北の端に位置し、市域北部の丘陵域は鶴見川、境川の源流域となっているため、都市の近郊でありながら、豊かな自然環境を有しています。

また、様々な団地開発などによって形成された住宅地は、都心に就業を依存するベットタウンという特色を備えています。その一方で、町田駅周辺は多摩地域を代表する商業拠点となっており、住宅都市という特色と併せて、「生活都市」という性格を強く有しています。

*ここでいう、多摩丘陵は、八王子から、多摩市、稲城市、町田市をとおり横浜市にかけて広がる丘陵地を指します

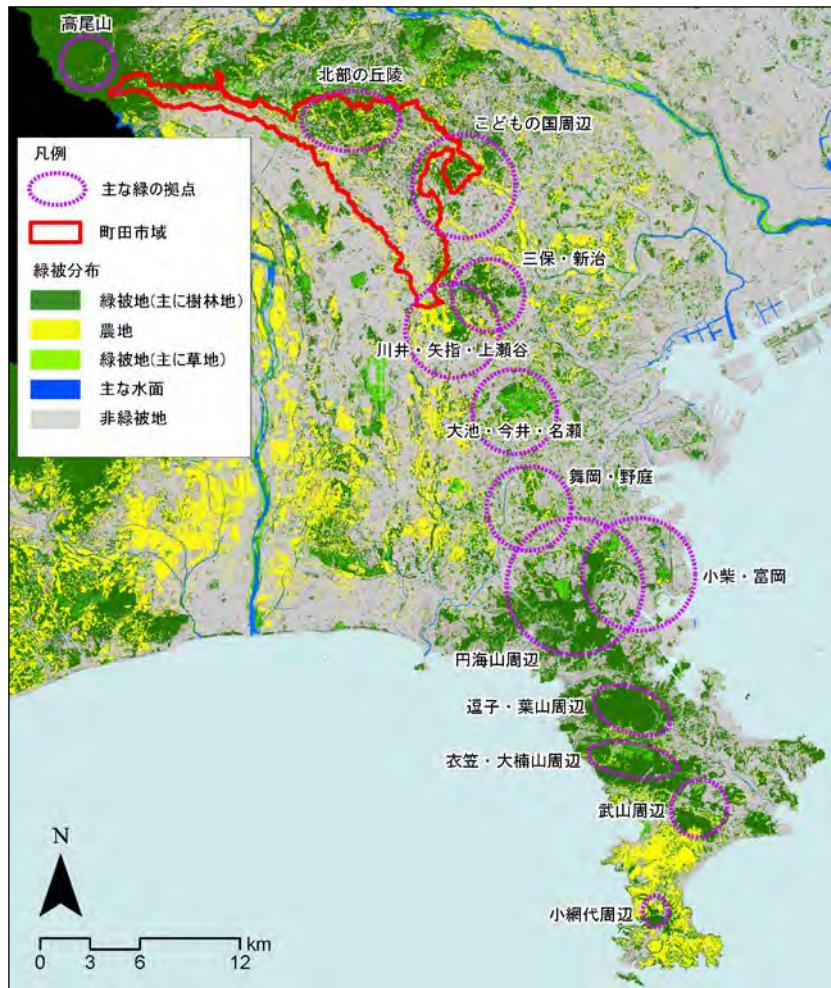
(1) 位置・面積

町田市は東京都の西南端に位置する半島状の外形の丘陵都市で、都心から西南 30 ~40km、横浜市中心部から西北 20~30km 圏に位置しています。周囲を東京都八王子市、多摩市、神奈川県川崎市、横浜市、大和市、相模原市に接し、北側に多摩ニュータウンと八王子ニュータウン、南側に相模原の市街地があります。

市域の大きさは、東西 22.3km、南北 13.2km、面積 71.8km² で、これは、多摩地域の中でも八王子市、青梅市、あきる野市に次ぐ広さとなっています。



位置図



多摩丘陵の広域的な緑のつながり

出典：緑被分布図*（国土交通省都市・地域整備局、2007）
 ※緑被分布図は、国土地理院長の承認を得て、同院の技術資料D・1-No.393「細密数値情報（10m メッシュ 土地利用）首都圏」を利用し作成したものである。（承認番号 国地企調第376号 平成20年1月4日）
 この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図5000（土地利用）及び数値地図2500（空間データ基盤）を使用したものである。（承認番号平19総使、第450号）
 元データ：©CNES2005/Tokyo Spot Image Distribution

(2) 交通

町田市内には、鉄道としてJR横浜線(相原駅、町田駅、成瀬駅)、小田急線(鶴川駅、玉川学園前駅、町田駅)、東急田園都市線(つくし野駅、すずかけ台駅、南町田駅)、京王相模原線(多摩境駅)の4路線、10駅があります。しかし、どの鉄道も市域の外縁部を通っているため、市内を移動するための主な公共交通手段はバスとなっています。

幹線道路網としては、東名高速道路、国道16号線、国道246号線の広域幹線道路が通っています。



交通網図

(3) 気象

町田市は、関東平野南部の気候型に属し、関東山地から丘陵、台地、低地と段階的に標高を変化させながら、神奈川県へとつながっています。

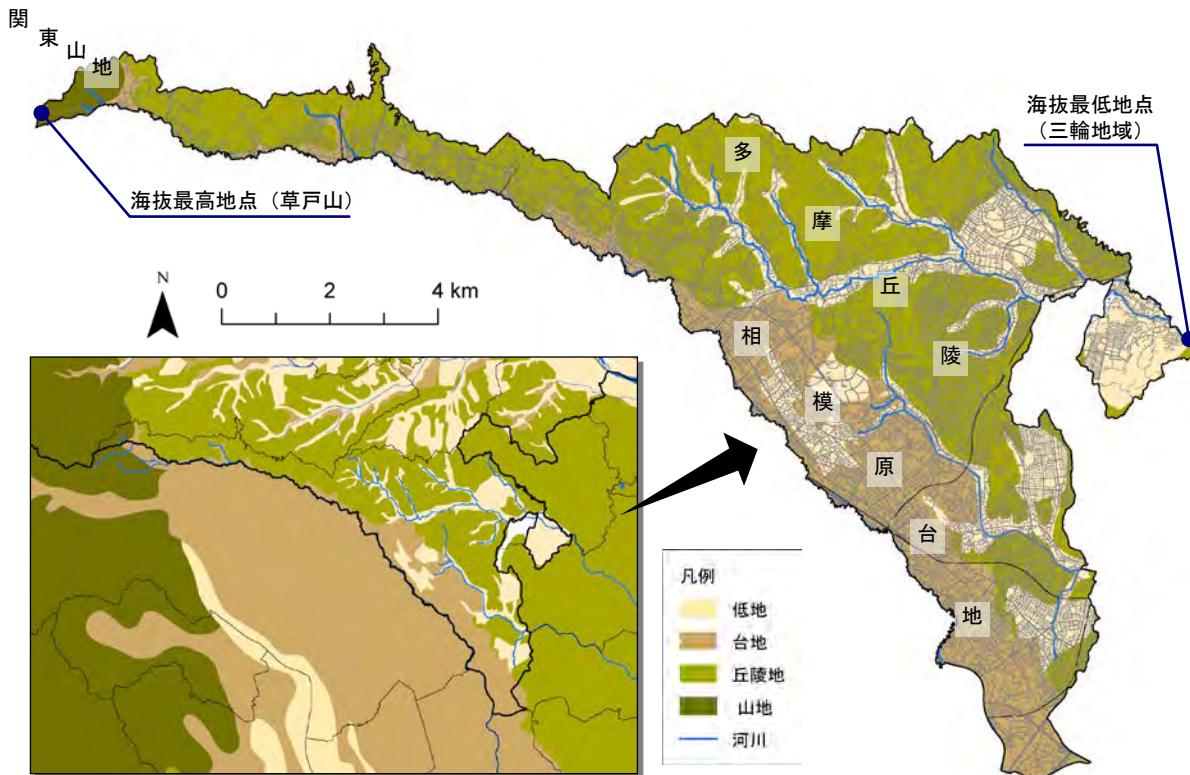
月別の平均気温は、12月から3月にかけて最も低く、降水量は8月から10月にかけて最も多くなっています。



出典：八王子地方気象台

(4) 地形

町田市の地形は、西側の関東山地から丘陵地、台地、低地と段階的に変化しています。市のほぼ全域が三浦半島へと続く多摩丘陵の南斜面にあります。その地形は、大きな谷からいくつもの小さな谷に枝分かれをした形になっており、そこに境川、鶴見川、恩田川とその支流川が深く入り込み、集水域には複雑な谷戸地形が形成されています。海拔最高地点は西北端に位置する草戸山(海拔 364m)で、海拔最低地点は三輪地域(海拔 27m)となっています。



出典：国土数値情報(流路)（国土交通省国土計画局、1978）、数値地図 25000（行政界・海岸線）※1（同省国土地理院、2006）、地形分類図※2（同省土地・水資源局、1998）、土地利用現況図（東京都、2007）

※1：この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000（行政界・海岸線）及び数値地図 2500（空間データ基盤）を使用した。（承認番号 平22業使、第357号）

※2：この地図は、国土交通省 土地・水資源局 國土調査課による 1/50,000 土地分類基本調査（地形分類図）東京都、神奈川県（1998）を使用し、作成したものである。

(5) 河川

町田市の主な河川には、境川と鶴見川と鶴見川の支流恩田川の3河川があります。全河川はそれらの支流22河川と多摩川水系の瓜生川があります。

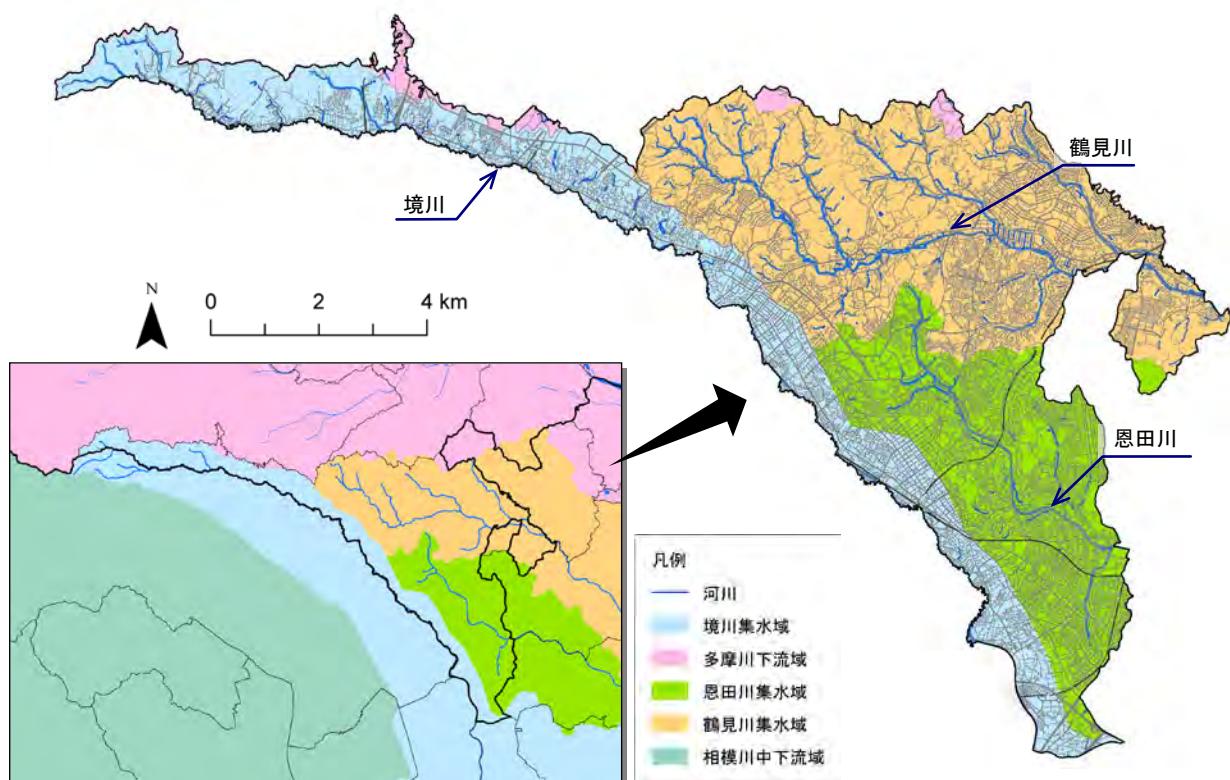
鶴見川は、水源を町田市上小山田町に発し、多摩丘陵を流下して東京湾へと注ぎ込む幹川流路延長約43km、流域面積235km²の1級河川です。境川は、町田市大地沢から相模原台地を南下し、相模湾に注ぎ込む幹川流路延長約52km、流域面積211km²の2級河川です。

それらの河川の源流域は多摩丘陵にあり、谷戸地形のため豊かな生態系が形成されていますが、南下とともに、河川周辺は市街地に囲まれ、自然が乏しくなり、農地や樹林地と分断された生物の移動が困難な河川環境となっていきます。源流域においても、近年の農業活動の衰退により、雑木林の荒廃が進み、保水力の低下が起きています。

浸水被害対策の推進を目指して制定された「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、2005年に鶴見川流域が、2014年に境川流域が、それぞれ「特定都市河川流域」に指定されました。



境川



河川図

出典：町田市共通地形図（町田市都市計画課）、国土数値情報（流路）（国土交通省国土計画局、1978）、
数値地図25000（行政界・海岸線）※（同省国土地理院、2006）、土地利用現況図（東京都、2007）
※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（行政界・
海岸線）及び数値地図2500（空間データ基盤）を使用した。（承認番号 平22業使、第357号）

(6) 歴史

町田市域は、旧石器時代から人々が暮らしており、鎌倉時代には鎌倉街道が整備されました。明治時代になると商業の町として栄え、多摩部における自由民権運動の一大拠点ともなりました。

1960 年代以降は、丘陵地や斜面、農地を宅地造成し、住宅商業都市としての開発が進められました。近年は、東京都区部からの私立大学の移転が進むなど、若者の街としても発展を続けています。

平成期に入ると、人口は 40 万人を越え、基本構想・基本計画や中期経営計画が策定され、2008 年には市制 50 周年を迎える。

町田市の沿革

時代	年代	概要
約 55 万年前		・相模川が多摩丘陵の北部を横切って多摩川に流れ込み、多摩丘陵の谷戸、相模原台地などが形成される。
約 50 万年前 ～2 万年前		・富士山と古箱根山の大噴火により、町田地域の地盤が関東ローム層で覆われる。 ・噴火後、温暖で温潤な気候がカシやツバキなどの照葉樹林帯を形成する。
旧石器時代		・市内の 20 ヶ所以上の遺跡で約 1 万 5 千～1 万 6 千年前の地層から石器が発見されている。
縄文時代	約 1.2 万年前	・ナスナ原遺跡で約 1.2 万年前の日本最古の土器が発見される。
	約 8 千年前	・小山・相原地区の遺跡で縄文時代早期の集落や中期の粘土採掘坑群などが発見される。
古代墳	7 世紀後半 ～8 世紀	・丘陵崖を利用した横穴墓群が、鶴見川流域の玉田谷戸横穴墓群などで発見される。 ・小山・相原地区の遺跡では、大規模な集落と国内最大級の横穴墓が発見される。
奈良時代		・町田市域のほとんどが含まれる武蔵国府と、相模国府を結ぶ東海道が多摩丘陵を縦貫して築造される。
平安時代		・多摩丘陵の綠地資源と斜面を利用して瓦や須恵器の大規模な生産が始まる。 ・野津田薬師堂、祥雲寺、福生寺など、仏教文化が浸透する。
		・930 年に書かれた本「和名類聚 鈔」に「店屋郷」という地名があり、これが「町田」の最古の記録といわれている。
鎌倉時代		・武蔵国府から多摩丘陵の中を小野路、本町田を通り、鎌倉鶴岡八幡宮に至る鎌倉古道が整備される。 ・鎌倉時代前期は市域のほぼ全域が小山田庄荘で、中期以降は執権北条氏による支配が続く。
室町時代		・室町時代中期以降、戦国の混乱の中で市域は小田原北条氏の勢力下に入る。
江戸時代		・野津田村、小野路村の丘陵地など、市域のほぼ全域が廻場として指定される。
		・文書や言い伝えによると、徳川家康の遺骨を日光の東照宮に運送する大行列が 1617 年に町田市を通過した。
		・現在の市域の基礎となる 27 ヶ村が、文政年間に鎌倉街道と神奈川街道(ほぼ現在の町田街道)を軸に形成された。
明治時代		・生糸が八王子から原町田を通り、横浜から輸出へと至るシリクロードともいえるルートが栄える。 ・板垣退助により提唱された自由民権運動が盛んになり、町田市の自由民権運動は多摩の一大拠点となる。
		・1893 年、町田市域が多摩地域と共に神奈川県より東京府に移管される。
		・1908 年、国鉄横浜線が開通する。
昭和期	1927 年	・昭和 2 年、小田急線が開通する。
	1958 年	・昭和 33 年、市制が施行される。
	1960 年	・「住宅商業都市」として開発が進められ、団地建設ラッシュが始まり、8 年間で世帯数が 3 倍強、人口が 2 倍強という全国第 1 位の増加率で増えた。
	1968 年	・東急田園都市線がつくし野へ延伸し、町田市へ乗り入れる。
平成期	1994 年	・基本構想が策定される。
	2003 年	・人口が 40 万人になる。
	2004 年	・町田市基本構想・基本計画が策定される。
	2007 年	・中期経営計画が策定される。
	2008 年	・市制 50 周年を迎える。

資料：町田市緑の基本計画(1999)、町田市市制 50 周年記念市勢要覧

(7) 緑の現況

ここで対象としている「緑」は、右表のように分類し、定義しています。

土地利用現況図における緑の区分の対象となる利用区分

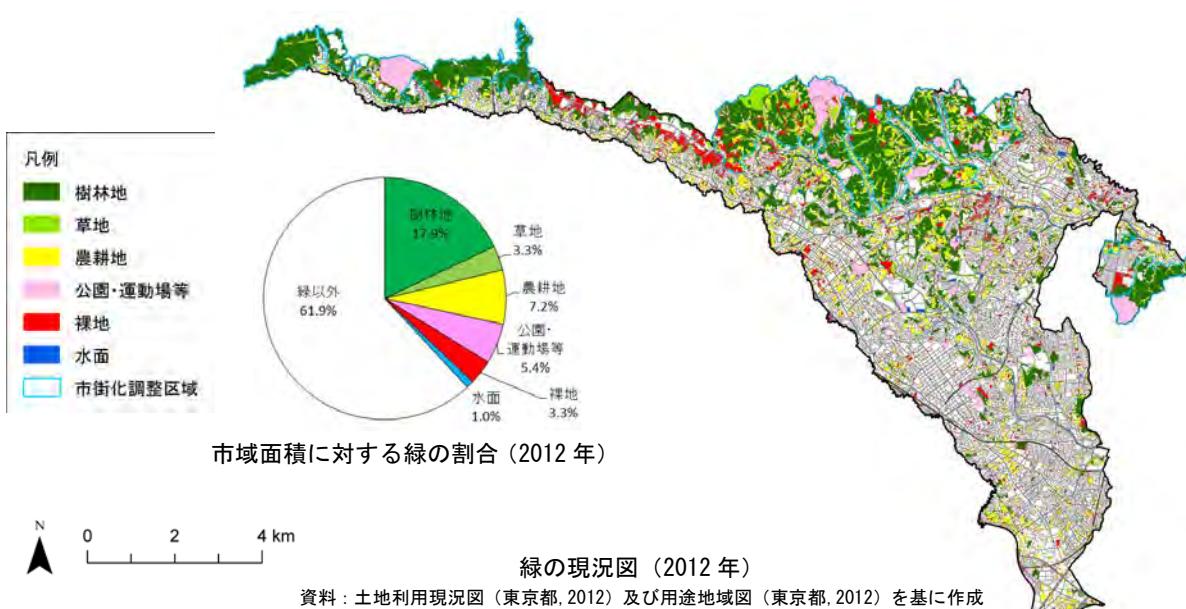
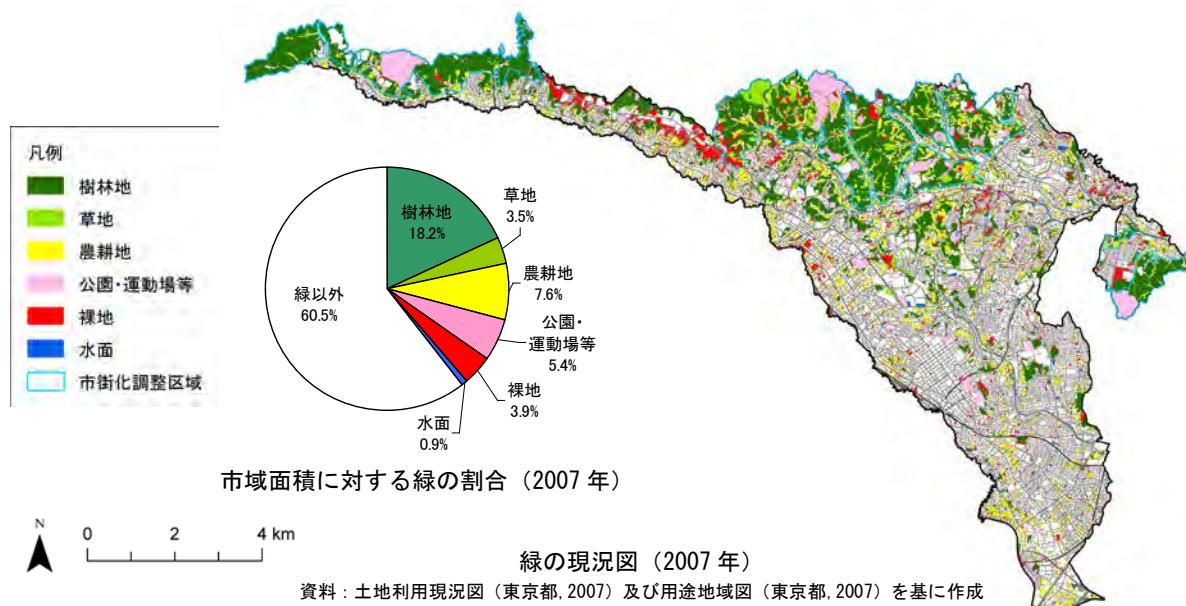
緑の区分	対象となる土地利用区分*
樹林地	森林
草地	牧草放牧地、原野
農耕地	田、畠、樹園地
公園・運動場等	公園・運動場等
裸地	未利用地等
水面	水面・河川・水路

*土地利用現況データ／東京都（2007）の土地利用区分

①緑の面積

緑の主な内訳は、2007年(計画策定時)に、樹林地(18.2%)と農耕地(7.6%)が、緑全体の3分の2を占めていました。2012年現在も、樹林地(17.9%)と農耕地(7.2%)で、緑全体の3分の2を占めています。

町田市北部の市街化調整区域内の丘陵地帯には、まとまった樹林地が存在し、丘陵地に細かく入り込んだ谷戸には、樹林地と一体となった農耕地があります。さらに、市の中北部においても、点在する樹林地や農耕地によって南北方向に緑のネットワークが形成されています。公園・運動場は市域北部の丘陵地帯に大規模なものが分布しています。



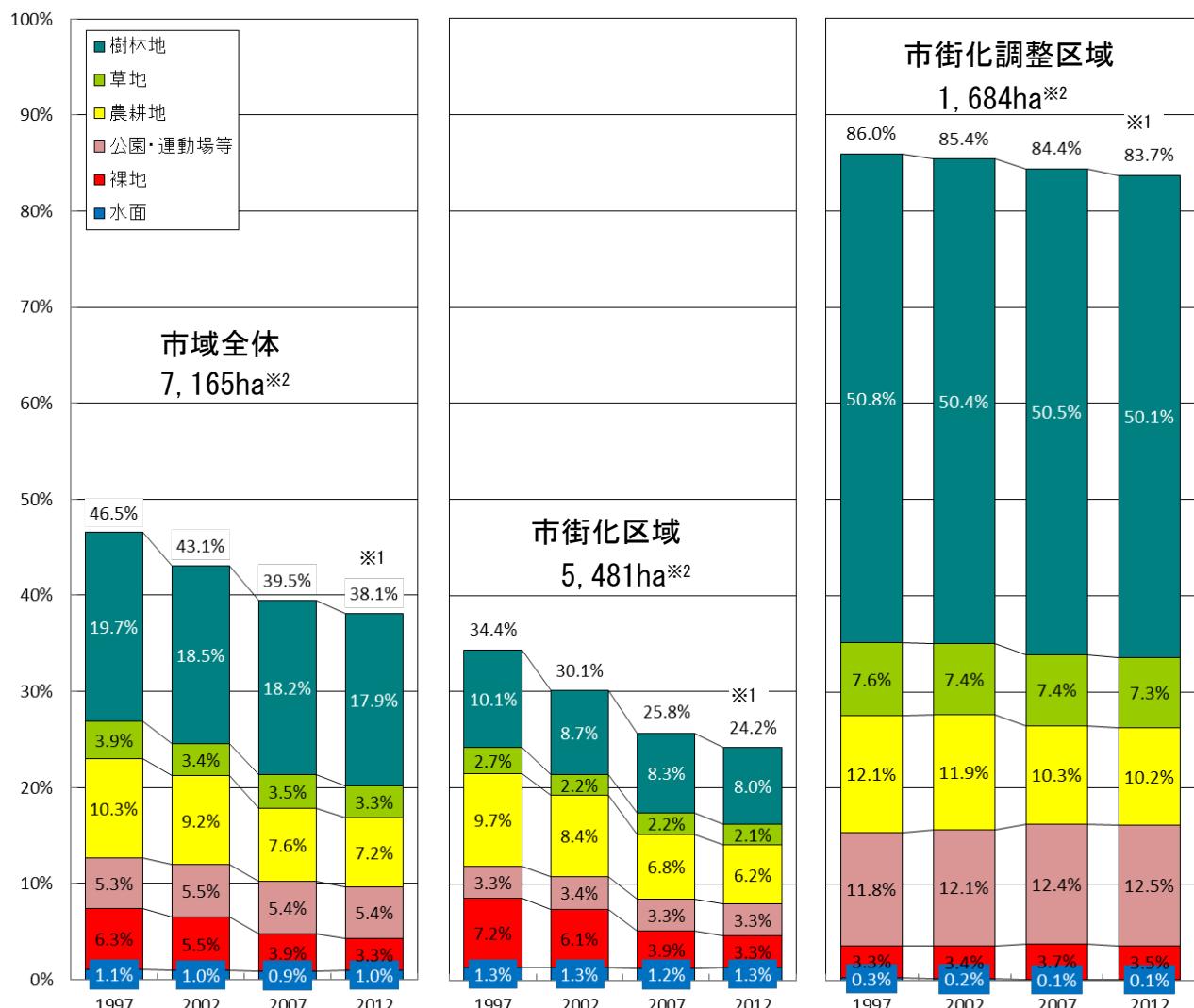
②緑の変遷

市域全体における2007年(計画策定時)の緑の割合は約40%、面積に換算すると約2,850haで、2012年現在は、約38%(約2,720ha)です。1960年代から70年代にかけての大規模な団地開発により、樹林地や農耕地をはじめとした緑が、急激に失われました。近年も減少傾向が続いており、1997年から2007年の10年間で、緑の割合は約7%減少し、面積に換算すると約500haの緑がなくなっています。さらに、2007年から2012年の5年間で、約1.4%(130ha)の緑がなくなっています。

市街化調整区域の緑の割合は約84%と高く、減少も低い推移となっています。一方、市街化区域の緑の割合は約24%で、2012年までの15年間で約10%減少しています。

緑の分類別に見ると、市域全体で約130ha(東京ドーム28個分※)の樹林地と、約220ha(東京ドーム47個分※)の農耕地が、この15年間で減少しています。また、草地と公園・運動場等はほぼ横ばいとなっています。

※東京ドームの面積(1個分)を約4.7ha(実際は4.6755ha)として計算

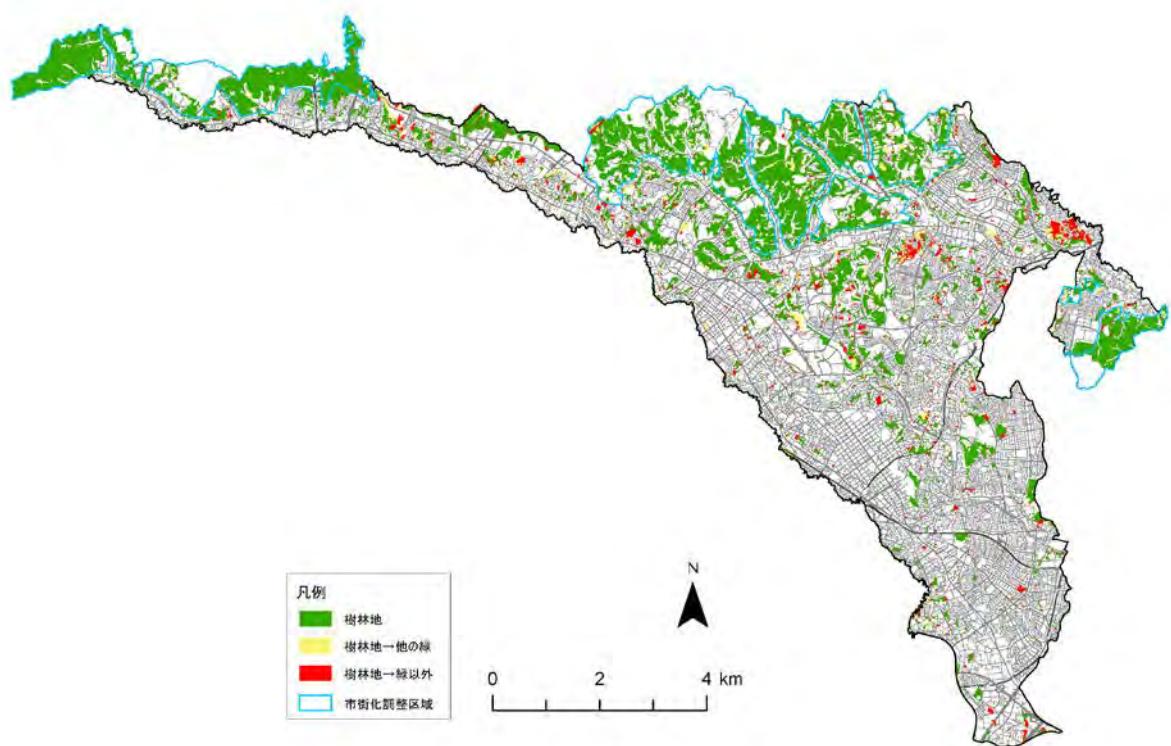


緑の面積割合の変遷

資料：土地利用現況図（東京都、1997、2002、2007、2012）及び用途地域図（東京都、2012）を基に作成

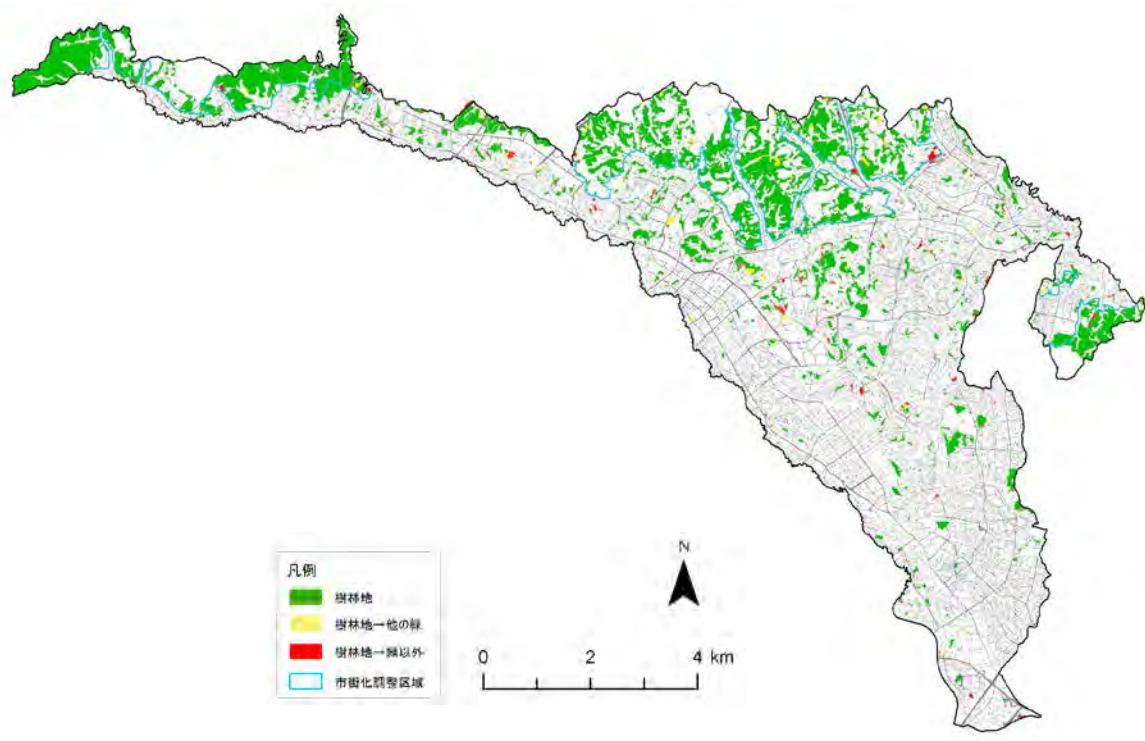
※1 算出した数値は、各区域における土地利用現況図全体の面積のうち、各緑の区分の面積が占める割合を示す。

※2 各区域における土地利用現況図全体の面積は、この公称面積とは異なる。



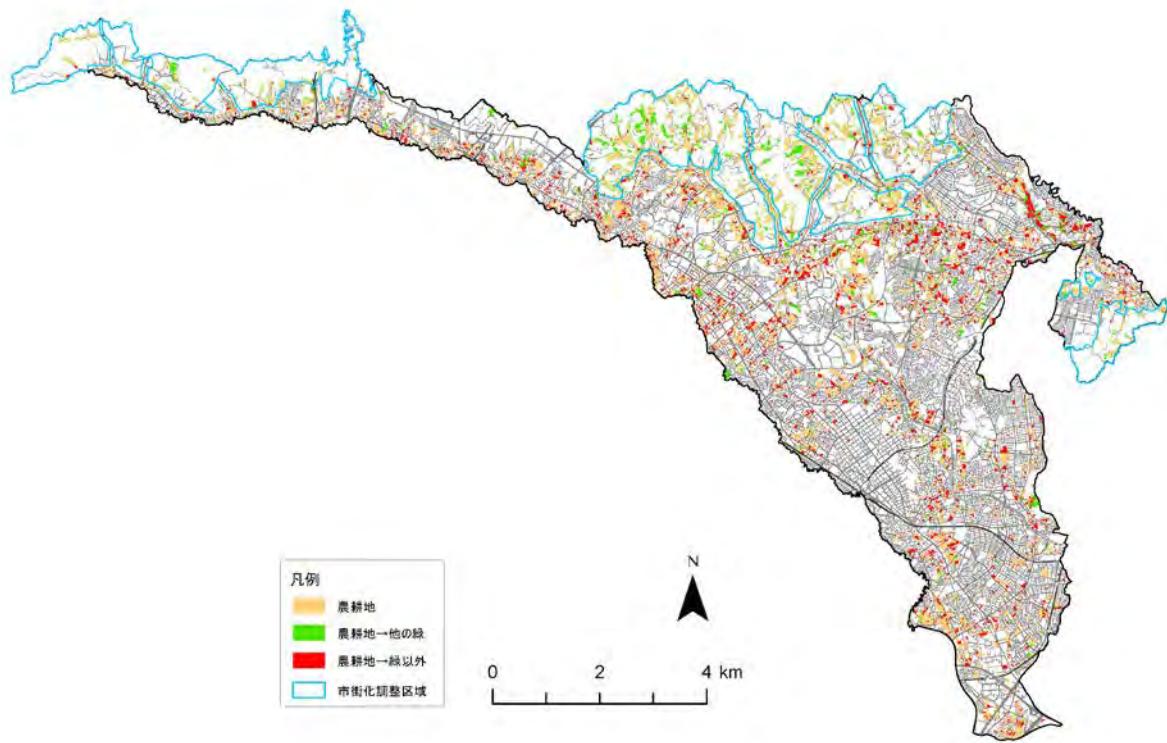
樹林地の変遷図(1997年→2007年)

資料：土地利用現況図（東京都, 1997、2007）及び用途地域図（東京都, 2009）を基に作成



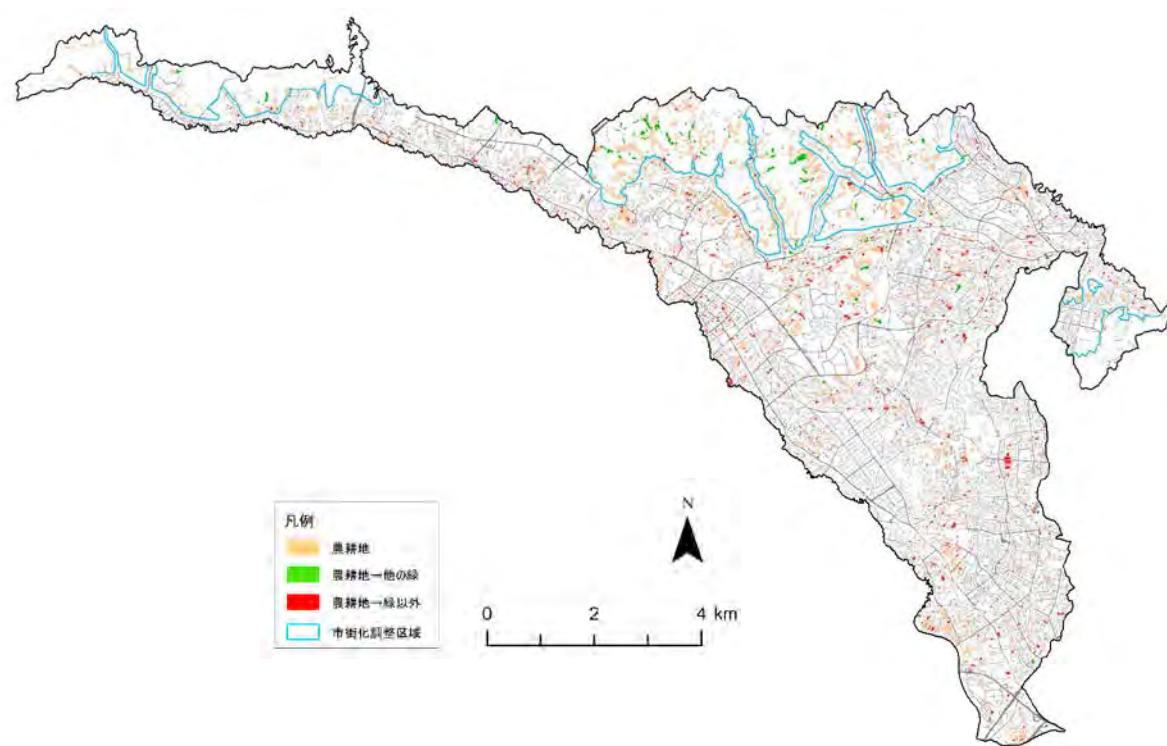
樹林地の変遷図(2007年→2012年)

資料：土地利用現況図（東京都, 2007、2012）及び用途地域図（東京都, 2012）を基に作成



農耕地の変遷図(1997年→2007年)

資料：土地利用現況図（東京都, 1997、2007）及び用途地域図（東京都, 2009）を基に作成



農耕地の変遷図(2007年→2012年)

資料：土地利用現況図（東京都, 2007、2012）及び用途地域図（東京都, 2012）を基に作成

2 町田市の緑の課題

町田市の緑のまちづくりに向け、旧計画の評価(施策の進捗状況)、緑の役割(現況)から、それぞれ以下のような課題があります。

旧計画の評価(施策の進捗状況)からみた課題＝【継続が必要な施策、不足する施策】

(1) 緑の拠点・核づくり

①都市公園等の整備

- ・広域公園及び金森西田地区への拠点的公園整備
- ・身近な公園の不足地域における街区公園整備
- ・公園緑地の保全や維持管理

②地域制緑地(制度上安定した緑地)の配置

- ・生産緑地地区の減少抑制
- ・安定的な緑地保全のための用地取得の財源確保
- ・保全や整備に向けた緑地の優先化・重点化

③社会通念上安定した緑地

- ・学校や団地等に残された緑地の保全管理
- ・民有地の緑地保全のためのインセンティブ付与(助成・支援による取り組み促進)
- ・緑地の利活用方策の検討

【不足する施策(新たに取組む課題)】

- ・既存公園の改修や公園配置の見直し(再配置)に向けた検討

(2) 公有地緑化の推進

- ・緑化後の維持管理
- ・公共施設の緑化基準等を設定
- ・東京都の施策と連携した大規模団地の緑の再生

(3) 民有地緑化の推進

- ・市民の緑化を支援する制度の充実と制度の周知徹底
- ・緑化重点地区の指定などとあわせた重点的な取組み支援策の導入

(4) 民有地の保全と活用

- ・維持管理における人的支援と資金面での支援の充実
- ・樹林地・農地の管理放棄対策

(5) 緑のしくみづくり

- ・緑の基礎調査の実施
- ・人づくり組織づくり
- ・市の緑に関する取組みや協働による活動のための普及・啓発・情報発信の充実

【不足する施策(新たに取組む課題)】

- ・各種主体との連携・協働による緑地・公園等の質の確保
- ・IT技術を活用した緑地・公園等の効率的な維持管理

緑の役割（現況）からみた課題＝【町田市の緑の機能を適正に発揮するための課題】

(1) 生態系と緑

①生き物の生息・生育・繁殖の場の形成

- ・多摩丘陵の樹林地、谷戸の農地や雑木林の減少、管理不足による質の低下が進み、生物多様性が失われようとしています。
- ・地域によっては水辺の自然性が乏しくなっています。

②生態系のネットワークの形成

- ・丘陵への連なり、流域形成等広域的な生態系ネットワークの連続性が開発等により分断・低下しています。

(2) 都市環境と緑

①地球環境保全と身近な地域の環境改善

- ・樹林地の適正管理と保全、公共施設緑化等の推進により、二酸化炭素の削減目標に寄与する必要があります。

②市街地のヒートアイランド現象の緩和

- ・主に中心市街地では、人工被覆面が広かり緑地の割合が低くなっています、ヒートアイランド現象が発生しています。

③自然豊かな水辺環境の保全・形成

- ・保水機能を有する丘陵部の樹林地の減少とともに湧水が減少してきています。

(3) レクリエーション・文化と緑

①身近なレクリエーション活動の場の提供

- ・高齢者や子育て世代にとって重要な憩いの空間である身近な公園の整備状況と住民満足度に不一致が見られます。

②広域的なレクリエーション拠点の提供

- ・指定管理者や関係団体との連携により、ニーズの多様化や施設の老朽化への対応を進める必要があります。

③自然資源・歴史的資産の活用

- ・恵まれた自然資源・歴史的資産や活動の情報が市民に充分に伝わっていない状況にあります。

④歩行系レクリエーションネットワークの形成

- ・市全域の緑地資源のネットワーク化のための利用マナーの向上、サイン設置など基盤が整っていません。

⑤観光・ツーリズムを通じた緑の保全・活用

- ・里山や古道など民有地の資産を活かしたツーリズム推進のため、保全・利活用に関するルールづくりが必要です。

(4) 安全・安心と緑

①水害・土砂災害抑制に役立つ緑

- ・山林や農地で管理放棄により低下する浸水や土砂災害などの災害抑制機能を高める必要があります。

②地震・火災の被害軽減に役立つ緑

- ・災害危険度の高い地域において街路樹や公園緑地が不足している状況にあり、防災機能の強化が急務です。

③誰もが安心して利用できる緑の形成

- ・バリアフリー化や犯罪のない安全な環境づくりのニーズを受け、公園・緑地等の整備や再整備が必要不可欠です。

(5) 景観と緑

①自然景観の形成

- ・町田の魅力・個性である里山や水系などの自然景観を市民とともに育成・継承することが重要です。

②まち並景観の形成

- ・市街地では、緑を確保するスペースの不足、土地の細分化等により緑が減少する等様々な問題を抱えています。

③風景・風土・景趣の形成

- ・里山や社寺林などの風景のまとまりやつながり等を「景趣」としてとらえ継承することが求められます。

(6) 市民生活と緑

①日常生活に密着した緑

- ・日常生活の中にある身近な緑が管理面での課題を多く抱えており、市の支援や市民の理解が求められています。

②自然とのふれあい活動や水辺と緑の保全・育成活動

- ・市民・NPO・事業者の活動ニーズは非常に高く、ニーズが活動につながる仕組みの充実が必要です。

③緑に関する市民への情報発信

- ・幅広い情報提供による周知徹底と、市民、市民団体間の情報共有の仕組みづくりが必要です。

(7) 経済振興と緑

①農業を通じた緑の保全・活用

- ・市民と農業者のニーズを踏まえた緑の保全・活用と、新たな「町田市型都市農業」の確立等が求められています。

第3章 町田市の緑の将来像と目標

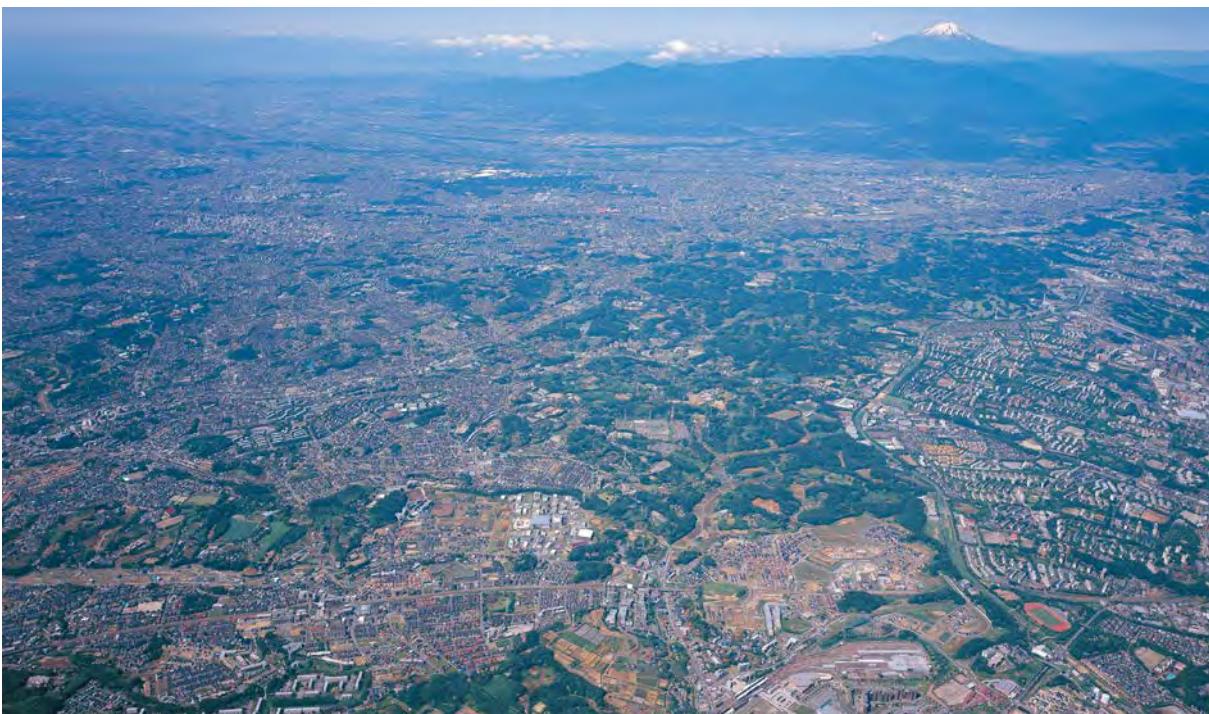
- 1 町田市の緑の将来像（P22～33）**
- 2 計画のフレーム（P34）**
- 3 緑の確保目標水準（P35～36）**
- 4 緑の確保の考え方（P37）**
- 5 緑の基本方針（P42～P59）**
- 6 都市公園及び地域制緑地の配置方針
(P60～66)**

第3章 町田市の緑の将来像と目標

1 町田市の緑の将来像

【基本理念】

町田の環境文化を育む多摩丘陵・里山回廊の保全・再生・活用



- 多摩丘陵^{※1}は、谷と尾根が織りなす谷戸地形からなり、その中で農業を中心とした住民生活の歴史的過程を通じた町田の風土を培うとともに、生物多様性を育む『里山^{※2}』を育み、町田市民のみならず、首都圏に暮らす多くの人々にとって貴重な自然の恵みとなっています。
- 町田の環境文化^{※3}の担い手である多くの人々の参加により、庭先と里山をつなぐ『多摩丘陵・里山回廊』を保全・再生し、広がりのある多摩丘陵の緑とそこに源流を発する鶴見川や境川、そして恩田川の貴重な自然の恵みを将来にわたって大切に継承していきます。
- 町田の『里山』に息づく環境文化と今日まで継承されてきた緑の『量と質』を守り育てるとともに、安全安心な地域の形成、にぎわいと交流の創出、環境との共生から地球環境の保全まで、様々なまちづくりに活かしていきます。

※1 多摩丘陵：ここでいう「多摩丘陵」は、八王子から、多摩市、稲城市、町田市をとおり横浜市にかけて広がる丘陵地を指します。

※2 里 山：今回の改定にあたって、基本理念や町田の緑の将来像は継承してまいりますが、「谷戸山」という言葉の認知度が依然として低く、一方では「里山」という言葉が広く共通語となりつつあります。このことから、市民の方に広く緑の保全について認識を深めていただくために、「里山」に改めることにいたしました。

※3 環境文化：自然、歴史を含めて私たちがよりどころとする対象を「環境」と呼び、環境のなかで営まれる私たちの一切の活動を「文化」と呼ぶこととし、環境が文化を生みだし、文化が新たな環境を守りつくる。そのような相互的で継続的な営みを表しています。

町田市の緑の将来像は、下記の各構成要素の保全・再生・活用を目指すものです。

(1) まとまった緑のあるエリア

自然や農業、歴史・風土とのふれあいの場として、町田市全体としてまとまりのある緑地環境資源を「まとまった緑のあるエリア」として示します。

「まとまった緑のあるエリア」とは、既存の公園緑地や保全地域のほか、河川の源流域、生態系や歴史的資産の豊かな地域、まとまりのある生産緑地およびそれらと一体的な地域からなり、町田のすぐれた自然環境や歴史・風土を育む「町田の原風景」を感じさせる拠点ともなっており、多摩丘陵の緑の連なりを支える重要なエリアです。

このエリアには、河川の源流（湧水地）のみで構成されるエリアと、源流域を持たないが、まとまった谷戸の緑、拠点となる都市公園、民有緑地等で構成されるエリアがあります。

(2) 多摩丘陵・里山軸（東西軸・南北軸）

関東山地から三浦半島まで連なる多摩丘陵の骨格となる広域的な緑の回廊と、相模原台地と多摩丘陵の境界部に沿って点在する樹林地や農地によって形成される緑の回廊を、それぞれ「多摩丘陵・里山東西軸」「多摩丘陵・里山南北軸」として位置づけます。

「東西軸」には、まとまりや連続性のある緑地、水系の源流部など生態系の豊かな地域が多く含まれます。一方、「南北軸」には、点在する樹林地や農地、さらにはこれら緑地と河川環境とのつながりが見られます。

(3) 河川環境軸

鶴見川、恩田川、境川の3つの河川とその支流、さらには、河川に隣接する周辺の遊歩道・サイクリングロード、公園、樹林地、農地などを含めた環境の連なりを「河川環境軸」として位置づけます。

(4) 緑と歴史の散歩道

「まとまった緑のあるエリア」や「多摩丘陵・里山東西軸」「多摩丘陵・里山南北軸」、「河川環境軸」を相互につなぎ、目的に応じて周辺の様々な緑地資源を楽しみながら全市を回遊できる、または市域外へもつながるルートを「緑と歴史の散歩道」として位置づけます。

「緑と歴史の散歩道」には、既存の遊歩道やサイクリングロード、フットパスコースなど様々な回遊ルートを含みます。

(5) 水とみどりの広域拠点

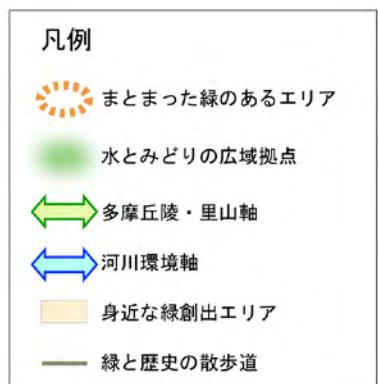
鶴見川源流域周辺の4つの「まとまった緑のあるエリア」と「河川環境軸」を含む北部の丘陵域は、源流の周辺緑地、既存集落などが一体となった個性ある景観が形成されています。この地域を、市民だけでなく近郊の都市から多くの人々が訪れ、自然のうるおいを享受できる広域的な拠点として位置づけます。

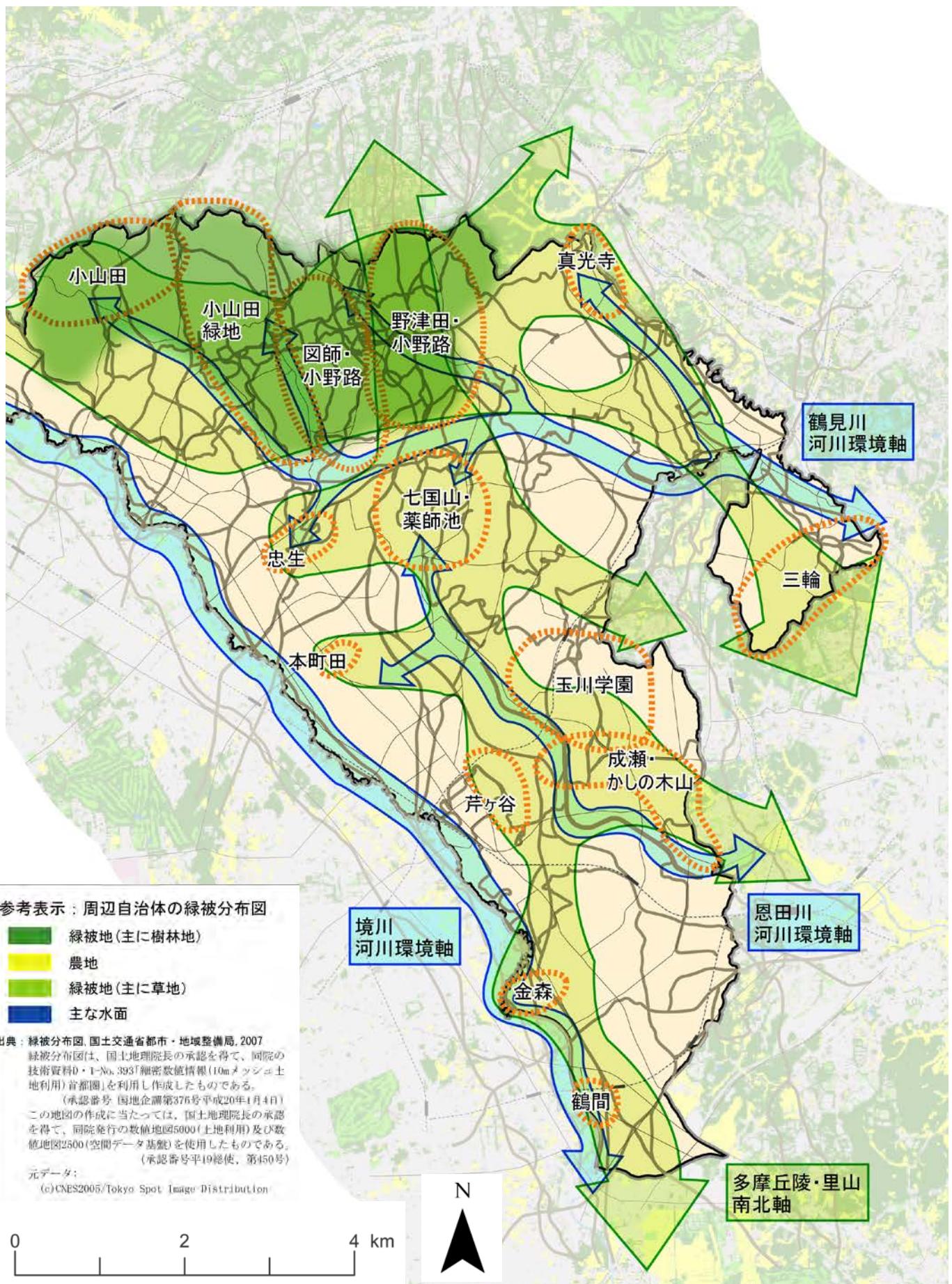
町田市の緑の将来像図



【 基本理念 】

町田の環境文化を育む多摩丘陵・里山回廊の
保全・再生・活用





町田の緑の将来像図に位置づけた 18 箇所の「まとまった緑のあるエリア（以下「エリア」という。）」は、それぞれ以下のような姿を目指します。

①大戸緑地

大戸緑地を中心にその周囲の豊かな緑地資源を含むエリアです。また、このエリアは境川の源流域であるとともに、豊かな動植物の生息地ともなっています。都市計画緑地大戸緑地内の大地沢青少年センターなどでは緑とのふれあい活動も行われています。

東京都との連携や、市民・NPO・事業者等との協働によって、現在の良好な環境が保全され、町田市民をはじめ多くの方が緑とふれあうエリアを目指します。

【主な公園緑地等】

- ・大戸緑地
- ・大地沢青少年センター



②相原

相原中央公園や七国・相原特別緑地保全地区からなるエリアです。陽田川源流域を支えるまとまった緑地があり、フットパスなどの散策コースが設定されているほか、相原中央公園、七国・相原特別緑地保全地区では緑とのふれあい活動が行われています。

建設予定の「資源ごみ処理施設」については、施設周辺に緩衝緑地を配置するなど緑の多い景観の形成に努めます。

市民・NPO・事業者等との協働によって、現在の良好な環境が保全され、多くの市民が緑や歴史・文化とふれあうエリアを目指します。

【主な公園緑地等】

- ・相原中央公園
- ・七国・相原特別緑地保全地区
- ・相原中央公園隣接ふるさとの森



凡例

- まとまった緑のあるエリア
- 都市公園等の都市施設とする緑地及び制度上安定した緑地
- 計画中の公園
- 社会通念上安定した緑地

参考表示：緑被分布図

- | |
|------------|
| 緑被地（主に樹林地） |
| 農地 |
| 緑被地（主に草地） |
| 主な水面 |
| 非緑被地 |

出典：緑被分布図、国土交通省都市・地域整備局、2007

緑被分布図は、測量機関長の承認を得て、同様の技術資料（1-No. 2937 緑被分布図（メッシュ土地利用）前版圖）を利用し作成したものである。
(参考番号 地域空調第37号 平成20年1月4日)
この地図の作成に当たっては、土地地図法の承認を得て、測量発行の数値地図5000(土地利用)及び数値地図2500(空間データ基盤)を使用したものである。
(参考番号平19細便、第160号)

③杉山

町田市の相原から八王子市の片倉城址へとつながる鎌倉古道が南北に走り、その周辺一帯に豊かな自然が広がっているエリアです。

片倉城址公園につながるフットパスコースも設定されており、東京都や八王子市などと連携により、豊かな自然環境が保全され、多くの市民が緑や歴史、文化・スポーツとふれあうエリアを目指します。



④小山

町田市と八王子市にまたがる都立小山内裏公園を中心としたエリアです。都立小山内裏公園は、丘陵地形を活かした自然環境にすぐれた公園で、尾根上には緑道も整備されています。

土地区画整理事業により、計画的に保全された緑地を東京都や施設管理者などと連携して保全と活用を適切に行い、生態系のネットワークの役割も果たせる質の高いエリアを目指します。

かたそ
小山片所地区では、ホタルやホシザクラ等の貴重な動植物が生息・生育していることから、地域制緑地の指定や都市計画緑地の決定を目指します。

【主な公園緑地等】

- 小山内裏公園



⑤小山田

鶴見川の源流域内に位置し、市内で最も生物の種類が多い地域の一つであり、自然とのふれあいの場としても重要なエリアです。

首都圏住民の憩いの拠点とする「水とみどりの広域拠点」の一部を形成するエリアでもあり、東京都や隣接自治体との連携、市民・NPO・事業者等と協働によって、源流の谷戸の生態系や自然環境が保全され、周辺との緑の連続性も確保されたエリアを目指します。

【主な公園緑地等】

- 鶴見川源流泉の広場



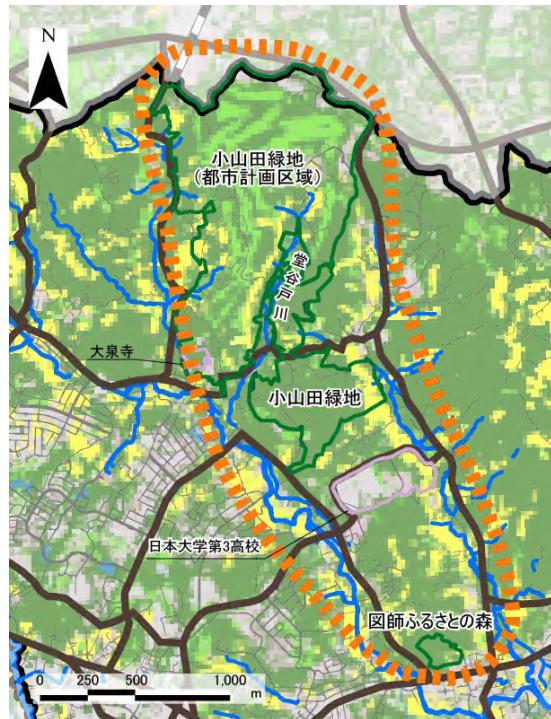
⑥小山田緑地

小山田地域の昔ながらの風景と豊かな生物相を育む都立小山田緑地を中心に、隣接する図師町も含めた豊かな自然環境に恵まれたエリアです。

首都圏住民の憩いの拠点とする「水とみどりの広域拠点」の一部を形成するエリアでもあり、図師町の緑地とともに、東京都との連携によって、特徴的な里山の風景と自然環境が保全され、多くの人に憩いの空間を提供する質の高いエリアを目指します。

【主な公園緑地等】

- ・小山田緑地
- ・図師ふるさとの森



⑦図師・小野路

図師・小野路歴史環境保全地域、奈良ばい谷戸、東谷戸、万松寺谷戸を中心とする豊かな自然環境に恵まれ、日本里山100選にも選ばれている地域です。

首都圏住民の憩いの拠点とする「水とみどりの広域拠点」の一部を形成するエリアでもあり、東京都や隣接自治体との連携、市民・NPO・事業者・大学等との協働によって、豊かな水系や谷戸の生態系などの自然環境が保全され、周辺との緑の連続性も確保されたエリアを目指します。

【主な公園緑地等】

- ・図師・小野路歴史環境保全地域



凡例



まとまった緑のあるエリア



都市公園等の都市施設とする緑地及び
制度上安定した緑地



計画中の公園



社会通念上安定した緑地

河川
主な道路
主な水面
鉄道

参考表示：緑被分布図

- 緑被地(主に樹林地)
- 農地
- 緑被地(主に草地)
- 主な水面
- 非緑被地

出典：緑被分布図、国土交通省都市・地域整備局、2007
緑被分布図は、国土地理院長の承認を得て、同院の
技術資料B-1-N0_353「緑被分布情報(1kmメッシュ 土
地利用)」(首都圏)を利用して作成したものである。
(作成番号: 地図企画第376号平成20年1月4日)

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認
を得て、同院発行の数値地図(500m(土地利用)及び牧
地地図500m(空港データ基盤))を使用したものである。
(承認番号:平成19總統、基認0号)

⑧野津田・小野路

昔ながらの面影を残す小野路の宿や鎌倉古道、点在する巨樹巨木など歴史的資産に恵まれた小野路地域と、町田市の「自然の中で楽しむ総合スポーツパーク」である野津田公園 スポーツの森を含むエリアです。公園区域を拡大し、スポーツ施設の整備を行います。

首都圏住民の憩いの拠点とする「水とみどりの広域拠点」の一部を形成するエリアでもあり、東京都や隣接自治体との連携、市民・NPO・事業者・大学等との協働によって、歴史的資産や田園風景などの豊かな自然環境が保全され、緑だけでなく、歴史・文化、さらには農とふれあうエリアを目指します。

【主な公園緑地等】

- ・野津田公園 スポーツの森
- ・野津田丘陵ふるさとの森
- ・鎌倉街道小野路宿ふるさとの森



⑨真光寺

眺望の良い尾根道が通る真光寺公園、真光寺緑地と、多くの水鳥が飛来する生態系に配慮した調整池とその周辺の緑地、水田耕作地などを含んだエリアです。

東京都や隣接自治体との連携、市民・NPO・事業者等と協働によって、鶴見川支流の真光寺川の水系と周辺緑地の連続性が確保された良好な環境が保全され、多くの市民が緑とふれあうエリアを目指します。

【主な公園緑地等】

- ・真光寺公園
- ・真光寺緑地



⑩三輪

子どもの国（町田市・横浜市）や寺家ふるさと村（横浜市）と一緒にとなった自然環境に恵まれたまとまりのある緑地であり、隣接する横浜市の寺家ふるさと村と連続するエリアです。都旧跡に指定された下三輪玉田谷戸横穴古墳群や、美しい谷戸田があります。

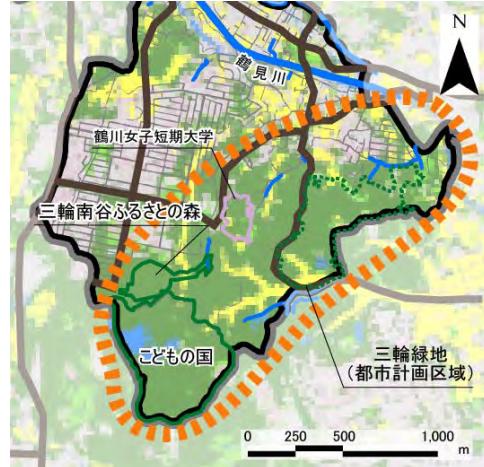
自治会、市民団体とともに「三輪緑地基本計画」の策定を行い、引き続き隣接自治体との連携、市民・NPO・事業者等との協働によって、豊かな自然環境と歴史が調和したエリアを目指します。

【主な公園緑地等】

- ・三輪南谷ふるさとの森
みなみやど
- ・子どもの国

【計画中の公園緑地】

- ・三輪緑地



⑪忠生

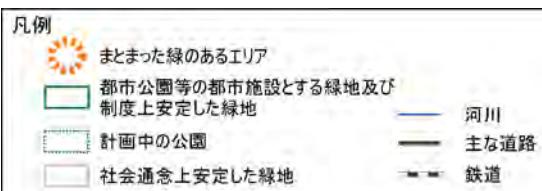
鶴見川支流の山崎川の源流域である忠生公園と、周辺の山崎特別緑地保全地区、町田かたかごの森などで構成されるエリアです。

一帯の樹林地は、カタクリをはじめ、多摩丘陵の自然を代表する貴重な植物が自生する雑木林で、ボランティアを中心とした保全活動も行われています。

忠生公園の施設の充実により、市民の緑とのふれあい活動が進み、市民・NPO・事業者等と協働によって貴重な動植物を含めた自然環境が保全されたエリアを目指します。

【主な公園緑地等】

- ・忠生公園
- ・山崎特別緑地保全地区
- ・町田かたかごの森



参考表示：緑被分布図



出典：緑被分布図、国土交通省都市・地域整備局、2007
緑被分布図は、國土地理院長の承認を得て、測量分
析研究課D-1-No.3937番密数据情報(10mメッシュ)
地利用地(首都圏)を利用して作成したものである。
(承認番号 国地企測第376号 平成20年1月4日)
この地図の作成に当たっては、國土地理院地図の承認
を得て、同院発行の数値地図500m(土地利用)及び數
値地図2500m(空間データ基盤)を使用したものである。
(承認番号第19回度、第450号)

⑫七国山・薬師池

町田薬師池公園 四季彩の杜の中心である薬師池、ぼたん園、えびね苑、リス園、ダリア園などの花の名所、町田薬師池公園 四季彩の杜（西園、北園、町田民権の森保全地域、七国山緑地保全地域）などの豊かな自然環境と歴史的資産、さらには、ふるさと農具館、七国山ファーマーズセンターなどの農業資源を含んだ重要なエリアです。

町田薬師池公園 四季彩の杜 薬師池を中心に、周辺を一つの公園と捉え、それぞれの施設を活かし相互利用による観光資源としての魅力を高め、「四季を通して花・風景・回遊を楽しめる魅力ある」エリアを目指します。

【主な公園緑地等】

- ・町田薬師池公園 四季彩の杜
 - ・薬師池
 - ・えびね苑
 - ・ダリア園
 - ・リス園
 - ・ぼたん園
 - ・七国山緑地保全地域
 - ・町田民権の森保全地域



【計画中の公園緑地】

- ・町田薬師池公園 四季彩の杜
 - ・西園
 - ・北園

⑬本町田

恩田川の源流域にあたるエリアです。

斜面緑地とともに源流域の緑が保全され、それによって将来にわたって水辺環境を保全するエリアを目指します。

【主な公園緑地等】

- ・滝の沢源流公園



⑯芹ヶ谷

芹ヶ谷公園 芸術の杜と市街地に残るまとまった雑木林を有するエリアです。芹ヶ谷公園再整備基本計画に基づき再整備し、芸術の杜にふさわしい空間づくりをしていきます。

【主な公園緑地等】

- ・芹ヶ谷公園 芸術の杜
- ・原町田ふるさとの森

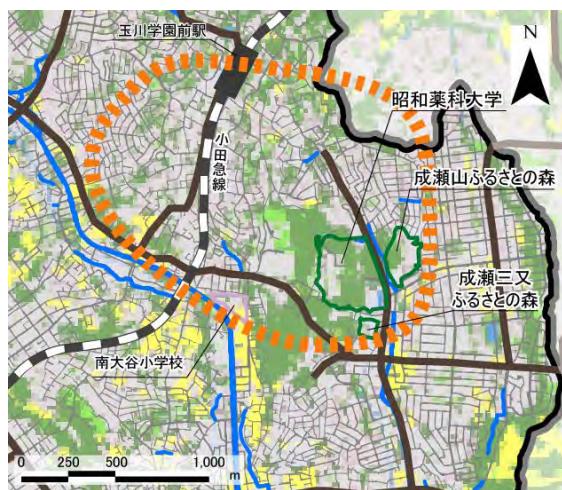


⑯玉川学園

町田市の「まち並み景観部門賞」を受賞した「玉川学園地域の緑と丘の街」から、同「自然景観部門賞」を受賞した「昭和薬科大学の樹林」などから構成されるエリアです。

【主な公園緑地等】

- ・成瀬山ふるさとの森
- ・成瀬三ツ又ふるさとの森



⑯成瀬・かしの木山

町田市の「景観大賞」を受賞した「成瀬の尾根道」は、景観や眺望に優れた市街地内の貴重な緑が保全され、尾根道が横浜市につながる緑のネットワーク上重要なエリアです。

エリア内では市民団体等による公園の管理活動や緑地の保全活動も行われています。横浜市との連携、市民・NPO・事業者等と協働によって、周辺緑地との連続性が確保された良好な環境が保全され、多くの市民が緑とふれあうエリアを目指します。

【主な公園緑地等】

- ・成瀬山吹特別緑地保全地区
- ・成瀬奈良谷戸公園
- ・かしの木山自然公園
- ・南大谷公園
- ・成瀬かしの木山
- ・特別緑地保全地区

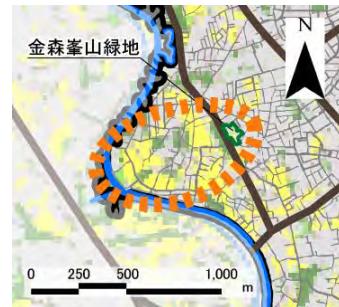


⑯金森

境川沿いの樹林地やスポーツ広場と付近の生産緑地地区により構成されるエリアです。これらの緑地は、緑地の少ない市南部地域にとって、市民のレクリエーションや、防災上の観点からも重要な役割を果たしています。市民のレクリエーションの場や安全・安心、そして憩いの空間の確保を目指します。

【主な公園緑地等】

- ・金森峯山緑地（一部特別緑地保全地区に指定）



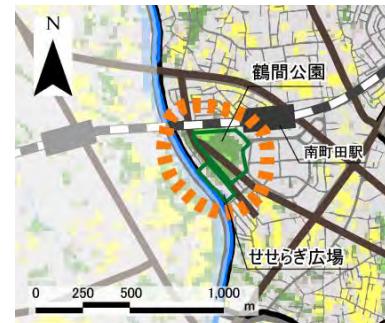
⑰鶴間

鶴間公園と緑豊かな住宅地、さらに水辺環境を提供する境川からなり、隣接する大和市の緑と歴史資源につながるエリアです。

南町田駅周辺地区拠点整備基本方針を踏まえ、隣接する駅前商業地と連携を図りながら、緑豊かな市民のレクリエーションの場を確保するとともに、水辺を中心とした市民のふれあいと情報発信の場となるエリアを目指します。

【主な公園緑地等】

- ・鶴間公園
- ・せせらぎ広場



凡例

- まとまった緑のあるエリア
- 都市公園等の都市施設とする緑地及び制度上安定した緑地
- 計画中の公園
- 社会通念上安定した緑地

- 河川
- 主な道路
- 鉄道

参考表示：緑被分布図

- 緑被地（主に樹林地）
- 農地
- 緑被地（主に草地）
- 主な水面
- 非緑被地

出典：緑被分布図、国土交通省都市・地域整備局、2007
緑被分布図は、国土地理院長の承認を得て、開拓技術資料（L-No.3957）機密数据情報（01メッシュ）土地利用（蓄積圖）を利用して作成したものである。
（承認番号：国地企調第376号 平成20年1月4日）
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、開拓技術の蓄積圖（500m（土地利用）及び転換地図2500（空間データ基盤））を使用したものである。
（承認番号：19地度、第450号）

2 計画のフレーム

(1) 計画対象区域

計画対象区域については、現在の都市計画区域全域を対象とします。

計画対象区域	町田市
町田都市計画区域	町田市全域（7,165 ha）

(2) 都市計画区域内の人口の見通し

	計画策定時	現 沢	目標年次
年 次	2009 年度 (2010 年 1 月 1 日)	2014 年度 (2015 年 1 月 1 日)	2020 年度 (2021 年 1 月 1 日)
都市計画区域 計画人口	417, 358 人	426, 659 人	440, 000 人

(3) 市街化区域の規模

	計画策定時	現 沢	目標年次
年 次	2010 年度	2015 年度	2020 年度
市街化区域面積	5,480 ha	5,481 ha	5,481 ha
市街化調整区域 面積	1,684 ha	1,684 ha	1,684 ha

3 緑の確保目標水準

(1) 緑地の確保目標

「町田の緑の将来像」の実現に向け、安定的に確保された緑地の量を増やしていくことが重要です。

町田市では、2010年までに、市域全体に対する安定した緑地の面積の割合を概ね34%とする目標を設定し、緑地確保を進めて参りました。

しかし、公園緑地等の整備による確保面積の増加がある一方で、生産緑地などの制度上安定した緑地の減少が進み、いまだ29%に留まっております。

このような状況を踏まえ、これまでの減少箇所等の除外も考慮し、緑地確保の最終目標を概ね32%とします。その上で、緑地確保の優先度や具体的な事業等の予定などを踏まえて、本計画の計画目標年次（2020年度末）の緑地の確保目標値を30%とします。

また、市民からの「市街地に緑が少ない」との指摘を受け、計画目標年次（2020年度末）の市街化区域における確保目標を新たに示して積極的に緑地確保を進めます。

《市域全体》

対象緑地	年次	計画策定時	現況値	目標値	将来目標
		2010年度 (4月現在)	2015年度 (4月現在)	2020年度末	2030年度
①公園緑地等 ②制度上安定した緑地 ③社会通念上安定した緑地		概ね 28.9% (概ね 2,071ha)	概ね 29.0% (概ね 2,073ha)	概ね 30.0% (概ね 2,220ha)	概ね 32% (概ね 2,310ha)

《市街化区域》

対象緑地	年次	計画策定時	目標値
		2010年度 (4月現在)	2020年度末
①公園緑地等 ②制度上安定した緑地 ③社会通念上安定した緑地		概ね 21.5% (概ね 1,177ha)	概ね 21.8% (概ね 1,195ha)

※河川区域と道路環境施設帯の緑地面積は、全て市街化区域内として集計しています。

〈確保目標量の対象となる緑地〉

緑地区分	定義
①都市公園等の都市施設とする緑地（公園緑地等）	公園、緑地等として都市計画決定されている都市公園、その他条例等による公園緑地など、公の施設とする緑地をいう。
②制度上安定した緑地	生産緑地地区、風致地区、保安林、町田市ふるさとの森、東京都保全地域等のように法律や条例等に基づき、地域あるいは地区を指定して、保全を図る緑地をいう。
③社会通念上安定した緑地	ゴルフ場、社寺境内地、墓地、企業グランド、学校等をいう。

(2) 都市公園等の緑地の整備目標

都市公園や緑地などは、市民の憩いやレクリエーションの場の提供や、非常時の防災拠点などとしての役割を発揮する重要な都市施設です。

町田市では、2020年までに、市民一人当たりの都市公園等の面積を、現在の17.8m²から、概ね20.3m²とする目標を掲げます。

また、こうした公園緑地等は、地域的な偏りがないように適正に配置される必要があるため、特に市民にもっとも身近な公園である街区公園については、歩いて行ける距離に公園が確保されるようにするために、市街化区域を対象として誘致圏（半径250m）に街区公園がない地域において街区公園を計画する区域数を10地区とすることを目標とし、2015年までに2地区の街区公園計画区域（地区）に、街区公園を整備しています。

《市民一人当たりの都市公園等の整備面積》

年次	計画策定時	現況値	目標値
	2010年度	2015年度	2020年度末
市民一人当たり面積	17.8m ² /人	17.8m ² /人	概ね20.3m ² /人

《街区公園不足地域（市街化区域内）での街区公園計画区域（地区）数》

年次	計画策定時	現況値	目標値
	2010年度	2015年度	2020年度末
街区公園不足地域において 街区公園を計画する区域の数	—	2地区	10地区

(3) 緑に対する市民満足目標

居住地周辺に残されている緑地の量や公園整備面積の量が、必ずしも市民の満足度と一致しない面もみられるなど、地域の緑に対する満足度は量的な指標からだけでは判断できないものです。

そのため、これまでの「量」に関する目標だけでなく、市民満足に関する目標を下記のように新たに掲げます。目標とする「緑の豊かさ」「緑の環境への満足度」とともに、過去(1997年)の調査の結果よりも、今回(2009年)の調査の結果の方が低くなっている状況を踏まえ、10年後の計画目標年次においても現状維持を目指します。

《市民満足度》

年次	(参考値)	計画策定時	目標年次
	1997年度調査結果	2009年度調査結果	2020年度末
①緑が豊かであると 思う市民の割合	(77.2%)	73.6%	現状維持
②緑の環境に満足し ている市民の割合	(36.4%)	36.1%	50%

※「町田市の緑に関するアンケート調査(2009年実施)」の結果を活用

※①は、「豊かであると『思う』『やや思う』、②は、「満足」「どちらかといえば満足」と回答した人の割合

4 緑の確保の考え方

確保目標の対象とする緑地は、広く市民の利用を図るため、地方公共団体が、借地または取得によって土地を確保する都市公園・緑地から、特別緑地保全地区等規制によって守られる緑地、そして企業グラウンドや、一般住宅地内の緑をはじめとした民間の緑地へと多岐に渡っています。

これらの緑を守り育て、継承してくためには、地方公共団体の取組みだけでは不十分であるため、市民や事業者の理解と協力が必要不可欠となっています。

確保目標の対象となる緑地で示した区分ごとに、その確保の考え方について示します。

①都市公園等

町田市並びに東京都が、土地の取得等により設置を行っています。

今後も計画的に整備をすすめていきます。

都市計画公園・緑地

未整備のものについては、土地所有者との協議、公園の計画等条件を整え順次事業認可を取得し、土地の取得と整備を進めます。

(今後整備を進める都市計画公園・緑地)

- ・大戸緑地（東京都・町田市）・小山田緑地（東京都）
- ・町田薬師池公園 四季彩の杜（北園、西園）（町田市）・三輪緑地（町田市） 等

使用貸借契約並びに借地契約に基づき設置した公園緑地等

土地所有者と使用貸借契約並びに借地契約を結び、一部または全部を都市公園等として設置したものについては、土地所有者の意向を十分配慮し、土地の取得に努めます。

②制度上安定した緑地

町田市ふるさとの森等・特別緑地保全地区

まとまった緑のあるエリアや里山軸を形成し、緑地景観等の保護や自然環境の保全上重要な緑について、緑の保全を図るために、土地所有者と使用貸借契約を結び、町田市が要綱に基づき管理を行ってきました。

指定した町田市ふるさとの森等のうち、土地所有者の協力により、土地の取得も行ってきました。また、土地の取得状況や土地所有者の意向を把握しながら、特別緑地保全地区への指定も行ってきました。今後も確保目標区域を対象にその指定拡大やさらに担保性を高めるための特別緑地保全地区への指定に努めます。

生産緑地地区

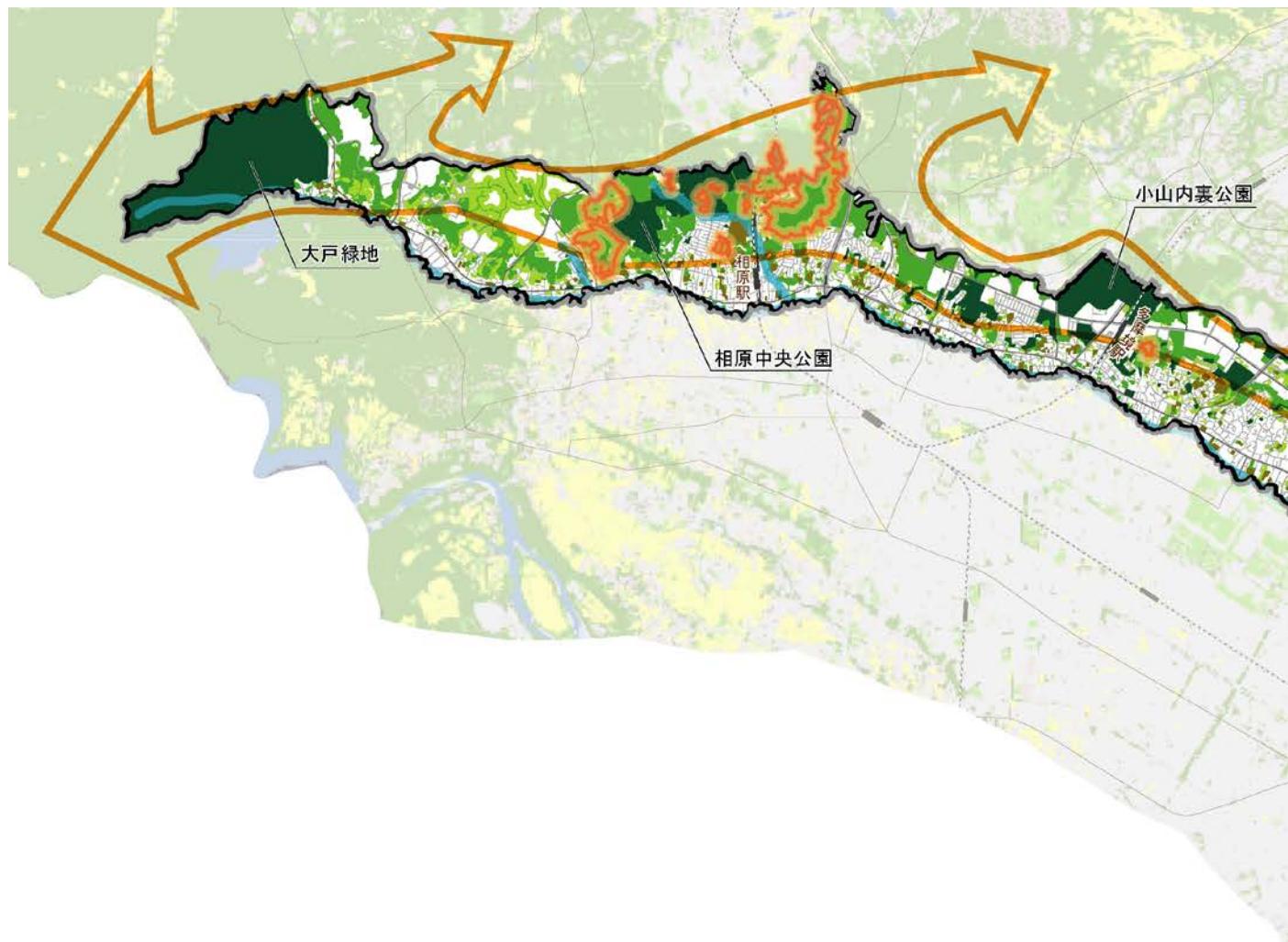
市民に身近な街区公園の不足区域の範囲に含まれるものについては、街区公園の候補地として位置づけ、土地所有者との協議や、地元の意向を十分に汲みながら、土地の借地や取得により、街区公園の設置に努めます。

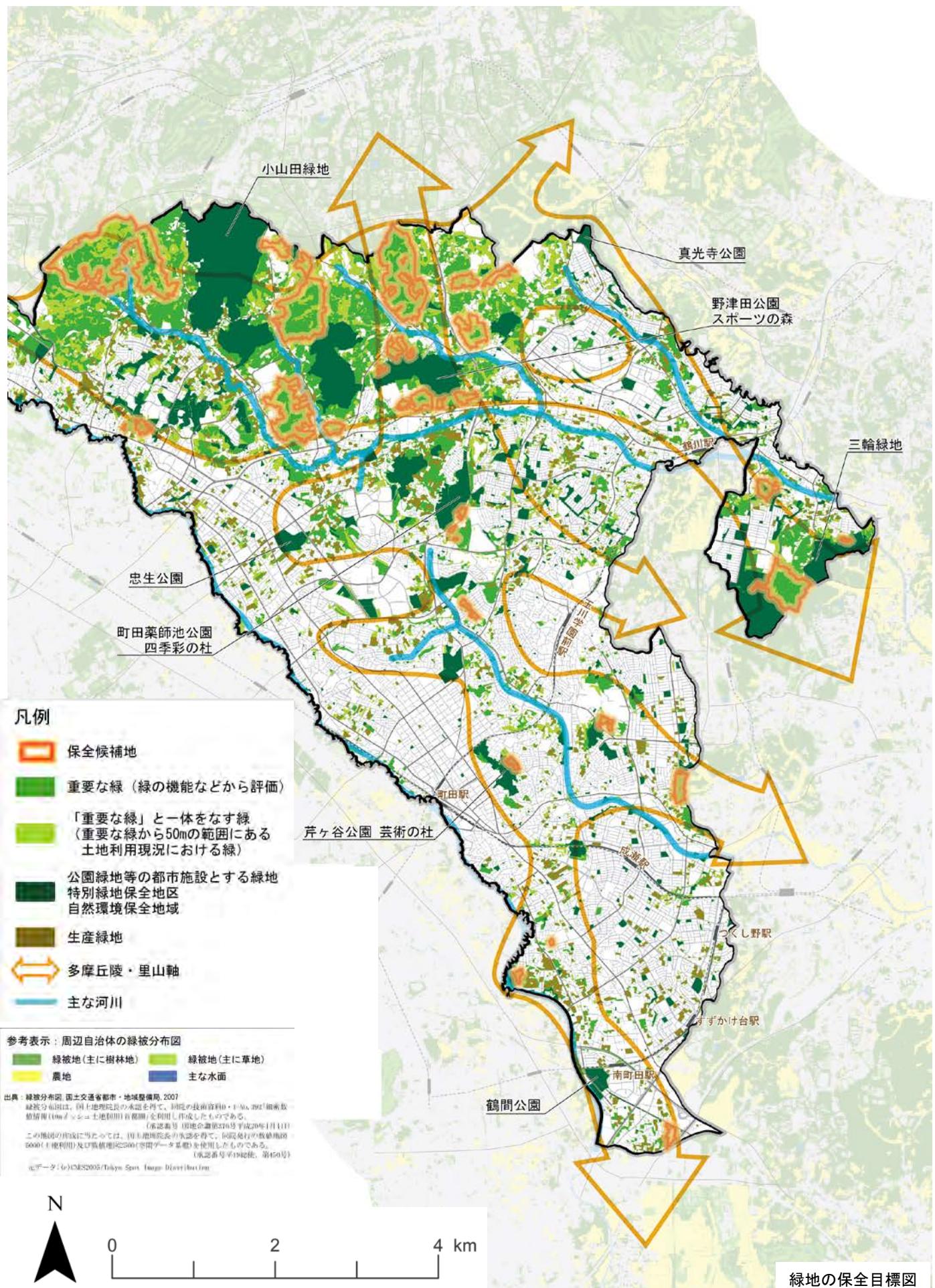
③社会通念上安定した緑地

地域の象徴として守られてきた社寺境内地の緑や、スポーツやレクリエーションの場として利用されているゴルフ場や企業グラウンド、そして学びの場や地域活動の拠点となる学校等多岐に渡るもので、多様な機能を持った緑地です。

近年の社会情勢の変化により緑地から住宅への土地利用の転換が行われたものもありますが、今後もその土地利用について、動向の把握に努めます。

緑地の評価と保全候補地





＜参考：緑地の評価と「保全候補地」抽出の考え方と方法＞

前項に掲載した「保全候補地」は、以下のような手順で抽出しています。

緑地の評価と重要な緑

最新の土地利用現況図をもとに、緑地の評価を行い重要な緑地を抽出しました。

その評価結果図に、

- ①現在までに保全策を講じた緑地
- ②今後行政が主体となり保全策を講じていく緑地の区域を重ねることにより、今後、緑地保全施策を進めていくまでの、目標となる図面といったしました。

緑地の評価

市内の「緑地^{※1}」について、生き物の生息地や景観としてのまとめ等「7つの緑の役割^{※2}」からみた評価や立地条件等^{※3}から、G I S（地理情報システム）を用いて客観的に評価したものです。

評価結果とともに、高い評価を得た緑地を「重要な緑」として位置づけ、地図に表しました。

※1：土地利用現況図（東京都作成）のうち下記のものを評価の対象としました。

- ①樹林地 ②草地 ③農耕地 ④公園・運動場 ⑤裸地

※2：計画で位置づけた、下記の7つの役割ごとに評価項目を設定して評価を行いました。

- ①生態系 ②都市環境 ③レクリエーション・文化 ④防災
- ⑤景観 ⑥市民生活 ⑦経済振興

※3：緑が保全される可能性や政策上の位置づけから以下を評価しました。

- ①緑の安定度：土地の利便性（主要道路、鉄道駅からの近接地）

開発の容易性（平坦地）

- ②政策上の位置づけ：制度上安定した緑地（特別緑地保全地区等）

評価の方法

保全候補地

地図上で、オレンジ色の線で示した区域は、緑の保全上特に重要な緑地を「保全候補地」として位置づけたものです。

区域内の殆どが民有地で、一部公有地となっているものや、町田市の要綱に基づき保全措置を講じたところ等もありますが、全ての緑地を保全するまでは至ってはいません。

今回「保全候補地」を公表することにより、今後市民や事業者の方々の理解を得ながら、協働のもと、様々な取組みにより、貴重な緑の保全を検討していきます。

保全候補地は、緑の様々な機能等から客観的に評価を行った結果から選定したものです。この図により、候補地内の土地に対する私権を制限するものではありません。

『7つの緑の役割』の評価の方法（評価の視点と評価項目）

① 生態系	
評価の視点	生物の生息・生育・繁殖空間としての機能を評価しました。
高い評価となるポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○「まちだエコプラン」で行った小流域評価によって、環境の多様性(地形・緑等)が高いもの。 ○生き物のすみかとして緑が一体としてまとまりがあり、その規模が大きいもの。
② 都市環境	
評価の視点	都市環境の課題の一つとなっている、ヒートアイランドの改善に関する機能を評価しました。
高い評価となるポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○河川等の水面と一緒に、夏場に涼しい風を引き込む、風の通り道を形成する緑地。 ○市街化され、緑の少ない地域にある緑地
③ レクリエーション・文化	
評価の視点	地域資源との一体性、アクセス性を有するレクリエーション空間としての機能を評価しました。 身近なレクリエーション空間が不足しており整備の必要性が高い地域を評価しました。
高い評価となるポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の文化財(遺跡・史跡)のある緑地 ○安心して歩ける遊歩道と一緒に、利用しやすい緑地 ○最も身近な街区公園が不足している地域にある緑地
④ 防災	
評価の視点	災害発生危険箇所などにおける被害抑制の機能を評価しました。 災害時の非難危険度が高い地域における避難地確保など被害の軽減の機能を評価しました。
高い評価となるポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○傾斜の急な場所であるが、緑によって、土砂崩れ等の災害を予防している緑地 ○市街化により避難場所を必要とする地域にある緑地
⑤ 景観	
評価の視点	緑の骨格的な景観を形づくる、まとまった緑や連続する緑を評価しました。
高い評価となるポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○「町田市景観計画」で町田らしい緑の景観を残していると位置づけた緑地。 ○丘陵地の尾根線に残された、まとまりや連続性のある緑地。
⑥ 市民生活	
評価の視点	地元の市民団体等により、保全活動が行われている地域を評価しました。 市民農園や農業体験農園など市民とのかかわりの深い農地を評価しました。
高い評価となるポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○今までに緑の保全に対して要望のあった緑地。 ○市民活動団体により、保全活動が行われている緑地。
⑦ 経済振興	
評価の視点	観光資源との一体性となり、その活用が期待できる緑地を評価しました。 農地については、農業振興の観点からすべてを評価しました。
高い評価となるポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○観光スポット等観光資源との一体となる緑地 ○市内の農地

5 緑の基本方針

「町田の緑の将来像」の実現に向け、以下にあげる8つの基本方針に基づき、計画の推進に取り組んでいきます。

まちづくりにおける緑の課題

(1) 生態系と緑

①生き物の生息・生育・繁殖の場の形成

- ・多摩丘陵の樹林地、谷戸の農地や雑木林の減少、管理不足による質の低下が進み、生物多様性が失われようとしています。
- ・地域によっては水辺の自然性が乏しくなっています。

②生態系のネットワークの形成

- ・丘陵への連なり、流域形成等広域的な生態系ネットワークの連続性が開発等により分断・低下しています。

(2) 都市環境と緑

①地球環境保全と身近な地域の環境改善

- ・樹林地の適正管理と保全、公共施設緑化等の推進により、二酸化炭素の削減目標に寄与する必要があります。

②市街地のヒートアイランド現象の緩和

- ・主に中心市街地では、人工被覆面が広かり緑地の割合が低くなっています、ヒートアイランド現象が発生しています。

③自然豊かな水辺環境の保全・形成

- ・保水機能を有する丘陵部の樹林地の減少とともに湧水が減少してきています。

(3) レクリエーション・文化と緑

①身近なレクリエーション活動の場の提供

- ・高齢者や子育て世代にとって重要な憩い空間である身近な公園の整備状況と住民満足度に不一致が見られます。

②広域的なレクリエーション拠点の提供

- ・指定管理者や関係団体との連携により、ニーズの多様化や施設の老朽化への対応を進める必要があります。

③自然資源・歴史的資源の活用

- ・恵まれた自然資源・歴史的資産や活動の情報が市民に充分に伝わっていない状況にあります。

④歩行系レクリエーションネットワークの形成

- ・市全域の緑地資源のネットワーク化のための利用マナーの向上、サイン設置など基盤が整っていません。

⑤観光・ツーリズムを通じた緑の保全・活用

- ・里山や古道など民有地の資産を活かしたツーリズム推進のため、保全・利活用に関するルールづくりが必要です。

(4) 安全・安心と緑

①水害・土砂災害抑制に役立つ緑

- ・山林や農地で管理放棄により低下する浸水や土砂災害などの災害抑制機能を高める必要があります。

②地震・火災の被害軽減に役立つ緑

- ・災害危険度の高い地域において街路樹や公園緑地が不足している状況にあり、防災機能の強化が急務です。

③誰もが安心して利用できる緑の形成

- ・パリアフリー化や犯罪のない安全な環境づくりのニーズを受け、公園・緑地等の整備や再整備が必要不可欠です。

(5) 景観と緑

①自然景観の形成

- ・町田の魅力・個性である里山や水系などの自然景観を市民とともに育成・継承することが重要です。

②まち並景観の形成

- ・市街地では、緑を確保するスペースの不足、土地の細分化等により緑が減少する等様々な問題を抱えています。

③風景・風土・景趣の形成

- ・里山や社寺林などの風景のまとまりやつながり等を「景趣」としてとらえ継承することが求められます。

(6) 市民生活と緑

①日常生活に密着した緑

- ・日常生活の中にある身近な緑が管理面での課題を多く抱えており、市の支援や市民の理解が求められています。

②自然とのふれあい活動や水辺と緑の保全・育成活動

- ・市民・NPO・事業者の活動ニーズは非常に高く、ニーズが活動につながる仕組みの充実が必要です。

③緑に関する市民への情報発信

- ・幅広い情報提供による周知徹底と、市民、市民団体間の情報共有の仕組みづくりが必要です。

(7) 経済振興と緑

①農業を通じた緑の保全・活用

- ・市民と農業者のニーズを踏まえた緑の保全・活用と、新たな「町田市型都市農業」の確立等が求められています。

【基本理念】

町田の環境文化を育む多摩丘陵・里山回廊の保全・再生・活用

町田の緑の 8 つの基本方針

- (1) 多摩丘陵を支える骨格的な水と緑の緑地環境を継承します
- (2) 生物多様性を支える緑を守り生きものと共生するまちを目指します
- (3) 里山の風景や緑あふれるまち並み景観を保全・育成します
- (4) 緑の機能により都市環境を向上させ地球環境保全に貢献します
- (5) 緑を活かして市民の安全・安心と憩いを確保します
- (6) 緑に関わるさまざまな資源を活かして人々の交流を生み出します
- (7) 緑を活用した地域の経済振興を推進します
- (8) 緑とのふれあい活動と連携のしくみづくりを推進します

(1) 多摩丘陵を支える骨格的な水と緑の緑地環境を継承します



多摩丘陵に広がる樹林地や農地、源流から河口へとつながっている河川、そして、その河川沿いに広がる緑。これらは町田市民だけでなく、首都圏に暮らす人々にとって重要な自然環境となっており、「町田の緑の将来像」の構成要素にも位置づけています。

これら、骨格的な緑地環境を形成する多摩丘陵を、国・東京都・関係自治体との連携の強化によって保全・活用を図りながら、次世代に継承していきます。

凡例

- まとまった緑のあるエリア
- 水とみどりの広域拠点
- 多摩丘陵・里山軸
- ← 河川環境軸
- 市街化調整区域

《まとまった緑のあるエリアの整備・保全・再生》

- 生態系や歴史環境の保全による市民の憩いの場の創出
- 環境学習や自然体験、市民活動の場への活用

《多摩丘陵・里山東西軸》

- 南北軸の整備・保全・再生

●「まとまった緑のあるエリア」間に残る緑地の保全による緑地ネットワークの確保

《河川環境軸の整備・保全・再生》

- 河川や調整池の多自然化による質の高い緑地環境の整備・再生

参考表示：周辺自治体の緑被分布図

緑被地（主に樹林地）

農地

緑被地（主に草地）

主な水面

出典：緑被分布図、国土交通省都市・地域整備局、2007

緑被分布図は、国土地理院長の承認を得て、同院の技術資料D-1 No.39「緑被状態情報（10mメッシュ土地利用）音源圖」を利用し作成したものである。

（承認番号：国地企認第376号 平成20年1月4日）

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図5000（土地利用）及び数値地図2500（空間データ基盤）を使用したものである。

（承認番号平14地使、第450号）

元データ：
(c)CAMS2005/Tokyo-Spot Timago Distribution.

N

0

2

4 km

(2) 生物多様性を支える緑を守り生きものと共生するまちを目指します



町田市は首都圏近郊にありながら、多摩丘陵をはじめとする豊かな自然環境に恵まれた都市といえます。また、多摩丘陵の尾根に残る緑の連なりや水系は、市域、さらには都県を越えて、生きものの命を支える生態系ネットワークを形成しています。

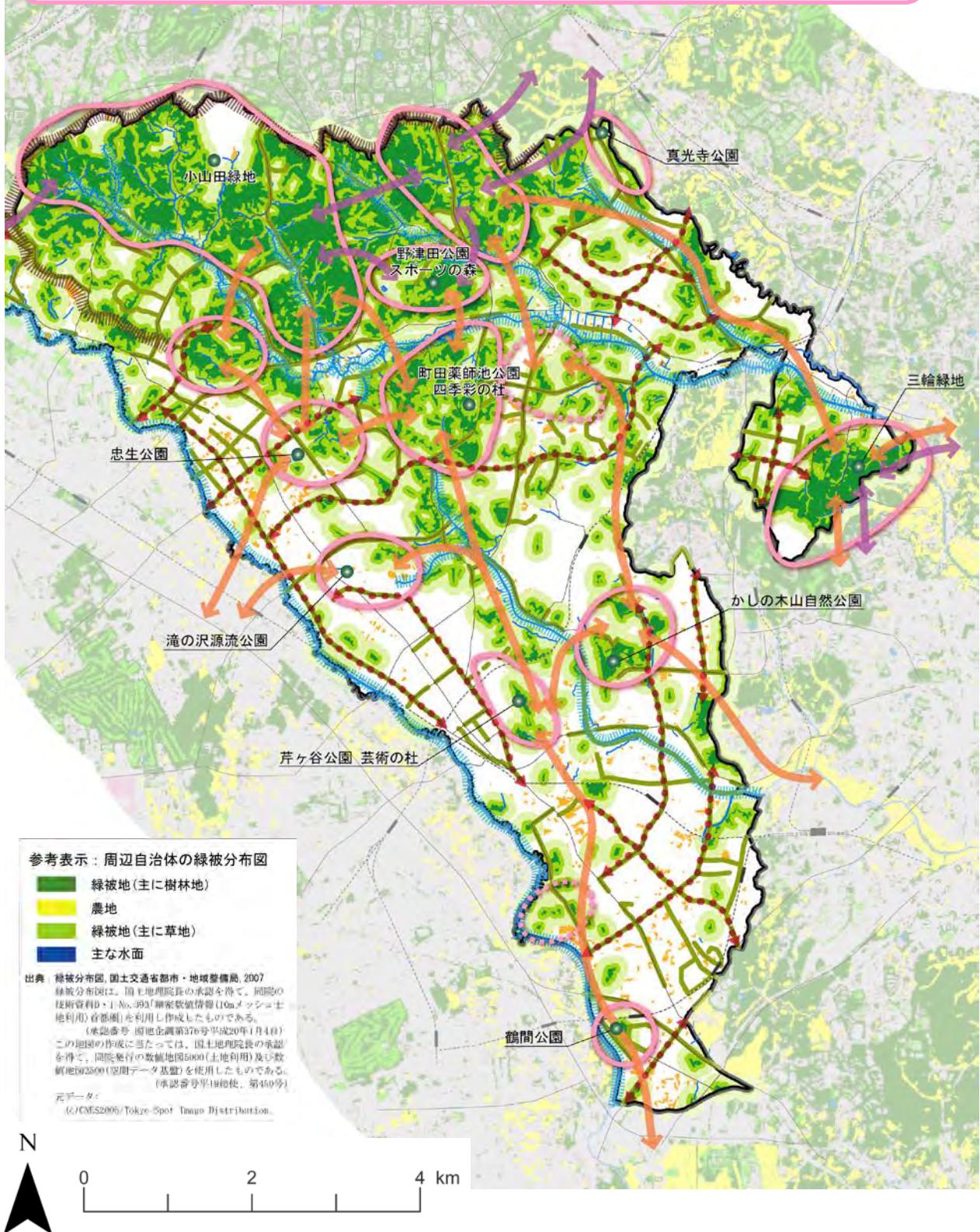
国の『生物多様性国家戦略 2012-2020』では、「豊かな自然共生社会の実現に向けたロードマップ」が示されたほか、東京都の『緑施策の新展開』においても、「生物多様性の保全に向けた基本戦略」を掲げており、生物多様性を育む水と緑の環境を、国・都及び関連自治体などの広域的な連携により保全・再生し、豊かな多摩丘陵の自然環境と共生していきます。

そのために1999年に策定した「まちだエコプラン」、さらには2015年に策定した「町田生きもの共生プラン」の実践に努めます。

凡例
○ 生態系の核（コア）
○○ 生態系の核（コア）となりうる地域
↔ 哺乳類の移動ネットワーク
↔ 鳥類の移動ネットワーク
◆◆◆ 街路樹による鳥類・昆虫類の移動ネットワーク
■■■ 主要な尾根線
~~~~~ 河川環境軸
■■■■■ 樹林地（面積1,000m ² 以上）
■■■■■ 上記の樹林地からの距離50m
■■■■■ 上記の樹林地からの距離150m
■■■ 農地
■■ 並木
—— 河川

«生態系の核（コア）の保全・再生・質の向上»

- 自然とのふれあい、環境学習、レクリエーション、保全活動等の拠点形成
- 生きもののにぎわいある環境の育成
- 生きものの生息・生育・繁殖の場提供機能を確保するための「保全管理計画」や、生態系に配慮した適正な「利活用計画」の策定



### (3) 里山の風景や緑あふれるまち並み景観を保全・育成します



人々の歴史と自然がつくりあげた四季折々の美しい多摩丘陵の自然景観、清流やホタルを育む谷戸地形、川沿いに広がる田園風景、尾根づたいの散歩道、小野路の宿の歴史的まちなみや旧道など歴史と自然が織り成す里山の風景、三輪縁山などの住宅地に見られる生垣や街路樹、さらに恩田川を始めとする河川沿いの並木など緑溢れるまち並み景観は、町田の特徴的な景観（景趣）を形成しています。

このような町田の“景趣”を、市民が主体になって守り、育て、次世代に引き継いでいきます。

#### *景趣とは

地域に特有の自然とそこに住む人々の営みによって織り成されてきたその地域らしさ・その土地らしさを表す味わいや趣のある風景を言います。

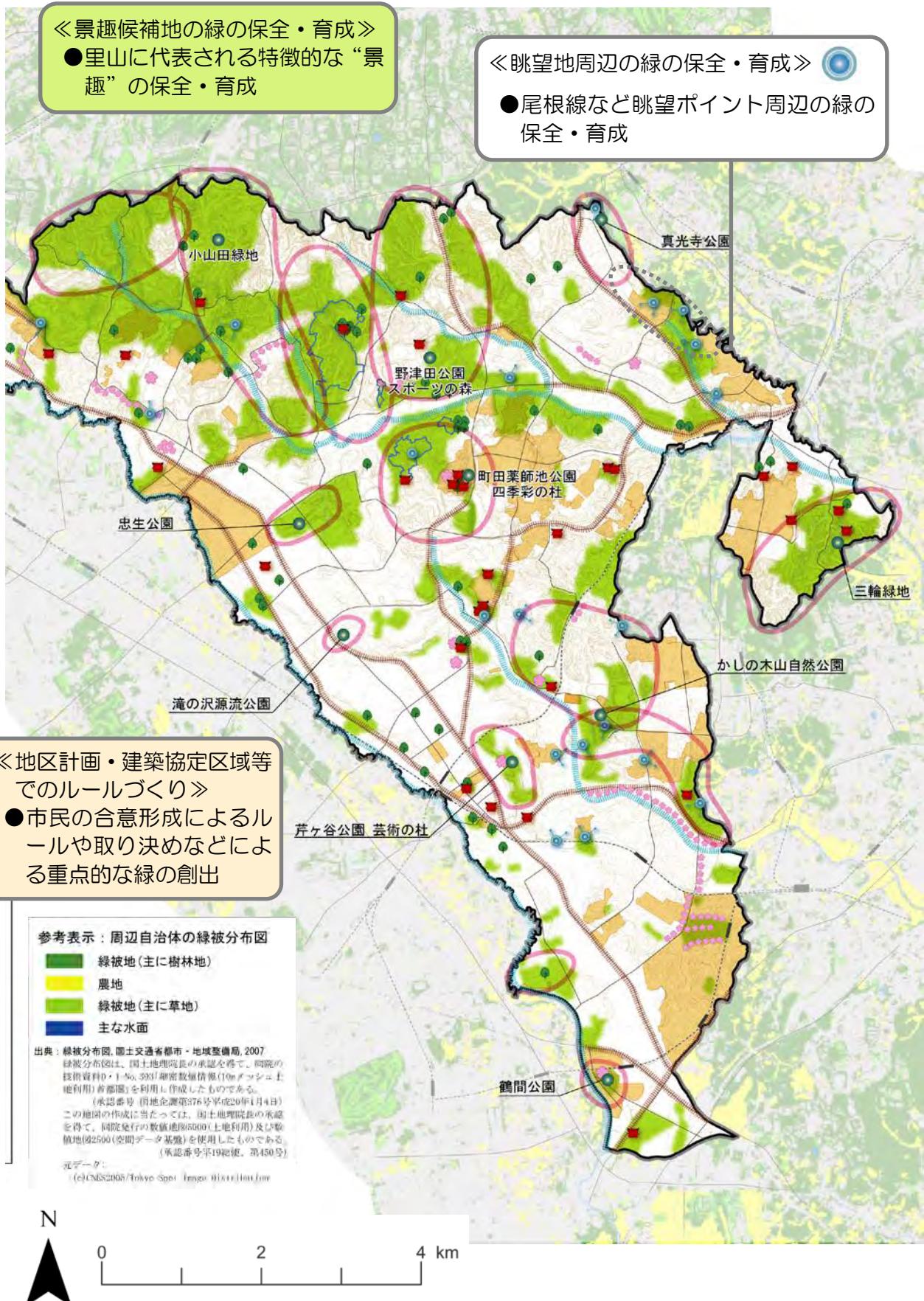
#### *景趣候補地とは

町田らしさを「代表する」、「よく表している」「残している」「育てる」景趣要素及びそのまとまりを景趣候補地として選定したものです。

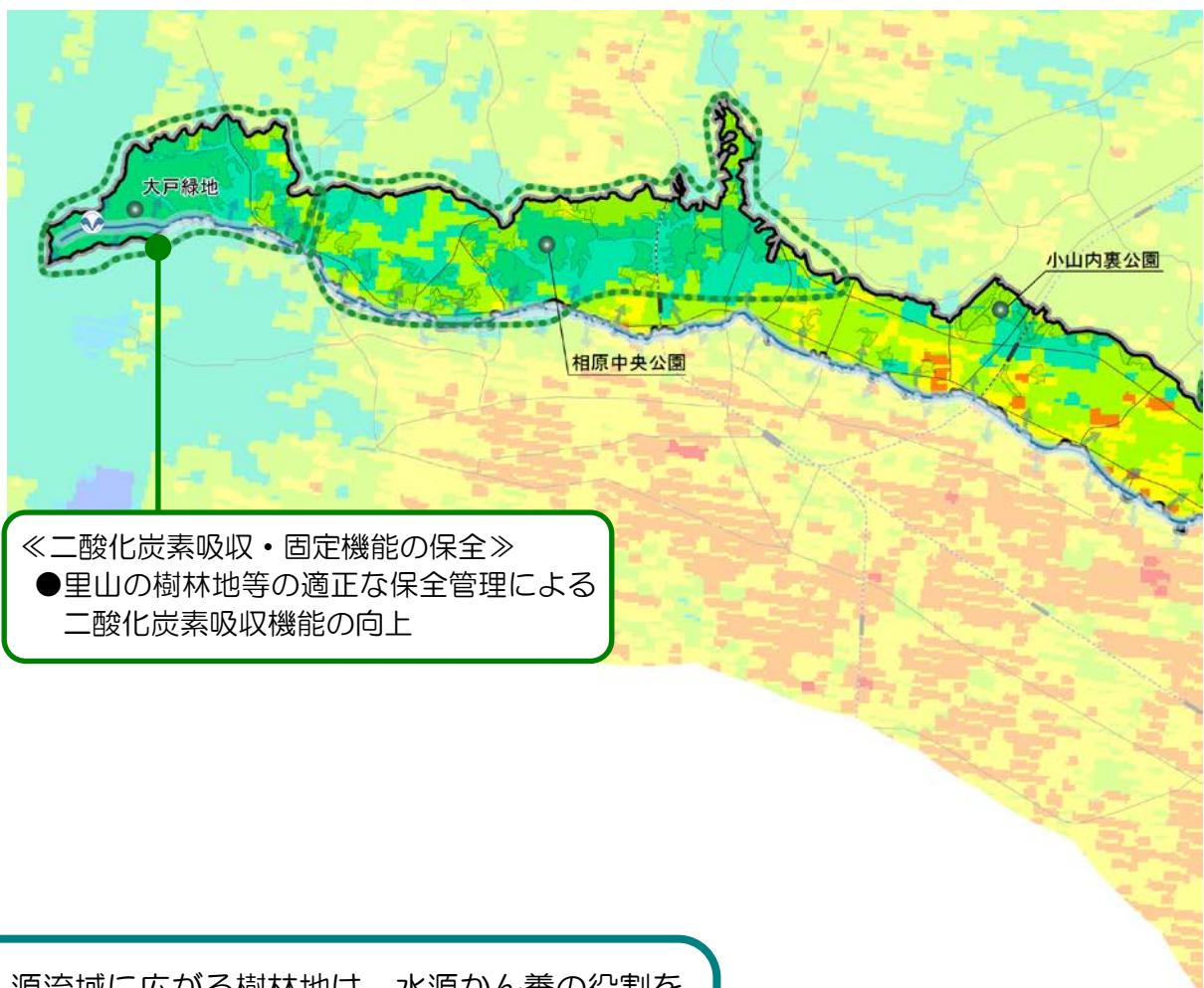
出典：「町田市景趣選定に関する提言（1993.11）」／町田市景趣選定委員会

#### 凡例

- まとまった緑のあるエリア
- 河川景観軸
- 沿道景観軸
- 景趣候補地
- 東京都保全地域・特別緑地保全地区
- 地区計画・建築協定・建築協約
- 眺望ポイント
- 文化財
- 名木
- サクラの名所



#### (4) 緑の機能により都市環境を向上させ地球環境保全に貢献します



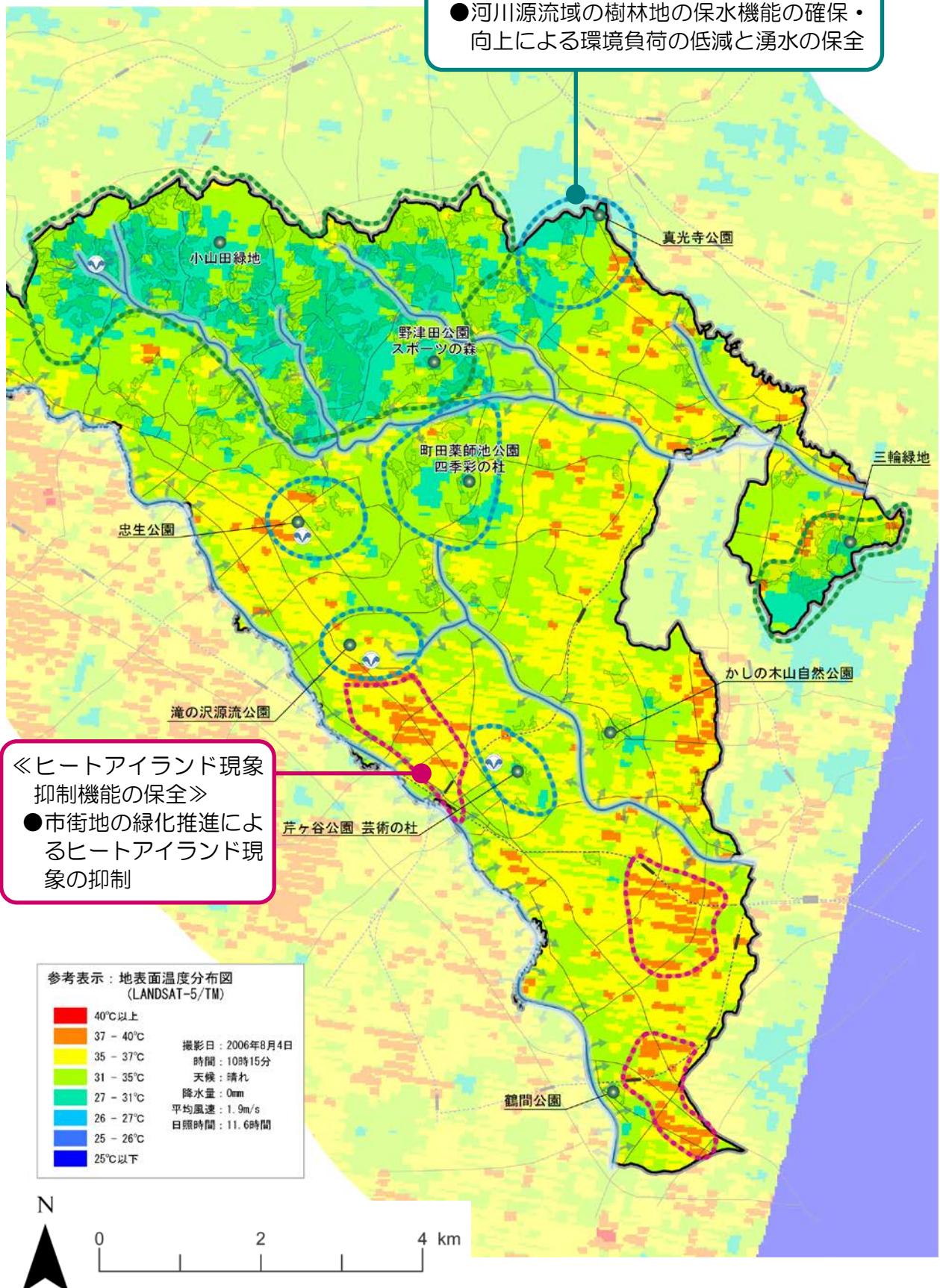
源流域に広がる樹林地は、水源かん養の役割を担っているほか、谷戸の地形や樹林地が市内に残る貴重な湧水を支えています。また、町田の「里山」は、人の手で維持されてきた「二次林」であり、適正な管理が行われることで二酸化炭素を吸収する役割を持っています。さらに、街路樹などのつくる緑陰や建物の壁面や屋上等への緑化は、人工物で覆われる市街地の暑熱環境を緩和してくれます。

「里山」の緑の保全や適正な維持管理、さらには、市街地における緑化の推進により、市民の生活環境や都市環境を向上し、僅かではあるが地球環境の保全にも貢献することを市民に対して示していきます。

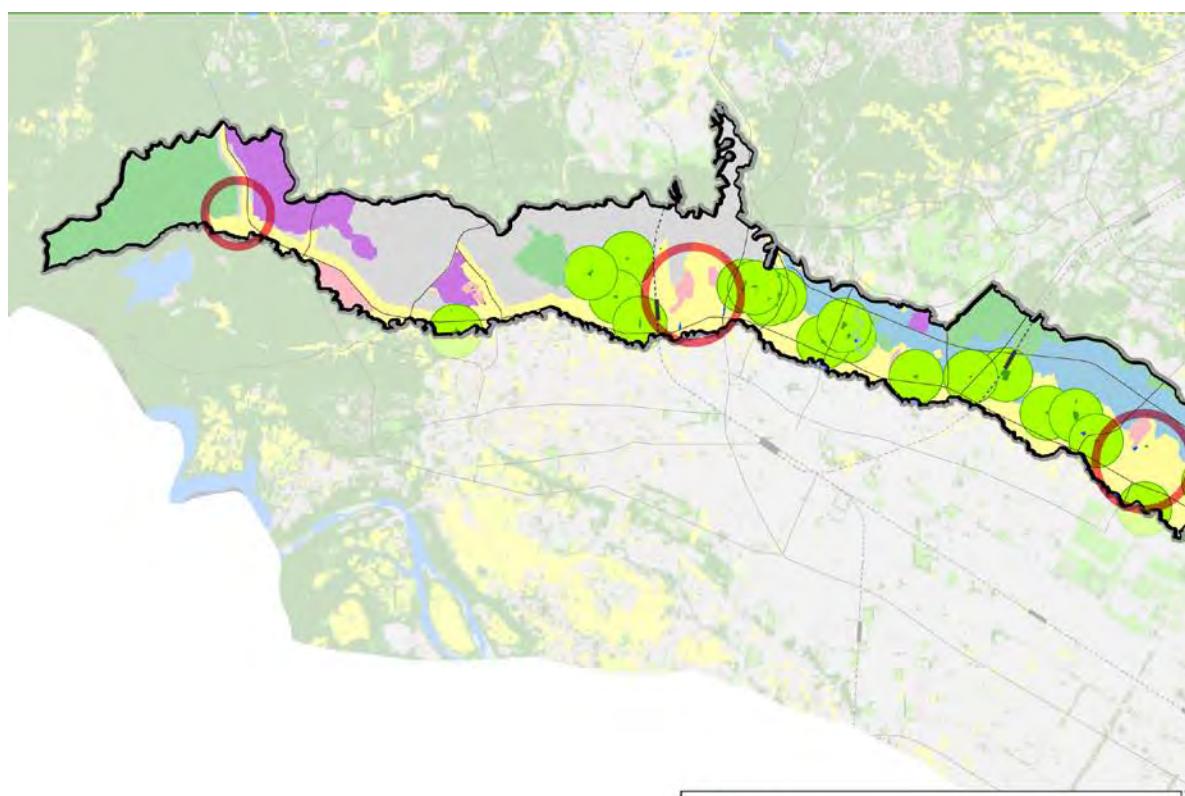


『水源かん養・保水機能の保全』

- 河川源流域の樹林地の保水機能の確保・向上による環境負荷の低減と湧水の保全



## (5) 緑を活かして市民の安全・安心と憩いを確保します



市民に身近な公園緑地や農地などのオープンスペースは、災害発生時の避難場所や避難路、火災など被害の拡大を防ぐ役割を持っています。

その一方で、公園緑地内では事故や犯罪などの発生の可能性があるほか、丘陵部の樹林地等には、土砂災害の発生の恐れのある急傾斜地なども含まれます。

災害時などに市民の安全・安心を支えるオープンスペースを適正に配置するとともに、市民の誰もが安全に、また安心して利用できる公園緑地等の空間を提供し続けます。

### 凡例

	街区公園整備計画区域
	街区公園
	市立公園
	街区公園とみなす公園 ^{※1}
	避難場所となっている公園
	都立公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、特殊公園
	街区公園等 ^{※2} の誘致圏（250m）
	街区公園等の不足域
	住宅団地
	高校・大学等
	土地区画整理事業区域（完成もしくは施行中）
	風致地区
	市街化調整区域

※1：恩賜公園、子どもの遊び場・冒険広場（芦ヶ谷公園内）、遊戯広場（町田中央公園内）、木曾義野防災市民憩いの広場、金森防災市民憩いの広場、田端遺跡公園

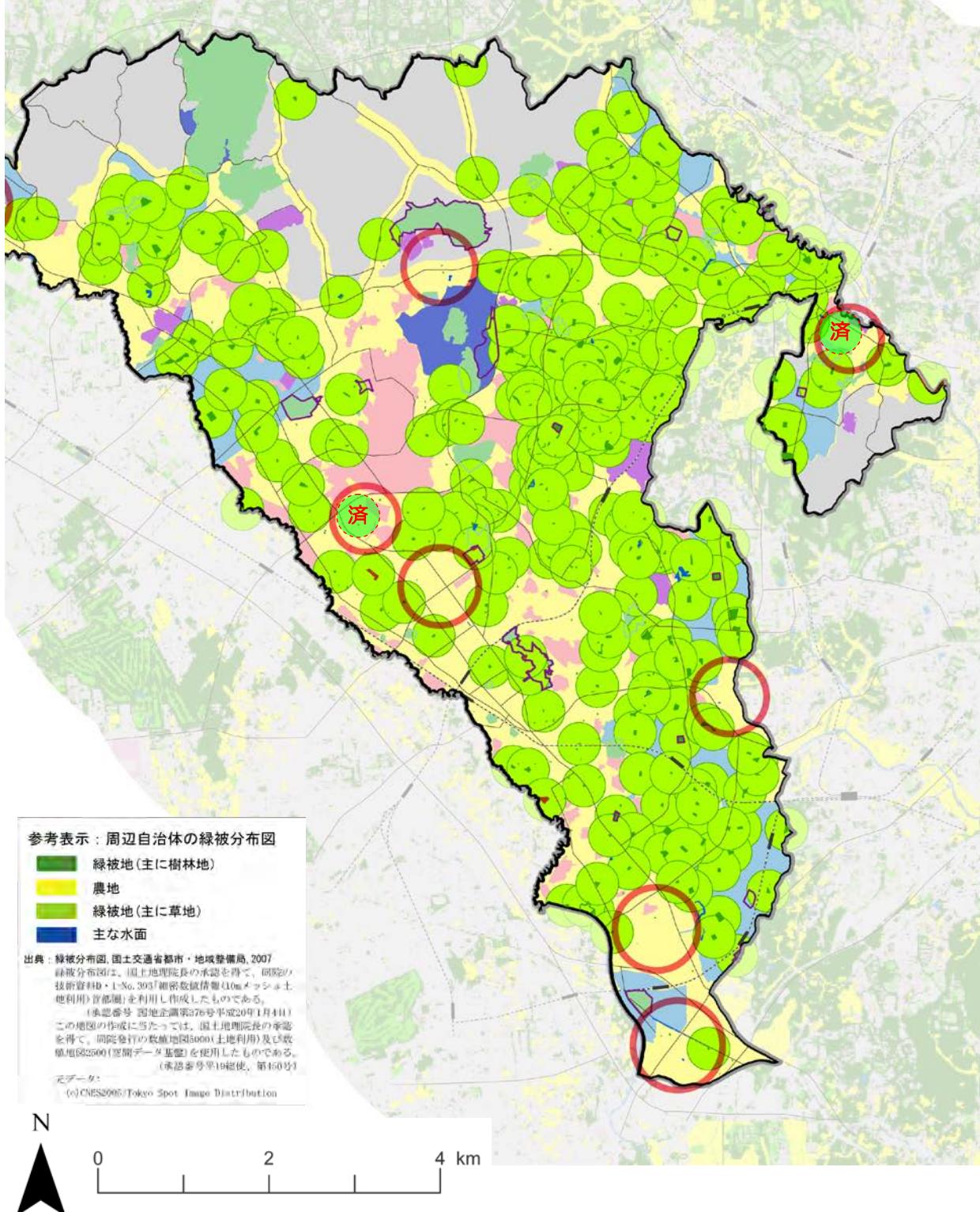
※2：①面積が概ね4500㎡の街区公園  
②比較的大きな公園で、街区公園と同様の機能を有する公園  
③防災市民憩いの広場等、公有地でありかつ、街区公園の機能を有する緑地  
④土地利用状況から、500㎡規模の公園の設置が出来ない地域では、500㎡以下の街区公園

## 『適正配置に向けた公園緑地整備』

身近な公園緑地の適正な配置を目指し、「街区公園整備計画区域」等を定めて、積極的な整備に努めます。

### 『安全・安心と憩いの提供』

- 誰もが安全に安心して利用できる公園緑地等の整備及び再整備
- 市街化区域内の街区公園不足地域にある農地・空地の一部を防災（避難）空間として確保
- 高齢者や子育て世代の身近な憩いの空間の整備・再整備



## (6) 緑に関わるさまざまな資源を活かして人々の交流を生み出します



### 《市街化調整区域などの緑の活用》

- 緑の資源やフットパス・ハイキングコースなどを活かしたエコツーリズムなど観光の場の形成
- 市民の農体験ニーズに応える農地の利活用の促進

町田市は首都圏近郊にありながら、多摩丘陵の里山風景など豊かな自然環境や、遺跡や伝承地などが残る古道や古街道を始めとした歴史的資産に恵まれています。

また、市街地においては、「花壇コンクール」や「さくらまつり」など花や緑を活用したまちづくりが活発に行われています。

歴史的資産をはじめ、地域の保有する緑に関わるさまざまな資源を発掘・活用し、人々の交流を生み出します。

#### ※主なフットパスコース、ハイキングコースとは

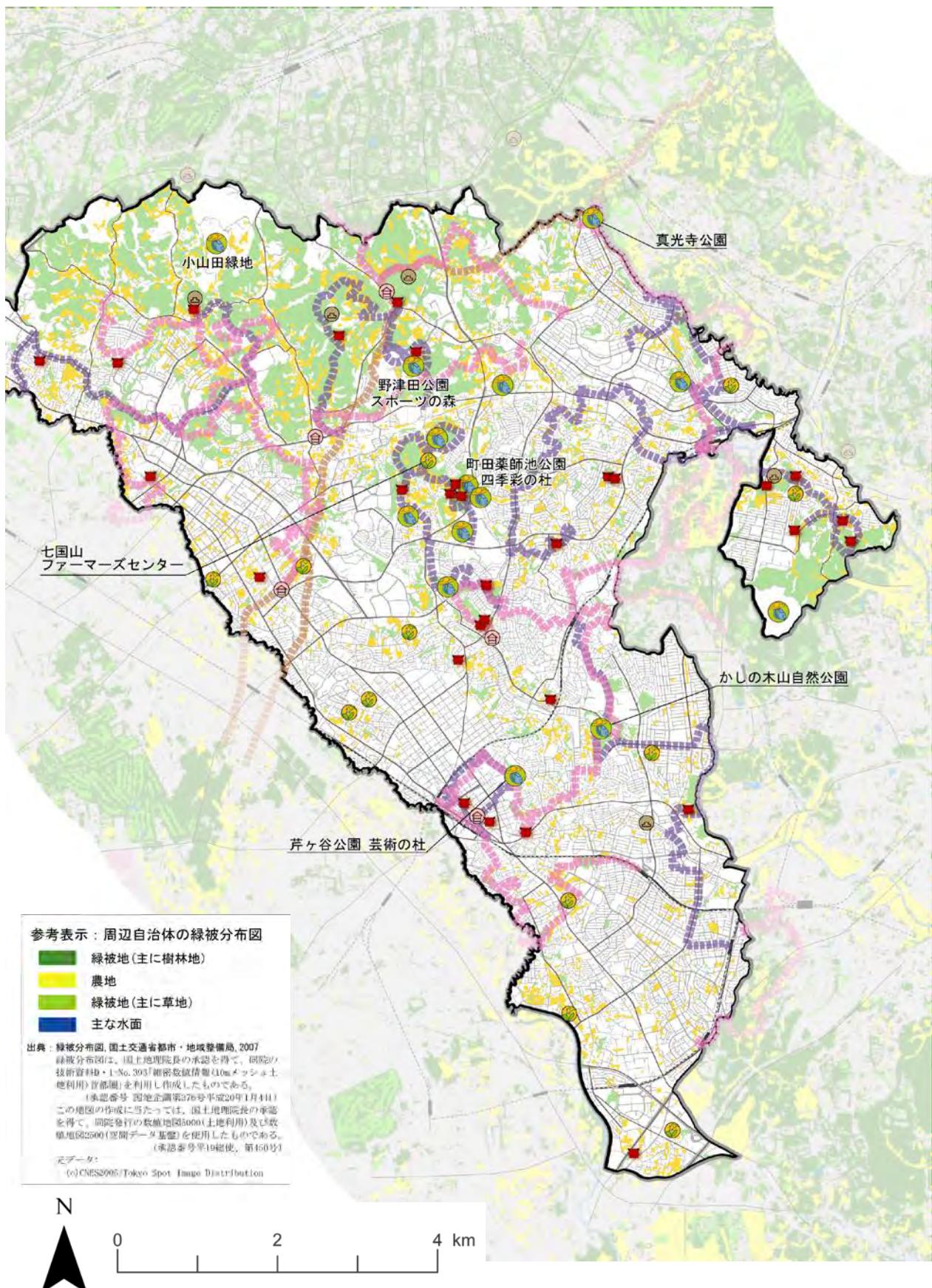
町田市発行の「観光マップ」「観光ハイキングガイドマップ」で紹介されているフットパスコース、ハイキングコース、緑道等を示したものです。

#### ※主な古道とは

多摩丘陵の町田地域は、古代から中世、そして近世、近代にわたる国内有数の歴史街道の集中残存地帯で、その豊かな自然環境の中に残されている街道やその推定路を示したものです。

#### 凡例

■■■■■	主なフットパスコース
■■■■■	主なハイキングコース
■■■■■	主な古道
■■■■■	文化財
○	主な観光資源
□	旧宿場町
△	中世城郭
○○○○○	市民農園・農業体験農園
■■■■■	樹林地
■■■■■	農地



## (7) 緑を活用した地域の経済振興を推進します



市内の貴重な緑地の1つである農地は、生産活動の場でもあります。また、公園や樹林地など農地以外の緑地も観光を支える場となっています。

農地の保全においては、その前提として農業経営の魅力向上が必要であるほか、緑を活かした観光という経済活動を支えるためには公園や樹林地などの環境を保全するための守り手や担い手が必要になります。

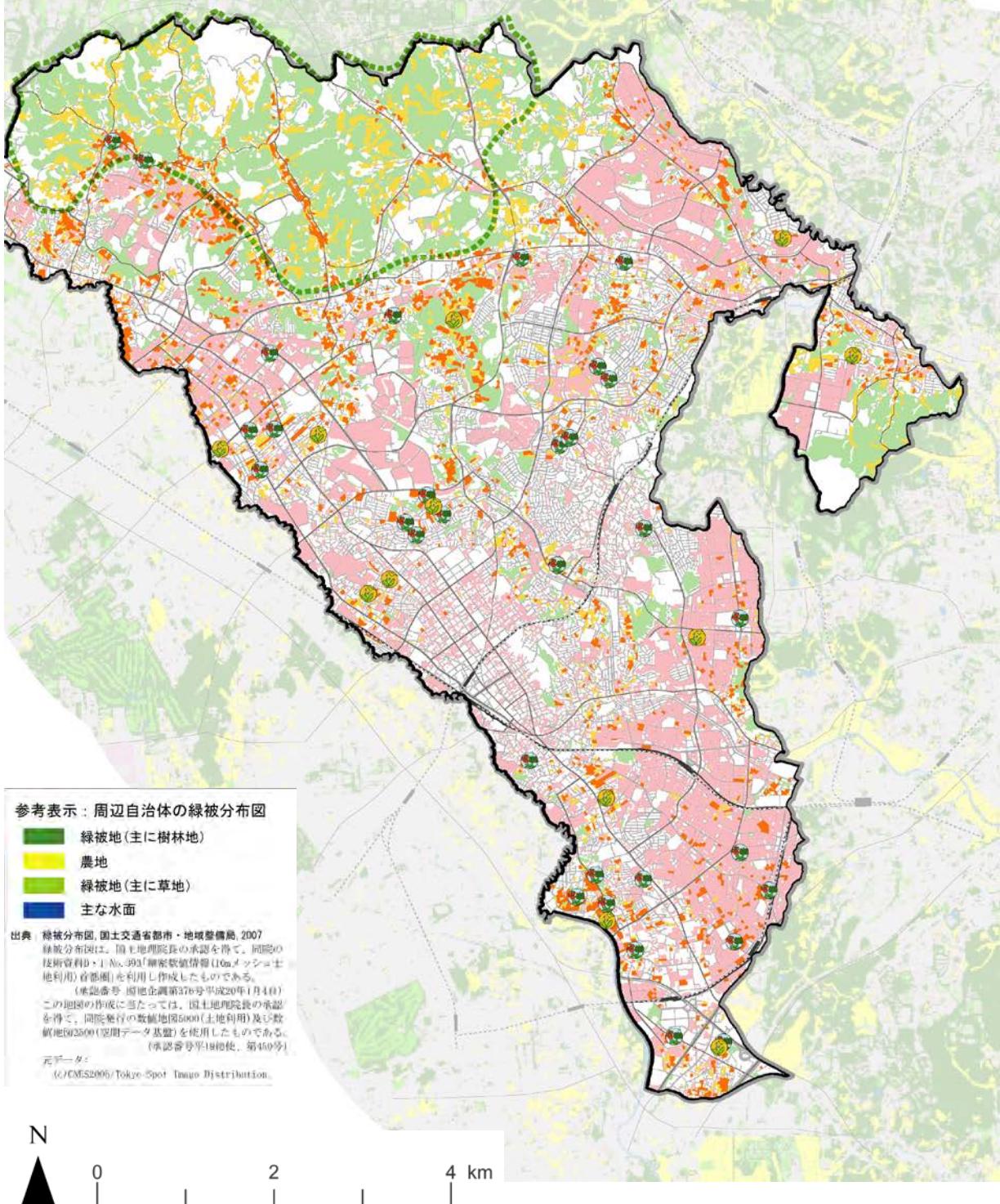
このため、営農環境の保全・整備や、新たな農ブランドの育成による農業の魅力向上、さらには、緑の観光資源を支える新たな雇用の創出など地域の経済振興を推進します。

### 凡例

- 市民農園・農業体験農園
- 農産物直売所・アグリハウス
- 水とみどりの広域拠点
- 生産緑地
- 上記以外の農地
- 住宅地  
(土地区画整理事業内の住宅・集合住宅)

「北部の丘陵地などの緑を活かした経済活動」

- 北部の丘陵などの既存農地を活かしたまちづくりの推進
- 樹林地や耕作地の維持管理など緑地における新たな雇用の創出



## (8) 緑とのふれあい活動と連携のしくみづくりを推進します



市民活動の活発な町田市では、緑とのふれあい活動も各地域で活発に行われています。

こうした活動の活発化は、地域のコミュニティ形成や地域文化の継承にも役立ちます。

また、近年では市民や NPO 等に留まらず、事業者の活動参加ニーズが高まっており、既に丘陵地などで保全活動などへの参画もみられます。

このような緑とのふれあい活動や保全活動を、より一層充実していくために、市民、NPO、事業者等の活動支援と連携の仕組みづくりを進めます。

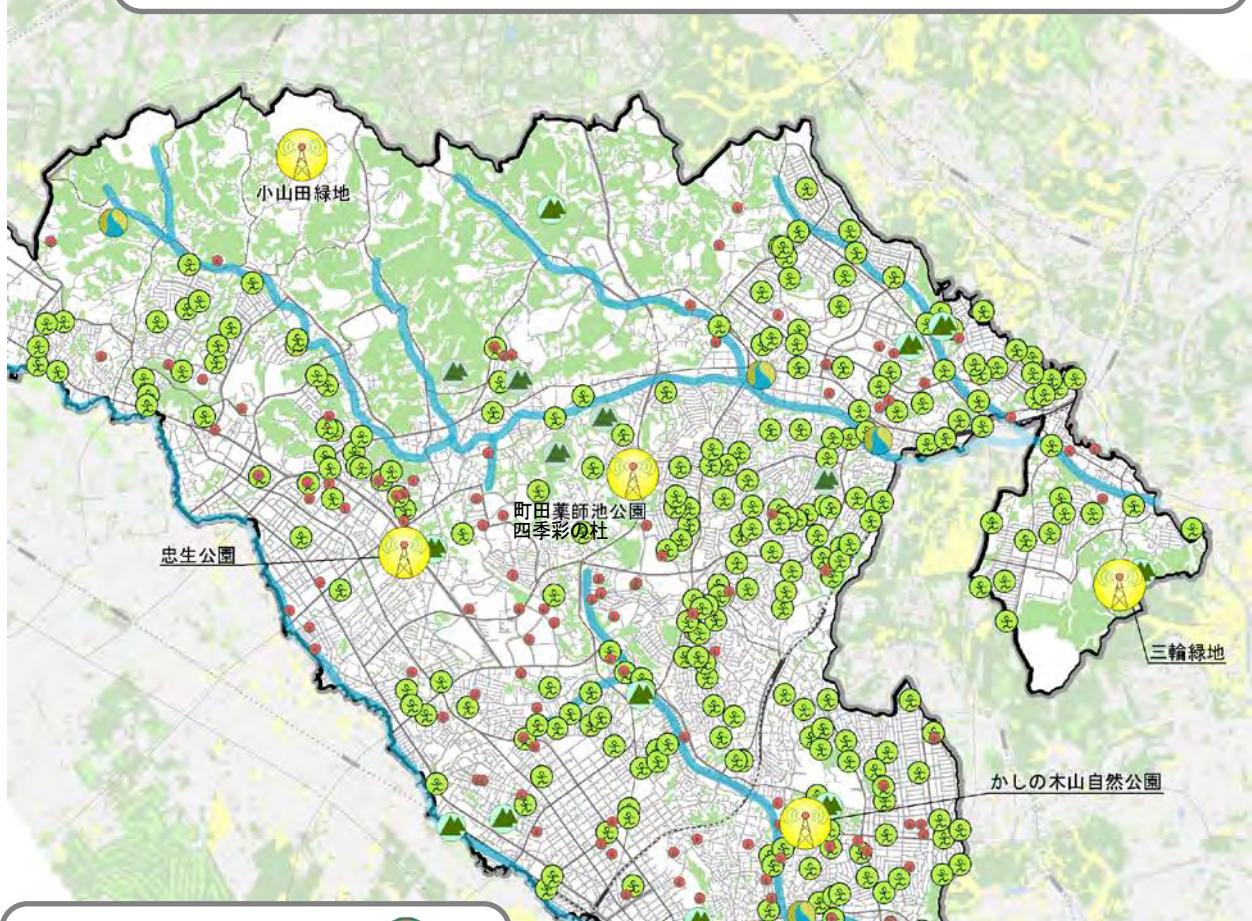
### 凡例

- 主な情報発信場所
- 緑地保全活動の場所
- 水辺の拠点
- 公園清掃管理団体
- 花壇コンクール実施箇所
- 樹林地
- 主要河川（水系）

《市民・NPO・事業者・大学による緑の保全・活用の推進・支援》



- 里山の樹林地や水辺などにおける市民や教育機関等の保全・活用に関する活動の推進、支援



《市街地での緑の活用》



- 「花壇コンクール」など花や緑による市街地のうるおいの形成

参考表示：周辺自治体の緑被分布図

- 緑被地（主に樹林地）
- 農地
- 緑被地（主に草地）
- 主な水面

出典 緑被分布図、国土交通省都市・地域整備局、2007

緑被分布図は、国土地理院作成の承認を得て、同院の技術資料No.1 No.391「細密数値情報（10mメッシュ）土地利用」（首都圏）を利用し作成したものである。

（承認番号：府地企調第376号 平成20年1月4日）

この地図の作成に当たっては、国土地理院の承認を得て、同院発行の数値地図5000（土地利用）及び数値地図2500（登記データ基盤）を使用したものである。

（承認番号平19地使、第450号）

元データ：(c)CNE52000/Tokyo-Spot-Tango Distribution

N

0

2

4 km

- 《市街地における花と緑を介した  
コミュニティ形成と地域文化の継承》
- 花や緑を介したふれあい活動を通じた  
コミュニティ形成と地域文化の継承

## 6 都市公園及び地域制緑地の配置方針

### (1) 都市公園の配置方針

#### 【都市公園の種類】

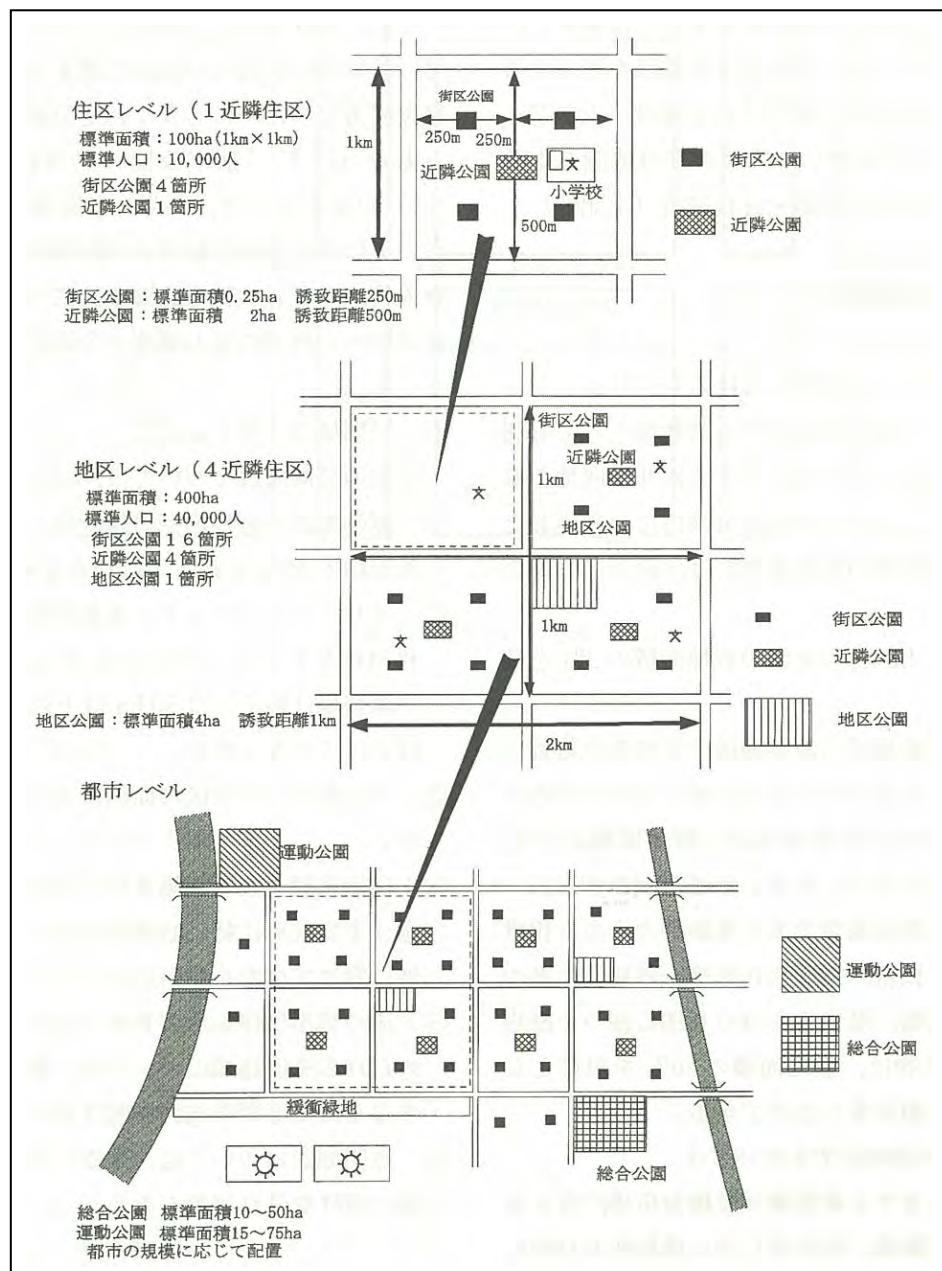
種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり 1箇所を誘致距離 500m の範囲内で1箇所当たり面積2ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内で居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1 km の範囲内で1箇所当たり面積4ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリー・パーク)は、面積4ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 10~50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 15~75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則り配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10~20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

注) 近隣住区=幹線街路等に囲まれたおおむね 1km 四方(面積 100ha)の居住単位

出典:国土交通省ホームページ

※風致公園:樹林地等の良好な自然的環境を形成する土地を選定して配置する公園

## 【都市公園等の配置モデルパターン】



出典：平成24年度版 公園緑地マニュアル／社団法人 日本国公園緑地協会

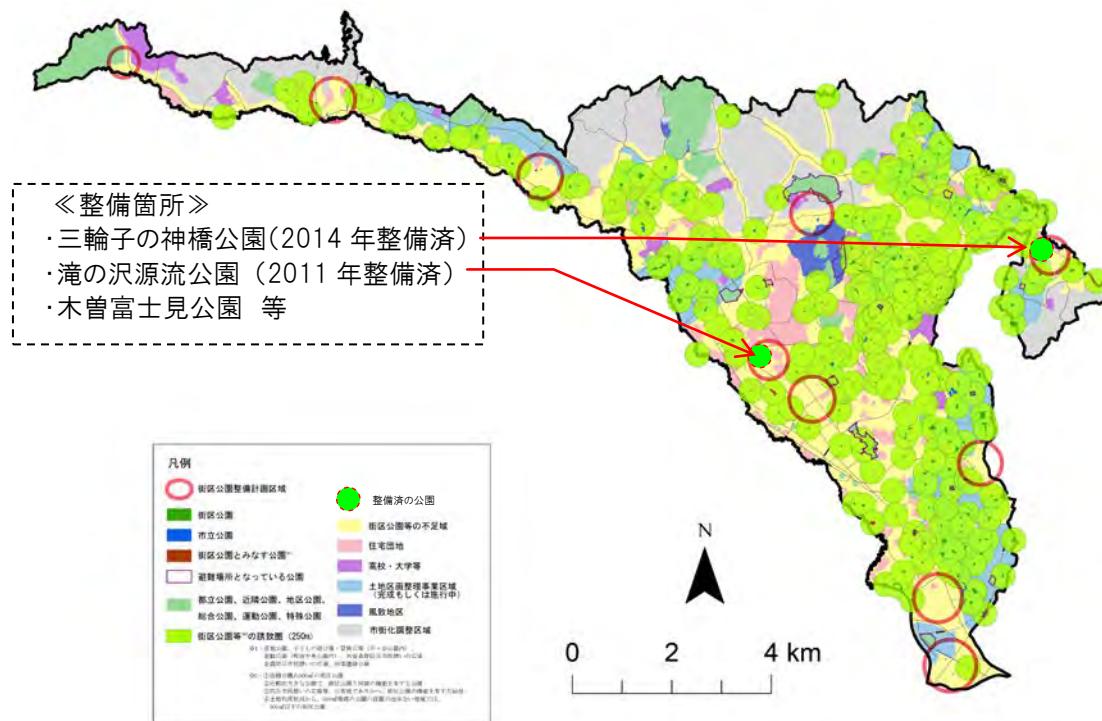
## ① 身近な都市公園

### 【街区公園】

専ら街区に居住する者の利用に供することを目的として、住区を単位に誘致圏を考慮し配置します。

～街区公園の配置についての基本的な考え方～

- 1) 街区公園は市民に一番身近な存在であり、公園不足域については市と借地関係等のある遊び場・児童遊園、更には、生産緑地を街区公園候補地として位置づけ、積極的な配置に努めます。
- 2) 街区公園不足域でかつ標準規模のオープンスペースも存在せず、配置が困難な地域については、広場公園やポケットパークの配置に努めます。
- 3) 「河川環境軸」や「まとまった緑のあるエリア」のうち河川の源流のみで構成されたエリアに位置づけられた地域では、自然とのふれあいの場として周辺の自然環境を取り込んだ公園配置に努めます。



資料：用途地域図（東京都, 2012）

### 【近隣公園】

主として近隣住区に居住する者の利用に供することを目的として、住区住民の日常的なレクリエーションの中心として、誘致圏を考慮し配置します。

～近隣公園の配置についての基本的な考え方～

- 1) 「河川環境軸」、「多摩丘陵・里山東西軸」「多摩丘陵・里山南北軸」の形成に配慮し、豊かな自然環境を有する緑地を候補地として積極的に取り込み、近隣公園の配置に努めます。
- 2) 誘致圏、標準規模を考慮し、近隣公園不足域の中に面的なまとまったオープンスペースが存在する場合は、近隣公園の配置候補地として検討していきます。
- 3) 現実的な配置を考慮し、近隣公園の誘致が不可能な地域については、代替として街区公園、都市緑地、町田市ふるさとの森、遊び場等も含めた配置計画を行います。

## ②拠点となる都市公園

### 【地区公園】

主として徒歩圏内に居住するものの利用に供することを目的として、数住区に対する中心的なレクリエーション地として、各住区からの利用の均等化が図られるよう配置します。

～地区公園の配置についての基本的な考え方～

○誘致圏、基準規模を考慮し、不足域の中に面的にまとまったオープンスペースが存在する金森において、地区公園の配置を検討していきます。

### 【運動公園】

都市住民全般の、主として運動の用に供することを目的とする公園で、町田市では、運動公園として、鶴間公園があります。

～運動公園の配置についての基本的な考え方～

○野球場、テニスコート、陸上競技場など、運動施設のある既存の公園や、今後整備が予定される地域スポーツクラブの活動拠点となる施設(クラブハウス)等により、その機能の充足を図ります。

### 【総合公園】

総合公園は、住民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とした公園です。町田市では、野津田公園 スポーツの森や忠生公園、相原中央公園が総合公園として都市計画決定されています。緑の軸と核を構成する公園として、生態系のネットワークに配慮した維持管理を進めています。

～総合公園の配置についての基本的な考え方～

○住民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することが可能な比較的規模の大きな広域公園、特殊公園、都市緑地なども含めて、その機能の充足を図ります。

### 【広域公園】

多摩丘陵を支える骨格的な水と緑を継承するためにはまとまった緑のあるエリアにふさわしい規模と質を確保することが必要です。広域的な連続性を考慮しながら、大戸緑地、小山田緑地、三輪緑地等、「多摩丘陵・里山東西軸」を支えるまとまった緑のあるエリアを確保するとともに、生態系の保全拠点として、国や東京都の連携と支援を得ながら広域公園の配備について検討していきます。

### ③その他の都市公園

#### 【特殊公園（風致公園・農業公園等）】

資源によって、立地が制約されるもの及び、風致公園、動植物公園、墓園、歴史公園等の利用の特殊なものをいいます。町田市には、風致公園として、芹ヶ谷公園 芸術の杜や町田薬師池公園 四季彩の杜 薬師池などがあります。

～特殊公園の配置についての基本的な考え方～

1)町田薬師池公園 四季彩の杜 薬師池の北側に隣接する地区に農業公園の整備を検討していきます。

2)町田薬師池公園 四季彩の杜 えびね苑(本町田)を特殊公園として位置づけます。

3)三輪町で、歴史的資産が残る地域を歴史公園候補地として検討していきます。

#### 【都市緑地】

主として、都市の自然環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地です。

～都市緑地の配置についての基本的な考え方～

1)大戸緑地、小山田緑地、三輪緑地をはじめ、「多摩丘陵・里山東西軸」、「多摩丘陵・里山南北軸」や「河川環境軸」を形成する緑地を保全します。

2)水源域、水系を有する谷戸や「河川環境軸」内の緑地の保全と生態系ネットワーク形成に重要な緑地を保全します。

3)美しい景観、貴重な動植物、歴史的・文化的資産、農資源を有する緑地を保全します。

4)多摩丘陵・緑と歴史の散歩道や尾根緑道及び武蔵野の路ルート沿いの緑地を保全します。

#### 【緑道】

緑道は、震災・火災等の災害時の避難路の確保、交通事故から歩行者を守るなど市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保を図ることを目的としています。

緑地資源をつなぐ散歩道や、動物の移動路、災害時の避難経路などとして緑地の機能を高めるとともに「風の道」を形成して都市気候を緩和していきます。また、尾根緑道や武蔵野の路の整備を推進し、緑の骨格形成を行います。

#### 【準公園緑地】

現在町田市の準公園緑地としては、町田薬師池公園 四季彩の杜(ダリア園、リス園)、本町田遺跡公園、小山田遺跡公園、などがあげられます。このような重要な歴史的遺産の保全や特徴のあるオープンスペースの整備を福祉施設や教育施設と一体的に推進していきます。

## (2) 地域制緑地の配置方針

### 【町田市ふるさとの森】

市内の美しい緑地景観、歴史環境を保護する緑地及び貴重な動植物が生育する自然環境の保全をするために町田市ふるさとの森を設置することについて必要な事項を定めることにより、市民の貴重な緑地環境を将来に引き継ぐことを目的としています。

～緑地の保全についての基本的な考え方～

- ①多摩丘陵の水と緑の拠点を確保するために、良好な樹林地や農地などを、都保全地域や広域公園、総合公園などと一体となった緑地として、要綱に基づき指定し保全していきます。
- ②生態系の拠点やネットワーク上有効な緑地を確保するために、河川沿いの樹林地や市街地内に島状に点在する良好な樹林地を要綱に基づき指定して確保し、将来、公有地化を図る足がかりとしていきます。
- ③歴史と自然が織り成す里山の風景を形成する丘陵地の斜面林などを要綱に基づき指定して保全していきます。
- ④生態系の保全と災害時の生活用水確保のため、湧水池を抱える源流域を要綱に基づき指定して保全していきます。

### 【東京都保全地域、特別緑地保全地区】

多摩丘陵を支える「まとまった緑のあるエリア」については、「東京における自然の保護と回復に関する条例」による東京都保全地域の指定の要請や都市緑地法による特別緑地保全地区の指定を進めています。

～東京都保全地域、特別緑地保全地区の配置についての基本的な考え方～

- ①多摩丘陵を支える骨格的な水と緑を継承するためには「まとまった緑のあるエリア」にふさわしい規模と質を確保することが必要です。市域外との連続性を考慮しながら、湧水地、源流域の保全をはじめとする多摩丘陵・里山東西軸、南北軸を支える「まとまった緑のあるエリア」を確保し、生態系の保全拠点として良好な自然や歴史的遺産と一体になった樹林地などを東京都保全地域の指定の要請や特別緑地保全地区に指定を進めています。
- ②広域的な市民の利用を図るための自然や農とのふれあい活動拠点として、東京都保全地域、及び特別緑地保全地区の指定を要請していきます。
- ③多摩丘陵に守られている歴史的遺産を現状のまま保全するとともに、周辺の自然環境と一体となった緑地として確保するため、東京都歴史環境保全地域の指定を東京都に要請していきます。
- ④郷土景観としての谷戸景観を含む樹林地、農地、水辺を一体として緑地を確保していきます。

『特別緑地保全地区の指定検討箇所』

【新規指定:森野(2011年指定済)、境川山根(2011年指定済)、成瀬山、団師南、広袴神明 など】

【区域拡大:七国・相原(2013年拡大指定済)、山崎(2014年拡大指定済) など】

『特別緑地保全地区の指定と緑地の保全に関する事項』

都市緑地法に基づき、指定した特別緑地保全地区の保全の考え方や土地の買取について定めたものです。

【保全の基本的な考え方】

保全に当たっては、地区の自然環境の特性を維持するため、保全管理の計画を策定する等十分な配慮に努めます。

【緑地保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項】

整備にあたっては、維持管理を行うための必要最小限のものにとどめ、一般利用者の散策・観察等で利用を行うための施設を設置する場合でも、環境に配慮した整備になるように努めます。

【土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項】

原則として土地の買い入れ先は、町田市とし、買入れた土地は町田市で管理を行います。

【生産緑地地区】

生産緑地地区は良好な都市環境の確保に効果があるとともに、公園を始め、公共施設等の敷地の用に供する土地に適している農地について指定されるものです。

市街化区域内のまとまりをもつ良好な農地について、生産緑地地区の維持保全を図り、市街地内の良好な生活環境と防災上重要な緑地として保全していきます。

## **第4章 町田市の緑のまちづくり に向けた施策の展開**

- 1 施策の体系（P68～71）**
- 2 具体的事業の展開（P72～91）**
- 3 計画の推進にあたって（P92～94）**

# 第4章 町田市の緑のまちづくりに向けた施策の展開

## 1 施策の体系

旧計画における施策の進捗状況に応じて、継続あるいは発展させるべき取組みを整理するとともに、これまでの取組みでは対応できない課題等に対応するため、新たに展開すべき取組みを整理します。

これらを踏まえ、施策の体系を示します。

### 【旧計画における施策の継続・発展】

#### (1) 緑の拠点・核づくり

##### ①都市公園等の整備

- ・広域公園及び金森西田地区への拠点的公園整備
- ・身近な公園の不足地域における街区公園整備
- ・公園緑地の保全や維持管理

##### ②地域制緑地(制度上安定した緑地)の配置

- ・生産緑地地区の減少抑制
- ・安定的な緑地保全のための用地取得の財源確保
- ・保全や整備に向けた緑地の優先化・重点化

##### ③社会通念上安定した緑地の保全・活用支援

- ・学校や団地等に残された緑地の保全管理
- ・民有地の緑地保全のためのインセンティブ付与（助成・支援による取組み促進）
- ・緑地の利活用方策の検討

#### (2) 公有地緑化の推進

- ・緑化後の維持管理
- ・公共施設の緑化基準等を設定
- ・東京都の施策と連携した大規模団地の緑の再生

#### (3) 民有地緑化の推進

- ・市民の緑化を支援する制度の充実と制度の周知徹底

#### (4) 民有地の保全と活用

- ・維持管理における人的支援と資金面での支援の充実
- ・樹林地・農地の管理放棄対策

#### (5) 緑のしくみづくり

- ・緑の基礎調査の実施
- ・人づくり組織づくり
- ・市の緑に関する取組みや協働による活動のための普及・啓発・情報発信の充実

## 【新たに展開すべき取組み】

### (1) 各種主体との連携・協働による公園緑地等の質の確保

#### ①市民・NPO・事業者等との協働による緑の維持管理と利活用の促進

- ・市民の緑の保全活動や利活用へのニーズや、企業の社会貢献活動の一環としての緑地管理などのニーズが高まる中で、限定的な取組みに終わらせず、様々な公園や緑地において、協働の取組みが進められるよう、市民・企業などの活動主体と保全対象である公園や緑地を仲立ちする仕組みづくりなどを進めることが求められます。

#### ②指定管理者制度などの活用による緑の維持管理

- ・今後も拡大が予想される緑地の確保面積を考えた場合、指定管理者制度などを有効に活用しながら、緑地の適正な維持管理や市民へのサービス向上を図る必要性が高まっています。

#### ③緑地の保全管理方針の策定

- ・緑地は、その立地環境や潜在的な自然環境、さらには、市民が求める緑地へのニーズが個々のケースで異なります。
- ・生物多様性など緑地の多様な機能が充分に發揮された「質」の高い緑地として保全するため、それぞれの緑地において保全管理や活用の方針を策定していくことが求められます。

### (2) 既存公園の改修や配置の見直し

#### ①既存公園の長寿命化や老朽化した公園の改修

- ・既存公園を活かし、長期間活用できる施設としていくためには、中・長期の維持・修繕計画に基づく管理や改築を進めることが重要になっています。
- ・改修や長寿命化においては、市民の安全・安心や、高齢化社会を見据えた健康増進などのニーズを充分に踏まえて進めていくことが必要です。

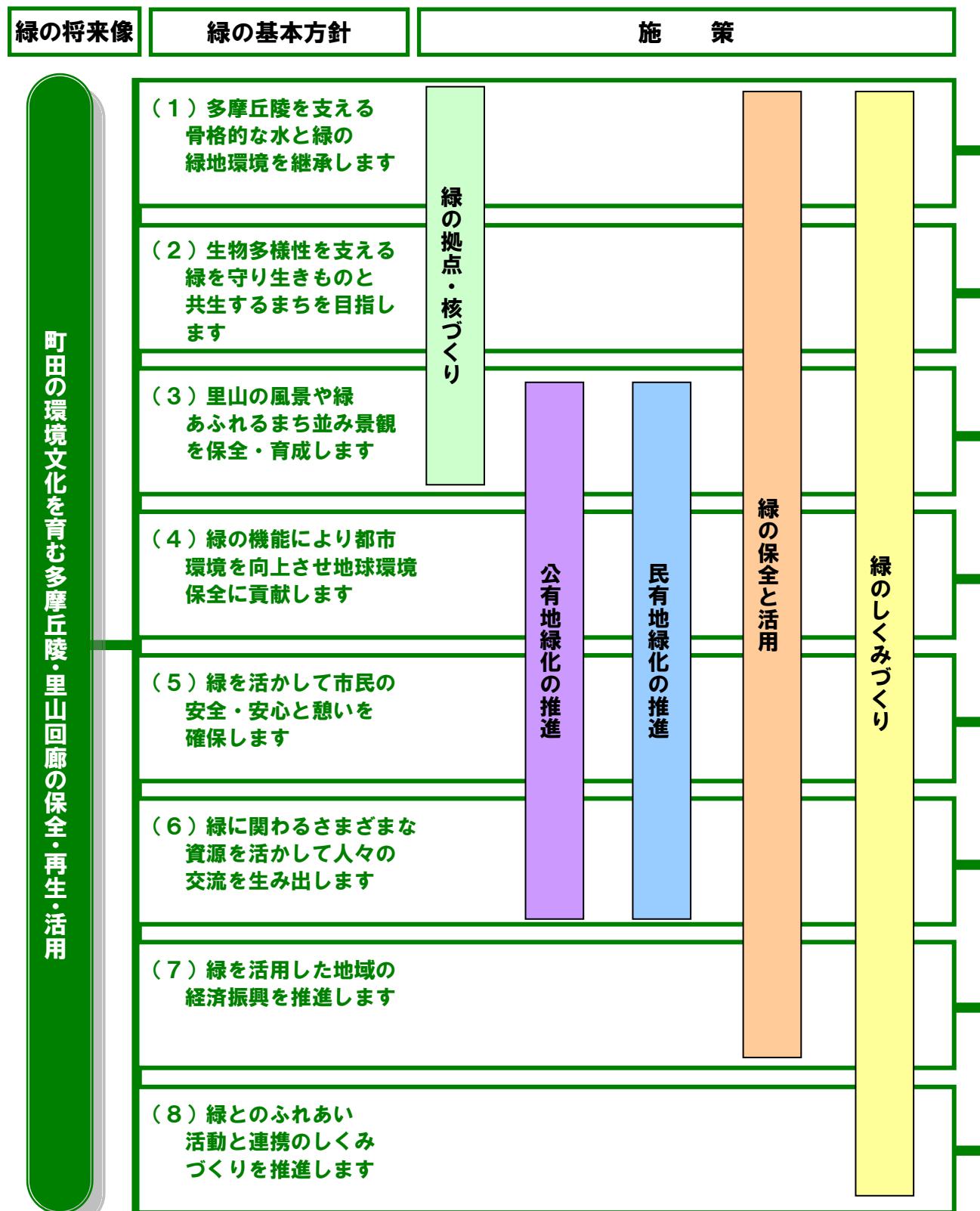
#### ②既存公園の配置の見直し

- ・維持管理を必要とする公園緑地が増える中で、レクリエーション空間として活用可能な河川緑地や民有地の緑地など市内の様々な緑地等も含めて、公園配置の適正化を検討していくことが求められます。

### (3) IT技術を活用した公園緑地等の効率的な維持管理

- ・既に開始されている公園台帳の電子化など、効率的な公園緑地の維持管理を実現するためにもIT技術を活用した施設管理が望まれます。
- ・市民協働や企業との連携によって緑地の保全をすすめるためにも、支援を必要とする緑地の情報を一元管理し、情報発信をすすめます。

町田市の緑の将来像の実現に向け、8つの方針に沿った施策の体系を以下に示します。



## 具 体 的 事 業 ( 個 別 施 策 )

緑の拠点・核づくり		
i	身近な都市公園の整備	1
ii	拠点となる都市公園の決定・整備	2
iii	都立公園等の整備促進	3

緑の保全と活用		
i	町田市ふるさとの森等の指定拡大	18
ii	都保全地域や特別緑地保全地区の指定拡大促進	19
iii	里山の適正な更新と活用	21

緑のしきみづくり		
i	緑地の保全や活用計画の策定	32
ii	町田緑地保全基金等の充実	36

緑の拠点・核づくり		
i	身近な都市公園の整備	1
ii	拠点となる都市公園の決定・整備	2
iii	河川環境軸の旧河川・周辺地の緑地整備	4

緑の保全と活用		
i	町田市ふるさとの森等の指定拡大	18
ii	都保全地域や特別緑地保全地区の指定拡大促進	19

緑のしきみづくり		
i	緑の保全活動団体の支援	33
ii	市民ボランティアや団体の育成	37
iii	緑地の保全や活用計画の策定	32

緑の拠点・核づくり		
i	尾根緑道の整備	5
ii	身近な都市公園の整備	1
iii	拠点となる都市公園の決定・整備	2

公有地緑化の推進		
i	街路樹の整備と適正管理	7
ii	河川環境の整備	8
iii	屋上・壁面緑化等の推進	9
iv	学校施設の緑化推進	10

民有地緑化の推進		
i	条例等による開発等の指導・誘導	13
ii	緑地協定等の締結促進	14
iii	屋上・壁面緑化の推進	15

民有地緑化の推進		
i	条例等による開発等の指導・誘導	13
ii	緑地協定等の締結促進	14
iii	屋上・壁面緑化の推進	15

緑の保全と活用		
i	町田市ふるさとの森等の指定拡大	18
ii	都保全地域や特別緑地保全地区の指定拡大促進	19
iii	花のまちかどコンクール	16
iv	保護樹木等の指定	22
v	水田の保全	23

緑のしきみづくり		
i	緑化基準の導入	34
ii	緑化支援策の整備	35

公有地緑化の推進		
i	街路樹の整備と適正管理	7
ii	河川環境の整備	8
iii	屋上・壁面緑化等の推進	9
iv	学校施設の緑化推進	10

民有地緑化の推進		
i	条例等による開発等の指導・誘導	13
ii	民有地緑化の助成制度の導入	17

緑の保全と活用		
i	災害時協力農地の指定	24
ii	公園緑地の安全安心できる適正な管理	25
iii	水田の保全	23

緑のしきみづくり		
i	緑化支援策の整備	35
ii	市街地の緑被現況図の作成	38

公有地緑化の推進		
i	街路樹の整備	6
ii	屋上・壁面緑化等の推進	9

民有地緑化の推進		
i	条例等による開発等の指導・誘導	13
ii	民有地緑化の助成制度の導入	17

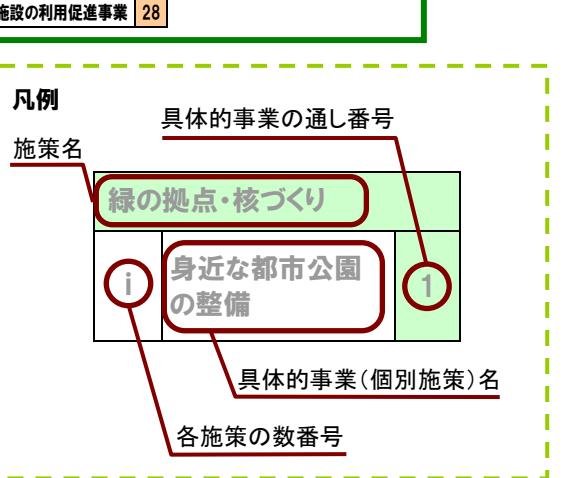
緑の保全と活用		
i	災害時協力農地の指定	24
ii	公園緑地の安全安心できる適正な管理	25
iii	公園等施設の利用促進事業	28

緑のしきみづくり		
i	フットバス振興事業	42

緑の保全と活用		
i	都と連携したクライインガルテン整備	29
ii	市民農園・体験農園の整備・保全	30
iii	生産緑地の保全	31

緑のしきみづくり		
i	市民農園や農業体験農園等の活用	43
ii	推進とその支援	44
iii	振農施策の推進	45

緑のしきみづくり		
i	取組み内容に関する情報発信	46
ii	市民協働による公園緑地及び保全緑地等の管理及びその支援	47
iii	指定管理者制度による公園緑地の適正な管理運営の検討	48



## 2 具体的事業の展開

施策体系に位置づける事業について、具体的に行う内容について示します。

### まとめた緑のあるエリア

#### 「まとめた緑のあるエリア（18 エリア）」ごとの実施内容（方針）

エリア名	実施内容
①大戸緑地	・東京都が「都立大戸緑地(仮称)整備計画」によりすすめる公園整備事業との連携を図ります。
②相原	・七国・相原特別緑地保全地区の指定区域の拡大を目指します。(2013年拡大指定済)
③杉山	・歴史資産と一体となった緑を活かし、民間の協力を得て保全をすすめます。
④小山	・貴重な動植物の生息・生育地である、小山片所(かたそ)地区での、都市計画緑地への決定を目指します。 ・地区計画により保全された民有地の緑地については、その保全と活用の方法について検討をすすめます。
⑤小山田	・鶴見川源流保水の森、野中谷戸、西山中谷戸を中心として、環境教育学習、農業体験・地域交流、企業の社会貢献事業等の場となることを目的として、市民協働による農地・樹林地の保全管理をすすめ、地域制緑地の指定や都市計画公園・緑地の決定を検討します。
⑥小山田緑地	・都立小山田緑地との整備・保全計画と連携を図りながら、緑地の保全をすすめます。
⑦岡師 ・小野路	・小野路奈良ばい、東谷戸を中心に、身近な動植物と共生する農作業体験・学習等の場となることを目的として、地域制緑地指定や都市計画公園・緑地の決定を検討します。
⑧野津田 ・小野路	・鎌倉街道小野路宿緑地を中心とした地域では、歴史資源と一体となった緑地を保全することを目的とした地域制緑地の指定拡大をすすめます。 ・小野路宿通り計画形成誘導地区においては、地域の伝統的なまち並みを尊重し、自然豊かな丘陵や、歴史的な景観と調和を図りながら、新しいものとも共存を図り、魅力ある景観を創出することを目指します。
⑨真光寺	・真光寺公園・緑地を中心として、水と緑の連続性が確保された良好な環境を維持します。
⑩三輪	・都市計画緑地三輪緑地については、貴重な自然環境と歴史的資源を継承することを目的として、自然環境の保全や環境学習、農作業体験の場を目指した整備をすすめます。 ・三輪南谷(みなみやと)緑地を中心とした自然環境豊かな地域を保全するため、地域制緑地の指定を目指します。 ・三輪町で、歴史資源が残る地域を歴史公園候補地として検討していきます。
⑪忠生	・山崎緑地については、貴重な植物が生育する環境を守るために、特別緑地保全地区の指定拡大をすすめます。(2014年拡大指定済) ・忠生公園とかたかごの森の緑の連続性を図るための保全策を検討します。
⑫七国山・薬師池	・町田市を代表する観光施設が集まり、集客性の高い拠点であるため、それぞれの施設を活かし相互利用による観光資源としての魅力を高める計画づくりを協働で行います。 ・町田薬師池公園 四季彩の杜 西園においては、里山の自然や景観と、そこから育まれる地域文化を後世に継承することができる公園づくりをすすめます。 ・町田薬師池公園 四季彩の杜 北園の計画地では、農業公園化を目指して計画づくりをすすめます。
⑬本町田	・市民が水辺に親しめる、滝の沢源流公園の整備をすすめます。(2011年整備済)
⑭芹ヶ谷	・芹ヶ谷公園 芸術の杜については、再整備を行い、芸術の杜にふさわしい空間づくりをしていきます。(2015年「芹ヶ谷公園再整備基本計画」策定)
⑮玉川学園	・成瀬山ふるさとの森については、その貴重な緑を保全するため、都市計画への位置づけを検討します。
⑯成瀬・かしの木山	・成瀬山吹緑地については、尾根線に連なる緑の景観を保全するため、特別緑地保全地区の指定を目指します。(2013年指定済)
⑰金森	・西田スポーツ広場を市民のレクリエーションや安全・安心の場とし活用する検討をすすめます。
⑱鶴間	・鶴間公園は、南町田駅周辺地区拠点整備事業を通じて、隣接する境川や商業地などとのつながりを強化するため区域を再編し、誰もが利用しやすく訪れやすい運動公園として再整備を図ります。

具体的事業 1		身近な都市公園の整備（優先）	
内 容	市民にもっとも身近な公園である街区公園の不足地域（250m 圏内に街区公園がない地域）などにおいては、生産緑地の買取や公共用地跡地の有効利用などにより敷地を確保し、整備を推進します。 更に「多摩丘陵・里山環境軸」「河川環境軸」内にある場合は、既存の自然環境を有効に活用した公園整備に努めます。 『事業予定箇所』 <ul style="list-style-type: none"> <li>●滝の沢源流公園（本町田のエリア内）（2011年整備済）</li> <li>●木曽富士見公園</li> <li>●三輪子の神橋公園（2014年整備済）</li> <li>●その他、公園不足域内の生産緑地の買取、公共用地跡地の活用 等</li> </ul>		
	推進体制	実施主体	関連主体（順不同）
	実施・関連主体	行政	市民、NPO
	行政内関連部署	公園緑地課	土地利用調整課

具体的事業 2		拠点となる都市公園の決定・整備	
内 容	「町田の緑の将来像」において位置づけた「まとまった緑のあるエリア」においては、より担保性の高い緑の拠点・核を形成するために、都市計画公園・緑地としての決定や、土地の公有地化などを進め、整備を推進します。なお都市公園・緑地の整備にあたっては、現状の緑地環境等に配慮し、公園・緑地の形態や種別を選定します。 『事業予定箇所』 <ul style="list-style-type: none"> <li>●三輪緑地（都市緑地）</li> <li>●鶴間公園（運動公園）</li> <li>●町田薬師池公園 四季彩の杜</li> <li>●野津田公園 スポーツの森（総合公園）</li> <li>●西園（風致公園）</li> <li>●芹ヶ谷公園 芸術の杜（風致公園）</li> <li>●町田薬師池公園 四季彩の杜 ※農業に関わる様々な体験ができる</li> <li>●北園（都市計画決定）</li> <li>●公園を目指して整備予定 等</li> </ul>		
	推進体制	実施主体	関連主体（順不同）
	実施・関連主体	行政	—
	行政内関連部署	公園緑地課、都市政策課	東京都

### 各主体が行う主な取組み

#### 【行政】

- 整備事業の実施
  - 規制等の法整備
  - 助成制度の創設
  - 情報発信体制の構築
- 等

#### 【市民】

- 保全・管理・緑化活動の実践
  - 助成制度の活用
  - イベント等の取組みへの参加
  - 緑地や公園等の適正な利用
- 等

#### 【NPO】

- 保全・管理・緑化活動の実践・指導
  - 助成制度の活用
  - イベント等の取組みへの参画・主催
  - 緑地や公園等の管理・運営
- 等

#### 【事業者】

- 整備事業の実施
  - 助成制度の活用
  - イベント等の取組みへの参加・参画
  - 農地の保全・活用
  - 緑地や公園等の管理・運営
- 等

具体的事業 3 都立公園等の整備促進		
内 容	<p>「町田の緑の将来像」において位置づけた「まとまった緑のあるエリア」において都市計画決定されている都立公園に関しては、東京都と連携を図りながら着実に整備を推進します。</p> <p>«事業予定箇所»</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●小山田エリア</li> <li>●野津田・小野路エリア</li> <li>●三輪エリア</li> </ul>	
推 進 体 制	実施主体	関連主体（順不同）
実施・関連主体	行政	—
行政内関連部署	公園緑地課	北部丘陵整備課、東京都

具体的事業 4 河川環境軸の旧河川・囲繞（いにょう・いぎょう）地の緑地整備		
内 容	<p>「河川環境軸」にあたる河川沿いの旧河川敷や囲繞地の、河川と一体的な緑地としての整備に寄与します。</p> <p>整備にあたっては、河川における活動拠点に配慮し、活動団体等との協働による整備や保全管理の推進に努めます。</p>	
推 進 体 制	実施主体	関連主体（順不同）
実施・関連主体	行政、市民、NPO	—
行政内関連部署	東京都、神奈川県	公園緑地課

具体的事業 5 尾根緑道の整備		
内 容	<p>「町田さくらまつり」の開催や、市民の散策の場等として親しまれている尾根緑道は、緑の保全を図るとともに、周辺の環境変化に対応した魅力ある緑道となるよう整備を推進します。</p>	
推 進 体 制	実施主体	関連主体（順不同）
実施・関連主体	行政	—
行政内関連部署	道路整備課	建設総務課、道路補修課

## 公有地緑化の推進

具体的事業 6	街路樹の整備	
内 容	道路は、緑の拠点をつなぐ骨格として、街路樹や植樹帯、ゆとりある歩行空間を確保します。また道路計画の際には、生態系、景観、都市環境保全、防災等に配慮します。 『事業予定箇所』 ●都市計画道路 町田 3・4・33 号森野大蔵線、町田 3・4・34 号本町田金森線 町田 3・4・37 号原町田鶴間線 等	
推 進 体 制	実施主体	関連主体（順不同）
実施・関連主体	行政	—
行政内関連部署	道路整備課	建設総務課

具体的事業 7	街路樹の整備と適正管理	
内 容	景観形成、都市環境負荷の軽減、道路交通における安全確保、延焼防止や避難路の確保など、街路樹のもつ様々な機能に配慮して、植栽と維持管理を行います。 また、除草・低木刈込や落ち葉清掃など、沿道の市民等との協働で適正な管理を行っていくようにアダプト・ア・ロード事業を推進します。 『実施内容』 ●多面的機能に配慮した街路樹の整備と維持管理 ●アダプト・ア・ロード事業の推進 等	
推 進 体 制	実施主体	関連主体（順不同）
実施・関連主体	行政	市民、NPO
行政内関連部署	道路整備課	道路管理課、道路補修課、地区街づくり課

具体的事業 8	河川環境の整備	
内 容	清らかな水辺の保全・回復・創出を目指し、生息する生物やサイクリングロードを含む周辺環境などの特性を生かした、河川、水路など水辺の多自然化の推進や、環境の特性や目標とする姿に応じた管理に寄与します。 『事業予定箇所』 ●町田市都市計画マスターplanの「河川環境軸」、町田市景観計画の「河川景観軸」などに位置づけられている 鶴見川、境川、恩田川、真光寺川 等	
推 進 体 制	実施主体	関連主体（順不同）
実施・関連主体	行政	—
行政内関連部署	東京都、神奈川県	下水道総務課、道路補修課、公園緑地課

具体的事業 9 屋上・壁面緑化等の推進			
内 容	実施主体 関連主体（順不同）		
	推進体制	実施主体	関連主体（順不同）
	実施・関連主体	行政	—
	行政内関連部署	公園緑地課	環境・自然共生課、營繕課、庁舎活用課

具体的事業 10 学校施設の緑化推進			
内 容	実施主体 関連主体（順不同）		
	推進体制	実施主体	関連主体（順不同）
	実施・関連主体	行政	市民（児童・生徒等）
	行政内関連部署	施設課（教育委員会）	—

具体的事業 11 史跡・文化財周辺の緑化			
内 容	実施主体 関連主体（順不同）		
	推進体制	実施主体	関連主体（順不同）
	実施・関連主体	行政	—
	行政内関連部署	公園緑地課	町田市立博物館、生涯学習総務課

具体的事業 12		市民協働による花と緑のまちづくり	
内 容		公園や道路、学校等の公共的な場所を地域住民等によって維持管理される花壇コンクール参加団体を増やします。 また、あわせて環境美化や愛護心の向上に取り組みます。 『事業予定箇所』 ●市内の公共施設／361 団体（箇所数、参加団体数の増加） (2015 年 12 月現在 324 団体) ●春・秋の年 2 回開催	
推進体制		実施主体	関連主体（順不同）
実施・関連主体	行政、市民、NPO、事業者	—	
行政内関連部署	公園緑地課	道路整備課、道路管理課	

## 民有地緑化の推進

具体的事業 13 条例等による開発等の指導・誘導		
内 容	実施主体 関連主体（順不同）	
推進体制	実施主体	関連主体（順不同）
実施・関連主体	行政 市民、事業者	
行政内関連部署	土地利用調整課	建築開発審査課、地区街づくり課、公園緑地課、東京都

具体的事業 14 緑地協定等の締結促進		
内 容	実施主体 関連主体（順不同）	
推進体制	実施主体	関連主体（順不同）
実施・関連主体	行政、市民、事業者	—
行政内関連部署	公園緑地課	地区街づくり課、建築開発審査課

具体的事業 15 屋上・壁面緑化の推進		
内 容	実施主体 関連主体（順不同）	
推進体制	実施主体	関連主体（順不同）
実施・関連主体	行政、市民、事業者	—
行政内関連部署	公園緑地課	都市政策課、環境・自然共生課、建築開発審査課

具体的事業 16		花のまちかどコンクール（廃止）	
内 容		市域全体が花と人のネットワークで結ばれ素敵な花のまちなみができるることを目指し、市内の個人邸や地域のまとまったグループ、事業所などで敷地内の道路に面した花壇やベランダ、窓辺、門まわりなどにおかれた花飾り等を対象とした「花のまちかどコンクール」の取組みの継続と発展を目指します。（主催団体解散のため 2011 年以降終了） 『事業予定箇所』 <ul style="list-style-type: none"><li>●市内の個人邸や地域のまとまったグループ、事業所などで敷地内の道路に面した花壇やベランダ、窓辺、門まわりなど</li><li>●年一回開催</li></ul>	
推進体制		実施主体	関連主体（順不同）
実施・関連主体	行政、市民、NPO、事業者	—	—
	公園緑地課	—	—

具体的事業 17		民有地緑化の助成制度の導入（廃止）	
内 容		壁面緑化や屋上緑化を含む民有地の緑化に対する助成制度の導入を検討します。 また、ブロック塀の倒壊による被害を防ぐため、既存のブロック塀等の生垣化に要する経費の一部を補助する「ブロック塀の生垣改修工事補助制度」を継続するとともに、認知度向上のための普及啓発に努めます。 （申請件数の減少から 2013 年 4 月末に制度廃止。制度廃止後は、防災講話などで、引き続きブロック塀の危険度チェックや転倒防止措置の実施について所有者への普及啓発を継続実施） 『事業予定箇所』 <ul style="list-style-type: none"><li>●ブロック塀の生垣改修工事補助制度の運用（2013 年度廃止）</li><li>●制度の普及啓発（2013 年度廃止） 等</li></ul>	
推進体制		実施主体	関連主体（順不同）
実施・関連主体	行政	市民、事業者	—
	公園緑地課、 防災安全課（「ブロック塀の生垣改修工事補助制度」継続）	—	—

## 緑の保全と活用

<b>具体的事業 18 町田市ふるさとの森等の指定拡大</b>		
<b>内 容</b>	市内の貴重な自然環境を残す緑地、あるいは、市街化区域内における市民の貴重な憩いの場となり得る緑地のうち、緑地の確保目標に位置づけられた緑地を、土地所有者等との合意形成を図りながら、町田市の要綱に基づく「町田市ふるさとの森」などに指定をすすめます。 『事業予定箇所』 ●緑地の確保目標の中で緑地保全の優先的評価が高い区域 等	
<b>推進体制</b>	<b>実施主体</b>	<b>関連主体（順不同）</b>
実施・関連主体	行政	市民、事業者
行政内関連部署	公園緑地課	—

<b>具体的事業 19 都保全地域や特別緑地保全地区の指定拡大促進</b>		
<b>内 容</b>	「町田市ふるさとの森」等、土地所有者の合意など条件が整った場所から、都市緑地法による特別緑地保全地区の指定を進めています。 また、市内の東京都保全地域の指定拡大や、新たな地域の指定の要望をしていきます。 『事業予定箇所』 【特別緑地保全地区の新規指定】 ●森野（2011年指定済）、境川山根（2011年指定済）、成瀬山吹（2013年指定済）、成瀬かしの木山（2014年指定済） 成瀬山ふるさとの森、小山片所緑地 【特別緑地保全地区の区域拡大】 ●七国・相原特別緑地保全地区（2013年拡大指定済）、山崎特別緑地保全地区（2014年拡大指定済）	
<b>推進体制</b>	<b>実施主体</b>	<b>関連主体（順不同）</b>
実施・関連主体	行政	市民、事業者
行政内関連部署	公園緑地課	東京都

<b>具体的事業 20 民有緑地保全事業</b>		
<b>内 容</b>	良好な都市環境を確保するため、町田市民有緑地保全地域指定要綱に基づく、民有緑地保全地域指定区域の地権者又は土地使用者との協定を継続し、緑地保全に係る経費の一部を市が負担するとともに、適正な管理がされるように指導していきます。 『事業予定箇所』 ●小山ヶ丘地区（継続）	
<b>推進体制</b>	<b>実施主体</b>	<b>関連主体（順不同）</b>
実施・関連主体	行政	市民、事業者
行政内関連部署	公園緑地課	土地利用調整課

<b>具体的事業 21</b>	<b>里山の適正な更新と活用（優先）</b>	
<b>内 容</b>		<p>市内北部の樹林地は、クヌギ、コナラなどを主体とした雑木林で、谷戸の水田耕作とともに更新を繰り返してきた二次林です。</p> <p>こうした二次林の適正な管理や水田耕作の継続は、二酸化炭素の吸収に寄与するだけでなく、水循環の回復と一体になることにより、貴重な野生動植物の生息、生育環境にふさわしい自然空間となります。そのため、市民、NPO、事業者等と協働し、活用を検討しながら保全していきます。</p> <p>《事業予定箇所》</p> <p>(継続) ●図師小野路歴史環境保全地域 ●野津田公園 スポーツの森 雜木林更新林 ●鶴見川源流域保水の森 ●奈良ばい谷戸</p> <p>(新規) ●その他、確保緑地等</p>
<b>推進体制</b>		
<b>実施・関連主体</b>	<b>実施主体</b>	<b>関連主体（順不同）</b>
行政内関連部署	行政	市民、NPO、事業者
	公園緑地課	北部丘陵整備課、環境・自然共生課、東京都

<b>具体的事業 22</b>	<b>保護樹木等の指定</b>	
<b>内 容</b>		<p>市民共通の財産である名木を市民とともに守り育てるために、所有者の負担を軽減する「保護樹木制度」の運用を継続し、既に指定されている61本の保護樹木の保全を促進するとともに、今後も保護樹木の指定を推進していきます。また、町田市景観計画において位置づけられた「地域景観資源」登録制度や、「景観重要樹木」の制度について、市民に広く周知することにより指定を推進します。</p> <p>《実施内容》</p> <p>●既指定保護樹木(61本)の保護 (2015年12月現在58本)、新規指定 ●景観重要樹木の新規指定の促進</p>
<b>推進体制</b>		
<b>実施・関連主体</b>	<b>実施主体</b>	<b>関連主体（順不同）</b>
行政内関連部署	行政	市民、事業者
	公園緑地課	地区街づくり課

<b>具体的事業 23</b>	<b>水田の保全（優先）</b>	
<b>内 容</b>		<p>水田は、優れた田園景観を構成するのみならず、洪水防止機能や気候緩和など都市環境保全上も重要な役割を担っています。しかし、担い手不足や収益性が低いことから、畑への転換や荒廃地化が多く、年々減少の一途をたどっています。そのため、市民共有の貴重な人為的自然環境としての水田を保全するため、水稻を作付けする所有者に対する支援を実施します。</p> <p>《実施内容》</p> <p>●水田所有者への奨励金事業</p>
<b>推進体制</b>		
<b>実施・関連主体</b>	<b>実施主体</b>	<b>関連主体（順不同）</b>
行政内関連部署	行政	事業者（農家）
	農業振興課	—

<b>具体的事業 24</b>	<b>災害時協力農地の指定</b>	
内 容	<p>災害時における活動用地を確保するため、町田市農業協同組合と協力し、市内の生産緑地を土地所有者の同意を得た上で災害時協力農地として指定を推進します。</p> <p>また、既に指定をしている農地については、指定継続のために維持保全に向けた支援策等を検討します</p> <p>《事業予定箇所》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市街化区域内の街区公園不足地域</li> </ul>	
推 進 体 制	<b>実施主体</b>	<b>関連主体（順不同）</b>
実施・関連主体	行政	事業者（農家）
行政内関連部署	防災安全課	—

<b>具体的事業 25</b>	<b>公園緑地の安全安心できる適正な管理（優先）</b>	
内 容	<p>公園緑地施設の管理瑕疵による事故が発生しないように、巡回時の点検管理に努めます。また遊具については、全公園点検を引き続き実施します。</p> <p>さらに、現在、管理運営されている公園緑地の課題検討や検証を行い、更に指定管理者制度等を導入した公園緑地を増やし、円滑な公園管理を目指します。</p> <p>《事業予定箇所》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市内全公園点検</li> </ul> <p>【指定管理者制度等による公園緑地の管理運営（継続実施）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●相原中央公園、野津田公園 スポーツの森、町田中央公園、木曽山崎公園、鶴間公園、日向山公園（運動施設のみ）、忠生公園（運動施設のみ）、小野路公園、鶴川中央公園、鶴川1号緑地</li> </ul> <p>【新たに指定管理者制度等の導入を検討する公園緑地】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●町田薬師池公園 四季彩の杜(西園、北園)・三輪緑地 等</li> </ul>	
推 進 体 制	<b>実施主体</b>	<b>関連主体（順不同）</b>
実施・関連主体	行政	市民、NPO、事業者
行政内関連部署	公園緑地課	—

<b>具体的事業 26</b>	<b>フットパス振興事業（環境整備）（優先）</b>	
内 容	<p>里山あるき、まちあるきを通じてより多くの方に貴重な緑や景観を残していくことの大切さを感じていただけるよう、フットパスの普及を進めていきます。また、フットパスコースを歩く方を誘導し、地域に迷惑のかからないようにしていくため、案内板や道標の設置を進めています。</p> <p>《実施内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●案内板・道標等整備事業</li> </ul>	
推 進 体 制	<b>実施主体</b>	<b>関連主体（順不同）</b>
実施・関連主体	行政	市民、NPO
行政内関連部署	産業観光課	—

<b>具体的事業 27</b> (仮称) 小野路宿通り観光交流センター整備事業(完了)		
内 容	<p>地域の活性化と多様な交流の促進を図ることを目的に、小野路宿通り旧民家（角屋）を観光交流センターとして再整備し、小野路地域の歴史・自然・文化、自然環境保全の発信拠点、他都市からの来訪者との交流拠点として整備します。</p> <p>《事業予定箇所》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●小野路宿通り旧民家（角屋）(2013年整備済。小野路宿里山交流館として開館)</li> </ul>	
<b>推進体制</b>	<b>実施主体</b>	<b>関連主体（順不同）</b>
実施・関連主体	行政	市民、NPO

<b>具体的事業 28</b> 公園等施設の利用促進事業		
内 容	<p>町田薬師池公園 四季彩の杜（ぼたん園、えびね苑）等の開園時間の変更及びPR方法の再検討を行い、来園者数の増加を図る。</p> <p>入園時間の変更については、地域との調整をすすめます。</p> <p>また、観光コンベンション協会等との連携によるPR活動を推進します。</p> <p>《事業予定箇所》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●町田薬師池公園 四季彩の杜(ぼたん園、えびね苑、ダリア園、リス園、萬葉草花苑)、町田かたかごの森 等</li> </ul>	
<b>推進体制</b>	<b>実施主体</b>	<b>関連主体（順不同）</b>
実施・関連主体	行政	—

<b>具体的事業 29</b> 都と連携したクラインガルテン整備		
内 容	<p>東京都は、「緑確保の総合的な方針」における先導的なプロジェクトとして、減少する都市内農地のもつオープンスペース性、防災面や食育などの機能を、農的空間に引き継ぎ確保していくため、都民のニーズに合わせた土地利用として、レクリエーションと緑地保全等を兼ねた「クラインガルテン」の導入を検討しています。</p> <p>この取組みと連携して、市内の遊休農地などを活用したクラインガルテンの整備を検討します。（クラインガルテンの整備に替えて、農業経営支援のために遊休農地の貸借等を行う農地利用集積円滑化事業を2011年度から開始）</p> <p>《事業予定箇所》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●水とみどりの広域拠点内の遊休農地 等</li> </ul>	
<b>推進体制</b>	<b>実施主体</b>	<b>関連主体（順不同）</b>
実施・関連主体	行政	—

具体的事業 30 市民農園・体験農園の整備・保全		
内 容	都市農地は、農業生産の場ばかりでなく、ヒートアイランド化の緩和、人々に潤いを与える食育に通じる農業体験など良好な都市環境形成の場です。そのため、市民の理解と支持が得られる交流型農業の推進を図るために、市開設型の市民農園の維持や農家開設型の体験農園の設置を実施します。 『事業予定箇所』 ●市内の農地	
推 進 体 制	実施主体	関連主体（順不同）
実施・関連主体	行政、事業者	
行政内関連部署	農業振興課	-

具体的事業 31 生産緑地の保全		
内 容	市街地に残る生産緑地は、農産物の供給に加え、都市の環境保全、防災、食育など多面的な機能を有し、市民にとってかけがえのない存在です。しかしながら、従事者の高齢化と後継者不足により、管理の行き届かない農地が後を絶たないため、農業委員と併に指導しています。 そのため、都市農地保全推進自治体協議会など関連市町村と協力し、生産緑地の保全のための制度構築や支援策について国や東京都に要望しています。 『実施内容』 ●生産緑地保全方策の推進（農業振興計画） ●生産緑地保全のための制度構築や支援策についての要望 等	
推 進 体 制	実施主体	関連主体（順不同）
実施・関連主体	行政、事業者（農家）	
行政内関連部署	農業振興課	土地利用調整課

## 緑のしくみづくり

具体的事業 32 緑地の保全や活用計画の策定（優先）		
内 容	実施主体 関連主体（順不同）	
推進体制	実施主体	関連主体（順不同）
	行政	市民、NPO
内 容	公園緑地課	産業観光課

具体的事業 33 緑の保全活動団体の支援（優先）		
内 容	実施主体 関連主体（順不同）	
推進体制	実施主体	関連主体（順不同）
	行政、事業者	市民、NPO
内 容	公園緑地課	市民協働推進課

具体的事業 34 緑化基準の導入		
内 容	実施主体 関連主体（順不同）	
推進体制	実施主体	関連主体（順不同）
	行政	市民、事業者
内 容	公園緑地課	都市政策課、建築開発審査課

<b>具体的事業 35</b>	<b>緑化支援策の整備</b>	
<b>内 容</b>	緑化基準の導入にあわせて、緑化工事に対する助成制度や、維持管理負担の軽減など、市民や事業者等の緑化を支援するための制度の整備を検討します。制度の検討にあたっては、対象とする区域や緑化施設、さらには町田市緑地保全基金の充実を含めた、財源確保の検討も併せて行います。 『実施内容』 ●緑化支援制度の検討	
<b>推 進 体 制</b>	<b>実施主体</b>	<b>関連主体（順不同）</b>
<b>実施・関連主体</b>	<b>行政</b>	—
<b>行政内関連部署</b>	<b>公園緑地課</b>	—

<b>具体的事業 36</b>	<b>町田緑地保全基金等の充実</b>	
<b>内 容</b>	市の広報やホームページ等を通じた「緑地保全基金」等の認知度向上により、市民や事業者等の基金への参加・協力を促し、基金の充実を図ります。また、基金の使い道などについても、緑のまちづくり全般に効果的に活用できるような検討を進めます。	
<b>推 進 体 制</b>	<b>実施主体</b>	<b>関連主体（順不同）</b>
<b>実施・関連主体</b>	<b>行政</b>	<b>市民、事業者</b>
<b>行政内関連部署</b>	<b>公園緑地課</b>	—

<b>具体的事業 37</b>	<b>市民ボランティアや団体の育成（優先）</b>	
<b>内 容</b>	市民協働による公園緑地や保全緑地などの管理を推進するために、里山管理講習会などを開催し、生物多様性などの知識や緑の保全や育成技術を身につけた市民ボランティアや緑地管理団体の育成を促進します。	
<b>推 進 体 制</b>	<b>実施主体</b>	<b>関連主体（順不同）</b>
<b>実施・関連主体</b>	<b>行政</b>	<b>市民</b>
<b>行政内関連部署</b>	<b>公園緑地課</b>	<b>市民協働推進課</b>

<b>具体的事業 38</b>	<b>市街地の緑被現況図の作成</b>	
<b>内 容</b>	これまで、街路樹、一般住宅、事業所等の敷地内の緑の状況は、十分に把握されていません。しかし、市街地内では面的な緑地の確保は難しい状況にあり、今後、良好な都市環境の形成を図るために、街路樹や敷地内の緑化、あるいは屋上・壁面緑化などを進める必要があります。そのために、市街地内の点的・線的な緑の現状を把握するとともに、それを元にした目標の設定を行います。 『実施内容』 ●市街地内の緑の現状調査の実施 ※緑被率や緑視率など調査方法の検討も併せて行う	
<b>推 進 体 制</b>	<b>実施主体</b>	<b>関連主体（順不同）</b>
<b>実施・関連主体</b>	<b>行政</b>	—
<b>行政内関連部署</b>	<b>公園緑地課</b>	—

<b>具体的事業 39</b>	<b>公園施設の長寿命化計画及び再整備計画の策定（完了）</b>	
内 容	<p>都市公園施設の老朽化に対する安全対策を計画的に実施するため、公園の長寿命化計画を策定し、効率的で利用者のニーズに即した施設更新を図ります。</p> <p>《実施内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「公園施設長寿命化計画」の策定</li> </ul>	
<b>推進体制</b>	<b>実施主体</b>	<b>関連主体（順不同）</b>
<b>実施・関連主体</b>	<b>行政</b>	—
<b>行政内関連部署</b>	<b>公園緑地課</b>	—

<b>具体的事業 40</b>	<b>公園移動円滑化計画及び再整備計画の策定</b>	
内 容	<p>高齢者や障がい者等も含めた、すべての人が暮らしやすいユニバーサル社会の実現を図るため、「町田市内全域の移動等円滑化の全体方針」及び、各地区の「バリアフリー基本構想」に位置づけられた「都市公園特定事業」などを着実に推進します。（「町田駅周辺地区バリアフリー基本構想」において芹ヶ谷公園 芸術の杜を、「成瀬駅周辺地区バリアフリー基本構想」において堂之坂公苑を、「南町田駅周辺地区バリアフリー基本構想」において鶴間公園を、都市公園特定事業を実施する「最重要生活関連施設」と位置づけ。）</p> <p>《事業予定箇所》</p> <p>【都市公園特定事業】 ●芹ヶ谷公園 芸術の杜、堂之坂公苑、鶴間公園</p>	
<b>推進体制</b>	<b>実施主体</b>	<b>関連主体（順不同）</b>
<b>実施・関連主体</b>	<b>行政</b>	—
<b>行政内関連部署</b>	<b>公園緑地課</b>	<b>交通事業推進課</b>

<b>具体的事業 41</b>	<b>公園管理台帳の適正な管理及び公園管理台帳システムの導入</b>	
内 容	<p>台帳整備のされていない公園の台帳作成を行い、整備を推進します。公園管理台帳システムの導入・運用を実施します。</p> <p>《実施内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●公園管理台帳システムのIT化</li> <li>●公園管理情報の適正な管理と有効活用</li> </ul>	
<b>推進体制</b>	<b>実施主体</b>	<b>関連主体（順不同）</b>
<b>実施・関連主体</b>	<b>行政</b>	—
<b>行政内関連部署</b>	<b>公園緑地課</b>	—

<b>具体的事業 42</b>	<b>フットパス振興事業（情報発信）</b>	
内 容	<p>里山あるき、まちあるきを通じてより多くの方に貴重な緑や景観を残していくことの大切さを感じていただけるよう、フットパスの普及を進めていきます。</p> <p>《実施内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●フットパスコースのPRの推進</li> </ul>	
<b>推進体制</b>	<b>実施主体</b>	<b>関連主体（順不同）</b>
<b>実施・関連主体</b>	<b>行政</b>	<b>市民、NPO</b>
<b>行政内関連部署</b>	<b>産業観光課</b>	<b>市民協働推進課</b>

具体的事業 43 市民農園や農業体験農園等の活用推進とその支援		
内 容	都市農地は、単に農業生産の場ばかりでなく、ヒートアイランド化の緩和、人々に潤いを与える、食育に通じる農業体験など良好な都市環境形成の場です。そのため、既に整備、設置されている市民農園や、農業体験農園等の普及啓発活動を進めるとともに、必要な施設整備などの支援を行います。	
推 進 体 制	実施主体	関連主体（順不同）
実施・関連主体	行政、事業者（農家）	—
行政内関連部署	農業振興課	—

具体的事業 44 援農施策の推進		
内 容	援農ボランティアなど「自ら耕作できる技術を持った人材」の育成を行うことにより、都市農地の保全と、市内農家の担い手不足の解消を図るために実施します。	
推 進 体 制	実施主体	関連主体（順不同）
実施・関連主体	行政	市民、NPO、事業者（農家）
行政内関連部署	農業振興課	—

具体的事業 45 地産地消を支える仕組みの構築		
内 容	町田市農業は、消費者が直ぐ近くにいるという立地条件を活かした都市農業の振興がポイントといえます。 そのため、農業振興計画に基づく、「立地条件を活かした地産地消の実現」施策を推進します。	
推 進 体 制	実施主体	関連主体（順不同）
実施・関連主体	行政	市民、NPO、事業者（農家）
行政内関連部署	農業振興課	—

具体的事業 46		
取組み内容に関する情報発信（優先）		
内 容	市民・NPO・事業者との協働の推進や、参加機会の提供と増加を目指し、情報発信・情報交換等のコミュニケーション活動を積極的に推進します。 情報発信においては、市の広報やホームページを活用し、これまで積極的に発信していたイベント情報のみならず、施設の情報や、市の制度や基金などの緑の保全に向けた取組みなどについても積極的に発信します。 《実施内容》 <ul style="list-style-type: none"><li>●ホームページにおける公園緑地の施設情報等の掲載</li><li>●市広報における基金の募集や助成制度の紹介 等</li></ul>	
推 進 体 制	実施主体	関連主体（順不同）
実施・関連主体	行政	市民、NPO、事業者
行政内関連部署	公園緑地課	—

具体的事業 47		
市民協働による公園緑地及び保全緑地等の管理及びその支援（優先）		
内 容	身近な街区公園や近隣公園等の地域住民による清掃管理協力公園を増やします。 また、里山管理講習会を開催し、緑地管理団体を育成するとともに、地域支援事業の活用や民間基金の情報提供など、町田市ふるさとの森・都市緑地等で活動する保全管理団体への活動支援を進めます。 《実施内容》 <ul style="list-style-type: none"><li>●市民協働による公園緑地及び保全緑地等の管理の推進</li><li>●公益的市民活動団体等への支援</li><li>●まちづくり団体による、公園緑地の清掃や緑化活動の推進 等</li></ul>	
推 進 体 制	実施主体	関連主体（順不同）
実施・関連主体	行政	市民、NPO、事業者
行政内関連部署	公園緑地課	市民協働推進課、地区街づくり課

具体的事業 48		
指定管理者制度による公園緑地の適正な管理運営の検討（優先）		
内 容	現在、管理運営されている公園緑地の課題検討や検証を行い、更に指定管理公園緑地を増やし、円滑な公園管理を目指します。 《事業予定箇所》 【指定管理者制度による公園緑地の管理運営実施施設】 <ul style="list-style-type: none"><li>●相原中央公園、野津田公園 スポーツの森、町田中央公園、木曽山崎公園、鶴間公園、日向山公園（運動施設のみ）、忠生公園（運動施設のみ）、小野路公園、鶴川中央公園、鶴川1号緑地 等</li></ul> 【今後指定管理者制度の導入を検討する公園等】 <ul style="list-style-type: none"><li>●三輪緑地、町田薬師池公園 四季彩の杜（西園、北園） 等</li></ul>	
推 進 体 制	実施主体	関連主体（順不同）
実施・関連主体	行政	NPO、事業者
行政内関連部署	公園緑地課	—

施策体系に位置づける各事業の一覧と、展開時期を以下に示します。

- 着手済(完了)
- 着手済(実施中)
- 未着手
- 廃止
- は重複施策

### 【具体的事業一覧】

緑の基本方針	施策	施策番号	事業具 体的 通番	具体的事業(個別施策) ※ <span style="color: magenta;">■</span> を特に優先施策として位置づけ早期に着手します	実施主体●/関連主体○						展開時期★			
					市民	NPO	事業者	行政	継	短	中	長		
(1)多摩丘陵を支える環境を継承するな	緑の拠点・核づくり	① 1		身近な都市公園の整備	○	○		●	★					
		② 2		拠点となる都市公園の決定・整備				●	★					
		③ 3		都立公園等の整備促進				●					★	
	緑の保全と活用	① 18		町田市ふるさとの森等の指定拡大	○		○	●	★					
		② 19		都保全地域や特別緑地保全地区の指定拡大促進	○		○	●	★					
		③ 21		里山の適正な更新と活用	○	○	○	●	★					
	緑のしきみづくり	① 32		緑地の保全や活用計画の策定	○	○		●		★				
		② 36		町田緑地保全基金等の充実	○		○	●		★				
(2)生き物多様性を共生するまちを守り指	緑の拠点・核づくり	① 1		身近な都市公園の整備	○	○		●	★					
		② 2		拠点となる都市公園の決定・整備				●	★					
		③ 4		河川環境軸の旧河川・周囲地の緑地整備	●	●		●					★	
	緑の保全と活用	① 18		町田市ふるさとの森等の指定拡大	○		○	●	★					
		② 19		都保全地域や特別緑地保全地区の指定拡大促進	○		○	●	★					
		① 33		緑の保全活用団体の支援	○	○	●	●	★					
	緑のしきみづくり	② 37		市民ボランティアや団体の育成	●			●	★					
		③ 32		緑地の保全や活用計画の策定	○	○		●		★				
		① 5		尾根緑道の整備				●	★					
(3)里山の風景や緑あふれるまち並み景観を保全・育成します	緑の拠点・核づくり	② 1		身近な都市公園の整備	○	○		●	★					
		③ 2		拠点となる都市公園の決定・整備				●	★					
	公有地緑化の推進	① 6		街路樹の整備				●	★					
		② 8		河川環境の整備				●		★				
		③ 12		市民協働による花と緑のまちづくり	●	●	●	●	●	★				
	民有地緑化の推進	① 13		条例等による開発等の指導・誘導	○		○	●	★					
		② 14		緑地協定等の締結促進	●		●	●	●	★				
		③ 15		屋上・壁面緑化の推進	●		●	●	●		★			
		④ 16		花のまちかどコンクール	●	●	●	●	●		●			
	緑の保全と活用	① 18		町田市ふるさとの森等の指定拡大	○		○	●	★					
		② 19		都保全地域や特別緑地保全地区の指定拡大促進	○		○	●	★					
		③ 22		保護樹木等の指定	○		○	●	★					
		④ 23		水田の保全			○	●		★				
	緑のしきみづくり	① 34		緑化基準の導入	○		○	●		★				
		② 35		緑化支援策の整備				●		★				

※ 重複施策:複数の「緑の基本方針」に共通して位置づける具体的事業

は重複施策

緑の基本方針	施策	施策番号	事業具体的番号	具体的な事業(個別施策)					実施主体●/関連主体○		展開時期★					
				※ <span style="background-color: #ff9999; color: black;">■</span> を特に優先施策として位置づけ早期に着手します					市民	NPO	事業者	行政	継	短	中	長
(4) 貢献の機能すすみにより都市環境を向上させ地球環境保全に	公有地緑化の推進	①	7	街路樹の整備と適正管理		○	○		●	★						
		②	8	河川環境の整備					●					★		
		③	9	屋上・壁面緑化等の推進					●				★			
		④	10	学校施設の緑化推進		○			●	★						
	民有地緑化の推進	①	13	条例等による開発等の指導・誘導		○		○	●	★	■					
		②	14	緑地協定等の結締促進		●		●	●	★						
		③	15	屋上・壁面緑化の推進		●		●	●				★			
	緑の保全と活用	①	20	民有緑地保全事業		○		○	●	★						
		②	21	里山の適正な更新と活用		○	○	○	●	★						
		③	23	水田の保全				○	●				★			
	緑のしきみづくり	①	35	緑化支援策の整備					●			■	★			
		②	38	市街地の緑被現況図の作成					●				★			
(5) 懇親いを活か確保して市民の安心・安全と	公有地緑化の推進	①	6	街路樹の整備					●	★						
		②	9	屋上・壁面緑化等の推進					●			■	★			
	民有地緑化の推進	①	13	条例等による開発等の指導・誘導		○		○	●	★	■					
		②	17	民有地緑化の助成制度の導入		○		○	●		■					
	緑の保全と活用	①	24	災害時協力農地の指定				○	●	★						
		②	25	公園緑地の安全安心できる適正な管理		○	○	○	●	★						
	緑のしきみづくり	①	39	公園施設の長寿命化計画及び再整備計画の策定					●			■	★			
		②	41	公園管理台帳の適正な管理及び公園管理台帳システムの導入					●			■	★			
		③	40	公園移動円滑化計画及び再整備計画の策定					●			■	★			
(6) 生を緑み活に出か関ししまるす人さまざまの交ま流なを資源	公有地緑化の推進	①	12	市民協働による花と緑のまちづくり		●	●	●	●	★	■					
		②	11	史跡・文化財周辺の緑化					●			■	★			
	民有地緑化の推進	①	16	花のまちかどコンクール		●	●	●	●		■			■		
		②	26	フットパス振興事業(環境整備)		○	○		●	★						
	緑の保全と活用	①	27	(仮称)小野路宿通り観光交流センター整備事業		○	○		●		■	■	★			
		②	28	公園等施設の利用促進事業					●				■	★		
		③	42	フットパス振興事業(情報発信)		○	○		●		■	■	★			
	緑のしきみづくり	①	29	都と連携したクラインガルテン整備					●			■	★			
		②	30	市民農園・体験農園の整備・保全					●	●	★					
		③	31	生産緑地の保全					●	●	★					
(7) 経済を活用をした進地域します	緑の保全と活用	①	43	市民農園や農業体験農園等の活用推進とその支援					●	●	★					
		②	44	援農施策の推進		○	○	○	●			■	★			
		③	45	地産地消を支える仕組みの構築		○	○	○	●				■	★		
	緑のしきみづくり	①	46	取組み内容に関する情報発信		○	○	○	●			■	★			
		②	47	市民協働による公園緑地及び保全緑地等の管理及びその支援		○	○	○	●	★						
		③	48	指定管理者制度による公園緑地の適正な管理運営の検討		○	○	○	●			■	★			

※: 重複施策:複数の「緑の基本方針」に共通して位置づける具体的な事業

### **3 計画の推進にあたって**

本計画の推進にあたっては、財源確保、各種制度の整備、利害関係の調整や合意形成などさまざまな困難や制約があります。また、計画期間における自然環境、社会環境の変化など状況に応じて対応していかなければならない課題も発生することが予想されます。

これら課題等に対応しながら計画を着実に推進するために次のような取組みを行います。

#### **(1) 計画推進体制の形成**

公園の整備、緑地保全に関する事項や計画の進行管理について多方面からの意見を取り入れるため、専門家を交えた委員会等の設置について検討を行います。

#### **(2) 関係自治体や関係各方面との連携**

##### **1. 市民・NPO・事業者等との連携**

人と緑との関わりは、年齢、目的、個性、職業などによりさまざまです。したがって、具体的な緑のまちづくりの推進には、多くの情報に裏打ちされた広い視野やさまざまな分野の方々の参加と連携が必要です。

今後、緑のまちづくりにあたっては、市民・NPO・事業者等との連携を強め、知恵を出し合い推進していきます。

##### **2. 庁内関連部局の相互連携**

本計画の実現にあたっては、行政内部において緑の基本計画の理念が充分に認識され、全庁的な取組みを行うとともに、具体的な施策の展開にあたっては、庁内関連部局相互との充分な連携と相互支援を図りつつ関連施策などについて総合的な取組みを行います。

##### **3. 行政界を超えた広域連携（多摩丘陵における連携含む）**

町田市の水と緑は、多摩丘陵をはじめ、鶴見川、恩田川、境川及びその流域など、市域外へとつながる豊かな自然環境と生態系ネットワークを形成しています。

そのため、行政界を超えた、広域的な連携をとることにより、町田市民だけでなく周辺住民の生活環境の向上や広域的な生態系の保全に対する相乗効果を高めることを目指し、周辺自治体さらには周辺住民との密接な連携による緑のまちづくりを推進します。

特に、首都圏における貴重な緑の回廊である多摩丘陵の保全にあたっては、既に多摩丘陵の保全・再生・創出を目指して、関連自治体により「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」が組織され、連携した活動が進められており、これら周辺自治体との連携をさらに強めるとともに、地域住民・事業者等の協力を得ながらすすめています。

### (3) 計画推進のための財源の確保

緑の保全・再生・活用には、公有地化や施設整備、さらには維持管理等の費用が必要になります。また、近年の厳しい財政状況の下で、緑のまちづくり推進に向けた事業に関する財源の確保も厳しさを増しています。

このような状況下においても、貴重な緑を保全し、その役割を充分に発揮させるための維持管理を行い、市民等の活用に供するためにも、例えば、都市公園法の借地公園制度や、東京都の民設公園制度など民間資金の活用を検討するほか、公園緑地等の管理運営においては、適切な指定管理者の導入などにより費用対効果の向上を図ります。

#### 1. 新たな財源確保の検討

緑の基本計画の施策体系に位置づけた具体的事業には多くの事業費の支出を伴います。

緑のまちづくりの推進に向けて、緑地保全基金の充実や新たな財源について検討を行います。

#### 2. 緑地資源や公園施設等を活用した新たな収入確保

町田市の保有する緑地資源や公園施設等を活用した新たな収入確保として、公園施設等に対するネーミングライツの活用などの新たな方策を検討します。

#### 3. 民間基金の積極的活用

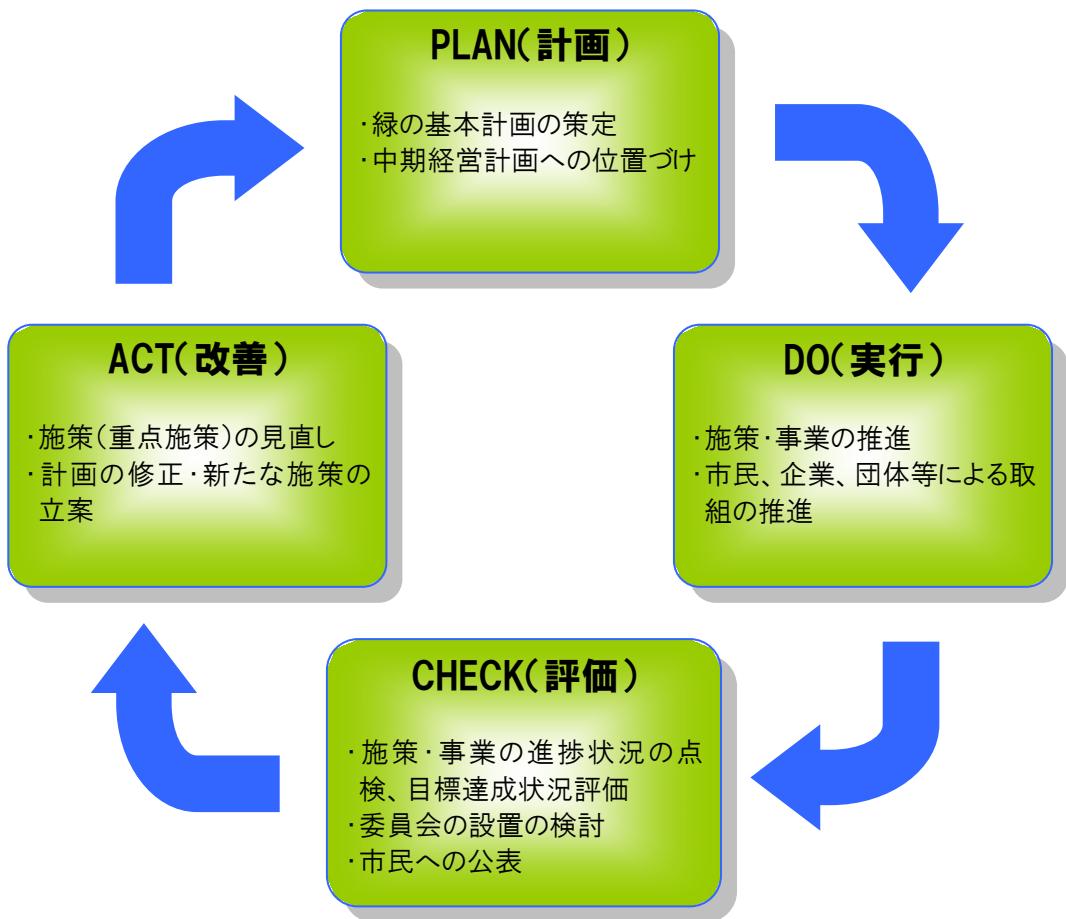
近年、企業がCSR（社会貢献活動）などの一環として、環境保全、みどりの保全などの活動に対して、独自の基金を設置しているケースが多くなってきています。

これまで、市民・NPO等の緑の保全活動に対しては、可能な範囲で行政の支援を行つてきましたが、今後は、それら民間基金等の情報を収集・提供し、積極的な活用を推進します。

#### (4) 計画の進行管理

##### 1. 進行管理（点検・評価及び改善）の仕組みの導入

本計画の目指す「町田の環境文化を育む多摩丘陵・里山回廊の保全・再生・活用」という将来像の実現に向け、計画、実行、評価、改善のP D C Aサイクルの考え方で、進行管理を行います。



##### 2. 施策の進捗状況の明示

本計画に位置づけた、各施策の進捗状況等必要に応じて市民に公表し、情報を共有します。

## **資料編**

**資料1 町田市の緑を取り巻く現状（P96～108）**

**資料2（旧）町田市緑の基本計画の取組み実績  
(P109～118)**

**資料3 町田市の緑の課題（P119～148）**

**資料4 緑に対する市民の意識（P149～154）**

**用語解説（P155～159）**

**町田市緑の基本計画改定検討委員会について  
(P159～162)**

**町田市緑の基本計画改定庁内連絡会について  
(P163～164)**

# 資料1 町田市の緑を取り巻く現状

## 1 緑を取り巻く社会情勢と関連法

1999年に旧計画が策定された後、地球温暖化や生物多様性の低下をはじめとした環境問題が顕在化し、都心部ではヒートアイランド現象が深刻となっています。

また、2005年からは日本の総人口が減少し始めており、その一方で高齢化が着実に進行しています。

緑に関する法律では、「景観法」、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」を併せて「景観緑三法」と称する法律が、2005年に全面施行されました。2008年にはエコツーリズム推進法が制定されています。

### (1) 地球温暖化問題の顕在化

二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスが大気中に増加することにより、地球全体の平均気温が上昇し、異常気象や海面上昇などの現象が世界各地で起こっています。

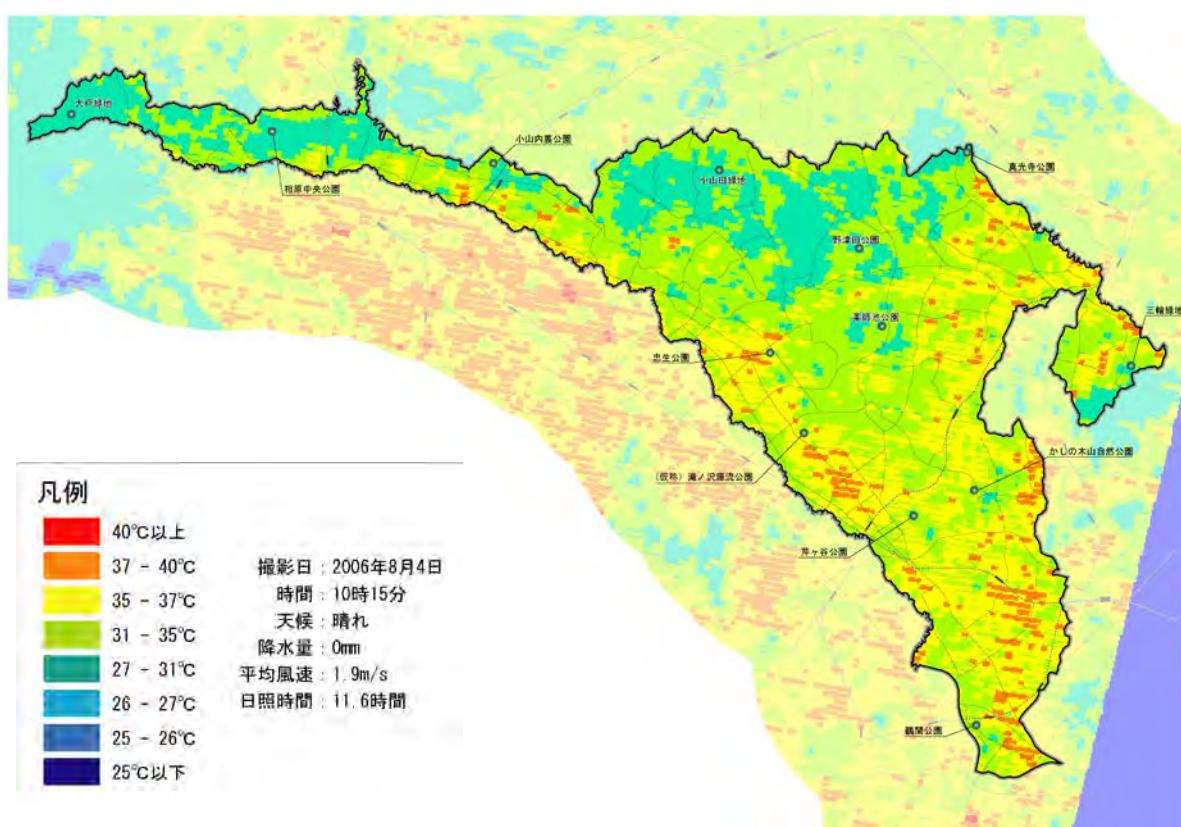
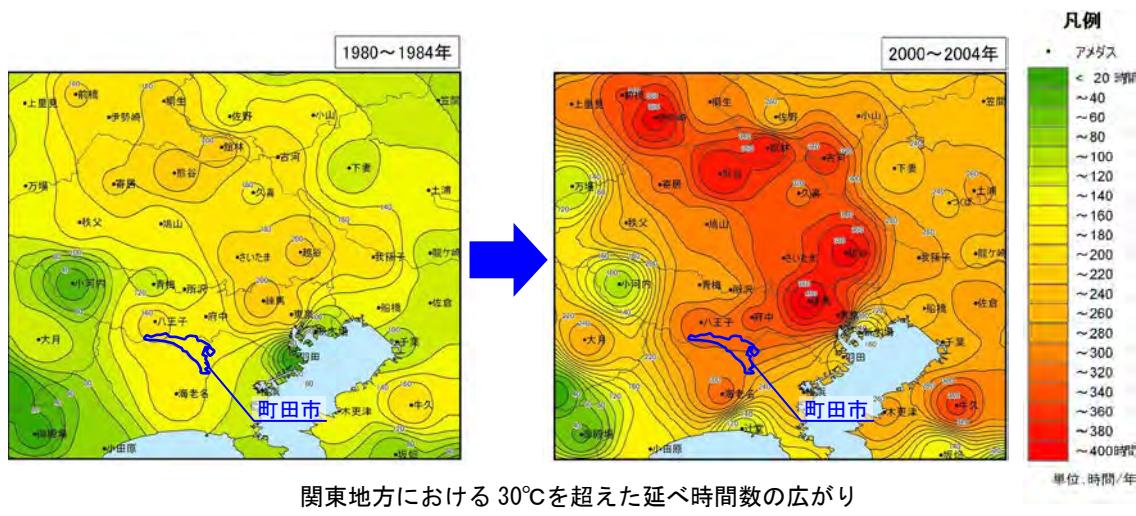
その対策として、日本政府は、「地球温暖化対策推進法(1998年)」を制定しました。また、国際的な条約である「気候変動枠組条約」に基づいた「京都議定書(1997年)」において、日本政府は温室効果ガスの1990年比6%削減を約束しています。2013年には、2020年度の温室効果ガス削減目標は、2005年度比で、3.8%減となりました。

## (2) ヒートアイランド現象の深刻化

東京をはじめとした日本の6大都市では、平均気温がこの100年間で2~3°C上昇し、町田市でも真夏日、熱帯夜の日数が増加しています。

ヒートアイランド現象は、都市化の進行による人工排熱や地表面人工化などが原因とされており、市街地における緑の重要性が高まっています。

東京都では、「ヒートアイランド対策ガイドライン(2005年)」が作成されています。



地表面温度分布図 (LANDSAT-5/TM)

### (3) 生物多様性の保全の必要性

国際連合の試算によると、人類は、自然に起きた絶滅と比べて、100～1000倍もの速度で、種の絶滅をもたらし、地球上の生物は現在、1年間に約4万種が絶滅していると考えられています。そして現在も、数多くの種が絶滅の危機に瀕しています。

そのような中で、まとまった緑や緑のつながりは、生物の生息・生育・繁殖空間として重要な役割を担っています。

日本政府は、生物の多様性を将来にわたり確保するため、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明確にすることで環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する「生物多様性基本法」を、2008年に施行しました。また、2010年3月には、「生物多様性国家戦略2010」を閣議決定し、同年10月に、「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」が名古屋市で開催されました。

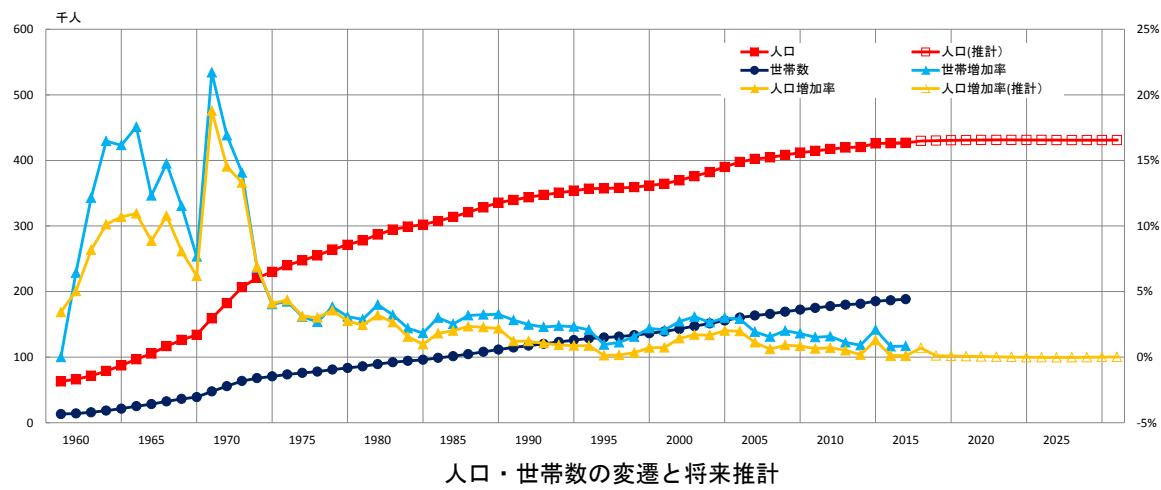
### (4) 少子高齢社会

日本国内において、2005年に、死亡者数が出生者数を初めて上回る自然減となり、人口が減少局面に入りました。町田市においても2020年から減少局面に入ると予想されています。

また、高齢化率が2008年10月には全国で22.1%となり、高齢社会が本格化しています。町田市においても全国平均より低いものの、2010年1月時点で21.1%と、高い高齢化率となっており、2015年8月現在で25.05%と、さらに高くなっています。

このような本格的な高齢化社会の到来を迎え、高齢者、障がい者の自立と積極的な社会参加を促すため、公共性のある建物や旅客施設を高齢者・障がい者が円滑に、安全に利用出来るような整備の促進を目的として、2006年に既に制定されていたハートビル法と交通バリアフリー法が統合されバリアフリー新法が施行されています。

そんな時代背景の中で、少子高齢化に対応した公園緑地等整備のあり方はもちろん、今後さらに増えていく公園緑地等の維持管理における担い手確保への対応も課題となっています。



## (5) 都市緑地法の改正

2004 年の「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」により、緑の基本計画の計画事項に都市公園の整備に関する事項が追加されました。

さらに、緑化地域制度、立体公園制度、借地公園整備の促進などの制度が充実しました。

## (6) 景観法の制定

2005 年に、「景観法」が全面施行され、地域毎の景観計画策定を通じた景観づくりへの意識が高まっています。

町田市でも 2009 年に景観計画を策定しており、景観資源として公園緑地などが位置づけられています。

## (7) エコツーリズム推進法の制定

「エコツーリズム推進法」は、エコツーリズムを通じた自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の推進を図ることを目的に、2008 年に施行されました。

また、地域に昔からある「ありのままの風景」を楽しみながら歩くことができるフットパスを通じて地域の魅力を再発見し、創造・発信する全国的な取組み組織として、2009 年に「日本フットパス協会」が設立され、その設立記念式典とシンポジウムが町田で開催されました。

町田市においても、「自然・歴史・文化・産業を活用した心豊かな観光まちづくり」を目指して、「町田市観光コンベンション協会」が 2009 年に設立され、緑地や史跡などの自然資源、文化資源の活用などを進めています。



「フットパスおすすめコース紹介」

出典：町田市観光コンベンション協会HP

## (8) 周辺自治体との広域連携

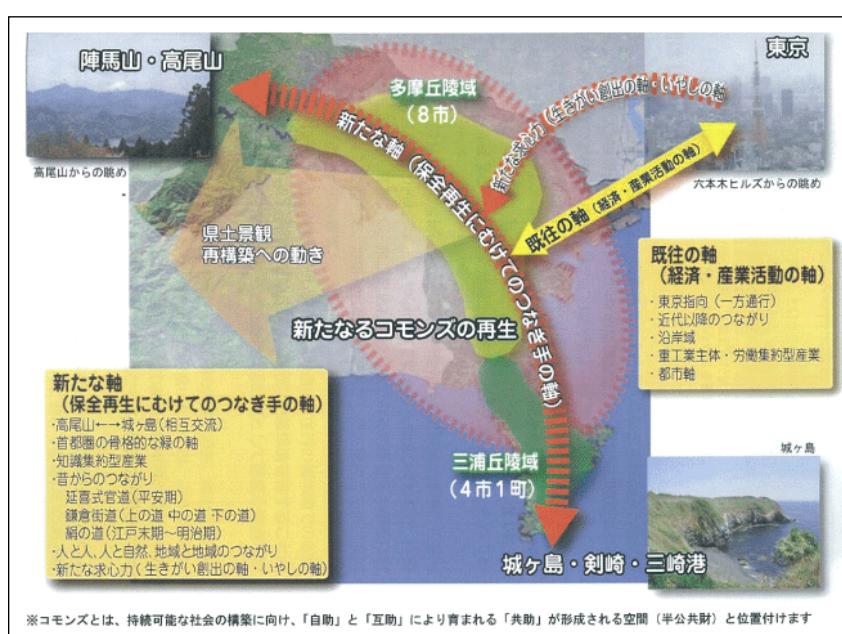
東京都が2006年に作成した「みどりの新戦略ガイドライン」では、環境保全や防災など、みどりの持つ機能を、より効果的に発揮させるため、広域的なみどりの拠点と軸及び地域的なみどりの拠点と軸を示し、広域的なみどりのネットワークの形成を図っています。

「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」では、多摩・三浦丘陵を抱える町田市を含む13自治体が連携し、市民・企業・行政の協働によって重要な緑と水景の保全・再生・創出・活用していくことを目的とした取組みが進められています。



東京のみどりの拠点と軸 概念図

出典：みどりの新戦略ガイドライン

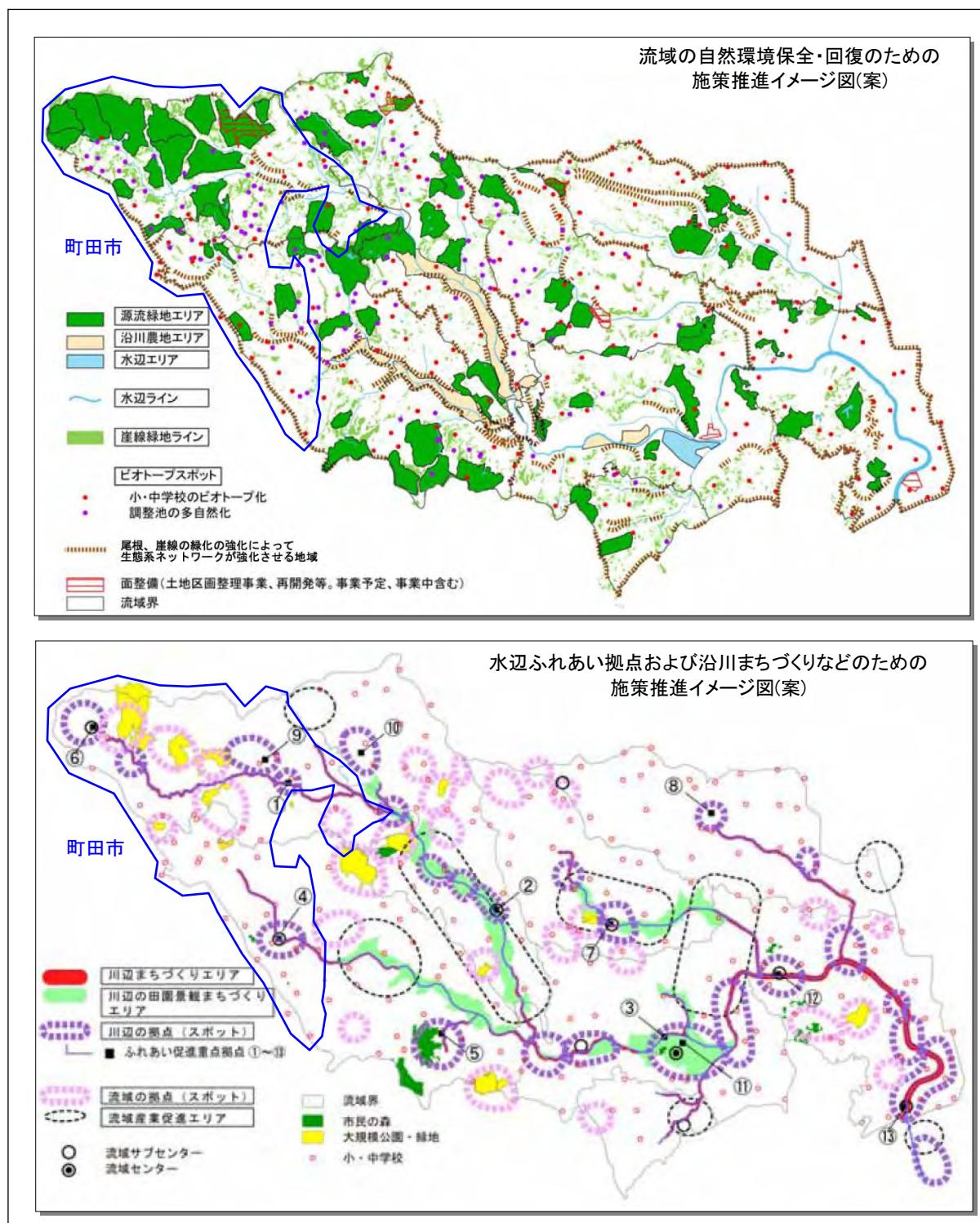


多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議の基本的方向性の考え方

出典：多摩・三浦丘陵トレイルHP

境川では、町田市を含む境川・引地川水系流域自治体1県7市の協力により、「境川・引地川水系水質浄化等促進協議会」が組織されており、浄化対策、河川改修を図り、水環境の向上を目指して、河川汚濁負荷量調査などの事業を行っています。

2004年に作成された「鶴見川流域マスタークリーン」では、鶴見川流域内にある町田市をはじめとした様々な主体は、鶴見川流域の健全な水循環に向けて、互いに連携・調整して施策を取り組んでいく必要があることを明示しています。



鶴見川流域における施策推進イメージ図(案)

出典：鶴見川流域マスタークリーン

## 2 町田市の概況

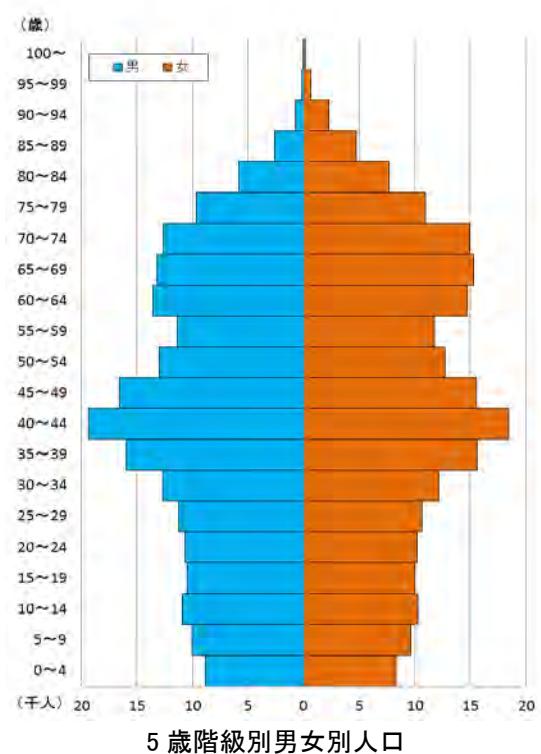
### (1) 人口

町田市的人口は、1960 年代から 70 年代にかけて大規模な団地開発の影響により急激に増加しました。現在も微増を続け、2010 年時点では 417,358 人、2014 年現在では 426,222 人となっています。

一方、世帯当たり人員は、市制施行時の 4.71 人から減少を続け、2010 年時点では 2.35 人、2014 年現在では 2.28 人となっており、核家族や夫婦のみ、独り暮らしなどの世帯が増加していることがうかがえます。

老人人口の割合は増加を続け、高齢化は着実に進行しています。年少人口の割合は 1975 年以降減少していたものの、2000 年からは、ほぼ横ばいとなっています。

5 歳階級別では、30 歳代から 40 歳代と、60 歳代から 70 歳代の世代が多くなっており、5 年後 10 年後のさらなる高齢化が予想されます。



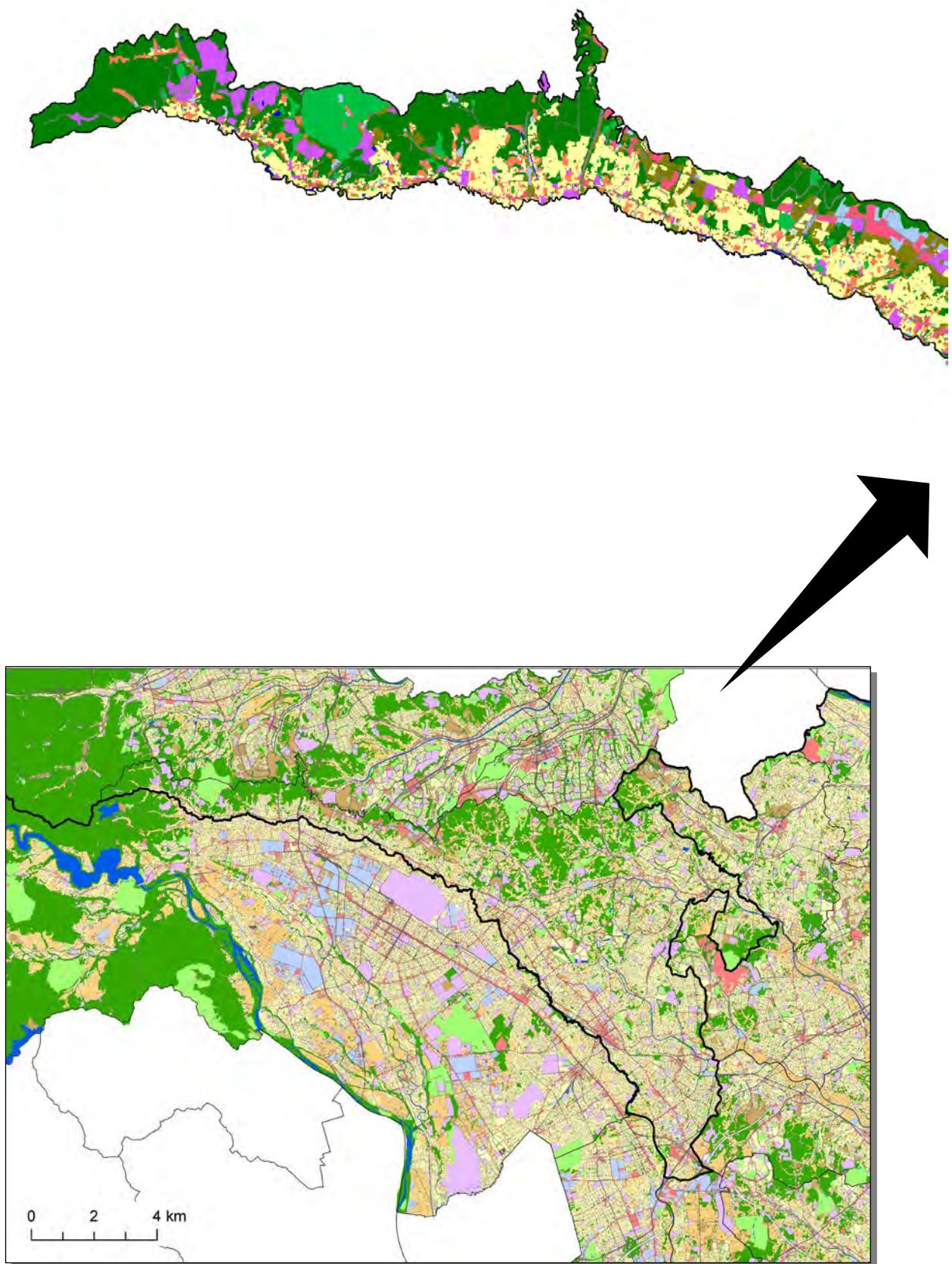
## (2) 土地利用

1997年から2012年にかけての土地利用面積の変遷では、森林・原野と農用地の減少が目立つ一方で、住宅用地が増加し、2007年以降、市域の約3割以上を占めています。

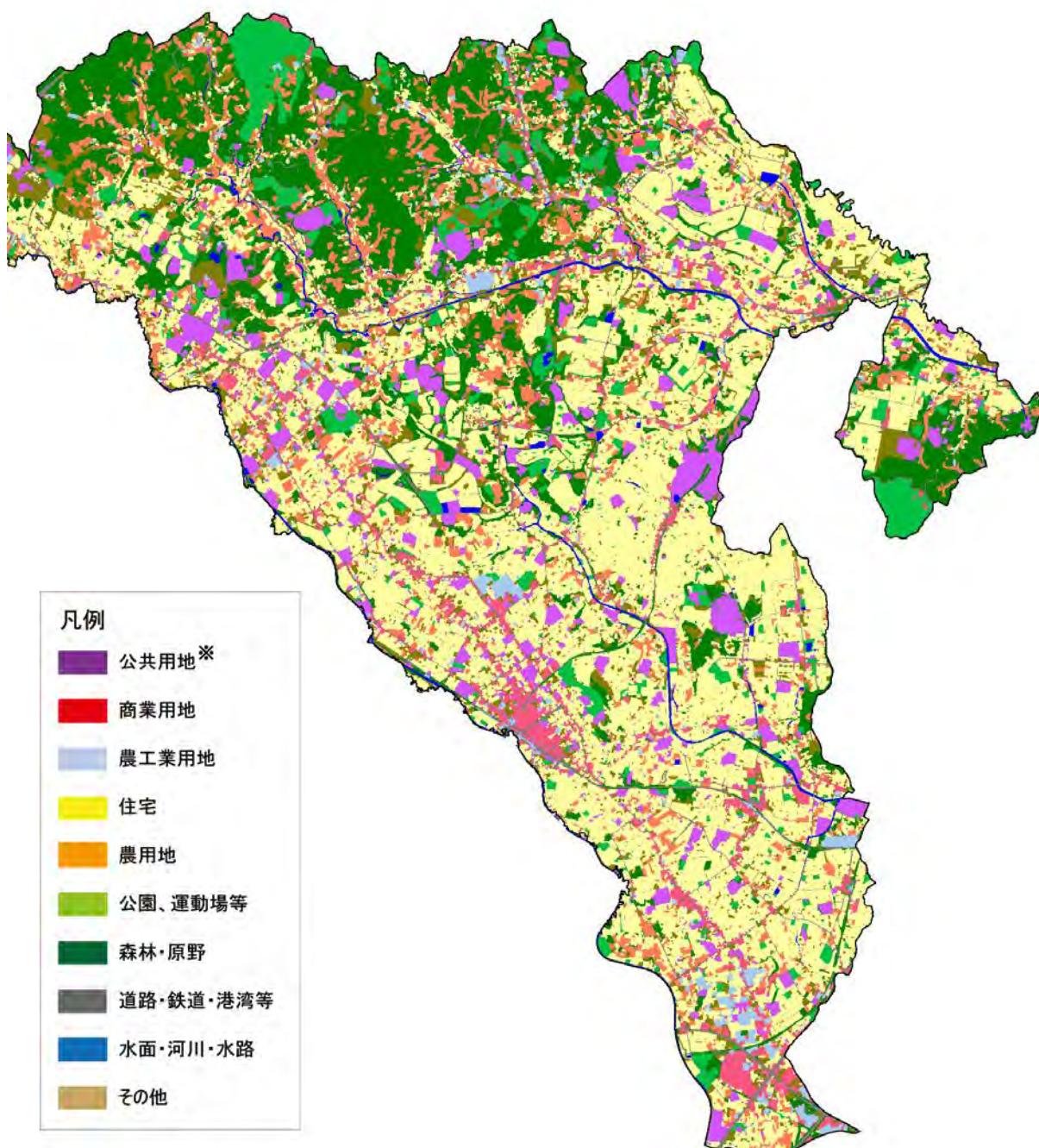
土地利用現況図を見ると、市域北部の丘陵部と東部の三輪周辺に自然的な土地利用である森林・原野や農用地があるものの、それらを除いてほとんどが宅地となっています。また、主要道路沿いや駅周辺には公共用地や商業用地が集中しています。



## 土地利用現況図



出典：土地利用現況図（東京都, 2007）、土地利用現況図（神奈川県, 2005）、数値地図 25000（行政界・海岸線）（国土交通省国土地理院, 2006）。  
※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000（行政界・海岸線）及び数値地図 2500（空間データ基盤）を使用した。（承認番号 平22業使、第357号）



0 2 4 km

土地利用現況図

出典：土地利用現況図（東京都, 2012）

### (3) まちづくり

#### ①これまでの取組み

1970年、都市の秩序ある発展を進めるために、「市街化区域」と「市街化調整区域」が定められました。同時期に、「宅地開発指導要綱(1970)」や「集合住宅建設指導要綱(1972)」が設置され、その後、「町田市宅地開発事業に関する条例(2004)」、「町田市中高層建築物に関する指導要綱(1997)」に引き継がれ、宅地造成の適正化と緑地の確保を推進しています。

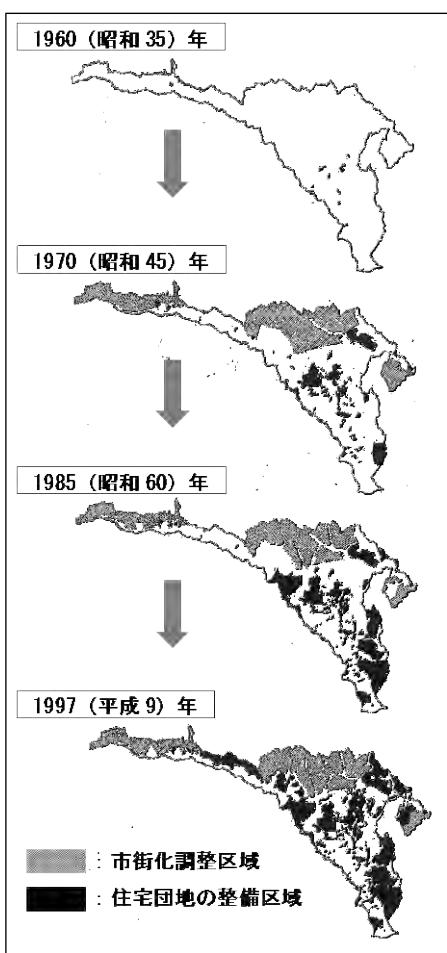
2010年に、「町田市市街化調整区域における適正な土地利用の調整に関する条例」が施行されると、市街化調整区域の墓地等、資材置場、廃棄物処理施設等の特定土地利用に届出を要し、例えば、3千m²以上の墓地等では、事業区域の40%以上を緑地にするなど一定の制限が設けられました。

#### ②都市計画関連

土地区画整理事業は46事業が完了しており、野津田東、小山片所の2事業が施行中です。

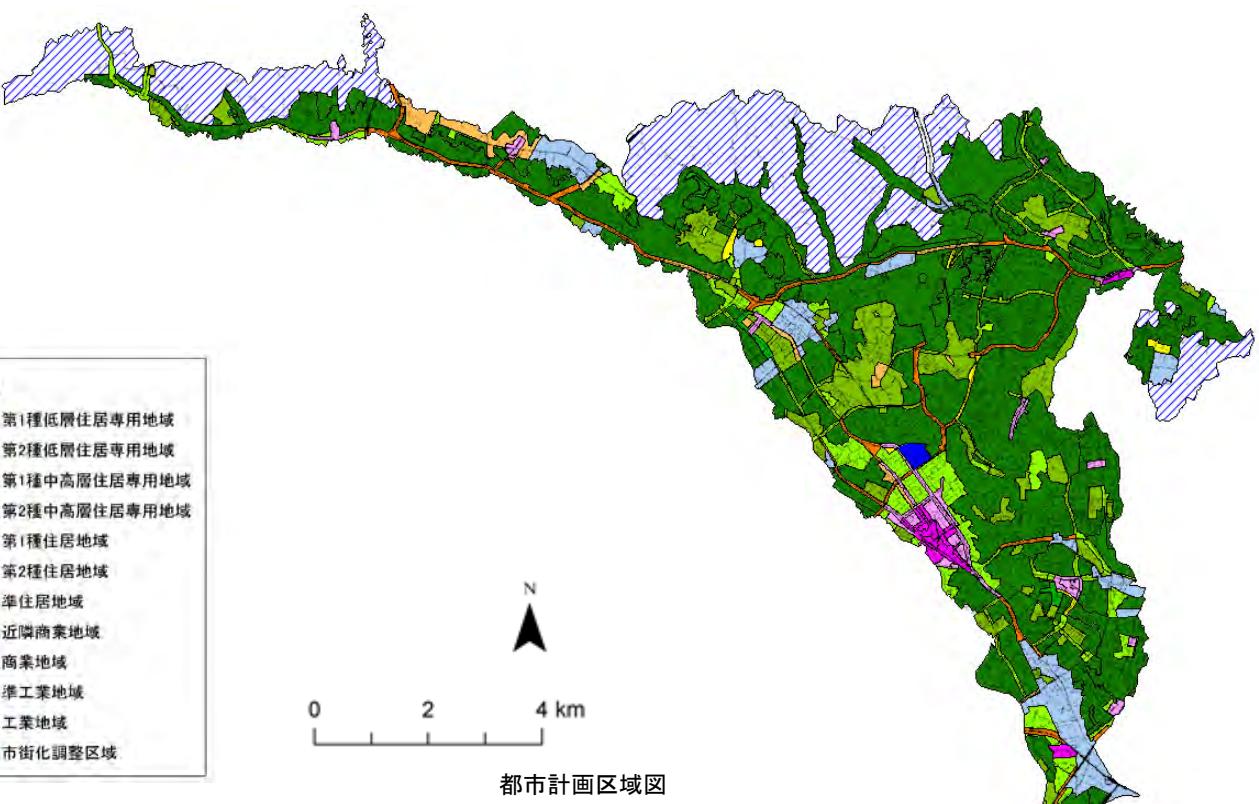
また、40地区の地区計画と13地区的建築協定が認可されています。

2004年には、土地利用基本方針に基づき、市域の用途地域の見直しを行い、低層住居専用地域における最低敷地面積の制限と絶対高さ高度地区を導入しました。



市街化調整区域の推移

出典：町田市緑の基本計画（1999）

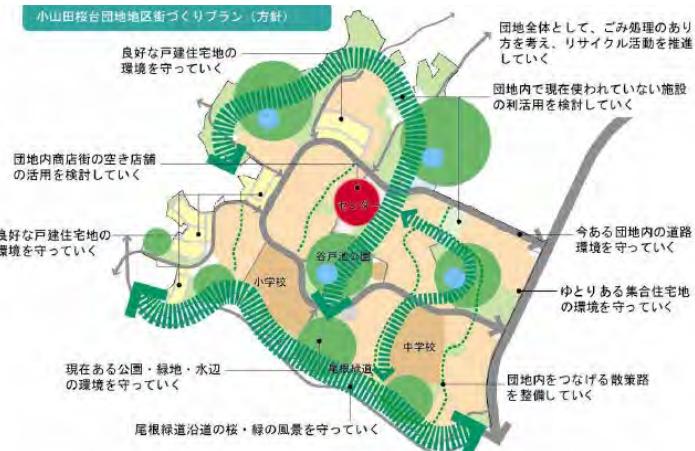


都市計画区域図

出典：用途地域図（東京都, 2012）

### ③地区街づくり

市民、事業者、市の協働により、住民主体の取組みを推進する「町田市住みよい街づくり条例」に基づく、地区街づくり活動の支援制度の活用が進んでおり、小山田桜台団地地区、小野路宿通り、田中谷戸地区、原町田四丁目第二地区、つくし野三丁目地区、鶴川平和台地区、森の丘、小田急金森泉地区の8地区では、「地区街づくりプラン」が策定されています。また、8つの地区街づくり団体と2つのテーマ型街づくり団体が、同条例に基づく地区街づくり等の登録団体として活動しています。



小山田桜台団地地区街づくりプラン(方針)図

出典：小山田桜台団地地区街づくりプラン(方針)

### ④北部丘陵地域

2002年に小野路西部地区、2003年に小山田地区での土地区画整理事業が中止となつたことを契機に、2005年に「北部丘陵まちづくり基本構想」を策定しました。この構想では、耕作放棄地の増大、残土埋立てや不法投棄、区画整理事業用地の散在など、対象地の荒廃が進行している現状を踏まえ、これまでの「市街地開発」から「自然資源の保全と有効活用」へと方針を転換しています。

その後、北部丘陵まちづくり基本構想の実現に向けて、地域の貴重な資源である農と緑の保全と活用を基本とした「町田市北部丘陵活性化計画」を2011年に策定し、市民協働による谷戸田の再生や鶴見川源流域の保全を推進しています。



北部丘陵の基本方針展開イメージ

出典：「農を活かした町おこし・村おこし」一般財団法人 都市農地活用支援センター

### 3 町田市の緑の概況

#### (1) 樹林地

町田市の大規模な樹林地は、市街化調整区域内にあります。

樹林地の変遷図を見ると、市街化調整区域の樹林地の減少は、ほとんど見られませんが、市街化区域である市域東部などには、まとまった樹林地の減少が見られます。これらの原因は、区画整理事業や団地開発によるものがほとんどです。

#### (2) 農耕地と農業

##### ① 農耕地

町田市の農耕地は、郊外部に点在しており、特に市街化調整区域に多く残っています。

農耕地の変遷図を見ると、市街化調整区域内の減少した農地の多くは、農地以外の緑になっていることがわかります。その一方で、市街化区域内では減少した農地は、緑以外になっていることが多い、これが緑の減少につながっていると考えられます。

特に、後継者の不足などを原因とした保全が難しい農地が、今後も減少することが予想されます。

##### ② 町田の農業の展開

町田市の農業は、養蚕や「禅寺丸柿」「小山田三つ葉」などによって展開され、酪農も盛んになるなど特色ある農業によって発展してきました。しかし、1960年代後半の急激な都市化に伴い、農地は激減し、農業も衰退の一途を辿りました。

現在は、農業の担い手育成・支援や「地産地消・安全安心」をキーワードにした農産物作りが注目を集めています。

町田市の農業の沿革

年 代	概 要
明治期～1950 年代	・ 東京都でも屈指の生産力であった養蚕を中心に農業が展開される。
大正末期～1960 年代	・ 「禅寺丸柿」や「小山田三つ葉」などの代表的な産地として、特色ある農業が展開される。
昭和期	・ 1960 年代 ・ 1961 年に農業基本法が制定され、町田市では相原地域を中心に酪農が盛んとなり、大型酪農農家が軒を連ねた「東京の酪農銀座」と呼ばれる。 ・ 当時日本一と言われた銘柄豚である「高座豚」の飼育が盛んに行われる。 ・ 都心の消費地が近い立地を活かして葉菜類・果菜類・いも類の生産が拡大する。
	・ 都市化的影響により、市街化区域内の農地が激減し、農業が急激に衰退する。 ・ 「農住都市構想」等、都市における新たな農地の保全のための取組みが行われ始める。
平成期	・ 農地と宅地の混在化、畜産業における環境問題など、農業生産環境の悪化が見られ始める。 ・ 1991 年の生産緑地法の改正に伴い、市街化区域内の農地の内、保全すべき農地については「生産緑地地区」の指定が必要となる。 ・ 農業従事者の高齢化と後継者不足を解決するため、農業経営対策として後継者の育成支援を行うとともに、町田ブランドの開発や、七国山ファーマーズセンター、市民農園等の農とのふれあい施設の整備、景観作物栽培等を行う。
	・ 2007 年に第三次の町田市農業振興計画が策定される。 ・ 地元農産物に対する世論意識の高まりを受け、地産地消・安全安心を目指す農産物直売所の数が増加し、販売を通じて市民との交流が行われている。

資料：町田市緑の基本計画(1999)

## 資料2 (旧)町田市緑の基本計画の取組み実績

### 1 町田市の緑地の確保の実績

#### (1) 緑地の旧計画の緑地確保目標値に対する進捗状況

旧計画(1998年度時点)の緑地は、面積1,884.92ha、市域に対する割合26.3%でした。旧計画では、この緑地を、量にしてどのくらい緑の担保性を高めることができるかという、可能性や事業を進めるうえでの検討・調整時間などの視点に入れた骨格的努力目標を、面積概ね2,450ha、市域に対する割合は概ね34%とし、2010年を目標年次に設定しています。

2008年度の緑地の確保量は緑地面積2,013.23ha、市域に対する割合は28.1%で、2010年度の確保目標値には達していません。旧計画策定時から、公園緑地等の都市施設とする緑地は133.0ha増加しましたが、制度上安定した緑地は1.4ha、社会通念上安定した緑地は3.2ha減少しています。これらの緑地が減少した要因は、生産緑地地区や企業グラウンドの減少が主に挙げられます。

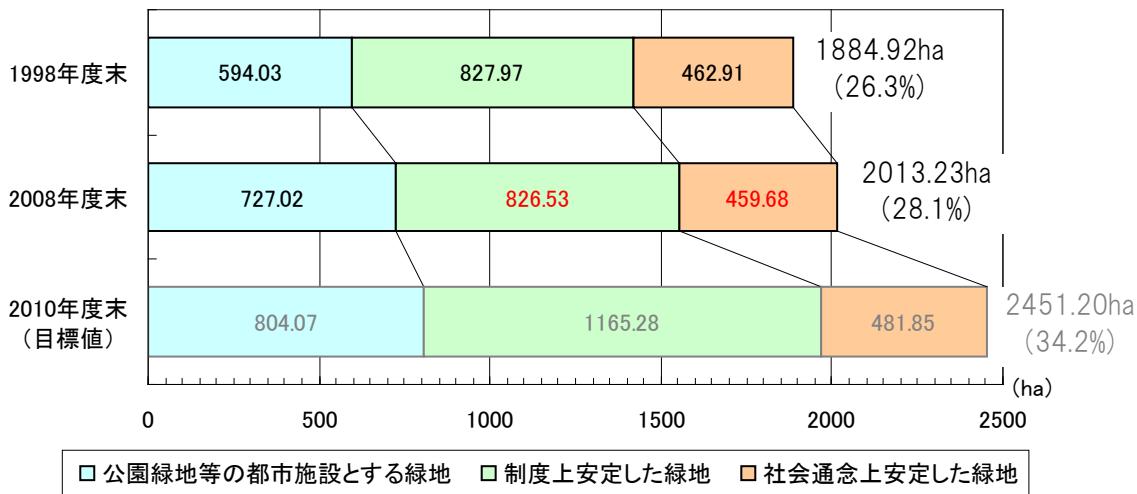
公園1人当たりの面積は、16.2m²/人から17.8m²/人に増加しましたが、2010年度の目標値概ね20.3m²/人には達していません。

ここで対象としている「緑地」は、下表のように分類し、定義しています。

緑地区分と定義

緑地区分	定義
都市公園等の都市施設とする緑地	公園、緑地等として都市計画決定されている都市公園、その他条例等による公園緑地など、公の施設とする緑地。
制度上安定した緑地	生産緑地地区、風致地区、保安林、市民の森、東京都保全地域等のように法律や条例等に基づき、地域あるいは地区を指定して、保全を図る緑地。
社会通念上安定した緑地	ゴルフ場、社寺境内地、墓地、企業グラウンド、学校等。

資料：町田市緑の基本計画(1999)



※赤字は減少した項目を示す

緑地の現況と変遷

資料：町田市緑の基本計画(1999)、町田市データ

緑地区分ごとの確保量と目標量

区分	緑地種別			1998 年度末 (ha)	2008 年度末 (ha)	2010 年度末 (目標値) (ha)	
公園緑地等の都市施設とする緑地	都市公園・緑地	住区基幹公園	街区公園	44.52	60.55		
			近隣公園	21.45	39.92		
			地区公園	6.89	28.52		
		都市基幹公園	総合公園	27.78	67.94		
			運動公園	8.84	8.84		
			特殊公園 風致公園等	27.94	29.16		
		都市計画決定公園緑地(未供用)		325.11	277.15		
		広場公園		0.00	0.02		
		緑道		0.00	0.66		
	市立公園	都市緑地		25.35	54.51		
		都立公園		34.82	72.71		
		その他の緑地		2.40			
		児童遊園			7.06		
		占用・協定等による遊び場		1.74			
		遊び場					
		大地沢青少年センター		13.00	13.00		
		学校用地及びスポーツ広場		0.00	13.12		
		緩衝緑地			54.19	15.71	
		準公園緑地				38.15	
	合計			594.03	727.02	804.07	
制度上安定した緑地	生産緑地	生産緑地地区		315.13	263.32		
		風致地区(重複部分を除く)		108.25	83.20		
		保安林		5.84	5.84		
		緑地保全の森(2011年3月時点)			38.30		
		市民の森				88.26	
		特別緑地保全地区					
		市街化調整区域内農地		194.11	194.11		
		東京都保全地域		46.22	51.53		
		河川区域		101.01	101.01		
		市民農園		1.47	1.76		
	市民生活緑地	相原・小山民有緑地		0.00	18.47		
		歩行者専用道路		10.98	10.92		
		道路環境施設帶		6.66	8.11		
		合計		827.97	826.53	1,165.28	
社会通念上安定した緑地	社会通念上安定した緑地	ゴルフ場		49.20	48.47		
		社寺・境内地・墓地		63.69	70.95		
		企業グラウンド		48.86	32.29		
		学校		278.04	281.83		
		公団、公社、都営住宅			10.13		
		都営防災市民憩いの広場				12.20	
		浄水場		3.45	4.24		
		水辺のある調整池		8.91	8.91		
		指定史跡・文化財		0.63	0.79		
		合計		462.91	459.68	481.85	
緑地総面積 (ha)			1884.92	2013.23	2451.20		
市域に対する緑地面積割合 (%)			26.3	28.1	34.2		
市域面積 (ha)			7164	7163	7164(推計)		
1月1日現在の人口 (人)			367,155	414,406	395,200(推計)		
公園1人当たりの面積※2 (m ² /人)			16.2	17.8	20.3		

※1:2008年度末の現況値における目標値の達成率

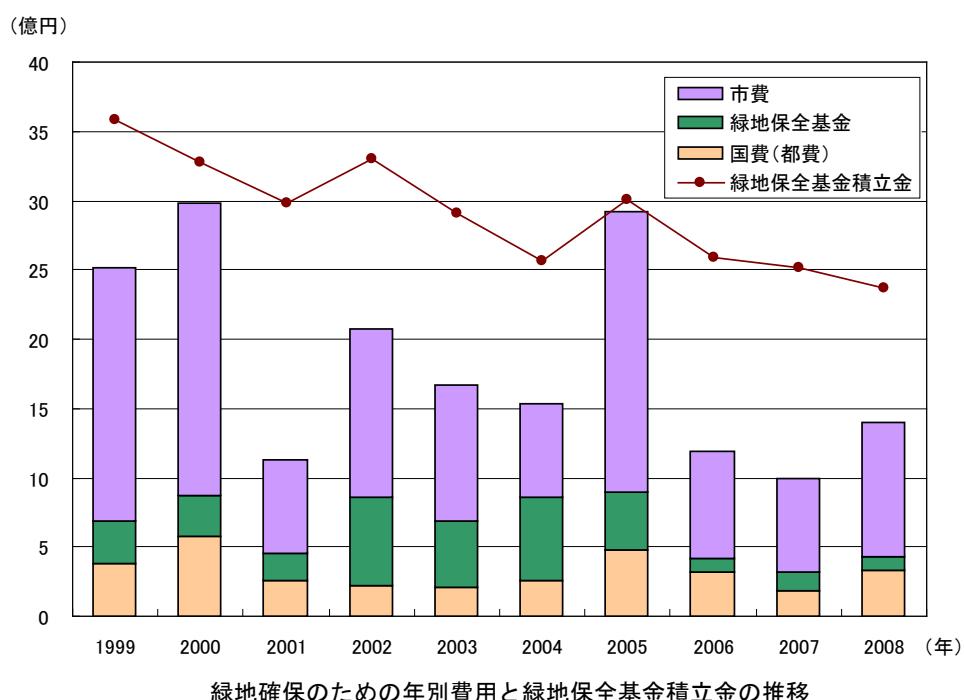
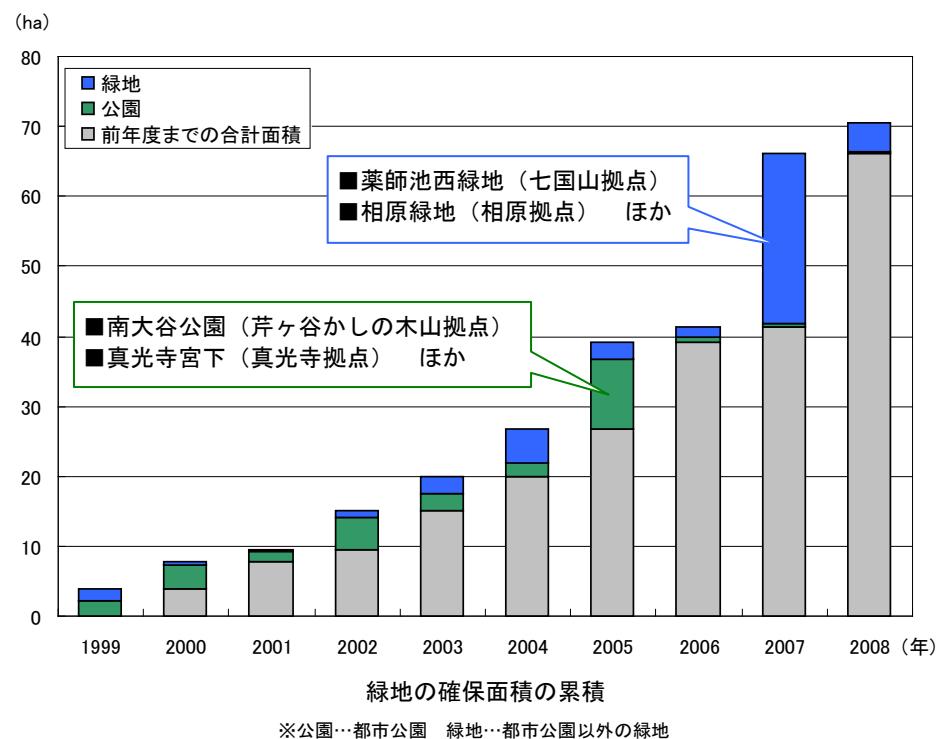
※2:公園緑地等の都市施設とする緑地の集計数値に係る1人あたりの面積

資料：町田市緑の基本計画(1999)

## (2) 緑地確保のための取組み実績

旧計画策定後、計画に位置づけた「水と緑の拠点」を中心に、緑地の確保が進められています。緑地確保には、毎年10～30億円程度の事業費が必要であり、国費・都費以外にも多くの市費を投入しています。市費の一部は緑地保全基金を取り崩しているため、基金の残高は減少の一途を辿っています。

今後は、費用確保とともに、残された「杉山」、「金森」の拠点と、「北部丘陵」における水と緑の確保や確保すべき緑地の優先化・重点化が課題となってくることが考えられます。



### 年度ごとの緑地の取得面積と主な公園・緑地

年度	種別※	取得面積	確保された主な公園・緑地	拠点名（水と緑の18拠点）
1999	公園	2.08ha	松葉谷戸公園、かしの木山自然公園	芹ヶ谷・かしの木山 水と緑の拠点
	緑地	1.72 ha	町田えびね苑、今井谷戸緑地	七国山 水と緑の拠点
2000	公園	3.62 ha	松葉谷戸公園、かしの木山自然公園	芹ヶ谷・かしの木山 水と緑の拠点
	緑地	0.25 ha	尾根緑道緑地 広袴神明緑地	小山 緑の拠点 (拠点外)
2001	公園	1.55 ha	かしの木山自然公園	芹ヶ谷・かしの木山 水と緑の拠点
			日向山公園	(拠点外)
2002	緑地	0.27 ha	金森峯山緑地	金森 水と緑の拠点
	公園	4.67 ha	高ヶ坂都営跡地、かしの木山自然公園	芹ヶ谷・かしの木山 水と緑の拠点
2003	緑地	1.03 ha	町田えびね苑 尾根緑道緑地	七国山 水と緑の拠点 小山 緑の拠点
	公園	2.38 ha	西田峯山公園	金森 水と緑の拠点
2004			三ツ目山公園	(拠点外)
	緑地	2.48 ha	成瀬山吹緑地 金森山市民の森	成瀬 緑の拠点 (拠点外)
2005	公園	1.82 ha	相原中央公園	相原 緑の拠点
			三ツ目山公園	(拠点外)
2006	緑地	4.93 ha	成瀬山吹緑地 薬師池西緑地	成瀬 緑の拠点 七国山 水と緑の拠点
2007	公園	9.90 ha	南大谷公園	芹ヶ谷・かしの木山 水と緑の拠点
			真光寺宮ノ下公園	真光寺 水と緑の拠点
2008	緑地	2.55 ha	成瀬山吹緑地 つくし野殿山市民の森	成瀬 緑の拠点 (拠点外)
2006	公園	0.58 ha	忠生公園	忠生 水と緑の拠点
			滝の沢源流公園	(拠点外)
2007	緑地	1.53 ha	成瀬山緑地	芹ヶ谷・かしの木山 水と緑の拠点
2008	公園	0.52 ha	三輪自然公園	三輪 水と緑の拠点
			滝の沢源流公園	(拠点外)
2007	緑地	24.24 ha	相原緑地	相原 緑の拠点
2008	公園	0.28 ha	薬師池西公園	七国山 水と緑の拠点
			常盤公園	(拠点外)
	緑地	4.12 ha	森野市民の森、原町田市民の森	(拠点外)

※：公園…都市公園　緑地…都市公園以外の緑地



### (3) その他

町田市では、緑地の他にも道路の街路樹の植栽や、歩道の植樹帯整備、サイクリングロードの整備などを進めています。



ケヤキ並木（三輪緑山地区）

道路の整備・緑化状況一覧

植樹種	1998 年度末	2008 年度末
アオギリ、アキニレ、イチヨウ、エンジュ類、クスノキ、ケヤキ、サクラ類、プラタナス類、トチノキ、トウカエデ、ニセアカシア、フウ、ハナミズキ、シダレヤナギ、ヤマモモ、コブシ、ユリノキ、サルスベリ、ツバキ類、シラカシなど	計 13,946 本	計 15,867 本 (81.147 m ³ )
街路樹植栽延長	72.7km	95.1km
歩道植樹帶		68,542 m ²
その他道路緑地		12,605 m ²
サイクリングロード整備延長（4 路線）	25.07km	28.14km

## 2 町田市の緑のまちづくりに向けた取組み

### (1) 町田市における緑の保全と整備の歴史

町田市制が施行された当時は農村地域であった町田市も、大規模な宅地開発とともに公園緑地の整備が進められました。

1970年代になると、市民との協働による「サルビア作戦」や「花壇コンクール」などの緑化活動が盛んになる一方で、東京都自然保護条例が制定されたことを契機に、市民による自然環境保全活動も活発になりました。

旧計画策定後、町田市では「環境マスターplan」や「町田市景観計画」が策定され、環境保全政策や景観保全政策を通じた緑の保全に関わる政策が進められています。

町田市の緑に関する沿革

年 代	概 要
1958（昭和 33）年	<ul style="list-style-type: none"><li>・首都圈整備法の施行を契機に、公園緑地の整備が始められる。</li></ul>
1961（昭和 36）年	<ul style="list-style-type: none"><li>・薬師池公園、芹ヶ谷公園、忠生公園等、都市計画公園 15ヶ所、現在の町田市の都市計画面積の約 8割を占める 59.42ha が都市計画決定される。</li><li>・小山田風致地区と七国山風致地区が風致地区に指定される。</li></ul>
1968（昭和 43）年	<ul style="list-style-type: none"><li>・近隣公園第 1号として、鶴川中央公園(約 2ha)が設置される。</li></ul>
1970（昭和 45）年	<ul style="list-style-type: none"><li>・宅地開発指導要綱を設置する。</li><li>・町田市都市公園条例を制定する。</li><li>・市街化地域と、市街化調整区域を設定する。</li></ul>
1971（昭和 46）年	<ul style="list-style-type: none"><li>・町田市役所の建設部に公園緑地課を設置する。</li></ul>
1972（昭和 47）年	<ul style="list-style-type: none"><li>・集合住宅建設指導要綱を設置する。</li><li>・「町田市花とみどりの会」を設置し、市民と協働した緑行政が始まる。</li><li>・市の木(ケヤキ)と市の花(サルビア)を決定する。</li><li>・市民緑化活動として 7000 本のサルビアを植える「サルビア作戦」を展開する。</li><li>・東京都自然保護条例が制定され、緑地保全地域として、以後に 4箇所が指定される。</li><li>・「市民の森要綱」を設置する。</li></ul>
1973（昭和 48）年	<ul style="list-style-type: none"><li>・町田市花壇コンクール実施要綱が制定され、花壇コンクールが定期的に開催される。</li></ul>
1976（昭和 51）年	<ul style="list-style-type: none"><li>・名木百選が選定され、応募 192 点から 101 点が選ばれる。</li><li>・薬師池公園が開園する。</li></ul>
1979（昭和 54）年	<ul style="list-style-type: none"><li>・鶴間公園が開園する。</li></ul>
1980（昭和 55）年	<ul style="list-style-type: none"><li>・市立公園として最大規模の野津田公園が都市計画決定される。</li></ul>
1982（昭和 57）年	<ul style="list-style-type: none"><li>・「緑の保全と育成に関する条例」が施行される。</li><li>・芹ヶ谷公園が開園する。</li></ul>
1984（昭和 59）年	<ul style="list-style-type: none"><li>・町田市みどり委員会が発足する。</li></ul> <p>※この委員会では、「町田市緑地保全基金制度」「まちだの森づくり」「自然教育園の設置」「北部丘陵の緑を貴重としたまちづくりの方針」など、緑行政の実現に向けた数多くの提言を行う。</p>
1990（平成 2）年	<ul style="list-style-type: none"><li>・野津田公園が開園する。</li></ul>
1993（平成 5）年	<ul style="list-style-type: none"><li>・まちだ市民大学 HATS が開校する。</li><li>・ブロック塀等の生垣への改修工事補助要綱が施行される。</li></ul>
1995（平成 7）年	<ul style="list-style-type: none"><li>・「緑地保全の森設置要綱」が制定される。</li></ul>
1998（平成 10）年	<ul style="list-style-type: none"><li>・「東京都緑の保全計画(仮称)検討委員会報告書」で、多摩丘陵の保全計画の留意点として、関東山地～三浦半島とを結ぶ緑の連なりと谷戸への配慮が謳われている。</li><li>・「生物多様性保全モデル地域計画(鶴見川流域)(環境省)」では、生物多様性重要配慮地域として、鶴見川源流域、結道川流域、小野路川・真光寺川流域、馬駒川流域、寺家川源流域一体、三つ又川源流域があげられている。</li></ul>
1999（平成 11 年）	<ul style="list-style-type: none"><li>・緑地の保全及び緑化の方針に関する「町田市緑の基本計画」を策定する。</li></ul>
2000（平成 12）年	<ul style="list-style-type: none"><li>・行政はもとより、町田市に関わるすべての人々が共通に環境の保全・回復・創造に向けて取り組むための方向性を示した「環境基本条例」を制定される。</li><li>・市民共通の財産である名木を市民と共に守り育てるため、「保護樹木制度」が施行される。</li><li>・「花の香り漂う美しいまちづくり」に寄与することを目的に、花のまちづくり事業「花のまちかどコンクール」が始まる。</li></ul>

年 代	概 要
2001（平成 13）年	・東京都が「都市計画公園・緑地の整備方針」を定め、重点公園・緑地として、福昌寺公園、光正寺公園、南大谷公園、三ツ目山公園、杉谷戸公園、小野路公園、相原中央公園が挙げられる。
2002（平成 14）年	・総合的な環境政策に取り組むため「環境マスタートップラン」が策定される。
2004（平成 16）年	・「都市緑地法」が改正され、緑化地域制度や借地公園制度などの新たな制度が新設される。 ・「宅地開発指導要綱」が廃止され、「町田市宅地開発事業に関する条例」が施行される。
2005（平成 17）年	・「北部丘陵まちづくり構想」が策定される。 ・わが国で初めての景観に関する法律である「景観法」が全面施行される。 ・相原中央公園が開園する。
2009（平成 21）年	・「町田市景観計画」が策定される。 ・市街化調整区域の自然環境、景観及び生活環境を保護することを目的とした「町田市市街化調整区域における適正な土地利用の調整に関する条例」が制定される。

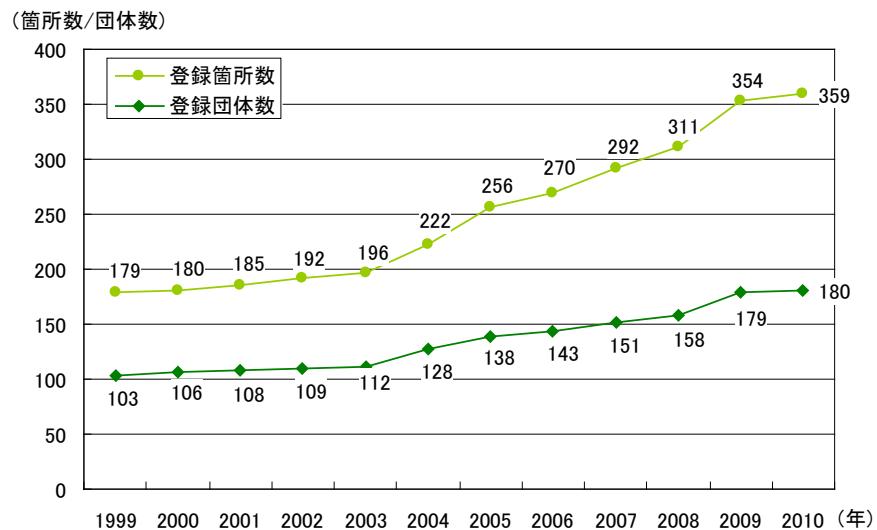
資料：町田市緑の基本計画(1999)

## (2) 市民とともに守り、育てる緑

### ① 緑の愛護・管理

現在、50 箇所、約 90ha ある緑地保全の森のうち、20 箇所は地域住民が主体の愛護団体が緑地の保全活動や管理・運営を行っています。それらの各森の管理・運営団体に対し、町田市は、管理費用や活動器具などの提供を行っています。

また、公園・緑地等の除草・清掃等を行う公園緑地等清掃管理団体が、2010 年 4 月現在で 180 団体あり、10 年間では 77 団体増加しています。活動している公園・緑地等の箇所数も約 2 倍に増加しています。



公園・緑地等清掃管理団体の団体数と登録箇所数の推移

## ②緑を守り、学ぶ

町田市には河川の源流域や北部丘陵など、都市近郊の貴重な自然環境が残されています。

これらの場所では、良好な自然環境を保全するための維持管理活動やこのような環境を活用した環境学習などが盛んに行われています。

主な緑の保全活動一覧

場 所	内 容
かしの木山 自然公園	豊かな自然環境を保全し、身近に自然と親しめる自然教育園を目指して組織された公園愛護会が中心となって、観察会、講演会、自然工作づくり体験などの管理運営を行っている。秋には、自然遊びをテーマとした「かしの木山フェスタ」を行っている。
町田かたかご の森	クヌギ、コナラ、ヤマザクラ等の雑木林で構成された約 1ha の緑地で、林床には貴重なカタクリの群生をはじめ、イチリンソウ、ヒトリシズカ、アズマイチゲ、シュロソウ、キツネノカミソリ等の多摩の自然を代表する植物が自生する。ボランティア団体等が中心となった管理活動が行われている。 カタクリの開花時期に合わせて毎年 3 月から 4 月にかけての 1 週間程度開園している。
野津田公園	園内の雑木林を伐採更新し、伐採した木を毎年 2~3 月に炭焼きして、雑木林の保全を図っている。また、ススキ草地は、年に 1~2 回刈り取ることでススキ原を維持している。 そのような保全された樹林地、草地は野外学習や自然体験の場として活用され、また、生物調査等が年間を通じて行われている。
忠生公園	鶴見川支流の山崎川源流にある自然観察園は谷戸地形となっており、自然観察会や体験学習など、自然の恵みや自然の大切さを学ぶ機会を市民に提供している。 忠生公園自然観察センターである「忠生がにやら自然館」は、講習室や展示室などがあり、自然教育活動、自然資源を扱った展示公開、自然保護活動に利用することができる。
鶴見川流域	1994 年より、市民・行政・企業のパートナーシップによる、鶴見川の上流から河口に至るまでの流域住民が参加した鶴見川ネットワーキングが、鶴見川の川辺の清掃をする「鶴見川流域クリーンアップ作戦」を行っている。この作戦は、「鶴見川流域水マスター プラン」の中の「アクションプラン第一号」としても位置づけられている。
鶴見川源流 保水の森	鶴見川の源流域では、里山を「鶴見川源流保水の森」と名づけ、2005 年度より鶴見川ネットワークを主体とし、ボランティア体験セミナーや、「どんぐり」を題材にした自然環境学習会などを行っている。
奈良ばい谷戸	2005 年度より、耕作放棄、林地管理放棄によって荒れた谷戸において、「里山保全活動」が行われている。支援者を市民公募で募り、地域農業者の指導による伝統農法を用いた体験農業学習会を開催するなど、地域の歴史や環境を学習しながら、市民の手による農的環境の再生・管理を行っている。

資料：町田市緑の基本計画(1999)



源流保水の森 竹の伐採活動風景

出典：町田市HP



北部丘陵 田植え風景

出典：町田市HP

### ③まちに緑を育てる

町田市では、街路樹や多自然型調整池の整備、校庭の芝生化などの公共施設の緑化や、保護樹木制度、生け垣助成制度などによる民有地の緑の保全・創出を進めています。

主な緑化事業・制度等一覧

事業・制度名	内 容
花壇コンクール	1973年から、市民団体と市の共催事業で行っている花のまちづくり事業で、公共性の高い空き地に花壇をつくり、春と秋に審査を行っている。現在、登録団体は361団体あり、草花苗の受取りから始まり、運搬、花壇への植付け、日常の管理をお願いし、市は草花苗、剪定枝チップ肥料などを提供している。 2009年2月には、町田市市制50周年及び花壇コンクール35周年を記念して、「花のまちシンポジウムinまちだ」が開催された。
花のまちかどコンクール	「花の香り漂う美しいまちづくり」に寄与することを目的に、2000年より市民団体と市の共催事業で行っている花のまちづくり事業である。市域全体が花と人のネットワークで結ばれ、すてきな“花のまちなみ”ができあがることを目指している。
花と緑の教室	「花の香り漂う美しいまちづくり」に寄与することを目的に、市民団体と市の共催事業で行っている花のまちづくり事業で、毎年春・夏・秋・冬に開催している。花や緑の楽しみ方、飾り方、育て方などテーマに応じた専門家が講師となり、花とみどりのまちづくりに関する必要な知識や実践力を養うことができる。
花と緑の交換会	家庭で増えて不要となった草花、観葉植物、盆栽などの鉢物を持ち寄り、交換会を通して花と緑の愛好者同士でコミュニケーションをはかり、花とみどりいっぱいのまちづくりに寄与することを目的に、市民団体と市の共催事業で1982年より毎年春と秋に開催している。
東京都公立学校運動場芝生化事業	東京都公立学校運動場芝生化事業に基づき、ヒートアイランド対策及び緑化対策に加え、環境学習効果を高めるために小学校の校庭芝生化を行うものである。2006年に小山田小学校で、2008年に町田第3小学校で行われた。
なかよし散歩道	この事業は、公共下水道本町田2号雨水幹線の一部622mの区間を、国土交通省「新世代下水道支援事業制度」の適用を受け、水環境創造事業・水循環再生型の新事業として2007年に行なった。 上部の親水部は、市民協働による草花などの管理が行われている。
保護樹木制度	1974年に市内に残る樹木の中から101本を町田市の名木として指定し、1981年に「町田市名木百選写真集」としてまとめられた。これらの樹木が、指定されて20年以上が経過し、生育する周辺環境の変化や木の老齢化（「古木化」）等によって、様々な問題を抱えるようになった。 そこで、所有者の負担を少しでも軽減し、市民共通の財産である名木を市民とともに守り育てるために、2000年に「保護樹木制度」が施行された。 この制度は、保護樹木として指定された樹木に対して、維持管理費の補助と賠償保険の加入などを行うもので、現在、58本が指定されている。
ブロック塀等の生垣への改修工事補助要綱	1993年より施行された防災対策及び緑化推進を目的として、ブロック塀等を生け垣へ改修する際にかかる工事費用の一部を補助する制度である。
民有緑地保全協定	緑地保全地域指定要綱に基づき、地権者と民有緑地保全協定を締結し、土地所有者の緑地保全に係る経費の一部を市が負担するという制度である。現在26団体、18.47haが締結されている。
緑地協定	都市緑地法に基づく協定で、良好な環境を確保するため、緑地保全または緑化推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により協定を結ぶ制度のことである。現在、つくし野1丁目地区と上小山田杉谷戸地区で締結されている。
建築協定	建築基準法に基づく協定で、建築物の敷地・位置・構造・用途・形態等の基準について定めた制度である。現在13箇所指定され、そのうちの6箇所については、敷地境界に生け垣・フェンス等を義務付け、敷地内の空地等に緑化の努力を課している。
東京都無料配布苗制度	地域緑化を推進するために、東京都による緑化用苗木の無料配布制度が毎年秋に行われている。配布された苗木は公共性の高い場所に植え、緑豊かなまちづくりの推進を図っている。

資料：町田市緑の基本計画(1999)



花壇コンクール 2010 年度入賞作品

出典：町田市HP



花と緑の交換会の様子

出典：町田市HP

#### ④花と緑に親しむ

町田市では、様々なイベントへの参加やガイドマップの活用など、花と緑に親しむ機会が多くあり、このような機会が、緑の普及・啓発につながっています。

主な花と緑に関するイベント等一覧

イベント名	内 容
さくらまつり	1992年より、市民参加、自然保護をキーワードに毎年4月に尾根緑道を会場に開催している。2008年からは、町田市内のサクラの名所である「薬師池公園」、「玉川学園周辺」、「町田駅周辺」、「恩田川」の4エリアを加えて、市全域で開催している。このイベントは桜並木を散策しながら、市民相互の交流を図ることを目的にしている。
大賀ハス 観蓮会	毎年8月、薬師池公園にある「大賀ハス」の、真夏の早朝に咲く優雅な姿を観賞する会である。栽培用のハスの実の配布や、ハスの葉に受けた酒や茶を、茎を通して飲む「荷葉酒」、「荷葉茶」などが行われる。2010年で33回を迎え、毎年800～900人の参加がある。
町田市 農業祭	1973年より、町田市、町田市農業委員会、町田市農業協同組合が主催で、市民への農業のPRおよび市内の緑化推進に寄与することを目的に開催している。
まちだ市民 大学 HATS	1993年より、「あなたを励まし、地域を育てる」を基本理念に、「町田市の生涯学習推進施策の一環として、将来都市像の実現に欠くことのできないマンパワーづくりの中核を担う事業」として位置づけられている。市民が創造的で充実した人生を送り、地域づくりや地域文化の創造に主体的に参加できるよう、各種講座を実施している。 その中の「まちだ学」では、自然、歴史、民俗、文化財、遺跡などの町田という地域の個性や特徴を学ぶことができる。
多摩丘陵の 自然入門	まちだ市民大学 HATS の2009年度通年講座のひとつで、町田市内の各フィールドで自然観察を行うことにより、親しみ楽しみながら、多摩丘陵の自然を知り、自然保護の実情について学ぶことができる。
大地沢青少年 センター	ムササビやイノシシなどの哺乳類や、ホタルやサワガニ、野鳥などの様々な野生動物が生息する境川の源流域で、茶摘みやレタス栽培などの農業体験や林業体験をはじめとした自然体験や自然観察を行うことができる。
町田ぼたん園 町田えびね苑 町田ダリア園	これらの施設は、四季折々の花と緑で、訪れる人々の目を楽しませている。 町田ぼたん園はボタンの開花時期である4月上旬から5月上旬に有料開園しており、それ以外の期間は民権の森公園として無料開園している。 町田えびね苑は、エビネの開花時期である4月下旬から5月上旬まで開園している。園内では、ジエビネ、キエビネなどのエビネが群生するほか、クマガイソウなどの野草も観賞することができる。 町田ダリア園は、関東以西で最大のダリア園で、6月から11月まで開園している。また、年間を通して、障がいのある方たちが草花を栽培し、販売している。
まちだ フットパス ガイドマップ	町田市域には、フットパスにふさわしい昔ながらの里山風景、雑木林、田畠、古街道、歴史の面影などが随所に残されている。NPO団体「みどりのゆび」と市が協働し、これらを繋ぐことにより、魅力あるフットパスコースを12コース設定し、ガイドマップを作成した。
緑と農の 里めぐり ～三輪町周辺 マップ～	町田市、横浜市、川崎市の3市にまたがる三輪町周辺の緑地は、里地里山の景観が残り、谷戸田を中心とした緑豊かな自然環境や神社仏閣、古墳などの歴史資源が一体となって美しい風景を形成している。これらの多摩丘陵の緑地を散策することのできる散策マップである。
町田こども エコクラブ	こどもエコクラブとは、こどもが誰でも参加できる環境活動クラブで、環境省が支援している。現在、町田市には1団体設立されている。

資料：町田市緑の基本計画(1999)

## 資料3 町田市の緑の課題

### 1 旧計画における施策の進捗状況からみた課題

旧計画の「施策の体系」に示されている「緑の拠点・核づくり」、「公有地緑化の推進」、「民有地緑化の推進」、「民有地の保全と活用」、「緑のしきみづくり」ごとに、取組みの進捗状況と改定に向けた主な課題を整理しました。

#### (1) 緑の拠点・核づくり

##### ①都市公園等の整備

進捗状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・緑の拠点を中心に公園緑地等を順次整備し、約 133ha の緑地を確保しました。</li><li>・もっとも身近な公園である街区公園は、整備は進んだものの、市街化区域の約 3 割が、いまだ不足地域となっています。</li></ul>
主な課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・公園整備に関しては、北部丘陵地域における広域拠点となる広域公園、金森西田地区への拠点的公園整備の方針決定が必要です。</li><li>・防災面、あるいは歩いていける身近な憩いの創出という面からも不足地域における街区公園の整備が引き続き課題です。</li><li>・今後は、整備だけでなく、整備後の管理のあり方が課題となっています。</li></ul>

##### ②地域制緑地(制度上安定した緑地)の配置

進捗状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・法律や条例などにより一定の土地の区域を指定し、その土地利用を規制することで良好な自然的環境の保全を図ることを目的とした地域制緑地である市民の森や特別緑地保全地区等の指定を進め、緑地を確保しました。</li><li>・一方で、生産緑地地区が減少しており、地域制緑地全体の面積は減少しています。</li></ul>
主な課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・生産緑地地区の減少を抑制することが最も大きな課題です。</li><li>・公有地化などによる安定的な緑地保全のためには、用地取得の財源確保とともに、保全や整備に向けた緑地の優先化・重点化を行う必要があります。</li></ul>

##### ③社会通念上安定した緑地

進捗状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・調整池の多自然化、史跡や文化財周辺の整備など、公共公益的な緑地の確保を順次進めてきました。</li><li>・企業グラウンドの用地を取得した公園緑地の確保などにも取り組んできました。</li></ul>
主な課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・公共公益的な施設において確保した公園緑地の保全管理のあり方が課題になっています。</li><li>・厳しい経済情勢などを背景に、企業グラウンドの減少が進むなど、民有地の緑地保全のためのインセンティブ付与が課題であるほか、利活用などの方策の検討が望まれます。</li></ul>

## (2) 公有地緑化の推進

進捗状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・道路、河川、学校など様々な公共施設において緑化が進められています。</li><li>・市役所の新庁舎においても、屋上・壁面緑化など、緑の充実が図られています。</li><li>・但し、散歩道の整備については未実施となっています。</li></ul>
主な課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・今後は、東京都の「緑確保の総合の方針」とも連携しながら、散歩道の整備や大規模団地の緑の再生についての方向性の検討と、創出された緑の維持管理が課題となっています。</li><li>・着実な緑化の推進のためにも、公共施設の緑化基準等を定めることも必要になっています。</li></ul>

## (3) 民有地緑化の推進

進捗状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民の花壇コンクールへの参加が拡大し、民有地でも緑化(花)が進んでいます。</li><li>・市民の緑化を支える制度が、不足あるいは周知されていない状況がみられます。</li></ul>
主な課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民の緑化を支援する制度の充実と、制度の周知徹底が必要です。</li><li>・着実な緑化推進のためにも緑化重点地区の指定などによる、重点的な取組み支援策の導入などが望まれます。</li></ul>

## (4) 民有地の保全と活用

進捗状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・民有地の緑を守るための制度である民有緑地保全協定、保護樹木等の指定を行っていますが、拡大は進んでいない状況にあり、その維持も難しい状況です。</li><li>・市民農園の設置や農業体験農園の設立支援なども進めています。</li></ul>
主な課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・民有地の緑地については、維持管理のための人手や費用に課題があり、何らかの支援策が必要となっています。</li><li>・樹林地や農地の管理放棄については、今後対策が必要不可欠と考えられます。</li></ul>

## (5) 緑のしくみづくり

進捗状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・緑のリサイクル、市民・市民団体等との連携の仕組みづくり、連携による取組みを進めてきており、一定の成果を収めています。</li><li>・緑に関する講習会や観察・講演会、各種イベントを実施するなど普及・啓発にも努めてきました。</li><li>・新たな条例制定や要綱の強化など、緑地の保全創出に向けた取組みも実施してきています。</li></ul>
主な課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・これまで進んでいない緑の基礎調査の実施、人づくり組織づくりが望されます。</li><li>・市の緑に関する取組みや、協働による活動のための情報発信が充分に行われていないなど、普及・啓発・情報発信の充実を図る必要があります。</li></ul>

## 2 町田市のまちづくりにおける緑の役割からみた課題

### (1) 生態系と緑

主な課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・多様な生き物の生息・生育・繁殖空間である多摩丘陵の樹林地、谷戸の農地や雑木林が、開発などによって減少しているほか、管理不足などによる生物多様性の質の低下が進んでいます。今後は保全方針の策定のあり方などの検討が望まれています。</li><li>・水辺は、生き物の貴重な生息・生育・繁殖空間です。町田市においても河川や調整池の多自然化が進められていますが、地域によっては自然性が乏しくなっています。</li><li>・町田市の緑は、関東山地から多摩・三浦丘陵への連なり、鶴見川や境川の源流域の形成など、広域的な生態系のネットワークを形成していますが、一部開発などによって連続性が低下しています。</li><li>・その一方で、関係自治体の連携による丘陵の保全・再生・創出・活用の取組みも進められています。</li></ul>
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### ①生き物の生息・生育・繁殖の場の形成

町田市は、北部に向かって、谷戸が入り込み、田畠や土手があり、谷戸を囲い込む雑木林があるなど、多様な自然環境の中に生き物が生息する里山のネットワークを形成しています。

里山は、都市地域と奥山の自然地域の間の緩衝地帯として、また都市地域への生物の供給源としての機能を持ち、奥山自然地域から都市地域をつなぐ、生物多様性のネットワーク形成の役割が期待されています。

しかし、宅地開発等に伴う緑地の減少による生息・生育・繁殖空間の喪失や、維持管理不足に伴う樹林の密生化等による生息・生育空間としての質の低下が進んでいます。

そのため、植物、動物を問わず、絶滅の恐れのある生物種も多くなっています。

但し、緑地の望ましい保全状態(質)は、一律に定められるものではなく、今後、緑地の保全方針を示していくことも必要となってきます。

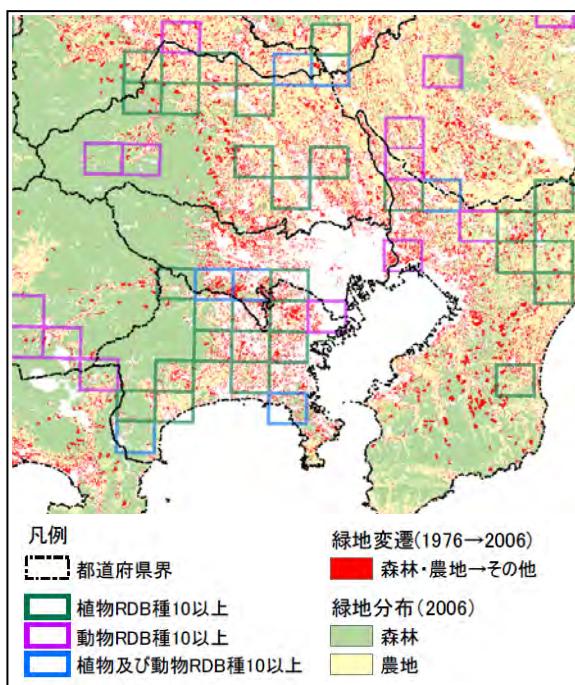
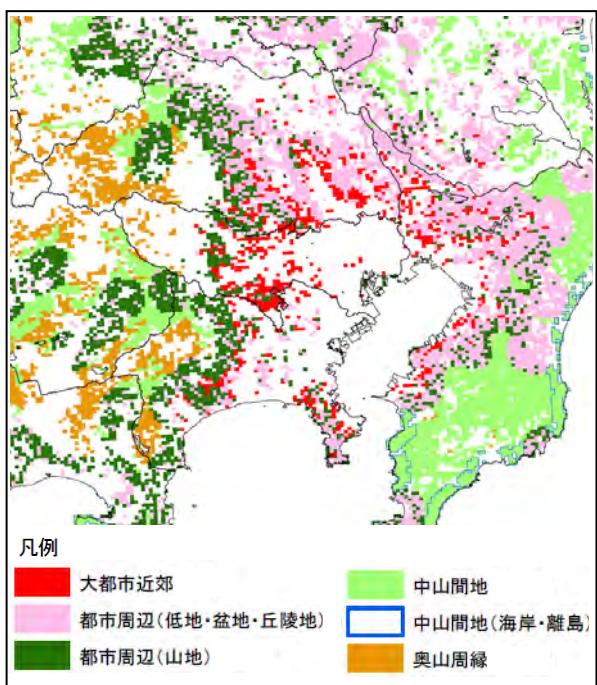
既存資料による野生生物確認数一覧

生物分類	科数	種数
植物	166	1412
哺乳類	9	21
鳥類	41	149
両生類	5	11
爬虫類	6	13
昆虫類	291	2493
魚類	9	20

自然保護団体へのアンケート調査による生物生息状況一覧

環境		種名
森林	大木	ムササビ、フクロウ類
	広域な森林	キツネ、タカ類
	管理された二次林	オオムラサキ、カタクリ、ニリンソウ
	二次林	ノコギリクワガタ、エノキ、クヌギ、コナラ
	その他	タヌキ、キツツキ類、ヘビ類、ヒグラシ、モミ
草地	林縁・草地	キリギリス、クツワムシ、ヤマユリ、リンドウ
	農地・河原等	ヒバリ、ヒガンバナ
水域	清流	アブラハヤ、ヤツメウナギ、サワガニ、ゲンジボタル、カワニナ、ツリフネソウ
	川・水田	カワセミ、トウキョウダルマガエル、タイコウチ

出典：まちだ エコプラン



※RDB(アールディービー)  
「Red Data Book」の略で、絶滅のおそれのある野生生物について記載したデータブックのことである。1966年にIUCN(国際自然保護連合)が中心となって作成されたものに始まり、現在は各国や団体等によってこれに準じるもののが多数作成されている。

また、市内の河川は市の南部になるにしたがい、自然性が乏しくなってきています。  
町田市の河川においては、源流域の保全や多自然川づくり、調整池の多自然化など生態系を回復するための様々な取組みが、市民や管理者によって行われています。



鶴見川の水辺環境（市北部）



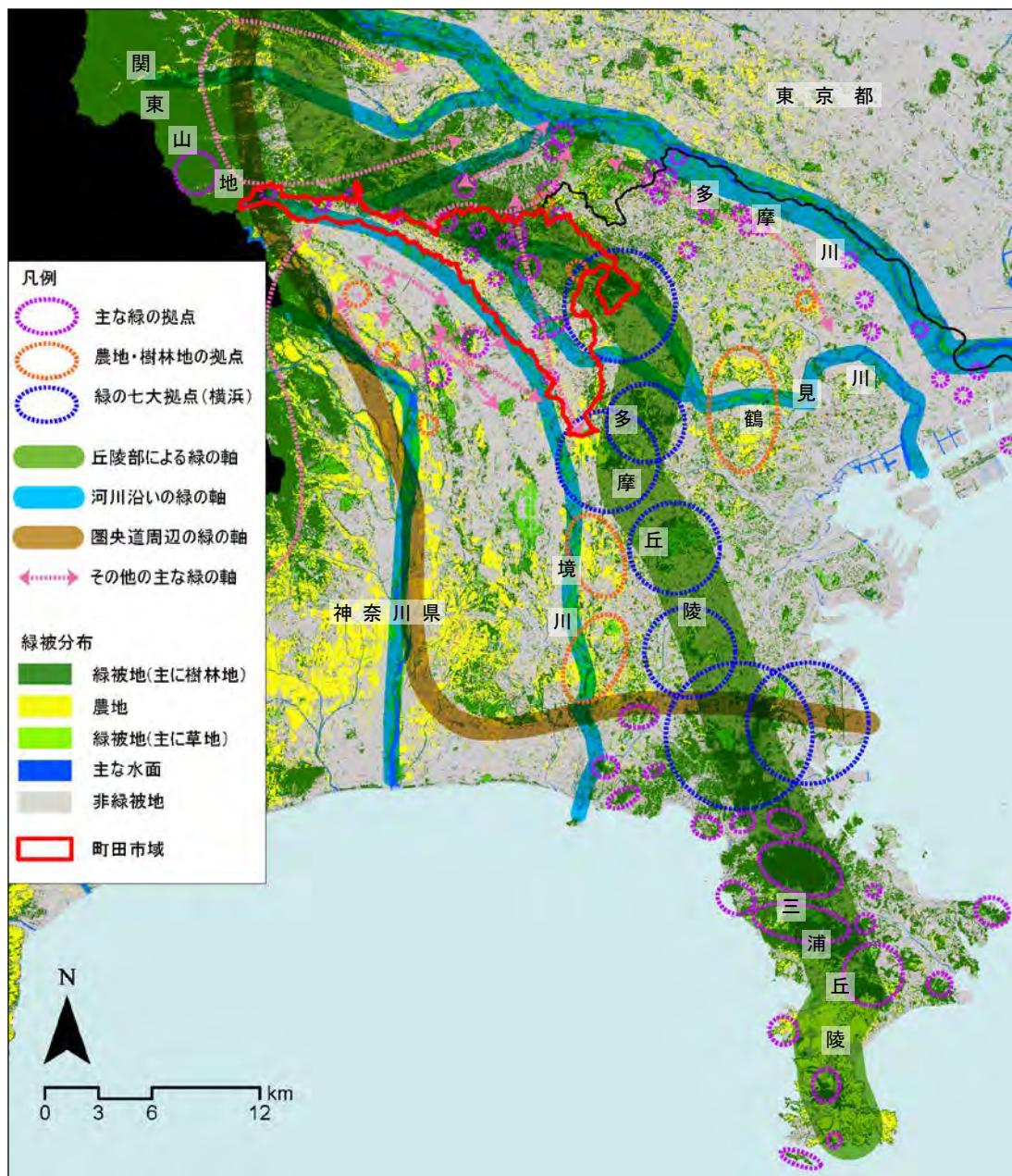
恩田川の水辺環境（市南部）

## ②生態系のネットワークの形成

多摩丘陵は、東京都西部の関東山地から神奈川県南部の三浦丘陵をつなぐ、首都圏の広域的な緑の拠点とネットワークを形成しています。

また、鶴見川水系と境川水系、一部の多摩川水系の源流域があり、豊かな生態系が形成されています。

市街地における生態系ネットワークの形成においては、市民生活にも充分に配慮し、生物種等にも充分に配慮した緑化が望まれます。



関東山地から三浦丘陵にかけての緑の拠点と軸のネットワーク図

出典：緑被分布図※（国土交通省都市・地域整備局, 2007）

※緑被分布図は、国土地理院長の承認を得て、同院の技術資料 D・1-No. 393「細密数値情報(10m メッシュ土地利用)首都圏」を利用し作成したものである。（承認番号 国地企調第376号 平成20年1月4日）

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図5000(土地利用)及び数値地図2500(空間データ基盤)を使用したものである。（承認番号平19総使、第450号）

元データ ©CNES2005/Tokyo Spot Image Distribution

資料：八都県市 広域的な緑のネットワーク将来像、神奈川みどり計画、八王子市みどりの基本計画、  
多摩市みどりの基本計画、横浜市水と緑の基本計画、川崎市緑の基本計画、さがみはらみどりの基本計画

町田市を含む関連 13 自治体が連携した「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」では、多摩・三浦丘陵の緑と水景等の基礎的情報を元にした、「緑と水景の広域連携軸」を設定しています。

この軸は、多摩丘陵の保全・再生・創出を目指す緑と水景のネットワークの骨格としてだけでなく、緑と水景を活用し、楽しむことができる「トレイル」としても設定されています。

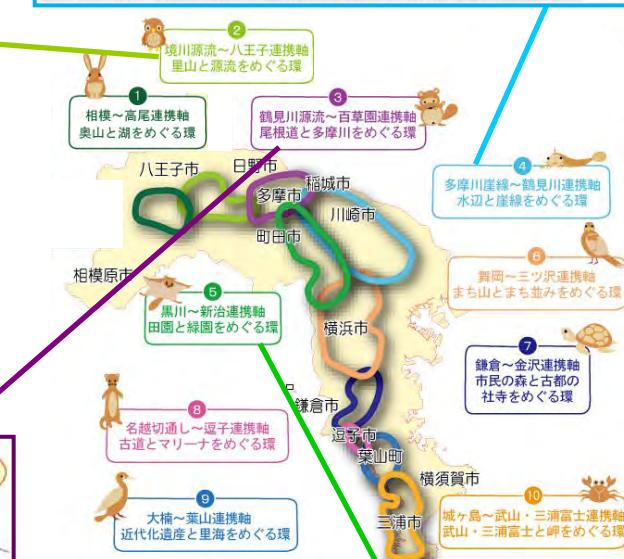
### 緑と水景を守る制度など



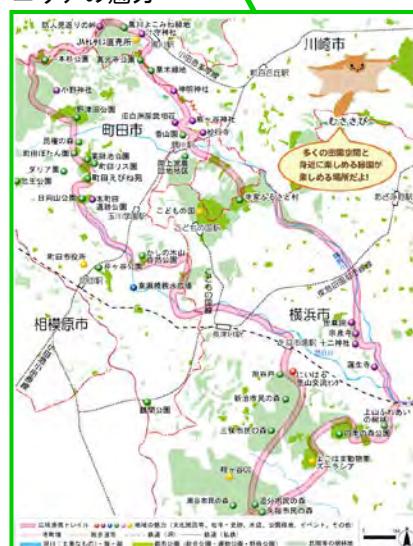
#### エリアの魅力



#### 緑と水景を守る制度など



#### エリアの魅力



### 多摩・三浦丘陵トレイル

出典：多摩・三浦丘陵トレイルHP

## (2) 都市環境と緑

### 主な課題

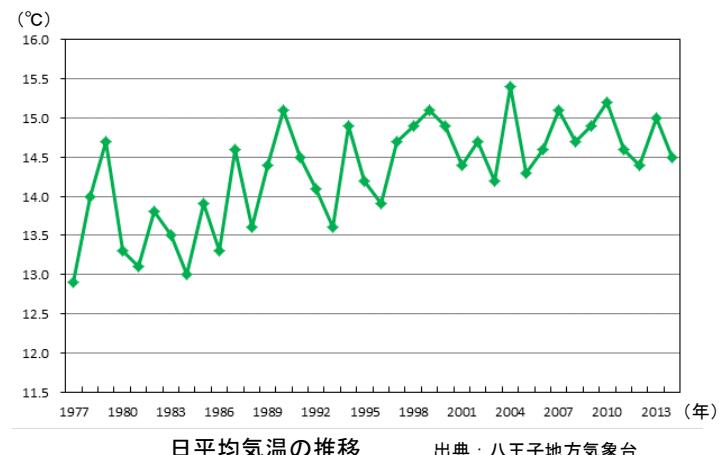
- 町田市の緑は、地球温暖化の抑制に寄与しており、国や都の二酸化炭素の削減目標を達成するには、適切な森林施業（植栽、下刈、除伐・間伐等の行為）や、法令等に基づく伐採・転用規制等の保護・保全措置、さらには公共施設緑化などの推進が必要となっています。
- 市街化区域は、人工被覆面が広がり、緑地の割合が低くなっています。そのため郊外部に比べて地表面の温度が高くなり、ヒートアイランド現象が発生しています。
- 丘陵部の樹林地などは、保水機能を有しており、良好な水辺環境を創出するために必要不可欠な存在です。町田市では、こうした樹林地の減少とともに湧水も減少してきています。

### ① 地球環境保全と身近な地域の環境改善

樹木などは生長に伴い、二酸化炭素を吸收・固定する働きを持っています。

都内の気温は年々上昇を続けており、町田市においても例外ではありません。その原因の一つに二酸化炭素等による地球温暖化が上げられています。

わが国では、京都議定書の定めによる温室効果ガスの吸収源として新規植林と再植林に加え、森林経営と植生回復を選択しており、町田市の緑も地球温暖化の抑制に寄与しています。



### <参考：都市緑化樹木のCO₂固定量>

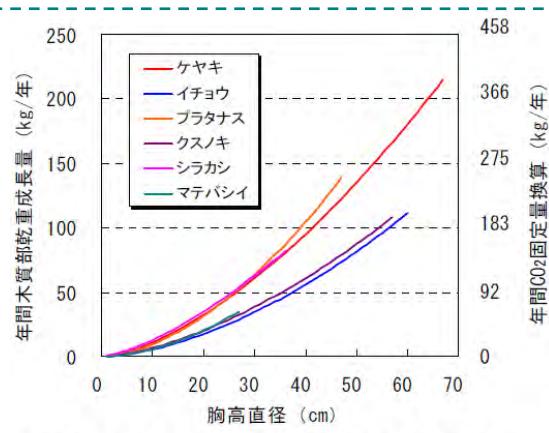
国は、京都議定書目標達成計画（2008年）において、都市緑化等は国民にとって最も日常生活に身近な吸収源対策と位置づけています。

年間CO₂固定量予測式

	年間CO ₂ 固定量予測式
ケヤキ	$Y=0.127 [(X+1.4)^{2.5998} - X^{2.5998}]$
イチョウ	$Y=0.0667 [(X+1.0)^{2.7122} - X^{2.7122}]$
プラタナス	$Y=0.0796 [(X+1.2)^{2.7773} - X^{2.7773}]$
クスノキ	$Y=0.0691 [(X+1.4)^{2.64} - X^{2.64}]$
シラカシ	$Y=0.218 [(X+1.3)^{2.4875} - X^{2.4875}]$
マテバシイ	$Y=0.0665 [(X+0.7)^{2.8665} - X^{2.8665}]$

Y : 年間CO₂固定量 (kg/年) X : 胸高直径 (cm)

X : 胸高直径 (cm)



調査対象木

樹種	ケヤキ		イチョウ		プラタナス		サクラ類		クスノキ		シラカシ	
	東京都	千葉県	千葉県	千葉県	茨城県	千葉県	千葉県	千葉県	千葉県	千葉県	千葉県	栃木県
植栽地	東京都	千葉県										
樹木No	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10	No. 11	No. 12
樹高m	17.6	18.6	19.0	16.5	15.1	16.5	20.0	20.0	23.0	14.0	10.6	11.9
胸高直径cm	58.3	52.9	66.9	59.9	43.6	52.5	44.6	40.1	46.5	36.9	43.0	47.8

※平成20年度に調査した樹木は、No. 3、No. 6、No. 9、No. 10、No. 11、No. 12、No. 13、No. 14となる（残りの樹木は前年度に調査済）

※サクラ類のうち、No. 10とNo. 11はソメイヨシノ、No. 12はヤマザクラである（なお、サクラ類は本研究で新しく追加した樹種である）

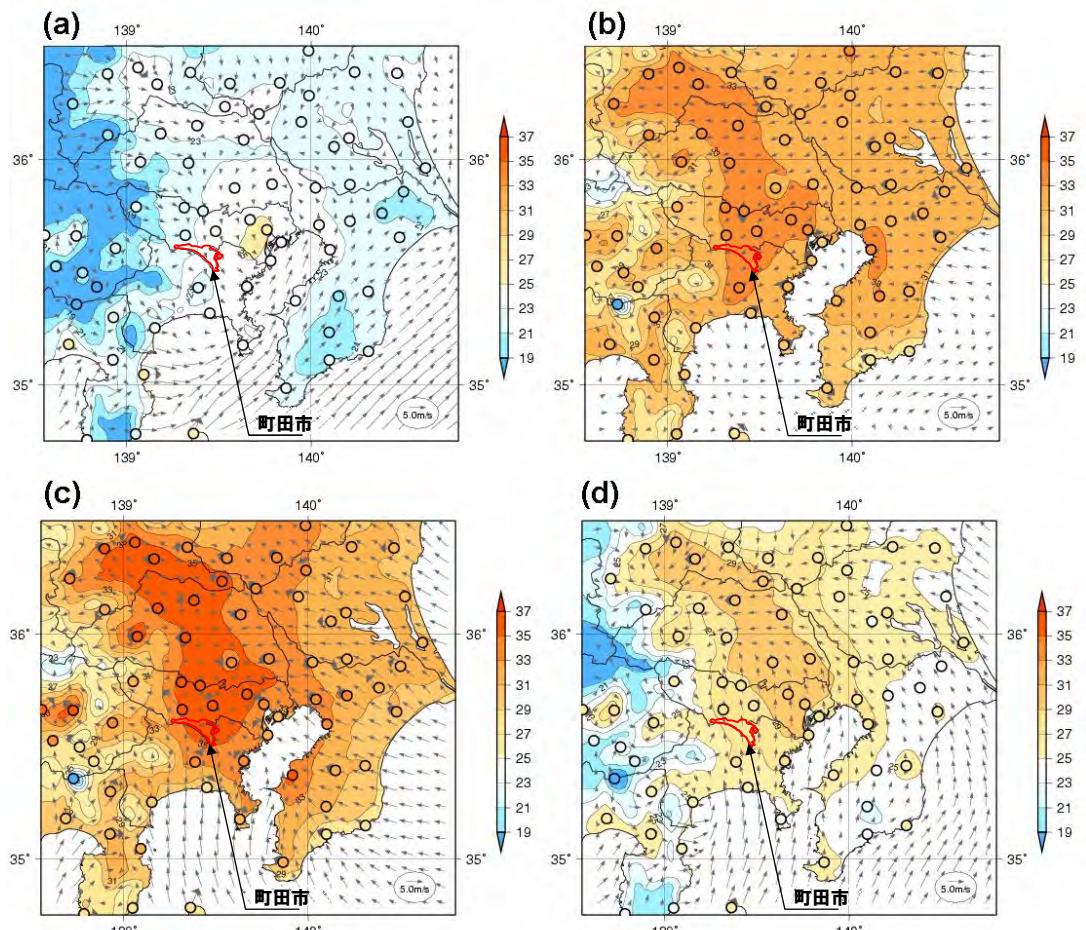
出典：「都市緑化樹木のCO₂ストック変化量把握に関する研究（2006～2009年）」  
／国土交通省 国土技術政策総合研究所 環境研究部 緑化生態研究室

## ②市街地のヒートアイランド現象の緩和

2006(平成18)年8月5日のアメダスデータによる首都圏の温度分布をみると、昼夜問わず都心部の23区と変わらない高温の気温分布域に位置していることがわかります。

また、都市部の暑熱環境を十分に緩和するには、蒸発散面(水面・緑地・畠地・裸地)の占める割合を30%以上にする必要があると言われていますが、町田市の市街化区域の多くが30%未満となっています。

さらに、町田市の中心市街地に位置し、町丁目の緑地率10%未満の市役所では、町丁目の緑地率10~30%の鶴川第二小学校よりも夜間の気温低下が鈍く、昼夜の温度差も1.6°程少なく、僅かではあるが、実際の気象観測結果からもヒートアイランド現象の発生が認められています。

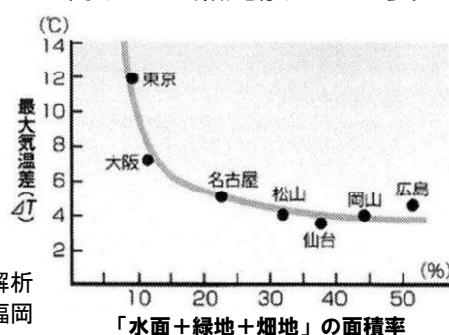


2006年8月5日の関東地方の気温(°C, 等温線)と風の分布(矢印)図  
※(a)午前5時、(b)午前11時、(c)午後3時、(d)午後8時／気象庁

### ＜参考：ヒートアイランド現象の緩和には最低30%以上の蒸発散面が必要＞

蒸発散面の占有率が増大するにつれて、ヒートアイランド強度が急激に低下し、大体30%以上になると都市内外の気温差は4°C前後で安定するようです。

すなわち、我が国の主要都市の都市部では、潜熱交換で暑熱を十分緩和するには、最低30%以上の蒸発散面が必要といえます。



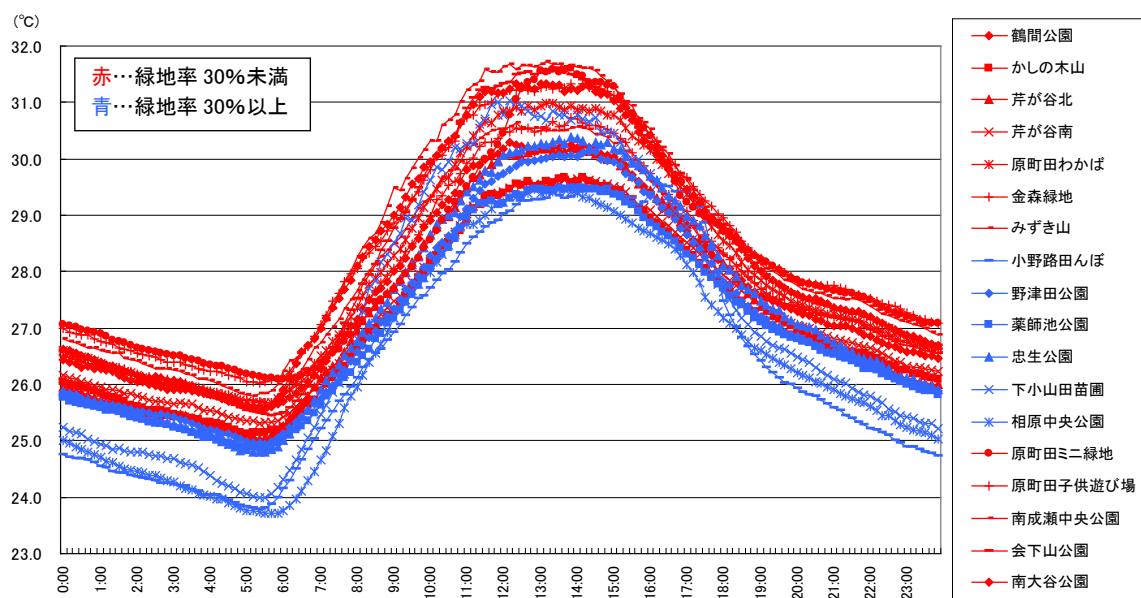
都市内外の最大気温差とLANDSAT画像解析による土地利用面積との関係(1983)／福岡

## <参考：町田市中心市街地のヒートアイランド現象の発生状況の検証>

ヒートアイランド現象の特徴は、冬場や夜間の気温上昇です。特に都市部においては、夏場の夜間気温が下がりにくくなり、熱帯夜日数が増加する問題が発生しています。

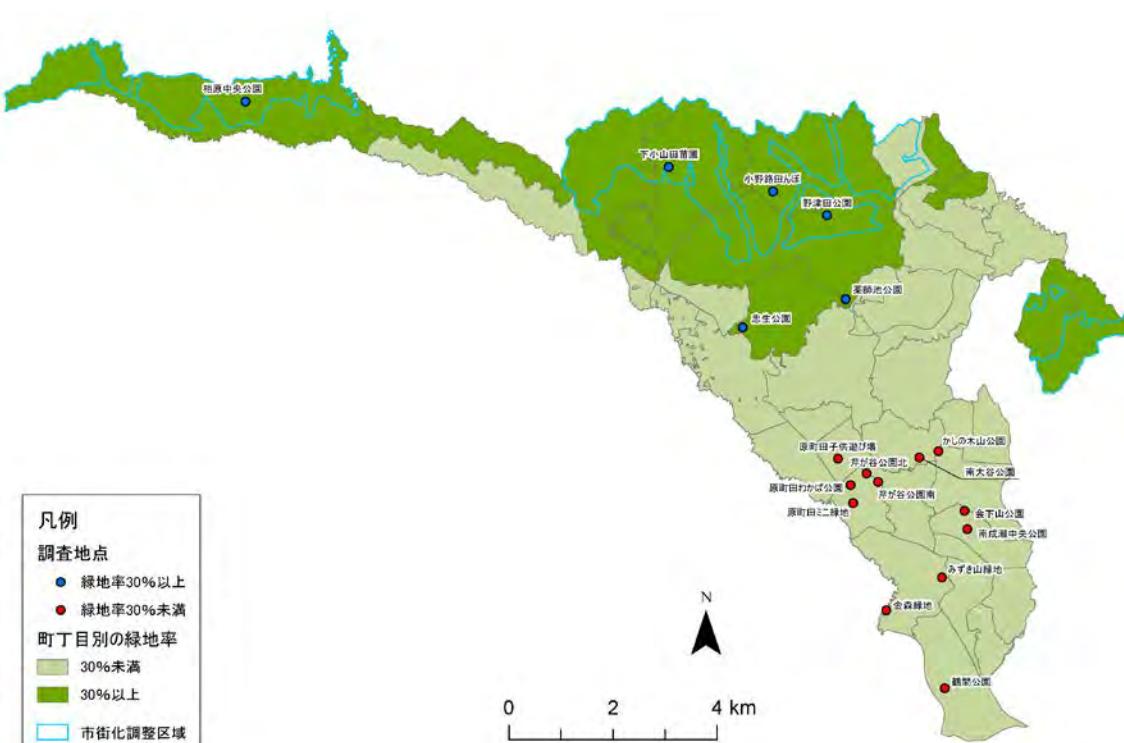
町田市内の18箇所の調査地点において、8月5日から24日までの期間で、時間別に平均値をとって気温変化を把握し、ヒートアイランド現象の発生状況を検証しました。

その結果、市街地を中心とした町丁目の緑地率30%未満の調査地点では、丘陵地周辺などの町丁目の緑地率30%以上の調査地点よりも、夜間に気温が低下しにくい状況がみられ、ヒートアイランド現象が発生していることが認められました。



町田市の公園緑地 8/5-24 の平均の 24 時間の気温変化

資料：東京農業大学 入江調査データ（2010）を元に作成



調査地点位置図

資料：東京農業大学 入江調査データ（2010）を元に作成

※ベースとした町丁目別緑地率分布図は緑の現況図を元に作成

### ③自然豊かな水辺環境の保全・形成

市民にうるおいとやすらぎを与える、人々の賑わいや交流の場となっている豊かな自然を育む水路や池、河川などの水源である貴重な湧水が開発などによって減少しています。

町田市の湧水は、丘陵部の谷戸地形に多数存在しており、その保全には谷戸の樹林地の保全や植生などの適正な管理による自然水量の確保が重要になります。



源流保水の森 出典：町田市HP

河川を生き物とふれあえる良好な水質にするためには、生活排水に起因する汚濁負荷を低減するとともに適切な水量を確保する必要があります。

町田市では様々な水質改善策が行われ、これまで環境基準値を超過していた境川水系のBOD、恩田川流域のpHとともに基準値に適合しています。

河川の環境基準適合率

環境基準	Ph ^{※1}	BOD ^{※2}
	6.0～8.5	≤8mg/l
境川水系（10地点）	100%	100%
恩田川水系（3地点）	100%	100%
鶴見川水系（7地点）	100%	100%

※各地点において年4回実施

(2008年4月、7月、10月、2009年1月)

※1 pH：水素イオンの濃度を示す指標。中性の水が7で小さいほど酸性が、大きいほどアルカリ性が強い。

※2 BOD：水中の有機物が微生物によって酸化分解されるのに必要な酸素量のこと

資料：2008年度 河川水質調査結果(町田市)

### (3) レクリエーション・文化と緑

主な課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・生活に密着した身近な公園である街区公園の配置には偏りがあり、不足する地域も見られます。一方で、身近に大きな公園がほしいというニーズも高く、市民のレクリエーションニーズを踏まえた公園緑地の整備・配置が必要となります。</li><li>・スポーツ、散策、鑑賞、ふれあいなど様々な目的に合わせたレクリエーション拠点が整備されてきました。今後は、レクリエーションニーズの多様化や老朽化する施設の維持管理等への対応を指定管理者や関係団体との連携により進める必要があります。</li><li>・町田市は、自然や歴史を身近に感じることが出来る資源を豊富に有しており、保全活動を通した環境学習なども進められています。また、歴史的資源と一体となった自然環境や公園緑地も保全・整備されています。</li><li>・町田市の多様な緑地資源を結ぶフットパスなどの歩行者ネットワークが形成されてきていますが、今後は市全域の緑地資源のネットワーク化が望まれます。</li><li>・里山風景、雑木林、田畠、古街道、歴史の面影など町田市の緑資源は、近年の観光やツーリズムに対するニーズを充分に満たすポテンシャルを有しています。既に上記のフットパスのように、こうした資源を活用したツーリズムが進められていますが、資源の多くが民有地であり、保全・利活用に関する仕組みやルールの整備などが求められています。</li></ul>
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

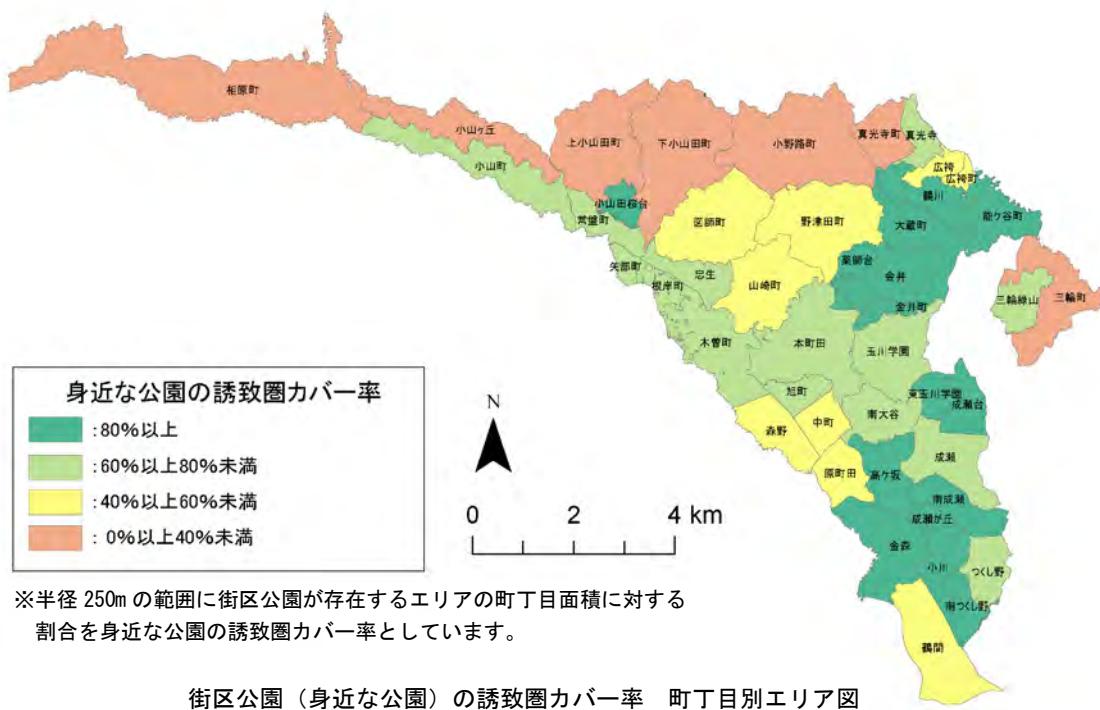
#### ① 身近なレクリエーション活動の場の提供

毎日の暮らしの中で一番大切な緑は、身近に体験できる生活と密着した公園であるといえます。特に、行動範囲の限定される高齢者や子育て世代の方々にとって、休息や健康づくり、子育てや学習環境などにおける重要な空間になります。

町田市では街区公園の整備を進めており、市街化区域における公園誘致圏カバー率は約70%まで向上しています。

しかし、町丁目別でみると、市街化区域においても、カバー率が60%に満たない丁目もあるなど配置には偏りがあり、いまだ公園が不足している地域がみられます。

一方で、市民アンケートでは、「地域ごとに大きな公園がほしい」といった意見が多く寄せられており、今後は、街区公園だけでなく規模の大きな公園、さらには緑地も含めてレクリエーション空間の配置を考えていく必要があります。



## ②広域的なレクリエーション拠点の提供

町田市において市民にレクリエーションの場を提供している核的な緑としては、総合公園や運動公園などがあげられます。近年、野津田公園 スポーツの森や相原中央公園などの大規模公園が開設され、その誘致圏では、市域のほぼ全域をカバーし、市民のレクリエーション需要に対応しています。

また、町田薬師池公園 四季彩の杜（薬師池、えびね苑、リス園、ぼたん園、ダリア園等）など、市外から多くの利用者を集めるレクリエーション施設も多数あります。

しかし、レクリエーションニーズが多様化しているほか、整備後 20 年以上を経過する施設も出てきています。そのように多様化するニーズに対応するため、大規模公園では、指定管理者制度の導入も進められています。

今後は、観光拠点などにおいて、観光コンベンション協会などと連携した利活用の促進が望まれます。



野津田公園 スポーツの森 陸上競技場



町田薬師池公園 四季彩の杜 リス園



相原中央公園林内散策路

出典：町田市HP

### ③自然資源・歴史的資源の活用

身近な場所で、市民が野外活動や保養などの自然とのふれあい、農作業などに親しむことは、豊かな人間性を培う上でも重要なものになってきています。

更に、環境への关心の高まりとともに、自然観察や農業体験、雑木林の管理（森の手入れ、森の遊び）、環境学習などへの市民ニーズが急増しており、市内の自然公園などが環境教育の場として活用されています。

また、鶴見川の源流域では「源流保水の森」として、2005年度よりNPOを主体に自然資源を保全する活動も行われています。

しかし、こうした里山や源流の森の保全活動について、市民の認知度が低い状況にあることがアンケート結果からもわかつています。

#### ①忠生がにやら自然公園

多摩丘陵の典型的な谷戸の地形を生かした公園において、公募による市民ボランティアが自然資源を守る保全活動を1年を通じて行い、また子供や市民に向けた自然観察会や体験学習として、夏はホタルの観察会、秋には竹・わら細工教室等を行っています。



図：冬鳥のショウビタキ

#### ②かしの木山自然公園

かしの木山自然公園においても、愛護会によって、1年を通じて、野鳥、植物、昆虫等の観察会や自然講座、年末には正月飾りや正月用竹細工の工作教室等、季節に合わせた行事等が開催されています。町田市の自然や文化など、体験を通して学ぶことができます



図：かしの木山自然公園

市内の自然公園で行われる環境教育

出典：町田市環境白書 2008

#### ■鶴見川源流保水の森での主な保全活動

- ・整備作業：竹の伐採、下草刈り、水路整備、棚田構造の回復等の作業などによる機能の回復
- ・自然環境学習会：子どもを対象に「どんぐり」をつかった体験学習を実施
- ・ボランティア体験セミナー：保全活動の普及と、里山の景観や多自然型の環境の保全に必要な人為的関わりについての理解を深めるセミナーを実施



自然環境学習会（どんぐり植え）



竹の伐採作業

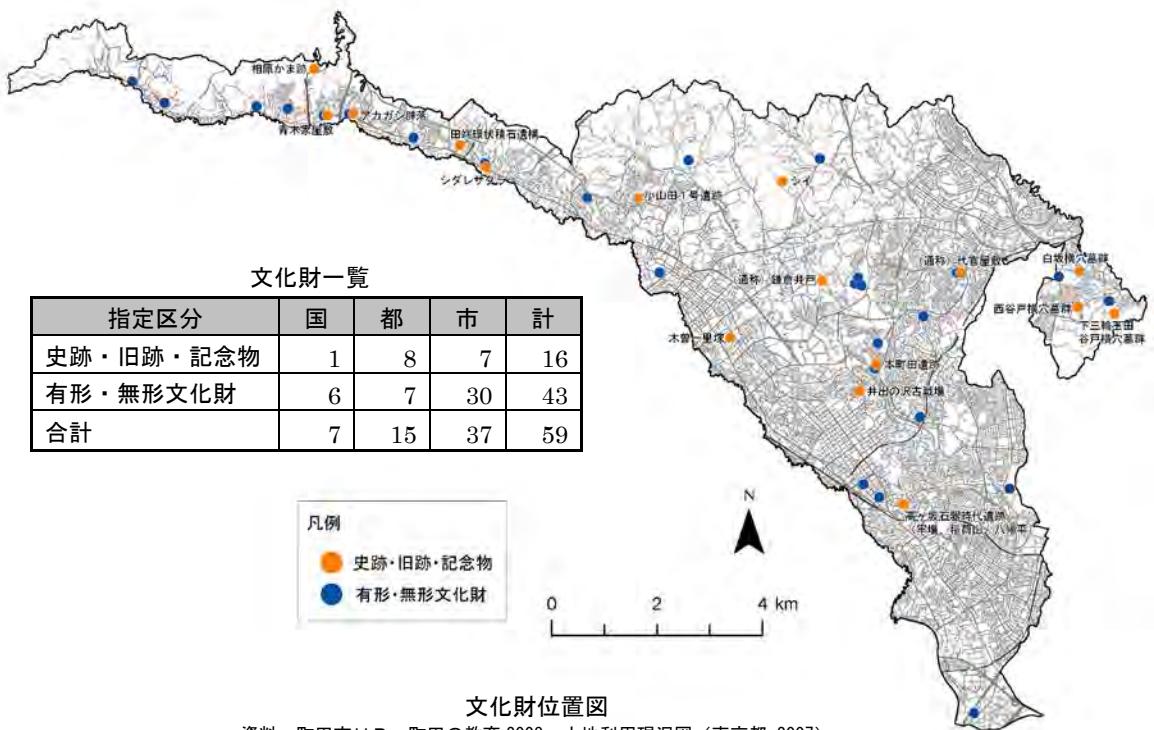
鶴見川 源流保水の森で行われている保全活動

資料：町田市HP

町田市には、多くの埋蔵文化財や歴史文化財があり、町田市の魅力ともなっています。

町田市域は、古代から中世、そして近世、近代にわたる歴史街道の集中残存地帯であり、豊かな自然環境の中に多くの歴史街道が残されています。また、小野路町から図師町にまたがる、鎌倉時代に小山田地域で栄えた小山田氏の支城として築かれた小野路城址周辺は、歴史的遺産と自然環境を今に残しており、東京都の図師小野路歴史環境保全地域に指定されています。

さらに、田端環状積石遺構などのように、歴史的資源と一体となった都市公園も整備されています。



文化財位置図  
資料：町田市HP、町田の教育2008、土地利用現況図（東京都、2007）

### 《図師小野路歴史環境保全地域》

小野路町から図師町にかけての小野路城址周辺は、歴史的遺産と自然環境を今に残しており、「図師小野路歴史環境保全地域」に指定されています。

歴史的遺産は現状のまま保全するとともに、樹林地はクヌギ、コナラなどを主体とした明るい雑木林として保全していく保全方針が定められ、地元市民の協力を得て保全管理活動が進められています。



資料：東京都HP

### 《都市公園内に保存展示された遺跡・文化財》

#### ■田端環状積石遺構

東京都指定史跡に指定された遺構で、現在は遺構の劣化を防止するため実物を埋め戻し、地上部を都市公園とし、外部材により復元されたレプリカが展示されている。

相原エリアの文化財散歩コースにも組み込まれています。



資料：町田市HP

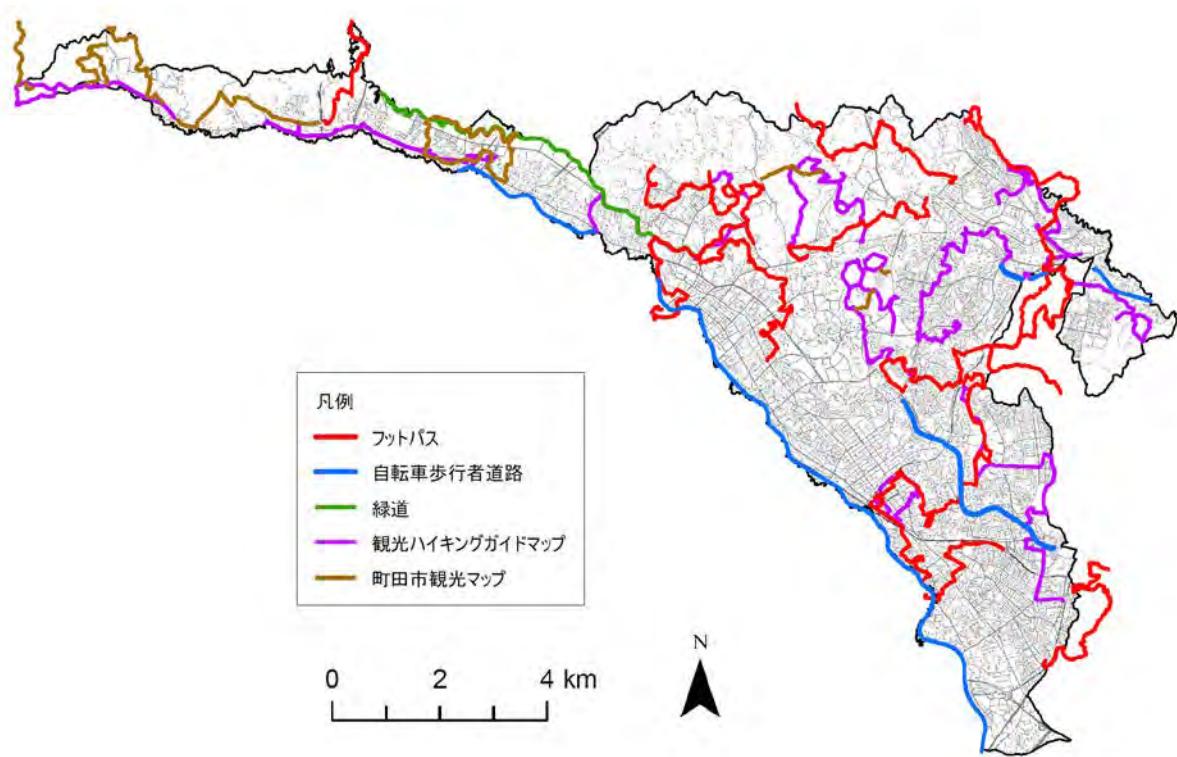
#### ④歩行系レクリエーションネットワークの形成

多摩丘陵に広がる樹林地や大規模な公園緑地、公共施設、あるいは鎮守の森や寺院、史跡、眺望ポイントまたは身近な公園や自然の遊び場や農地など、市内には緑豊かな緑地資源がたくさんあります。

町田市にはこれら資源を結ぶ、緑道やフットパス、ハイキングコースなどが多数あり、散策やウォーキングなどに活用されていますが、今後は、市全域の緑地資源を結ぶネットワークの形成が必要になります。

また、ネットワークによって結ばれた緑地資源の魅力や情報を発信することも重要であり、市民の理解を得ながら、案内板や道標などの設置を進めるほか、市民ガイドによる地域発見ツーリズム等とも連携していくことが重要となります。

一方で、フットパスなどにおいては、ルート周辺の田畠・樹林・屋敷などへの立ち入りや、ゴミの放置、動植物・山菜・農作物の採取など利用マナーの徹底も課題となっており、利用のマナー向上を図ることが必要になっています。



ハイキングルート図

資料：町田市観光マップ、町田市観光ハイキングガイドマップ、町田市提供資料、土地利用現況図(東京都, 2007)

## ⑤観光・ツーリズムを通じた緑の保全・活用

身近な場所で、市民が野外活動や保養などの自然とのふれあい、農作業などに親しむことは、豊かな人間性を培う上でも重要なものになってきています。更に、環境への関心の高まりとともに、自然観察や農業体験、雑木林の管理(森の手入れ、森の遊び)、環境学習などへの市民ニーズが急増しています。

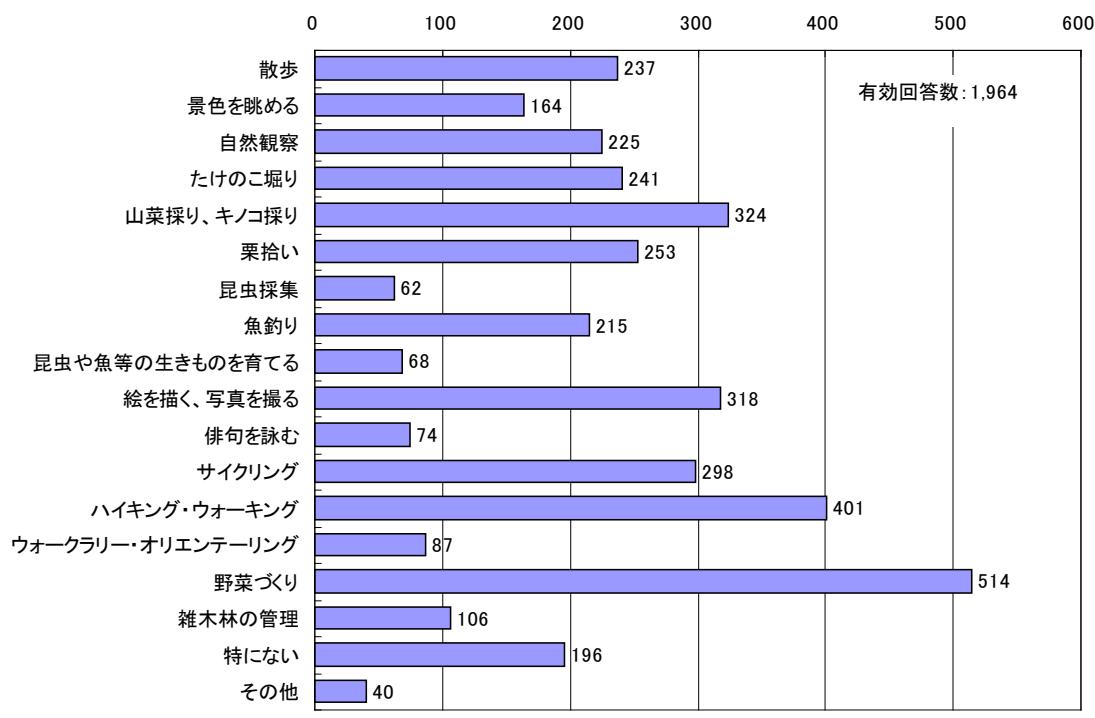
町田市には、多摩丘陵の貴重な自然がおりなす里山、農業の営みなど、これまで観光の視点からは余り注目されなかった地域資源があります。

町田市として、個性づくり、魅力づくり、賑わいづくりのために、これらの緑資源を観光という視点から有機的に連携させ、町田市固有のブランドとして発信していくことで、集客の拡大を図ることが重要です。

町田市では、里山風景、雑木林、田畠、古街道、歴史の面影などの資源の魅力を広く伝え、その大切な財産を守り後世に引き継いでいくため、NPO団体と協働し、フットパス活動を開催しています。

しかし、こうした資源の多くが、個人が所有する土地にあり、その保全や利活用に関する考え方や仕組みが整備されていない状況にあります。

【問 自然の中でやってみたいことは何ですか。】



自然とのふれあい

出典：町田市の緑に関するアンケート調査（2009年度）

## (4) 安全・安心と緑

### 主な課題

- 町田市は、地形的な特徴から浸水被害が発生しやすい河川が多いほか、丘陵部を中心に土砂災害の発生危険箇所も多数存在します。その一方で、これら災害の発生を抑制する源流域や丘陵部の樹林地や農地が開発により減少しているほか、手入れのされない山林や耕作放棄地なども見られます。
- 地震や火災発生時に、建物倒壊による避難路の遮断や延焼を防ぐ効果を持つ街路樹や公園緑地が、災害危険度の高い地域において不足している状況にあり、こうした地域でのオープンスペースの確保や防災機能の強化が急務となっています。
- 町田市では、高齢化に対応した施設のバリアフリー化や、犯罪のない安全な公園づくりなどに取り組んできました。しかし、今後の高齢化の高まりや、公園の治安に対する利用者意識などを踏まえると、引き続き、安全・安心な公園・緑地等の形成が必要不可欠といえます。

### ①水害・土砂災害抑制に役立つ緑の形成

市内における都市化の進行によって、保水・湧水機能をもつ樹林地や農地は著しく減少しており、河川や下水道への負担が増しています。

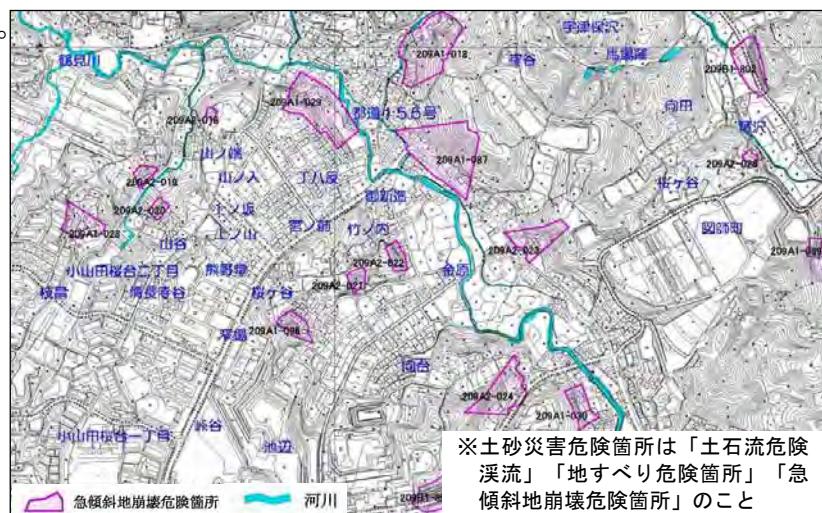
市内の河川や水路の多くは、延長が短く、流域の面積が小さいため、短時間の集中的な降雨により浸水被害が発生しやすいという特徴をもっています。特に境川の浸水予想区域は広範囲に及んでいます。

町田市に多くみられる谷戸は、丘陵地が浸食されて形成された地形であり、近年燃料として、薪や炭が使われなくなり、里山の適正な管理がされなくなりました。災害を防止し、安全性を高めるためにも植生などの適正な管理が求められています。

そのため町田市内には、土砂災害に関する危険箇所として、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰが121箇所(自然斜面101、人工斜面20)、土石流危険渓流Ⅰが2箇所、山地災害危険地(山腹崩壊)が4箇所と非常に多く存在します。

これら崩壊危険箇所は、樹林の適切な安全管理や対策が、崩壊防止のためには必要不可欠です。

さらに、樹林地の管理放棄などによる質の低下は、保水や土砂流出抑制の機能も著しく低下させてしまいます。



小山田緑地周辺の「土砂災害危険箇所マップ」 出典：東京都建設局HP

## ②地震・火災の被害軽減に役立つ緑の形成

東京都が建物の倒壊及び地震による火災発生から測定した地域の総合危険度では、町田市は概ね危険度が低くなっていますが、中心市街地周辺の一部に、若干危険度の高いエリアがみられます。

町田市においては、公園や学校・企業のグラウンドが避難場所などになっていますが、特に、避難危険度の高い区域では、避難場所として活用できる公園や農地などのオープンスペースが必要となります。

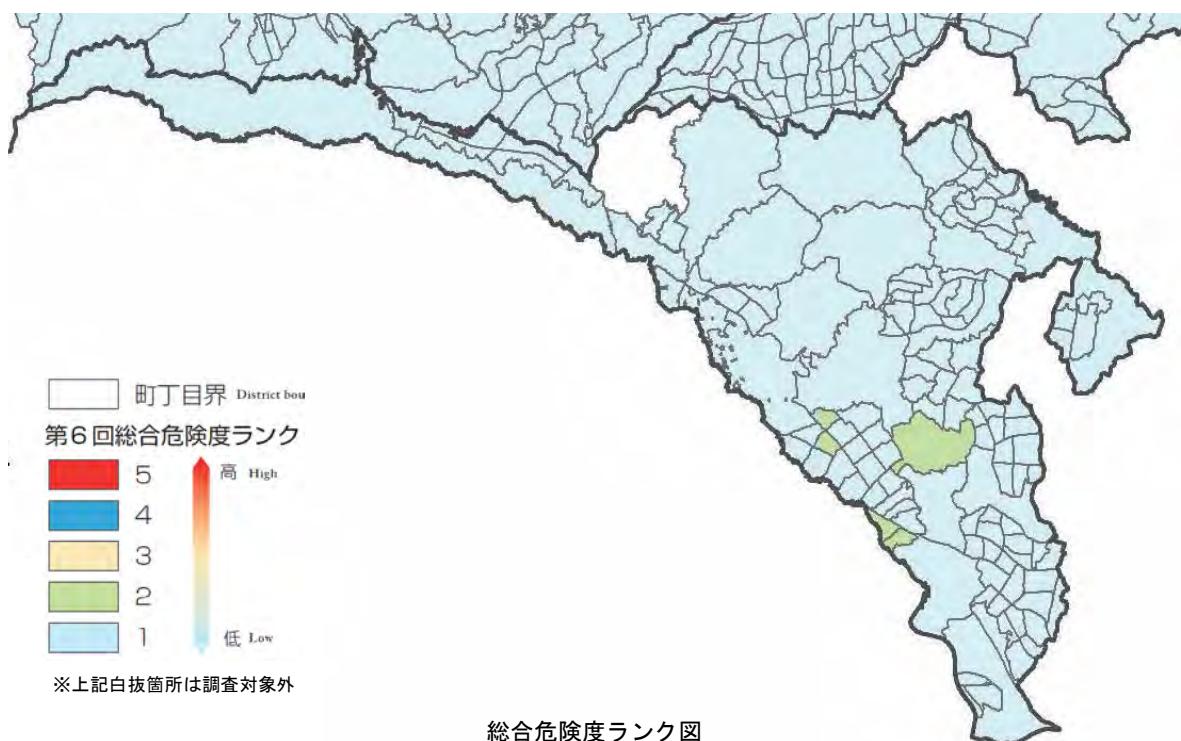
公園や農地などのオープンスペースや道路の確保は、災害発生後の速やかな避難と緊急車両の通行路や救援物資の輸送上極めて重要です。

防災市民いこいの広場(金森・木曽森野)、応急給水設備のある都市公園(つくし野セントラルパーク・鶴川中央公園)、さらには防災貯水槽のある身近な公園など、防災機能を有する公園や広場も整備されています。

過去の大火災の焼け止まり線の調査によると、約60%が緑に代表されるオープンスペースによって防止されており、その延焼防止効果が極めて大きいことが分かります。

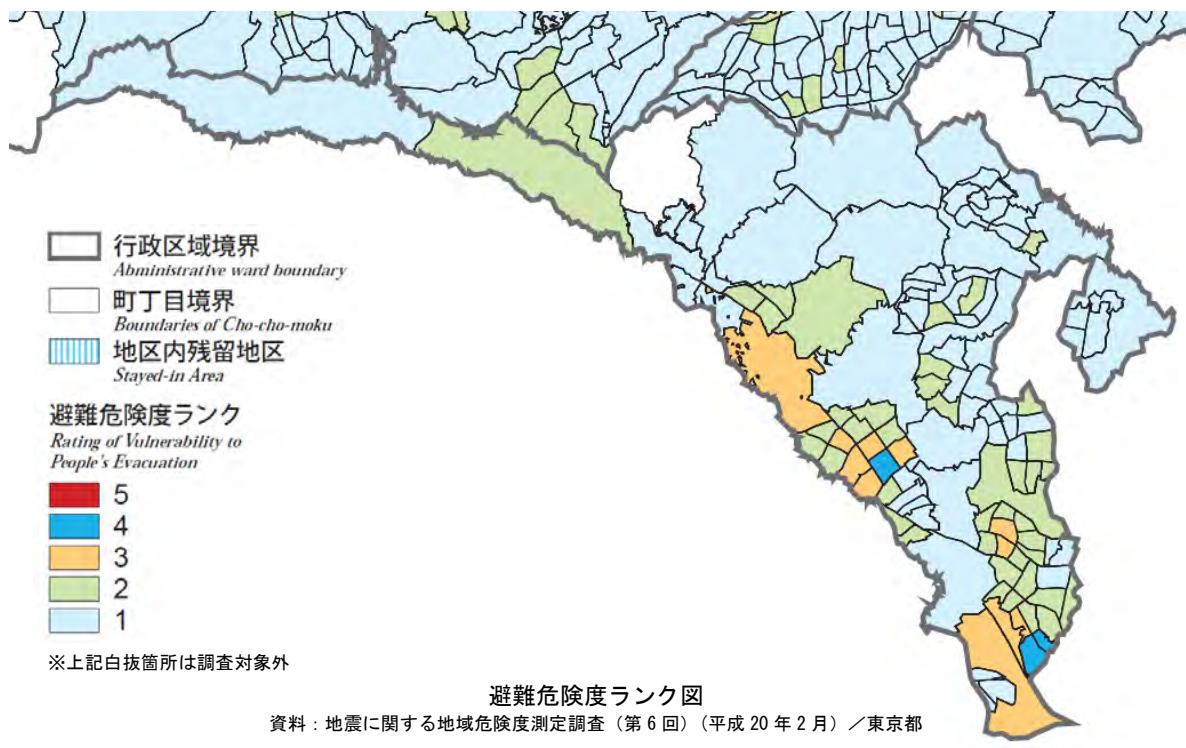
また、大火災時には、幅員の広い道路は被害の軽減に有効です。災害時には避難場所に到達する避難路の確保が重要であり、特に避難路としては幅員の広い歩行者専用の緑道が有効であるといえます。

しかし、避難路を確保する上で重要な街路樹に対しては、落ち葉の発生や採光阻害などから剪定・伐採の要望も多くあります。



### ※総合危険度ランクとは

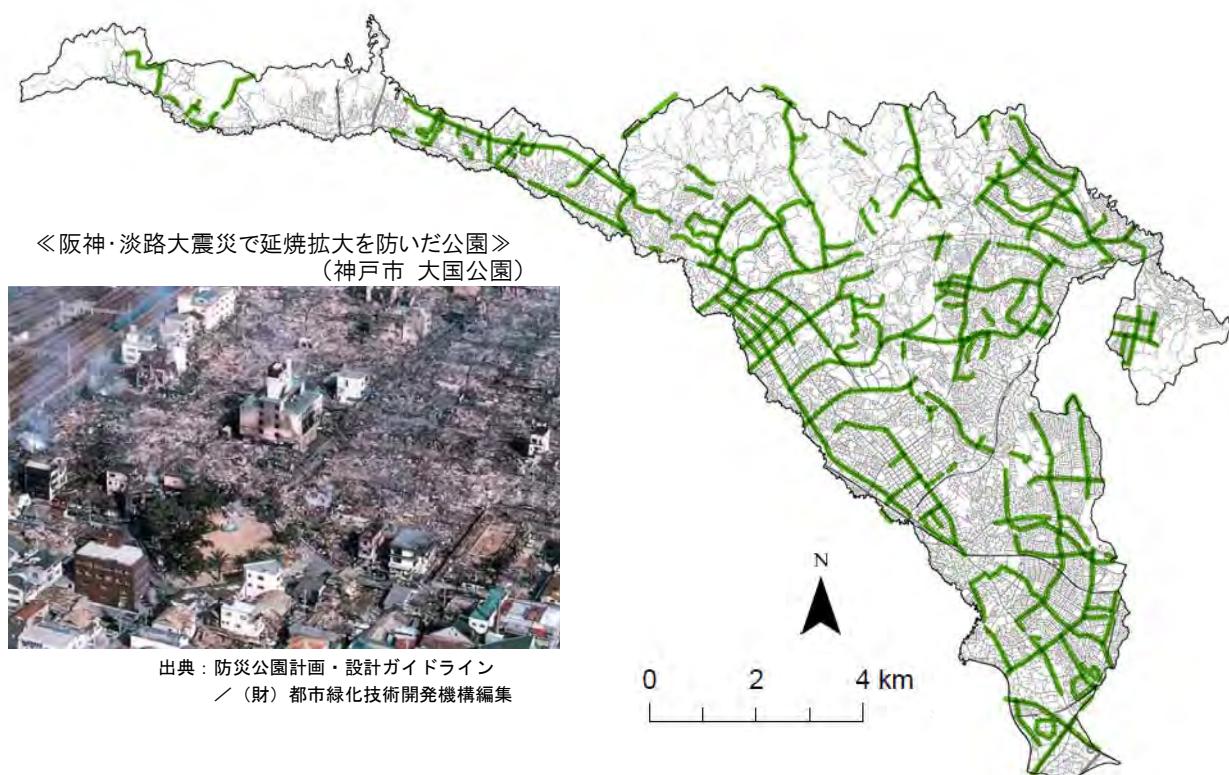
「建物倒壊危険度」「火災危険度」「避難危険度」の三つの危険度の和を5ランクにランク分けして表したものです。  
危険度ランク4と5は、建物倒壊への注意が必要、火災への注意が必要、避難の困難さがある町で、危険度ランク1～3は、相対的に危険度が低い町である。



※避難危険度ランクとは

「避難危険度」を5ランクにランク分けして表したものです。

危険度ランク4と5は、避難の困難さがある町で、危険度ランク1～3は、相対的に危険度が低い町である。



### ③誰もが安心して利用できる緑の形成

公園・緑地等は、大人から子どもまで誰もが気軽に立ち寄り、利用できるオープンスペースであり、利用者が安全に安心して利用できる環境整備が求められます。

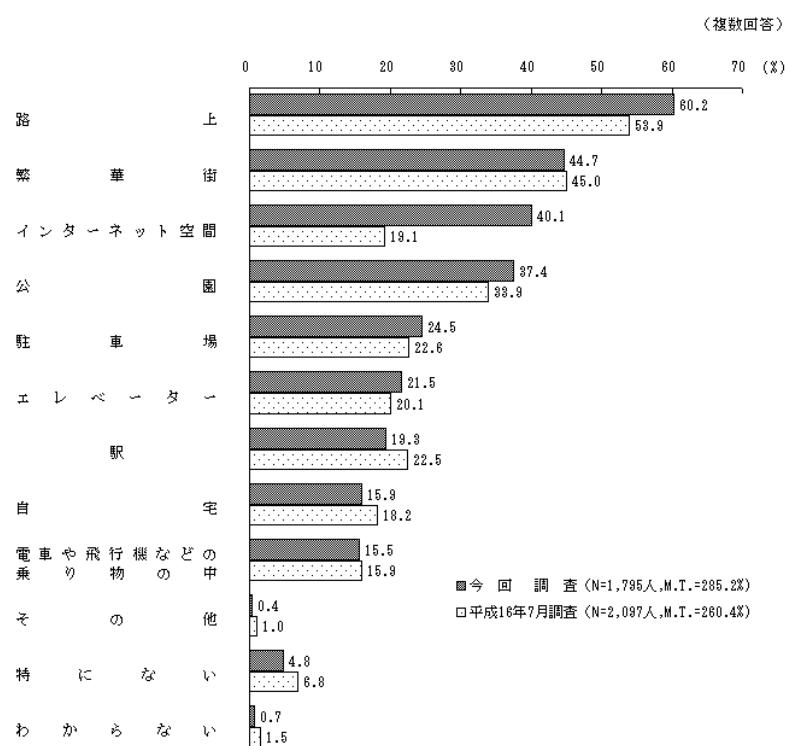
町田市の高齢化率は、旧計画策定時の1999年に約12%でしたが、2010年現在21.1%まで増加しています。

町田市では1993年に『町田市福祉のまちづくり総合推進条例』を公布し、公園等の都市施設のバリアフリー化を進めていますが、今後ますます公園等におけるバリアフリー化が求められています。

2006年内閣府が実施した「治安に関する世論調査」では、『自分や身近な人が犯罪に遭うかもしれない不安になる場所はどこか』との間に、「公園」を挙げた人が37.4%と、「路上」、「繁華街」、「インターネット空間」に続いて高い結果となりました。

東京都では、「東京都安全・安心まちづくり条例」に基づく、「道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場に関する防犯上の指針」を策定し、見通しの確保や照明の設置などについて規定を設けています。

町田市においても、安全・安心なまちづくりの一環として、公園樹木の剪定などによる見通しの確保などに取り組んでいますが、今後も、誰もが安心して利用できる環境整備は重要な課題となっています。



「不安になる場所」

出典：「治安に関する世論調査（2006年）」／内閣府大臣官房政府広報室

## (5) 景観と緑

主な課題

- ・多摩丘陵を形づくる谷戸地形や雑木林などの自然景観は、町田市にとって大きな魅力となっています。しかし、開発による緑地の減少や、管理放棄によるこうした個性的な自然環境が失われつつあります。これら丘陵地、谷戸地形や水辺の風景は、町田市の特徴を形成する風景として継承し、地域の個性として、市民とともに育成していく必要があります。
- ・緑はまち並みに魅力やうるおいを与え、道路沿道など多くの人が目にする緑の印象がまち全体の印象にも影響をおよぼします。しかし、市街地では緑を確保するスペースが少ないほか、土地の細分化などによる緑の減少など、緑の保全創出に様々な問題を抱えています。
- ・里山や社寺林など町田市の特徴的な風景である「景趣」を構成する緑を、風景としてのまとまりや、つながりなどを総合的にとらえて継承することが求められています。

### ①自然景観の形成

#### a.丘陵地・谷戸の風景

町田では、多摩丘陵の尾根と多くの谷戸からなる複雑な地形が特徴であり、そこに住む人々の営みによって町田特有の農村風景が育まれてきました。

このような谷戸や田園風景は町田の原風景であるとともに、水系と豊かな生物相を支える環境資源となっていますが、開発による緑の喪失、資材のたい積、耕作の放棄された農地やゴミの不法投棄など、美しい谷戸の風景が衰退しており、谷戸の保全・活用が求められています。

多摩丘陵に位置する町田市は、「見る緑、見える緑」としての眺望ポイントやまち並みの背景を形成する景観資源が多くあります。人々がうるおいのある緑を感じるためにには尾根ラインや丘陵斜面の樹林地の保全や景観の保全が必要です。

また、尾根ラインからの景観保全には、丘陵斜面地の緑のつながりや連なりが必要不可欠な要素となります。

<丘陵部（尾根ライン）からの眺望景観における緑のつながり・連なりの重要性>



緑のつながり・連なりが保全された尾根ラインから眺望景観



丘陵斜面地が開発された尾根ラインから眺望景観

## b.河川(水路)・水辺の風景

多摩丘陵に源を発する河川や水路は、緑の骨格を形成する源流域から市街地へと流れ、川沿いには農地、樹林地と丘陵地がおりなす様々な風景がみられます。

起伏に富んだ地形をもつ丘陵地などでは湧水がみられるほか、恩田川の桜並木などは市民に季節の変化を伝え、行楽の地にもなっています。

こうした水辺は、人々に安らぎを与え、地域の個性を造り出すとともに、市域を越えて上下流の市民をつなげる緑の軸を形成しています。

河川及び水路においては、治水面から整備が済んでいない区間もあり、治水対策との整合を測りながら、多自然川づくりや親水型の河川環境整備などを行い、復元・整備された水辺の景観と背景の樹林地や農地などを一体とした総合的な保全・整備が必要です。

また、湧水については、町田市内で現在9か所が確認されていますが、その数は約15年前の3分の1に減少しています。



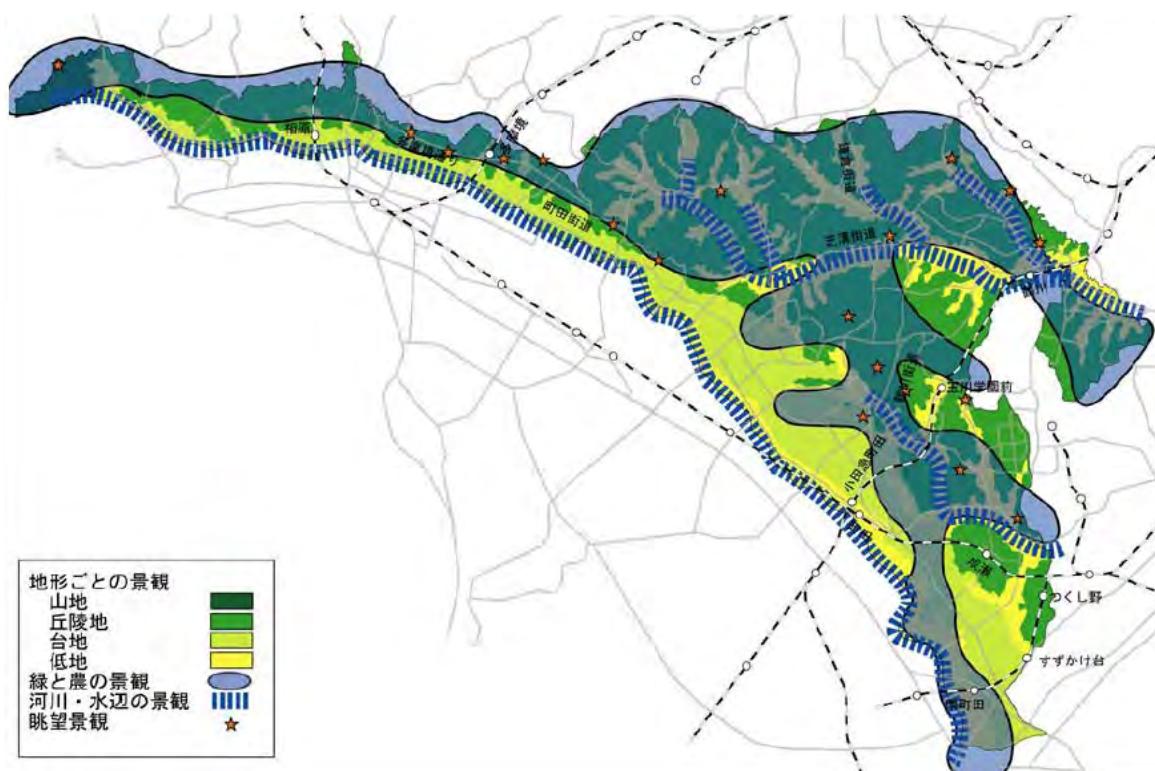
境川の多自然川づくり

出典：神奈川県HP



恩田川のソメイヨシノ

出典：町田市HP



自然景観の特性図

出典：町田市景観計画

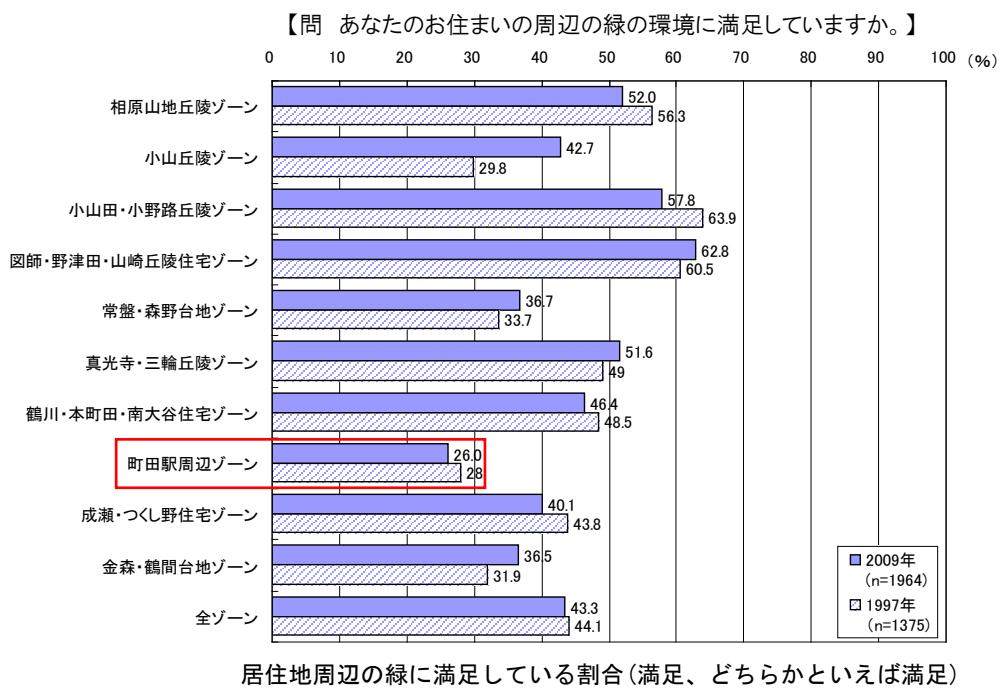
## ②まち並景観の形成

### a.市街地の風景

町田駅周辺の中心市街地は、古くから「二・六の市」として商業地が形成されてきました。歴史と伝統に培われた魅力的な空間として、発展を続けています。

「町田市景観計画」では、「にぎわいとうるおいのある市街地の景観づくり」を基本目標の1つとしていますが、町田駅周辺などでは緑や広場が少なく、市民の緑に対する満足度も低くなっています。

しかし、駅周辺などの市街地には緑を確保する空間は少なく、魅力ある都市景観を演出し、都市にうるおいを与えるためには、壁面緑化や屋上緑化等限られたスペースを有効に活用した緑の創出が求められます。



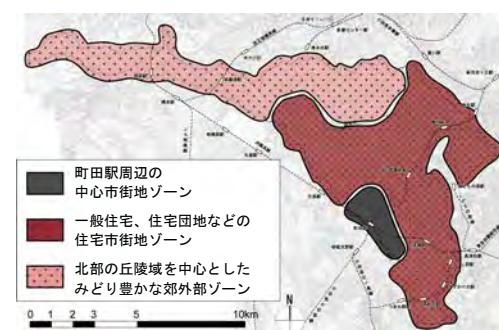
### b.生活の風景

生活の場である住宅地は、その多くが高度経済成長期に台地や丘陵地を切り開いて開発された大規模な中高層の住宅団地や戸建て住宅地です。そして今もなお新しい住宅地が生まれています。

こうした住宅地は、地域の成り立ちや、そこに暮らす住民の手によって、それぞれ特徴的な風景が形成されてきました。

中でも、住宅地の花や木による緑化や道路、公園、公共施設、花壇づくりなどによって、緑に包まれたやすらぎとうるおいのあるまち並を形成している住宅地も多く見られます。また、そうした住宅地の背景に、丘陵斜面地の緑のつながりや連なりを日常的に見ることが出来るのが特徴です。

住宅市街地ゾーンにおいては、建物更新時の敷地細分化などにより緑地が減少している状況もみられます。



町田市を特徴づける3つゾーン  
出典：町田市都市計画マスタープラン改定 中間報告  
(2009(平成21)年11月17日)

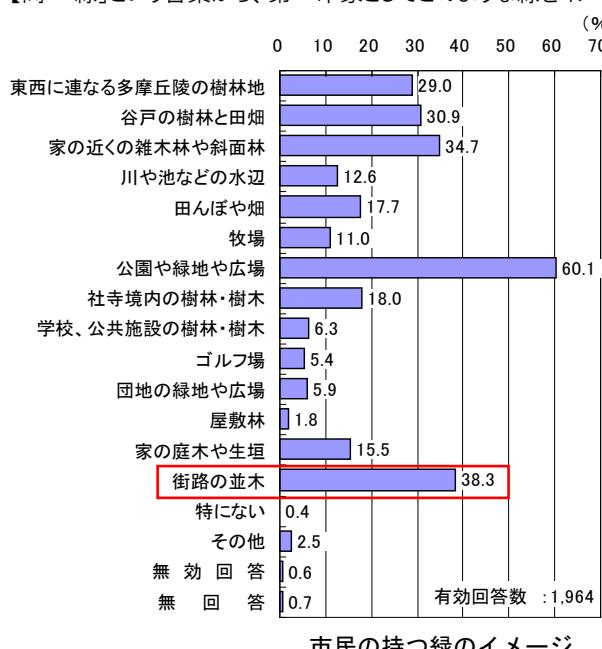
### c.道の風景、鉄道の風景

街路樹は道路の安全を高め、沿道の環境を保全、回復するだけでなく、人々に緑陰をつくり、四季折々に姿を変え、まちにうるおいを与えてくれています。

また、車や鉄道の車窓から見える丘陵地の緑や河川沿いの風景は、人々にやすらぎを与えてくれます。

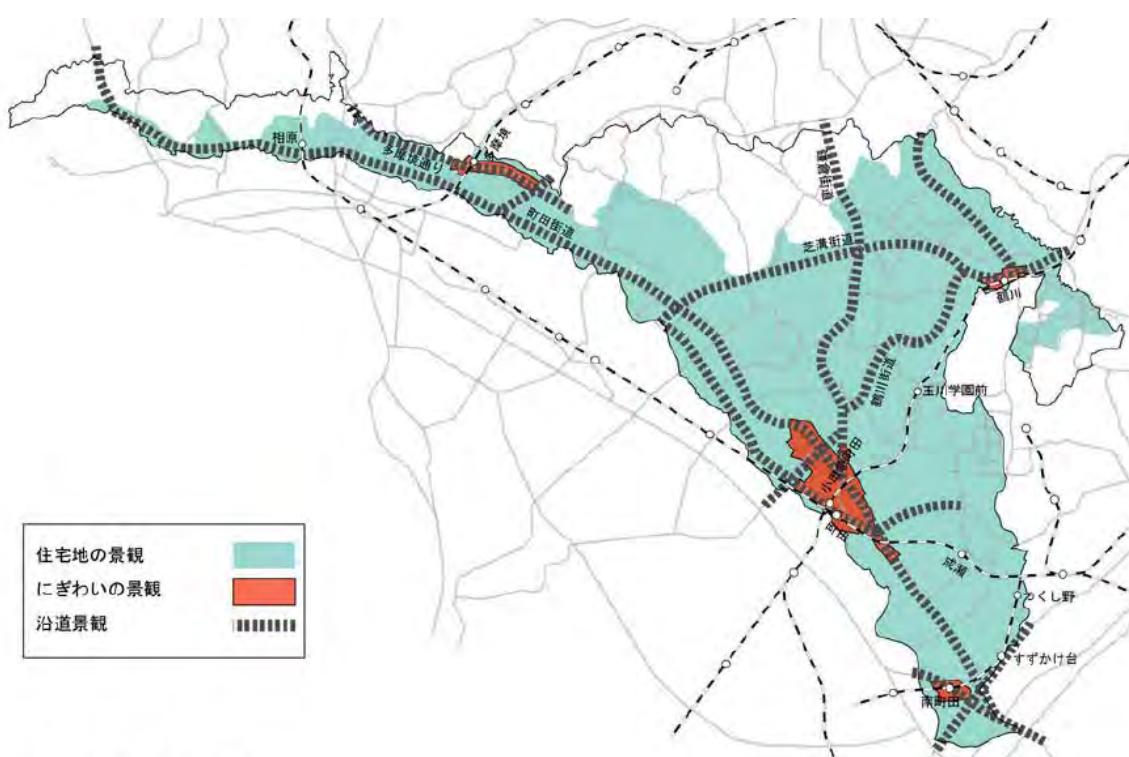
特に、街路の並木は、市民の緑に対するイメージの中でも、公園・緑地・広場に次いで強い印象をもたれており、目に見える緑の重要性がうかがえます。

【問 「緑」という言葉から、第一印象としてどのような緑をイメージしますか。】



市民の持つ緑のイメージ

出典：町田市の緑に関するアンケート調査（2009 年度）



出典：町田市景観計画

### ③風景・風土・景趣の保全・形成

その土地らしい風景とは、地域特有の自然環境とそこに住む人々の営みにより織りなされてきた地域固有のものとして、市民ひとりひとりに「ふるさと」のような落ちつきと安らぎ感を与えてくれます。

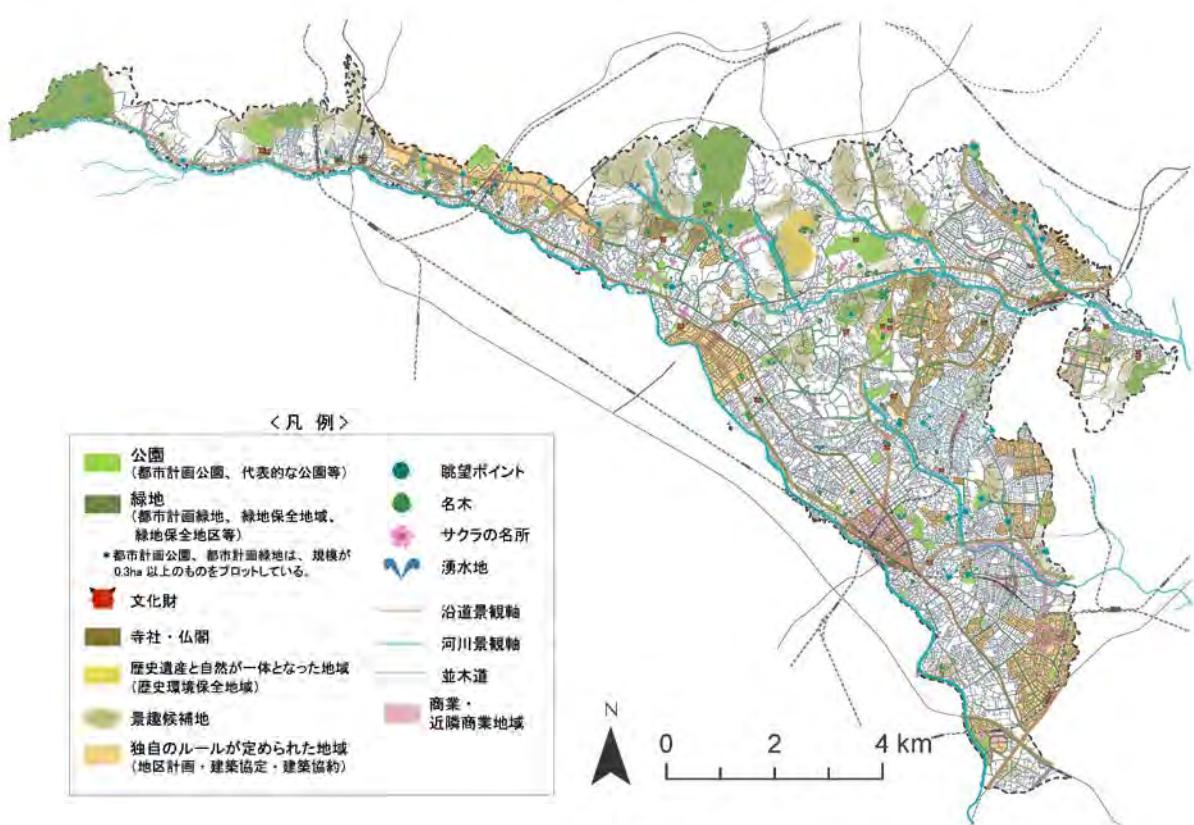
その内容は、集落の背景となっている多摩丘陵に広がる雑木林や谷戸のようにまとまりを持って町田の風景の骨組みを形成しているものから、神社や寺院、石仏、名木・古木のように地域の風景を感じさせるものまで多種多様です。

里山や社寺林などの特徴的な景趣(風景・風土・風趣)を構成している諸要素は、個別に保全することが必要です。



町田市の風景を特徴付ける里山と社寺林

出典：町田市景観計画



景観要素図

出典：町田市景観計画、土地利用現況図（東京都, 2007）

## (6) 市民生活と緑

主な課題

- 多くの町田市民が、家庭で花や木を育てており、地域のシンボルとなるような名木も数多く残されています。こうした日々の暮らしの中にある身近な緑は生活に安らぎやうるおいを与えます。しかし、庭木は管理面での課題もあり、市民が親しみ育てている緑を守るためにには、市の支援や市民の理解が必要になっています。
- 町田市では、緑に関してさまざまな市民活動が行われており、緑の保全と育成に大きな役割を担っています。また、団塊世代の地域活動への参加が見込まれるなど、こうした活動への潜在的需要も高いことがわかっています。
- その一方で、保全・育成を必要としている公園や緑地は多く存在することから、市民ニーズと活動をつなぎ合わせる仕組みの充実が求められています。
- 市民の緑への理解醸成や、緑を保全・育成するさまざまな活動における協働の推進には、緑に関する情報の発信が必要不可欠です。しかし、緑の保全制度などに関する認知度は低下しており、市民からも幅広い情報提供を求められています。
- また、市民との協働による緑の保全・育成をさらに進めていくためには、市民間、あるいは市民団体間の情報共有が必要不可欠であり、その仕組みづくりが求められています。

### ①日常生活に密着した緑

緑は、通勤、通学、遊び、散歩といった毎日の暮らしの中で、人々の安らぎやうるおいに大きな役割を演じています。

市民の多くが、緑に親しみ、緑を守り育てるための取組みの一つとして、家庭で花や木を育てています。

また、特に名木として地域のシンボルになっているような樹木も、こうした民有地に存在しているケースが多く、現在、市の保護樹木として 61 本が指定されております。

しかし、庭木は、管理の手間や費用、さらには、枝葉の越境などによる近隣トラブルなど問題が多く、伐採を余儀なくされるケースもみられます。

住環境に大切な緑を市民生活の中で保全するためには、あらためて緑の大切さについての共通認識を深め、日々の生活の中で実感できる取組みが必要になります。

### ②自然とのふれあい活動や水辺と緑の保全・育成活動

町田市では、市内各所で、公園や緑地の維持管理、街を彩る花壇の育成、緑の啓発、PR 活動、自然保護運動、探鳥会など、多くの市民活動が行われ、緑の保全と育成の推進に大きな役割を担っています。

また、公園・緑地の清掃管理団体は、団体数、公園箇所数ともに増加傾向にあり、自治会や町内会などが大きな役割を果たしています。

市民アンケートの結果から、活動への市民の参加ニーズが高いこともわかっています。

また、2006 年の内閣府の「社会意識に関する世論調査」では、60 歳代の人で「社会のために役立ちたいと思っている人」の割合が6割以上と高くなっています。

しかしその一方で、管理対象となる緑地や身近な公園の面積は年々増加しており、このような緑を守り育てるためには、より一層の市民協働の推進が必要となってきています。

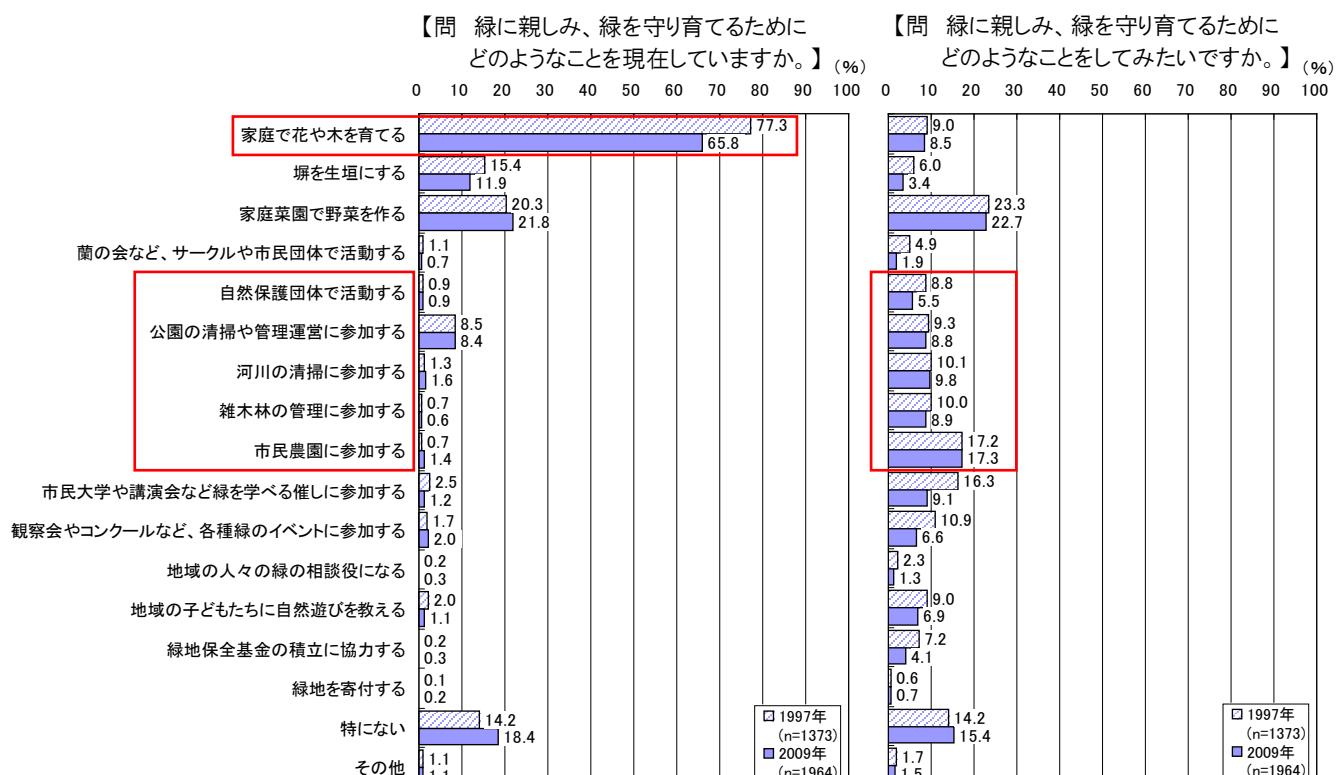
今後は、緑地保全の目的を明示し、行政・市民・企業等の役割分担と活動ルール(規範)などの整備を進めることができます。

さらに、将来にわたってこうした活動が継続されていくためにも、人材育成や技術・経験の継承などを行う仕組みづくりが求められます。



鶴見川源流における住民による維持管理活動の様子

出典：『「環境用水の導入」事例集』／環境省



緑に親しみ、緑を守るための取組み

出典：町田市の緑に関するアンケート調査（2009年度）

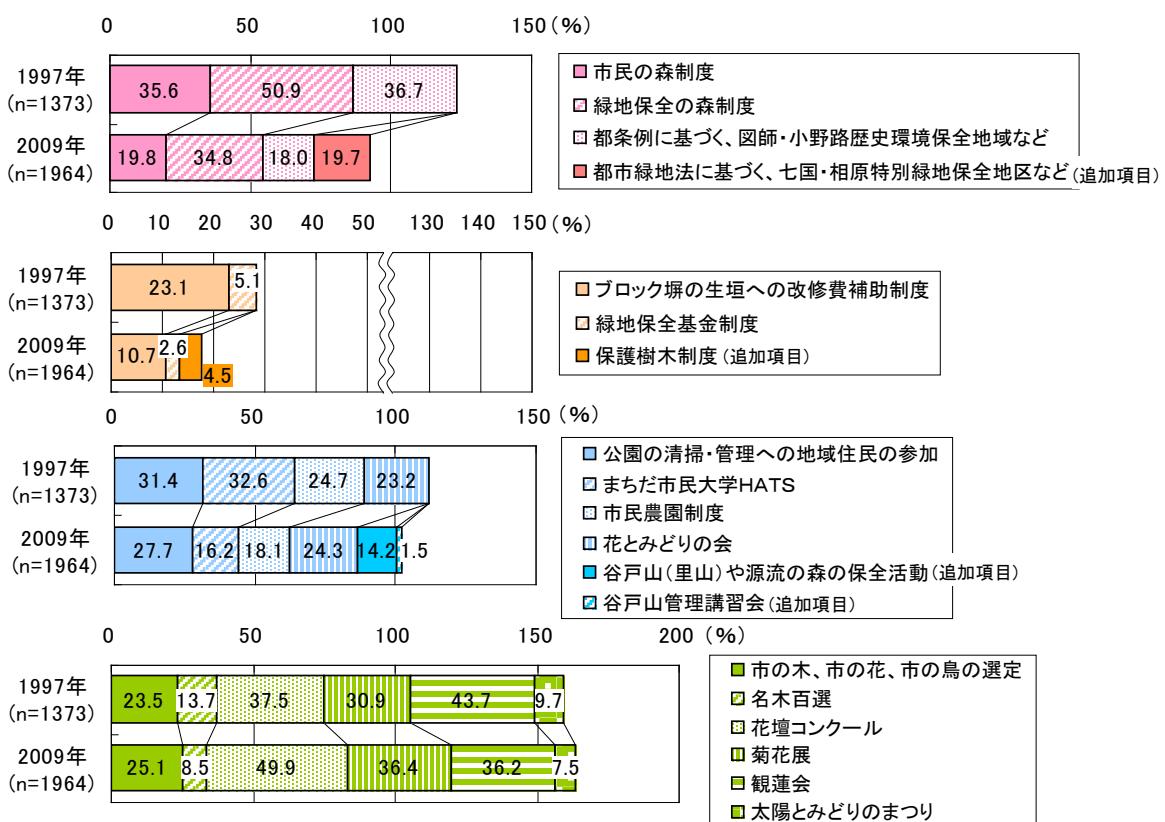
### ③緑に関する市民への情報発信

市民協働を進めていくためには、市は、今までの市民活動をより発展させる支援態勢づくりや、まちづくりに参画できる多くの機会を設け、それらの情報を市民に向けて発信していくことが重要です。

しかし、緑に関する取組みに対する市民の認知度は、花壇コンクールや菊花展のようなイベントでは高まっているものの、緑の保全に関する各種制度の認知度は大きく下がっており、「せっかくの取組みを広く知らせるべき」などといった意見も多く寄せられています。

また、市民や市民団体間での情報共有や連携が重要であり、情報共有のための仕組みづくりも必要になります。

【問 町田市の緑の保全や緑化推進の取組みで、あなたがご存知のものはなんですか。】



緑を守り育てていく取組みの認知度

出典：町田市の緑に関するアンケート調査（2009 年度）

## (7) 経済振興と緑

主な課題

- 町田市の緑地全体の2割を占める農地は、農業という生業がそのまま保全と結びついています。また、農業の衰退は、農地のみならず農地と関係の深い薪炭林の荒廃につながります。今後も、厳しい営農環境が続く中で、市民と農業者のニーズを踏まえた保全・活用と、新たな「町田市型都市農業」の確立などが求められています。

### ① 農業を通じた緑の保全・活用

昭和30年代頃まで、農家にとって市内にある雑木林に代表される樹林地の多くは、薪や炭などの様々な資源を得る場ともなっており、適正な維持管理がなされてきました。

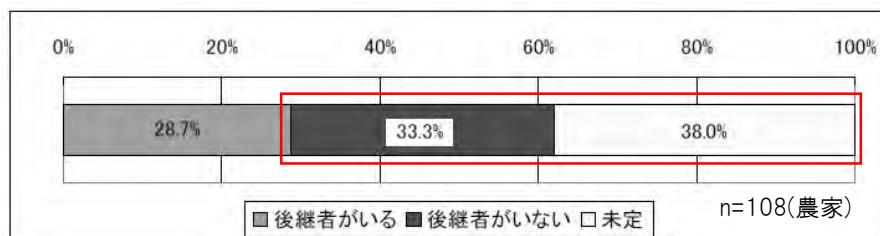
ところが、燃料革命や相続税、後継者不足などによる農家戸数の減少にともない、樹林地や農地の利用が低下し、市内の樹林地は荒廃が進み、また農地についても休耕地が増加しており、樹林地や農地を維持することが困難になってきています。

現在の営農を続けている農家について、多くが後継者不在もしくは未定の状況で、今後更に樹林地や農地の保全が難しくなっています。

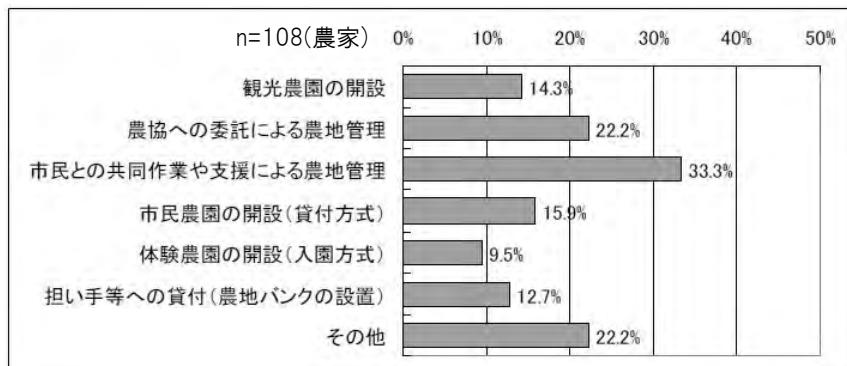
こうした状況の中で、農地の維持には、市民による援農や市民農園・体験農園・観光農園の取組みなどを望む声が農家からあげられています。

一方、市民からも、今後の農地のあり方として、市民協働による農業振興や市民農園・体験農園で一般の利用促進を図るなどして保全・活用していくことが求められています。

また、北部丘陵地域においては、地産地消などを始めとした農のあるまちづくりを検討しており、「町田市型都市農業」の確立も望まれます。



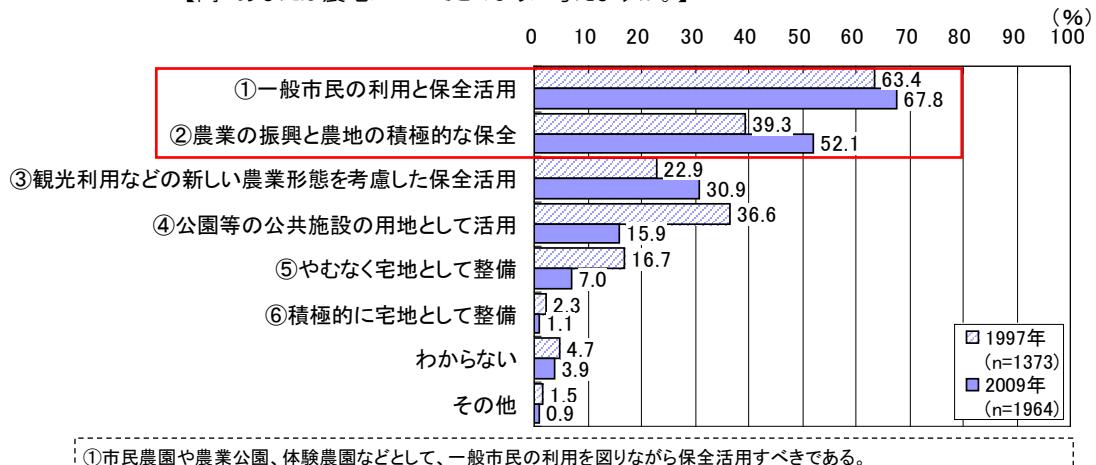
現在の農業後継者の有無



生産緑地を維持していくために必要と考えられる方法

出典: 町田市農業振興計画(2007年4月)

【問 あなたは農地についてどのように考えますか。】



- ①市民農園や農業公園、体験農園などとして、一般市民の利用を図りながら保全活用すべきである。  
 ②[1997年]:市の支援をもとに、行政と市民が手をとって農業の振興を図り、可能な限りの農地を積極的に保全すべきである。  
 [2009年]:市の支援をもとに、市民との協働によって農業の振興を図り、可能な限りの農地を積極的に保全すべきである。  
 ③観光農園や景観農園として行楽客も呼び込むなど、新しい農業の形を工夫しながら保全活用すべきである。  
 ④[1997年]:保全が難しい農地は、公園や公共施設の用地として活用すべきである。  
 [2009年]:公園等の公共施設の用地として活用すべきである。  
 ⑤[1997年]:休耕田や後継者のいない農地は、宅地として整備することもやむをえない。  
 [2009年]:宅地として整備することもやむをえない。  
 ⑥積極的に宅地として整備し土地活用していくべきである。

農地のあり方

出典：町田市の緑に関するアンケート調査（2009年度）

## 資料4 緑に対する市民の意識

本計画の改定に、市民の声を活かすため、市民を対象にした「町田市の緑に関するアンケート」を2009年に実施し、1,964名からの回答を頂きました。

1997年に実施された前回のアンケート結果との比較も含め、市民の緑に対する意識や、意識の変化が見られました。

### アンケート結果(概要)

#### ①「緑」に対する第一印象

- ・6割以上の人、「緑」という言葉から「公園や緑地や広場」をイメージしています。
- ・「谷戸の樹林と田畠」をあげた人が、前回調査より大きく増加しています。
- ・居住年数が長い方ほど町田市全体の緑が減少しているとの認識を強く持っています。

#### ②町田市の緑の現状に対する認識

- ・町田市の緑は、豊かで概ね満足だが近年減少してしまっていると考えられています。
- ・前回調査より、緑の豊さの評価はやや低下する一方、緑の減少の実感は減り、満足度もやや向上しています。
- ・恵まれている緑は「公園や緑地や広場」が1位で、「多摩丘陵の樹林」「谷戸の樹林と田畠」と続いています。
- ・緑地面積の割合が高い地区では、「緑が豊かである」「緑の環境の満足度」とともに高いが、「緑の豊かさ」に比べ「緑環境の満足度」がかなり低くなっています。満足度を高めるには、単に「緑の量」を増やすだけでは難しいことがわかります。

#### ③自然とのふれあいの実態

- ・現在行っている自然とのふれあいは、「散歩」や「景色を眺める」「ハイキング・ウォーキング」が多くなっています。

#### ④多摩丘陵、河川、農地のあり方についての意向

- ・あり方として「生物多様性や景観の保全に配慮しつつ活用」が最も多くなっています。
- ・7割以上の人々が多摩丘陵の保全を求めています。
- ・河川や水辺は、「多様な生き物が観察できる水辺」への要望が最も高く、農地では、「市民農園などとして保全活用」「市民との協働で農業振興」が多く、保全とともに活用が望まれています。

## ⑤市民が公園や緑地に望むこと

- ・居住地域周辺の公園や緑地は、概ね十分との回答が半数以上と満足度が高い状況です。
- ・公園や緑地の役割としては、「花や緑が豊かで四季の移り変わりが楽しめる」「地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和」を望む声が多くなっています。

## ⑥緑を守り育していくための方策への認識

- ・「花壇コンクール」の認知度が最も高く、前回調査より大きく向上する一方、「図師・小野路歴史環境保全地域」や「緑地保全の森制度」などの認知度が大きく下がっています。
- ・取組みの認知度については、若い世代で「どれも知らない」との回答が多く、世代が上がるにつれて、多くの項目で認知度が高まっています。但し、「公園の清掃・管理への地域住民の参加」「市の木、市の花、市の鳥の選定」「花壇コンクール」の認知度は若い世代でも高くなっています。
- ・力を入れてほしいことは、「公園や緑地の整備」で、「緑化の推進」や「情報提供」などよりも、まず、緑の整備や保全に力を入れてほしいという意見が多い傾向にあります。
- ・緑を守り育していくための取組みに対する意思は、若い世代ほど高く、特に、現在取り組んでいないような「自然保護団体の活動」「河川の清掃」「市民農園」「地域の子どもたちに自然遊びを教える」などの活動への意思もみられます。

## ⑦今後の緑の確保の方向性や手法についての認識

- ・最優先に守るべき緑は、「公園や緑地や広場」、「多摩丘陵の樹林」、「谷戸の樹林と田畠」の順で多くなっています。
- ・確保の手法については、個人の土地でも何らかの対策を行っていくべきとの考えが多くあり、中でも「法律などでの土地利用や開発行為の制限」が最も多くなっています。

## ⑧自由記入欄で多かった意見

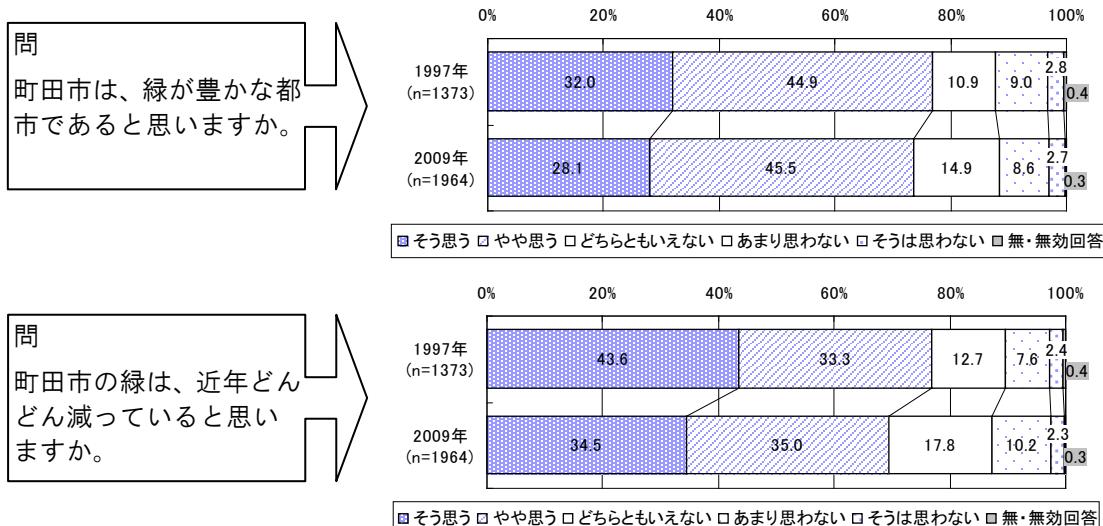
- ・街の顔である駅周辺など市街地の緑化推進
- ・北部の丘陵地など自然の緑の保全
- ・緑地、公園、街路樹などの適正な管理
- ・農地保全の仕組みの構築
- ・利用できる緑の整備
- ・子どもたちに緑の大切さを教えるなど教育・普及啓発・人材育成
- ・緑資源の観光活用など経済性に配慮した緑の保全・創出
- ・積極的なPRや情報発信と説明責任の達成
- ・市の将来につながる取組みの実施

## (1) 緑に対する印象

### ①豊かであるが減少している町田市の緑

町田市は緑が豊かな都市である（「そう思う」と「ややそう思う」の合計）と7割以上の方が回答しています。

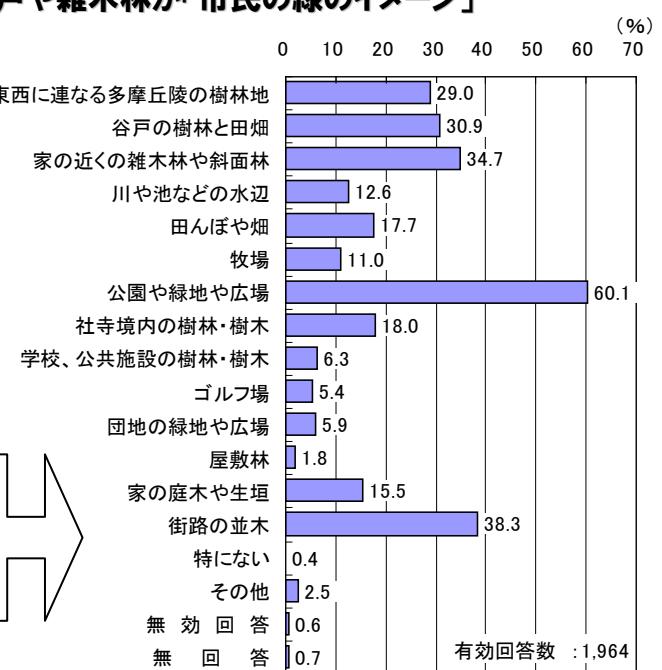
その一方で、町田市の緑は近年どんどん減っている（「そう思う」と「ややそう思う」の合計）に7割近くの方が回答しています。



### ②公園・緑地・広場と街路樹、丘陵地の谷戸や雑木林が「市民の緑のイメージ」

町田市民のイメージする緑としては「公園や緑地や広場」と「街路の並木」が最も多く、それに続いて、「東西に連なる多摩丘陵の樹林地」、「谷戸と樹林と田畠」、「家の近くの雑木林や斜面林」が多くの回答されています。

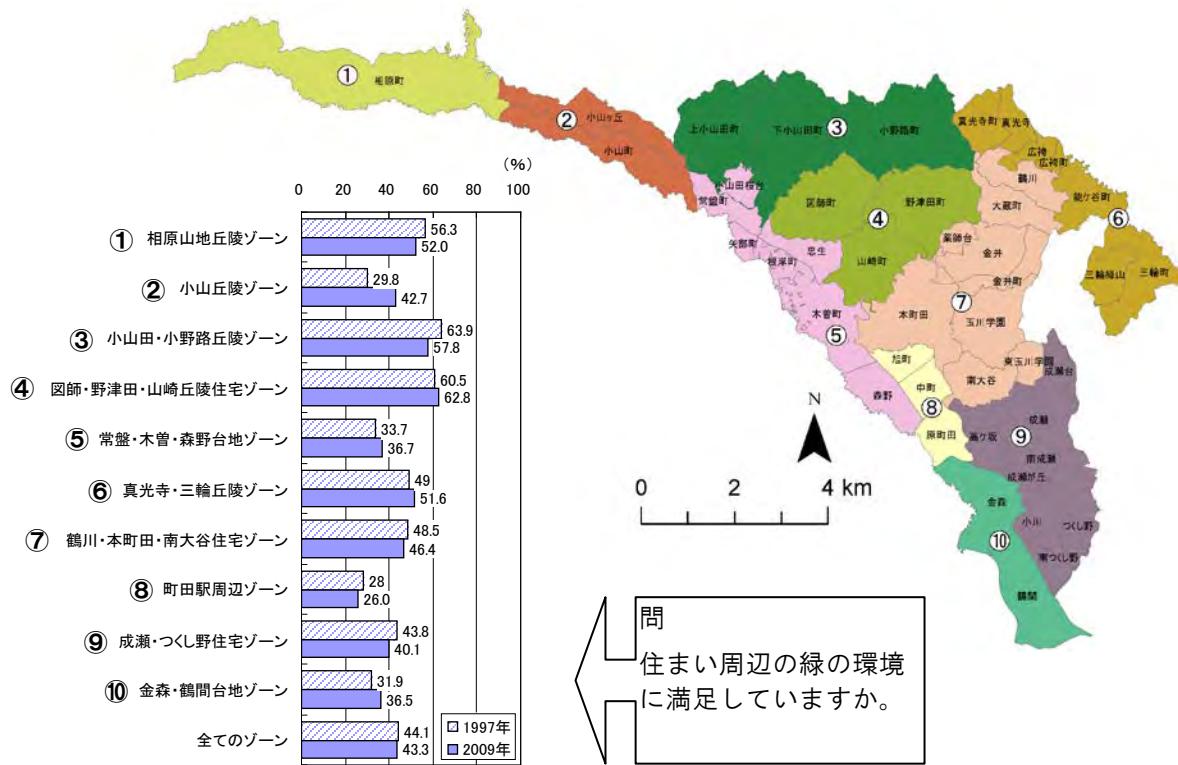
問  
「緑」という言葉から、第一印象としてどのような緑をイメージしますか。



### ③市街化区域で低い「緑の環境の満足度」

「緑の環境の満足度」で、満足、どちらかといえば満足が5割に達していない地域は、市街化区域に集中しています。

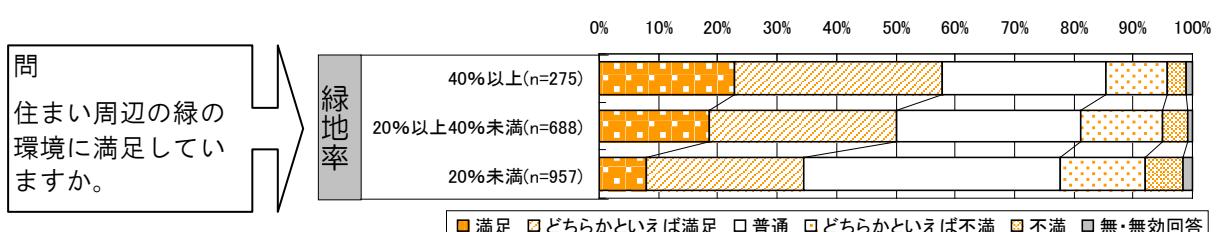
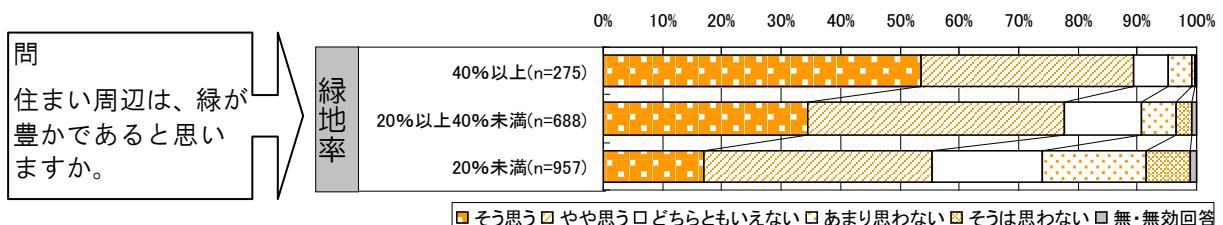
特に、町田駅周辺ゾーンでは、満足度が非常に低い上に、低下もしています。



### ④緑の豊かさに比べて低い「身近な緑の環境の満足度」

緑地率が高い地区ほど、「緑が豊かである」という回答は高くなっています。

しかし、同様の緑地率である地区で比べると、「緑が豊かである」との回答に比べ、「緑の環境の満足度」は低い値となっており、緑の量がそのまま緑の環境の満足度ではないこともうかがえます。



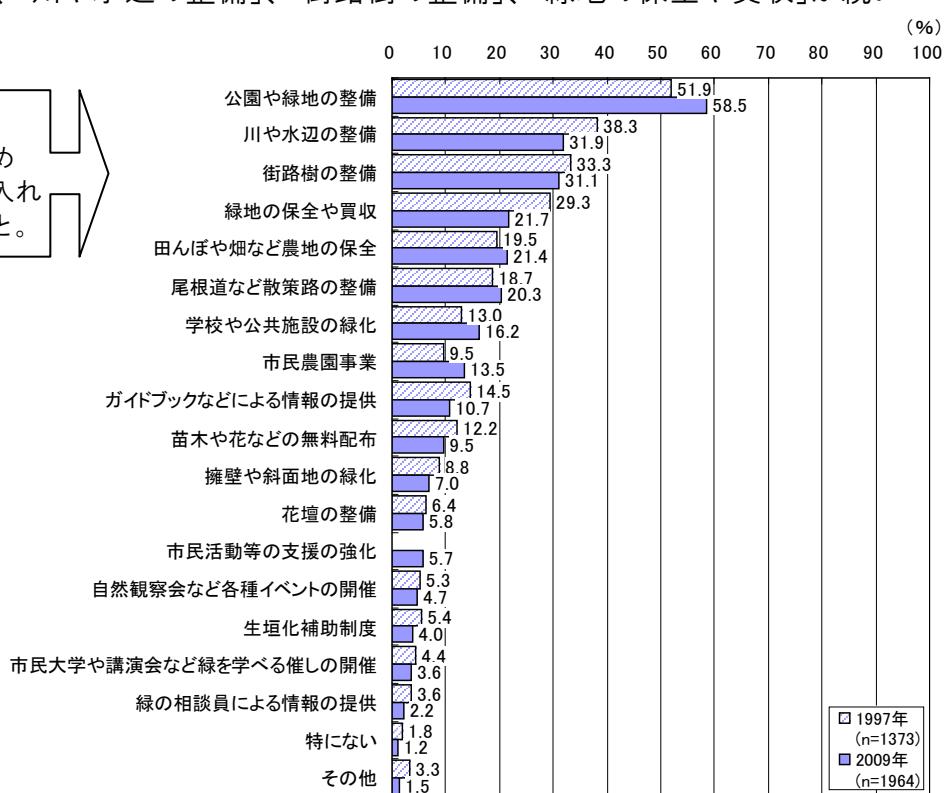
## (2) 緑を守り育てていくための方策に対する市民の認識

### ①引き続き期待されている「公園や緑地の整備」

今後、力を入れてほしいことでは、前回調査の結果と同様に「公園や緑地の整備」という回答が最も多くなっており、その割合も増加しています。

そのほかでは、「川や水辺の整備」、「街路樹の整備」、「緑地の保全や買収」が続いているです。

問  
緑を育てていくために、町田市に力を入れてほしいと思うこと。

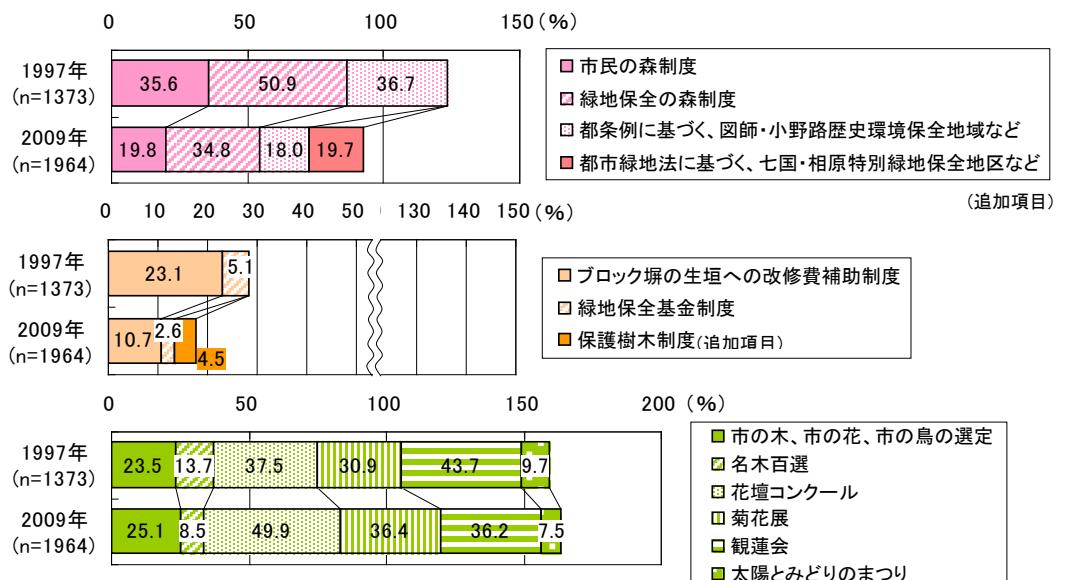


### ②イベント認知度の上昇と制度等の認知度の低下

前回調査の結果と比較すると「花壇コンクール」や「菊花展」などイベントに関する項目では、市民の認知度が上昇している傾向にあります。

その一方で、「市民の森制度」、「緑地保全の森制度」などの緑の保全制度に関する項目や、「生垣化への補助制度」や「保護樹木制度」などの支援制度に関する項目では、認知度が低下しています。

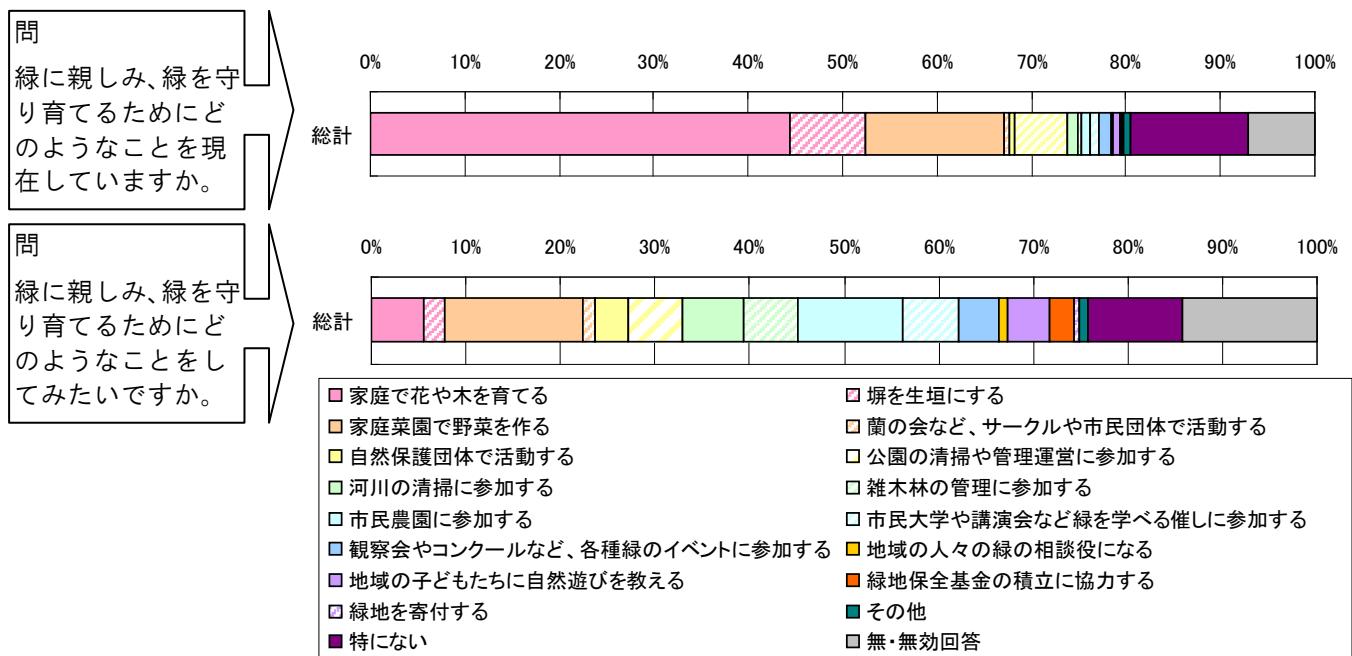
問  
町田市の緑の保全や緑化推進のための取り組みで、知っているもの。



### ③家庭内からまち全体へ広がる市民の取組みニーズ

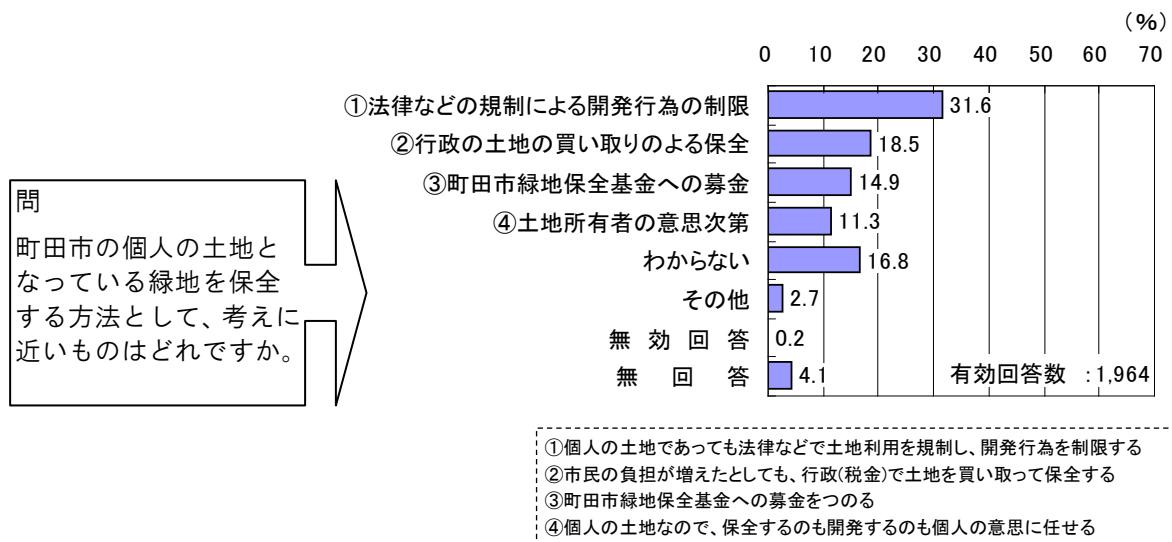
現在取り組んでいることでは「家庭で花や木を育てる」、「家庭菜園で野菜を作る」など、家庭内での取組みが大半を占めています。

しかし、これから取り組みたいことでは、「市民農園に参加する」、「河川の清掃に参加する」など、取組み内容がまちなかに広がっています。



### ④開発制限や土地の買い取りなどによる民有地の保全

個人の土地においても、土地所有者の意思に任せのではなく、「法律などの規制による開発行為の制限」、「行政の土地の買い取りによる保全」といった回答が多くなっています。



# 用語解説

## あ行

### 安全安心

危険がなく、被害を受ける可能性のない客観的な概念である「安全」と、気掛かりな事が無く、心が落ち着き安んじる主観的な概念である「安心」の両方を満たしていること。

### アダプト・ア・ロード事業

町田市が管理する道路用地などの公共財産を、市民団体の花壇の育成や道路の清掃活動、道路利用マナー向上の啓発活動などによって、より良い空間にしようとする制度。2015年度時点で47団体と締結。

### 移動円滑化

高齢者や障がい者等の円滑な移動や施設の円滑な利用を確保するための施策の実施や施設の整備を行うことをいう。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(2006年)」において、移動等の円滑化のために施設管理者等が講すべき措置が定められている。

### ※公園移動円滑化計画

都市公園等の施設に関して移動円滑化に配慮した施設整備や改修について、その実施方針や手順等を定めた計画。

### 囲繞(いにょう、いぎょう)地

ある土地が、他の所有者の土地や海岸・崖地・河川等に囲まれて、公道に接していない場合、囲んでいる側の土地を「囲繞地」といい、囲まれている側の土地を「袋地(ふくろち)」という。

### インセンティブ

Incentiveのこと。ものごとに取り組む意欲を、報酬を期待させて外側から高めるような働き・刺激。

### エコツーリズム（→「ツーリズム」へ）

### NPO(エヌピーオー)

「Not-for-Profit Organization」の略で、直訳すると「非営利団体」のこと。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配すること目的としない団体の総称。

そのうち「特定非営利活動法人」とは、「特定非営利活動促進法(1998年)」により法人格を得た団体のこと。

### 屋上緑化

建築物の断熱性や景観の向上、ヒートアイランド現象対策、生態系の回復などを目的に、屋根や屋上に植物を植え、緑化すること。

### ※壁面緑化

屋上緑化と同様の目的で、壁面を緑化すること。

### オープンスペース

交通や建物など、特定の用途によって占有されない空地のこと。公園・広場・墓園などが含まれるため、必ずしも植物が生えているわけではないが、植物に覆われていれば、尚良いとされる。

「緑地」とほぼ同義で使われることもある。

### 温室効果ガス

大気圏にある、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称。二酸化炭素、メタン、代替フロン等。

## か行

### 環境文化

自然、歴史を含めて私たちがよりどころとする対象を「環境」、環境の中で営まれる私たちの一切の活動を「文化」と呼ぶこととし、その環境と文化による相互的で継続的な営みのこと。

### 共生

異種の生物が、相互に作用し合う状態で生活すること。相利共生と片利共生があり、寄生も含めることがある。

### クラインガルテン

特にドイツで発展してきた農地の賃借制度。

ドイツでは一般的に、平均面積 100 坪程で、賃借期間は 30 年。野菜や果樹、草花が育てられ、ラウベと呼ばれる小さな小屋が併設されているほか、池を掘り、庭園のようにしている例もある。

東京都で事業化の仕組みを検討している「東京クラインガルテン」は、ドイツのクラインガルテンを参考に、これまで個人利用が中心で小区画であった市民農園を、グループでの利用を可能にし、ガーデニングや菜園などの多様なニーズに応えることができ、景観にも配慮した新しいタイプの農園に発展させたもの。

### コア

人為的影響が少ない原生的な自然環境をはじめとした、生物のまとまった生息・生育空間のこと。

保全生物学などでは、自然保護地域設定の際の地域区分のひとつである、生態的に重要な地域(核心地域)のことをいう。コアエリア。

ユネスコによる「人間と生物圏計画(MAB)」では、地球生態系に対する人間活動の影響等を研究するための「生物圏保存地域」において、原生的な核心部の「コアエリア」と人間活動影響を受けるような「バッファゾーン」を設定して、環境問題の解決の科学的基礎を得ることを目的として研究することとなっている。

※「コリドー」、「生態系ネットワーク」を参照。

### 公園移動円滑化計画

(→「移動円滑化」へ)

### コリドー

野生生物の移動に配慮した連続性のある森林や河川、緑地のこと。「緑の回廊」とも呼ばれる。

また、コリドーによってコアエリアをつなぐことで生態系のネットワークが形成され、良好な野生生物の生息・生育空間となることが期待される。

※「コア」、「生態系ネットワーク」を参照。

### コンベンション

会議や集会、大規模な催しのこと。

特に国内外の人達が集うコンベンションが開催されると、相互理解と共に、開催地域等に知名度、イメージアップ、経済活性化、集客、交流などの波及効果が期待される。

### ※町田市観光コンベンション協会

町田市の新たな資源の掘り起こしと活用、既存観光資源の見直し、並びに体系的な観光振興策の推進などの観光プログラムを開催する、地域の担い手として設立された社団法人。

町田市の自然、歴史、文化、産業などの資源を活かした「観光まちづくり」を目指している。

## さ行

### サイン

公共公益施設等に設置されている標識や案内看板のこと。

### 軸

良好な生態系や景観を形成するための、自然環境やまとまった緑の連なり。町田市では、2 つの「多摩丘陵・里山軸」と、3 つの「河川環境軸」が位置づけられている。

## 市街化区域

都市計画法に基づき指定された、既に市街地が形成しているか、約10年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域のこと。良好な都市環境の形成を目的に、用途地域の指定によって土地利用を規制している。

## 市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域のこと。開発行為は原則として抑制される。

## 指定管理者制度

公の施設の管理・運営を、民間事業者等に代行させることができる制度。

各地方公共団体が、定める条例に従って指定管理者候補の団体を選定し、施設を所有する地方公共団体の議会の決議を経ることで、最終的に選ばれた指定管理者に対し、管理運営の委任をすることができる。

## 親水

川などの水と触れたり、接したりすることで、水に対する親しみを深めること。河川などの水辺においては、これまで、「治水」や「利水」のための整備が進められてきたが、「多自然川づくり」や「親水公園の整備」、さらには「親水活動」など、環境に配慮し、親水機能を重視した整備や活動が注目されている。

## 生態系ネットワーク

生物の生息地(コア)間を結ぶ、生物の移動に配慮した連続性のある森林や緑地(コリドー)などがネットワーク化された空間のこと。

※「コア」、「コリドー」を参照。

## 生物多様性

生物多様性には、遺伝子の多様性、種の多様性、生態系の多様性、景観の多様性など様々なものが含まれる。

わが国の生物多様性基本法では、生物の多様性を、「様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること」と定義するとともに、「健全で恵み豊かな自然の維持が生物の多様性の保全に欠くことのできないものである」としている。

## た行

### 多自然型調整池

本来の調整池の機能を満たしながら、より健全な生態系の確立をめざして、適地の選定、景観の形成、水環境の整備などに配慮された調整池のこと。

### 地産地消

「地域生産地域消費」の略で、地域で生産された農産物や水産物を、その地域で消費すること。

近年、消費者の農産物に対する安全・安心志向の高まりなどから、地場産業の活性化や輸送エネルギーの削減を目的に、地方自治体などによる地産地消の推進が行われている。

### ツーリズム

体験型の観光や旅行のこと。

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動であるグリーンツーリズムやアグリツーリズムなどがある。

### ※エコツーリズム

自然環境・歴史文化を破壊せずに、自然や文化に触れ、それを学ぶことを目的としたツーリズム。

「エコツーリズム推進法」(平成19年)においては、「自然環境の保全」、「観光振興」、「地域振興」、「環境教育の場としての活用」を基本理念としている。

## 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区は、都市計画法における地域地区の一つ。

無秩序な市街化の防止、公害または災害の防止、動植物の生育地等となる緑地の保全を目的として指定。

建築物の建築等の行為は現状凍結的に制限される。

## 都市計画公園・都市計画緑地

都市計画法に基づく都市施設で、都市環境の改善、都市の防災性の向上等に寄与する目的で計画的に配置する公園・緑地。

整備後は、都市公園法で告示し、都市計画公園・都市計画緑地であるとともに、都市公園・都市緑地でもある。

## 都市公園・都市緑地

都市公園法に基づく公園・緑地で、国や地方公共団体が設置する。

種別については、60 ページ参照。

## トレイル

「こみち、小道」などのこと。

イギリスの「ナショナル・トレイル」が有名であり、田園地方に広がる踏みならされた小道、庭・公園などの歩道、散歩道をつなぎあわせた道のうち、約 4 千 km を国が認定している。

## は行

### ヒートアイランド現象

都市部の気温が、その周辺の郊外部に比べて異常な高温を示す現象。都市部における平均気温の上昇や熱帯夜の増加、局地的な集中豪雨をもたらす。

都市の気温について等温線を書き入れると、都市の中心部ほど周辺部より気温が高くなっていることから、ヒートアイランド(熱の島)と呼ばれるようになった。

## フトパス

森林や田園地帯、古い街並みなどの、地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くことができるこみちのこと。イギリス発祥。

町田市には、フトパスにふさわしい里山風景、雑木林、田畠、古街道、歴史の面影などが随所に残されており、それらを活用したコースが、22 コース設定されている。

## 壁面緑化（→「屋上緑化」へ）

## ら行

### ランドサット

アメリカ航空宇宙局(NASA)等が打ち上げている人工衛星のこと。種類としては地球観測衛星に当たる。1972 年に 1 号機が打ち上げられて以来、7 号機まで打ち上げられており、撮影された画像は、一般科学のみならず、農業や都市計画、安全保障分野にまで活用されている。

## 緑視率

都市の緑には、都市の熱環境の改善などの物理的效果に加え、人間にとってのうるおい感や安らぎ感を向上するなど、快適性を高める心理的効果があることが指摘されている。

目に見える緑の割合が高い場所ほど、その場所について「安らぎのある」「さわやかな」「潤いのある」と感じる人の割合が高いということもわかっている。

このような日常生活の実感として捉えられる緑の量として、特定方法で撮影した写真の中に占める緑の割合のことをいう。

※緑視率抽出事例(国土交通省)



66 プラザ (緑視率 23%)

メトロハット前 (緑視率 11%)

# 町田市緑の基本計画改定検討委員会について

## 1 町田市緑の基本計画改定検討委員会改定経過

年月日	議題	内容
<b>2009年</b>		
10月3日 (第1回)	(1)町田市緑の基本計画の改訂に向けて	・検討委員からの意見・指摘を踏まえ、町田市緑の基本計画の作成を進める。
	(2)市民アンケート調査表(案)について	・検討委員からの意見・指摘を踏まえ、アンケート調査表の修正を行う。
11月30日 (第2回)	(1)第1回委員会の会議要旨について	・検討委員により了承された。
	(2)市民アンケート調査について	・11月16日に発送したアンケートについて、検討委員により了承された。
	(3)現地視察について	・会議後、町田市内各所を視察した。
<b>2010年</b>		
1月25日 (第3回)	(1)第2回委員会の会議要旨について	・検討委員により了承された。
	(2)第1回委員会での意見に対する対応について	・検討委員からの意見・指摘を踏まえ、アンケート調査結果の分析を進める。
	(3)市民アンケート調査結果について	・検討委員会からの意見・指摘を踏まえ、緑の現状の整理と課題抽出を進める。
	(4)町田市の緑の現状について～緑確保の取り組み～	・検討委員により了承された。
4月26日 (第4回)	(1)第3回委員会の会議要旨について	・検討委員により了承された。
	(2)第3回委員会での意見に対する対応について	・検討委員からの意見・指摘を踏まえ、緑の課題について、再検討、再整理等を進める。
	(3)町田市の緑の課題整理について	・検討委員により了承された。
6月24日 (第5回)	(1)第4回委員会の会議要旨について	・検討委員により了承された。
	(2)第4回委員会での意見に対する対応について	・検討委員からの意見・指摘を踏まえ、緑の将来像、基本方針、施策及び事業について検討を進める。
	(3)町田の緑の将来像等について ①町田の緑の将来像について ②緑の基本方針について ③施策の体系及び施策につながる事業について ④緑の確保目標水準として定める指標の検討について	・緑地確保・整備の優先度評価については、本委員会の学識経験者の方々にヒアリングをしながら検討を進める。

年 月 日	議　題	内　容
9月 2日 (第6回)	(1)第5回委員会の会議要旨について	・検討委員により了承された。
	(2)計画の素案の構成について	・検討委員会からの意見・指摘を踏まえ、素案の構成、緑の将来像、基本方針、施策及び事業について検討を進める。
	(3)町田の緑の将来像と基本方針について	・検討委員会からの意見・指摘を踏まえ、素案の構成、緑の将来像、基本方針、施策及び事業について検討を進める。
	(4)施策を実現するための具体的な事業について	・検討委員会からの意見・指摘を踏まえ、素案の構成、緑の将来像、基本方針、施策及び事業について検討を進める。
10月 12日 (第7回)	(1)第6回委員会の会議要旨について	・検討委員により了承された。
	(2)町田市緑の基本計画の素案について	・検討委員会からの意見・指摘を踏まえ、検討を進める。
<b>2011年</b>		
2月 18日 (第8回)	(1)第7回委員会の会議要旨について	・検討委員により了承された。
	(2)町田市「緑の基本計画 改定(案)」に寄せられた意見について	・検討委員により了承された。
	(3)市長への報告について	・検討委員により了承された。
	(4)市長へ委員会検討結果報告	・検討委員会から市長に報告した。

## 2 町田市緑の基本計画改定検討委員会設置要綱

平成21年10月1日

施行

都市づくり部公園緑地課

### 第1 設置

町田市緑の基本計画の改定に関し検討を行うため、町田市緑の基本計画改定検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### 第2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事項について調査、検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 町田市緑の基本計画の改定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

### 第3 組織

- 1 委員会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、別表に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

### 第4 委員の任期

委員の任期は、委員会が第2の規定による報告をしたときまでとする。

### 第5 委員長等

- 1 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### 第6 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

### 第7 庶務

委員会の庶務は、都市づくり部公園緑地課において処理する。

### 第8 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、2009年10月1日から施行する。

別表(第3関係)

学識経験者	5人以内
東京都都市整備局の職員	1人
東京都環境局の職員	1人
市内関係団体の代表	6人以内
市民のうちから公募したもの	2人以内

### 3 町田市緑の基本計画改定検討委員会委員名簿

委嘱期間 2009年10月13日から2011年3月31日

区分	氏名	所属及び団体名
学識経験者	委員長 かねこ ただかず 金子 忠一	東京農業大学地域環境科学部教授
	副委員長 はやま よしかず 葉山 嘉一	日本大学生物資源科学部准教授
	たぐち あつこ 田口 敦子	多摩美術大学美術学部教授
	あきた のりこ 秋田 典子	千葉大学園芸学部准教授
	いりえ てるあき 入江 彰昭	東京農業大学短期大学部准教授
東京都の職員	ほそかわ たくみ 細川 卓巳	東京都都市整備局都市づくり政策部 緑地景観課長
	かわべ けんいちろう 川辺 健一郎 (第1回～第5回)	東京都環境局自然環境部 緑施策推進担当課長
	じんの みわ 神野 美和 (第6回～第8回)	
関係団体の代表	とくお かずひこ 徳尾 和彦	一般社団法人 町田市観光コンベンション協会事務局長
	やさわ ただし 矢澤 正	町田市農業協同組合 常務理事
	いなき たけし 稻木 健志	町田市町内会・自治会連合会 副会長
	こばやし よしはる 小林 美晴	鶴見川源流ネットワーク 事務局長
	ちやや たつお 茶谷 達雄	特定非営利法人 「みどりのゆび」 副理事長
	かわい ひでじろう 河合 秀二郎	町田地方史研究会 企画委員長
市民公募	みやざき けいすけ 宮崎 啓介	
	おはら ただお 小原 忠夫	

# 町田市緑の基本計画改定庁内連絡会について

## 1 町田市緑の基本計画改定庁内連絡会設置要綱

平成21年11月11日

施行

都市づくり部公園緑地課

注 2008年12月以降の改正沿革のみ登載

### 第1 設置

町田市緑の基本計画の改定に関し、庁内で調整及び協議をするため、町田市緑の基本計画改定庁内連絡会(以下「連絡会」という。)を置く。

### 第2 所掌事務

連絡会は、次に掲げる事項について、調整、協議する。

- (1) 緑の総合的な配置方針に関すること。
- (2) 町田市緑の基本計画を実現するための具体的な施策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

### 第3 組織

- 1 連絡会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長、副会長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### 第4 会長等

- 1 会長は、連絡会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### 第5 会議

- 1 連絡会は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、連絡会に委員以外の者の出席を求めることができる。

### 第6 庶務

連絡会の庶務は、都市づくり部公園緑地課において処理する。

### 第7 委任

この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会に諮つて定める。

#### 附 則

この要綱は、2009年11月11日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、2010年6月1日から施行する。

別表(第3関係)

会長	都市づくり部担当副市長
副会長	都市づくり部長
委 員	政策経営部長
	文化スポーツ振興部長
	経済観光部北部丘陵担当部長
	都市づくり部開発調整担当部長
	政策経営部企画政策課長
	市民部市民協働推進課長
	市民部防災安全課長
	子ども生活部児童青少年課長
	経済観光部産業観光課長
	経済観光部農業振興課長
	環境資源部環境総務課長
	環境資源部環境保全課長
	建設部建設総務課長
	都市づくり部都市計画課長
	都市づくり部まちづくり推進課長
	都市づくり部開発指導課長
	上下水道部上下水道総務課長

## 町田市緑の基本計画2020 一部改訂

発行年月 2016年（平成28年）3月

編集・発行 町田市

都市づくり部 公園緑地課

〒194-8520

町田市森野2-2-22

電話042-722-3111

刊行物番号

15-90

この冊子は、再生紙を使用しています。印刷用の紙にリサイクルできます。